

平成29年第1回山田町議会定例会会議録（第1日）						
招 集 告 示 日	平成29年 2月 8日					
招 集 年 月 日	平成29年 2月13日					
招 集 場 所	山田町役場5階議場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	平成29年 2月13日午前10時00分			議 長	昆 暉雄
	散 会	平成29年 2月13日午前10時58分			議 長	昆 暉雄
応（不応）招議員 及び出席議員並び に 欠 席 議 員 出席 13名 欠席 1名 欠員 0名 凡例 出席 ○ 欠席 △ (不応招) ×	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 の 別	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 の 別
	1	阿 部 幸 一	○	8	関 清 貴	○
	2	田 村 剛 一	○	9	阿 部 吉 衛	○
	3	佐 藤 克 典	○	10	坂 本 正	○
	4	黒 沢 一 成	○	11	菊 地 光 明	○
	5	田 老 賢 也	○	12	山 崎 泰 昌	△
	6	木 村 洋 子	○	13	吉 川 淑 子	○
	7	尾 形 英 明	○	14	昆 暉雄	○
会 議 録 署 名 議 員	6 番 木 村 洋 子		7 番 尾 形 英 明		8 番 関 清 貴	
職務のため議場に出席した者の職氏名	事務局長	白 土 まさ子		書 記	鈴 木 廉 子	
地 方 自 治 法 第 1 2 1 条 により 説 明 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名 凡例 出席 ○ 欠席 △	職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
	町 長	佐 藤 信 逸	○	国保介護課長	甲斐谷 芳 一	○
	副 町 長	甲斐谷 義 昭	○	健康福祉課長	菊 池 ひろみ	○
	副 町 長	鈴 木 裕	○	建設課長	川守田 正 人	○
	技 監	山 下 真 徳	○	建築住宅課長	佐々木 政 勝	○
	総務課長	花 坂 惣 二	○	上下水道課長	佐々木 達 彦	○
	総務課主幹	倉 本 收 郎	○	消防防災課長	上 沢 隆	○
	企画財政課長	上 林 浄	○	教育委員長	山 崎 喜 六	○
	復興推進課長	沼 崎 弘 明	○	教 育 長	佐々木 毅	○
	会計管理者兼 税 務 課 長	昆 秀 樹	○	教育次長	箱 山 智 美	○
	農林課長	古 舘 隆	○	生涯学習課長	白 土 靖 行	○
	水産商工課長	佐々木 真 悟	○			
	町民課長	中 屋 佳 信	○			
議 事 日 程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

平成 2 9 年第 1 回山田町議会定例会議事日程
(第 1 日)

平成 2 9 年 2 月 1 3 日 (月) 午前 1 0 時開議

- ・開 会
- ・諸般の報告
- ・行政報告

- 日 程 第 1 会議録署名議員の指名
日 程 第 2 会期の決定
日 程 第 3 町長施政方針
日 程 第 4 山田町教育行政に関する所信

平成29年 2月13日

平成29年第1回山田町議会定例会会議録

午前10時00分開会

(議事日程等別紙)

午前10時00分開会

○

○議長（昆 暉雄）

定刻になりましたので、平成29年第1回山田町議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員は13名であり、定足数に達していますので、会議は成立しました。

参考までに申し上げます。欠席届の出ている者は、12番山崎泰昌君であります。

なお、本会期中においてやまだ議会だより及び広報やまだ編集のため、議場内での写真撮影、また報道機関の議場内でのビデオカメラ撮影を許可することを申し添えます。

○

○議長（昆 暉雄）

これより直ちに本日の会議を開きます。

○

○議長（昆 暉雄）

諸般の報告を行います。

議会閉会中の動き及び例月出納検査報告の受理、宮古地区広域行政組合議会会議結果の報告、町長提出議案の受理については、お手元に配付した報告書のとおりでございますので、ご了承願います。

続いて、行政報告を行います。

町長。

○町長（佐藤信逸）

行政報告、平成28年第4回山田町議会定例会以降の動向について、次のとおり報告します。

行政報告、事業関係。1、100歳長寿祝金贈呈（山田町社会福祉憲章条例第12条）。期日、平成28年12月22日木曜日。氏名、佐藤ナカ。大正5年12月15生まれ、関口の住所でございます。場所は、宮古第一病院。贈呈者、私でございます。担当課、健康福祉課。

2、平成29年山田町新年交賀会並びに平成28年度山田町町勢功労者表彰式。期日、平成29年1月4日水曜日。場所、山田町中央公民館小ホールでございます。出席者、169名。被表彰者、体育功労2名、文化功労1名、納税功労4名、民生功労1名、統計功労1名。担当課、総務課でございます。

3、平成29年山田町成人式。期日、平成29年1月8日日曜日。場所、山田町中央公民館大ホール。参加者、成人160名、来賓52名。主催、山田町、山田町教育委員会。町関係出席者、私ほかでございます。

す。議会関係出席者、昆議長ほかでございます。担当課、生涯学習課。

行政報告、防災関係。1、災害警戒本部設置。大雪警報。設置期間、平成29年1月21日土曜日8時34分設置、同日13時19分廃止。従事者、災害警戒本部職員。被害、被害なし。

以上でございます。

○議長（昆 暉雄）

以上で諸般の報告及び行政報告を終わります。

○議長（昆 暉雄）

それでは、これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、山田町議会会議規則第114条により、6番木村洋子さん、7番尾形英明君、8番関清貴君、以上3名を指名します。

○議長（昆 暉雄）

日程第2、会期の決定をお諮りします。

お手元に配付の日程表のとおり、本定例会の会期は本日2月13日から3月10日までの26日間としたいと思いますが、これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、会期は本日から26日間に決定しました。

○議長（昆 暉雄）

日程第3、町長施政方針を行います。

町長。

○町長（佐藤信逸）

施政方針。

本日、平成29年第1回山田町議会定例会の開会を迎え、新年度予算案並びに諸議案のご審議をお願いするに当たり、町政運営に関する私の所信の一端と、山田町総合計画、復興計画の中から、主要施策の概要を簡潔に申し述べ、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

初めに、私は昨年7月、山田町長として2期目の町政を担わせていただくことになりました。28年第3回定例会の所信表明の中で述べた私の公約については、現任期における町政運営の基本的な考え方となるものであります。

私の政治理念として掲げる「思いやりのある政治」を実行し、「自立性」「将来性」「独創性」の3原則を意識しながら、穏やかな幸せのある山田町の未来に向けて政策を進めてまいります。

復興計画に位置づけた再生期の最終年度に当たる我が町のこの1年間は、次の発展期というステージへ向けて、町としてのさまざまな決断はもちろんのこと、生活の基盤となる住居、店舗、事業所等の本設移転においても、町民の皆様の大きな決断が必要になる大変重要な年であります。

このことを踏まえ、復興関連業務を着実に進めながらも、刻々と変わる行政ニーズを的確に捉え、そのニーズに対応しながら、住民サービスの向上を図るために、町の組織機構の見直しを行います。

企画財政課と復興推進課を再編し、財政課と復興企画課を新設、復興事業と未来のまちづくりにおける政策立案を復興企画課で行うとともに、同課に被災者再建支援室を設置し、各種支援制度の受け付け、相談窓口を一本化いたします。また、少子高齢化時代に向けて、より柔軟に対応していくため、現在の健康福祉課と国保介護課を再編し、健康子ども課、長寿福祉課を新設いたします。

限られた人員の中で最大の効果を発揮する組織体制を整え、議員各位、そして関係機関と町民の皆様が一体となった「チームやまだ」として、総合計画に示す町の目標、「個性豊かに ひとが輝き まちが潤う 山田町」の実現に向け、一步一步取り組んでまいります。

以下に、それぞれの分野において29年度に展開する主要な施策について申し述べます。

復興事業についてであります。

東日本大震災の復旧・復興対策として、これまで計17回、復興交付金事業計画書を国へ提出し、第16回申請分までの事業費ベースで約1,220億円が配分されました。

陸中山田駅前の中心市街地エリアでは、昨年7月に「ふれあいセンター」が、11月には「まちなか交流センター」と共同店舗棟が相次いでオープンし、その周辺では戸建て店舗の建築が順次開始されるなど、なりわいの再生に向けた取り組みの姿が目に見えてまいりました。

山田中学校に隣接する公共防災エリアでは、昨年9月に県立山田病院が再建し、隣接する山田消防署と山田交番の建設用地についても、間もなく造成工事が完了し、引き渡しの段階に入ります。

宅地整備については、残る山田地区の高台住宅団地とかさ上げ地を来春の完成を目指して造成工事を進めるとともに、市街地の再編に伴う周辺道路や生活関連施設の整備など、復興まちづくりの完遂に向けて、さらなる事業の進捗を図ってまいります。

被災者の生活支援についてであります。

被災者の自立再建につきましては、その再建方法に応じて、「被災者住宅再建支援事業」、「住宅自力再建者支援事業」、「生活再建住宅支援事業」などで支援してまいります。この生活再建の支援に係る相談窓口については、冒頭申し述べたとおり、新設した復興企画課に一本化し、その業務に当たってまいります。

それぞれの環境で生活する仮設住宅入居者及び公営住宅入居者等を訪問し、心身の健康状態の把握に努めるとともに、健康座談会を開催するなど、心と体の健康づくりを推進してまいります。

健康と福祉の充実についてであります。

「第2期健康やまだ21プラン」の重点目標である「脳卒中発症予防」、「健康寿命の延伸」、「肥満の予防と減少」を達成するために、「脳卒中予防事業」、「糖尿病予防事業」等を展開するとともに、住民健診において「推定塩分摂取量検査」を実施し、町民の健康増進のため、健康づくり事業を推進してまいります。

県立山田病院については、町民がさらに安心して医療サービスを受けられるよう、診療体制の充実と医師確保のため、招聘活動を継続するとともに、県医療局とも連携し取り組んでまいります。

国民健康保険事業については、構造的な問題に加え、震災後の特殊事情により、引き続き厳しい財政状況にあります。また、30年度の国民健康保険広域化を控え、その改善が必要とされているところであります。このことを踏まえ、これまでの医療費適正化対策などの医療費抑制策を推進するとともに、財政基盤の安定化のためにも、被保険者の皆様にご負担の増額をお願いいたしたく、本定例会において保険税率改定に係る条例改正案をご審議いただくこととしております。

乳幼児児童生徒、妊産婦、重度心身障害者、ひとり親家庭などに対する各医療費助成事業は、継続して実施してまいります。

高齢者が地域で安心して暮らせるよう、互いに支え合う地域づくりを推進し、「介護予防・日常生活支援総合事業」「医療と介護の連携推進」「認知症高齢者への支援強化」「生活支援体制整備」により、日常生活が包括的に提供される「地域包括ケアシステムの構築」に向けて、継続的に取り組んでまいります。

結婚支援と子育て支援についてであります。

新婚夫婦の住まいへの支援に対し、「結婚新生活サポート事業」の創設、不妊治療に係る「特定不妊治療費助成事業」の継続など、結婚・妊娠・出産・子育てをする世代がこの町で安心して希望を持って生活ができるよう支援してまいります。

新年度から「子育て世代包括支援センター」を立ち上げ、妊娠期から子育て期にわたるまでの総合的相談支援を実施し、育児の不安解消や孤立化の防止、児童虐待の予防等を図ってまいります。

住民主体のまちづくりについてであります。

自治会等が創意と工夫により行う地域活動を支援するため「住民協働推進支援事業」を実施し、その活動について今後も補助してまいります。

災害公営住宅等における新たなコミュニティーづくりについては、そのきっかけづくりに取り組み、住民が主体となった活動につながるよう支援してまいります。

交通網についてであります。

三陸沿岸道路については、災害時に強い道路の整備を目的として、かつてないスピードで事業が進められており、これまで全区間の約9割の区間で開通見通しが公表されております。「山田宮古道路」においては各トンネル工事が終了し、今後は舗装や防護柵等の仕上げ工事が行われ、29年度には山田

インター、宮古南インター間が開通する見込みとなっております。

県道の整備に関しましても、主要地方道重茂半島線は重茂半島を周回する唯一の生活道路であり、大沢・浜川目工区を本町の整備区域として工事が行われております。27年度から掘削工事が始まった（仮称）大沢トンネルは、1月に貫通し、整備が着々と進められております。また、一般県道宮古山田線は、三陸沿岸道路の（仮称）山田北インターへのアクセス道路として、橋梁工事や道路改良整備が進められております。

町道の整備については、細浦・柳沢線のトンネル掘削工事に本格着手してまいります。また、織笠、草木地区を結ぶ道路整備や、豊間根小学校に隣接する豊間根・関口線の歩道整備については、29年度の完成を目指して進めてまいります。

各地域から要望の多い町道の維持補修については、その緊急性、必要性などを考慮しながら、安全な道路施設の管理に努めてまいります。街路灯については、防犯上の観点からも夜間の道路環境に配慮し、必要な箇所に設置してまいります。橋梁補修については、「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、豊間根の長内橋の補修工事に着手いたします。

三陸鉄道に移管されるＪＲ山田線については、県、関係自治体と連携し、ＪＲ東日本からの移管協力金の有効活用を図りながら、将来の設備投資や営業経費を踏まえた自治体負担のあり方、通学及び通院利用者への運賃激変緩和措置や利用促進といった具体的な取り組みなど、持続可能な運営を実現するため、引き続き協議を重ねてまいります。

また、陸中山田駅舎の再建については、鉄道利用者数を想定しながら、コンパクトな中にも利便性に配慮するとともに、山田町の玄関口としての機能をあわせ持った駅となるよう、検討を進めてまいります。

路線バスについては、復興事業の進捗に伴い、今後さらに市街地の再編と仮設住宅の集約が進むことから、岩手県北バスなど関係機関と協力しながら、利用状況を把握し、必要に応じて運行経路の見直しを図るなど、利便性と効率性を考慮した適切な路線運行の確保に努めてまいります。

住環境の整備についてであります。

高台住宅団地やかさ上げ地は、28年度で大沢地区、織笠地区、船越・田の浜・大浦地区の整備が完了となり、土地の引き渡しを進めております。山田地区については、第1団地、第3団地及びかさ上げ地の造成工事を進め、29年度の完成を目指してまいります。

住宅再建については、より多くの方に自力再建をしていただけるよう、町内業者で組織した山田型復興住宅協議会が提案する「山田型復興住宅」について、協議会と協力しながら周知に努めてまいります。

災害公営住宅については、将来の住宅事情等も見据え、その希望戸数を把握し、整備戸数の調整を図りながら、円滑な入居が行われるよう進めてまいります。29年度においては、長崎第2団地、船越第1団地、田の浜団地が完成いたします。また、飯岡団地は30年度の完成を目指してまいります。

応急仮設住宅については、「応急仮設住宅集約化計画」に基づき、既に入居者への説明を行った29年度撤去予定の6団地についての円滑な移転の支援に努めるとともに、30年度撤去予定の7団地についても、順次説明と住宅再建意向の確認により調整を行ってまいります。

上下水道についてであります。

水道事業については、安全で安心できる良質な水道水の安定供給、効率的な経営及び施設の維持管理に努めてまいります。豊間根地区の水源地には、紫外線滅菌処理施設を29年度で整備いたします。被災した水道施設については、山田地区の土地区画整理事業区域内の配水管布設など、復興事業に沿った施設整備を進めてまいります。

下水道事業については、供用している処理区内は引き続き適切な維持管理と効率的な経営に努めてまいります。現在整備中の山田処理区内は、管渠整備を実施して、処理区域の拡大を図ってまいります。また、新たな制度として、水洗化の普及促進を図るため、供用から3年以内の下水道接続工事に對し補助を行ってまいります。下水道事業計画処理区域外では、浄化槽の設置補助を行い、普及促進に取り組んでまいります。

新斎場の建設についてであります。

新斎場の建設については、30年4月の供用開始を目指し、造成工事、建築工事を進めてまいります。利便性や周辺環境との調和を図り、厳粛な中にも安らぎを感じられる施設となるよう整備に努めてまいります。

水産業の振興についてであります。

主要養殖物であるカキ、ホタテについては、漁協と連携して付加価値の向上に努めるとともに、殻つきカキについては、物産展など各種イベントを通じてブランドの再生に取り組んでまいります。

また、磯根資源の回復と漁業所得の向上を図るため、漁協が行うアワビ、ナマコの種苗放流事業に対する全額補助を継続してまいります。

漁家経営の安定を図るため、制度資金に対する利子補給や漁業共済掛金に対する助成を継続するとともに、「漁具等倉庫復旧整備支援事業」により、漁業者のなりわい再生を支援してまいります。

漁業担い手の確保・育成については、引き続き「豊かな浜の担い手育成支援事業」により、漁業後継者や新規就業者に対し助成を行うほか、昨年3月に設立された漁業就業者育成協議会の活動を通して、漁業体験の実施や新規就業者の受け入れ体制の整備を進めてまいります。

町営小谷鳥漁港の災害復旧事業については、昨年の台風10号により被災した箇所も含めて、29年度内の完成を目指してまいります。

水産加工業については、引き続き「水産業共同利用施設復興整備事業」により、施設整備や設備導入に対する助成を行うほか、食品関連バイヤー等との商談・交流の機会を提供し、販路開拓を支援してまいります。

農林業の振興についてであります。

農業については、町の「農業経営基盤強化に関する基本構想」で示す10年後の農業経営の目指すべき目標に近づけるため、関係機関とともに農家の所得向上につながるよう、農地中間管理事業等に取り組んでまいります。

また、多面的直接支払制度により農地を保全するとともに、農業委員会、農地中間管理機構と一体となり、農地の集積、遊休農地の解消を推進してまいります。

「農村地域復興再生基盤総合整備事業」により進めている山田北地区荒川工区については、29年度の事業認可及び工事着手を目指すとともに、豊間根工区については面工事が全域で完了することから、関係機関と連携して営農を支援してまいります。

なお、被災農地については、被災地区の全工区で面工事が完了したことから本格的な営農再開がなされており、今後農地利用の集積を進めてまいります。

林業については、山田町森林整備計画に基づき、持続可能な民有林の森林整備を進めてまいります。また、町有林は、森林資源を最大限に有効利用するため、計画的かつ効率的な主伐、間伐及び造林に取り組むとともに、分収林契約等の森林については相手方と協議の上伐採を進めてまいります。

商工業の振興についてであります。

商業については、山田町商工会や共同店舗棟建設運営会社、各商業者グループなど関係団体と協働して、共同店舗棟と交流施設がオープンした中心市街地エリアを核とした商業地の形成、にぎわいの創出に向けた取り組みを進めてまいります。また、中心市街地に設定した復興特区制度により、産業集積区域内に立地する事業者の税制上の特例措置が受けられるメリットを生かしながら、町中心部の活性化を図ってまいります。

被災事業者の本設については、山田地区のかさ上げ地等の引き渡しも始まることから、速やかに再建ができるよう山田町商工会とも協力して、グループ補助や中小企業被災資産復旧事業費補助、岩手県東日本大震災復興資金とその利子補給等、各種制度の活用を促し、営業の再開を支援してまいります。

ふるさと応援寄附の返礼品として贈る「ふるさと特産品」は、新たな本町のファンの獲得と特産品需要の拡大につながるよう、引き続き取り組んでまいります。

観光の振興についてであります。

観光振興については、複合型産業として町内各産業が活性化するようなメニューを創出し、官民・業種を問わず、連携・協働しながら、町の観光資源を磨き上げていく必要があります。

昨年7月に設立した山田町体験観光推進協議会を中心として、町民が活躍できる体制を構築するとともに、本町の自然資源や文化、人の魅力を生かした体験観光プログラムの充実を図り、山田町らしい観光を町内外に発信してまいります。

浦の浜海水浴場は、29年度から砂浜とトイレ・シャワー棟の供用を開始する予定であることから、シーカヤックなどマリレジャーの普及とあわせて利用促進を図ってまいります。荒神海水浴場につ

いては、環境省による休憩所などの施設復旧が完了したことから、さらに快適な利用環境の提供に努めてまいります。

観光協会が行う誘客のための取り組みについて、引き続き運営体制の強化を支援するとともに、同協会が運営を担う「かき小屋」や観光物産館「とっと」についても、PRに努めながら利用促進を図ってまいります。

消防・防災対策についてであります。

昨年の台風10号は、観測史上初となる東北太平洋側からの上陸であり、県内において甚大な被害が発生したほか、近年全国各地においても大規模災害が発生しております。このような状況に対応するため、町民の皆様のさらなる防災意識の高揚を図っていく必要があります。総合防災訓練などを通じ、日ごろから防災、減災意識の共有を図り、町民一人一人がみずからの生命はみずからで守る自助意識を醸成し、避難支援に必要な共助、公助の体制を構築してまいります。

また、大規模災害時に備え、当面の被災者生活を支えるため、備蓄倉庫のほか必要な物資について整備してまいります。

織笠漁港海岸防潮堤の復旧は、全体計画のうち北側工区が完了し、残りの南側工区については30年度の完成を目指しております。また、県管理の漁港海岸防潮堤や浦の浜地区、小谷鳥地区の農地海岸堤防については、早期完成に向け、県と連携を図ってまいります。

田の浜地区津波防災緑地は、津波浸水の被害を最小限にとどめる役割を果たす二線堤として整備を進めてまいります。

防災行政無線については、デジタル改修を完了させるとともに、新たに整備された復興住宅団地に屋外拡声子局の新設を行い、難聴の解消に努めてまいりました。引き続き、新たに整備される復興住宅団地等に順次屋外拡声子局の設置を進め、情報伝達の迅速化に努めてまいります。

雨水排水対策として整備を進めている豊間根地区の排水路整備は、堂ヶ鼻地区の工事に着手してまいります。

学校教育についてであります。

町の復興、そして将来を担う子供たちに対して、一人一人の基礎学力を保障し、「わかった」を実感できる授業を展開することで、学習指導要領の理念が目指す「生きる力」を具現化した資質・能力の育成を図ってまいります。

また、新たな取り組みとして、町の奨学金制度を見直し、完全給付型への制度改正を決断いたしました。山田町育英会並びに田代英雄奨学基金について、復興計画の最終年度に当たる32年度までの期間限定で返還不要の給付型とし、意欲と能力のある子供たちの大学等への進学を強力にサポートし、復興と未来を託す若者の人材育成を進めてまいります。

学校給食センターについては、32年までの完成を目指しており、29年度においては設計業務委託等を実施してまいります。

学校におけるいじめ問題については、「山田町いじめ防止基本方針」に基づき、いじめ防止の対策を総合的かつ効果的に推進してまいります。

学校の統廃合については、子供を取り巻く環境の変化に鑑み、保護者や地域住民と今後の教育のあり方について意見交換する機会を持ち、慎重に検討してまいります。

生涯教育についてであります。将来の町を担う子供たちに、海・山・川などの自然の恵みや、ふるさと山田の歴史・郷土芸能などを紹介するリーフレットを作成し、山田の魅力を伝えてまいります。

老朽化が進んでいる各地区の集会施設については、継続して適正な維持管理に努めていくとともに、高齢者や障害者に優しい施設となるよう、「コミュニティセンター等集会施設トイレ改修事業」を実施してまいります。

「山田町ふれあいセンター」は、町民の誰もが気軽に利用でき、教養と知識の習得の場、交流や憩いの場として昨年7月に開所しました。今後も図書の企画展や各種イベント、講座等を開催するなど、魅力あふれる施設となるよう努めてまいります。

町民総合運動公園ラグビー・サッカー場については、「人工芝改修事業」を実施してまいります。当初予算編成についてであります。

29年度一般会計当初予算案については、本会議でご審議をいただくこととなりますが、新年度もこれまでに引き続き復旧・復興事業の推進に向け、359億円を超える巨額の予算編成となっております。

本町は、これまでのところ財政の健全性は保たれていると認識しておりますが、今後も将来に向けて過重な負担を残すことのない健全な財政運営に配慮しつつ、着実な復興の進展と総合計画に基づく事業の展開に全力で取り組んでまいります。

終わりになりますが、以上29年度における主要な施策について申し述べてまいりました。

26年度から29年度までは、山田町復興計画の中で再生期として位置づけており、新たな年度は来る発展期に向けての大きな節目となる1年となります。

私が常に職員に言っていることの一つに、「我々が今取り組んでいる仕事は、多くの難題は常に降りかかってくるが、未来永劫に続くまちづくりという大きな任務をさせていただいていると思えば、日々の苦労も喜びに変わる」ということであります。

また、多くの英知を集めて作成した山田町総合計画についても、発展期を見据えたものとしてしっかりと進めなくてはなりません。

震災の中、子育て世帯においては、自宅再建など多くの出費が考えられます。地方の再生には、最終的には教育が大きな比重を占めることになります。国家百年の計は教育にありと言っても過言ではありません。そこで、当町では新たに完全給付型の奨学金を始めます。将来、町の奨学金で育った子供たちが次のこの町を担うことを期待したいと思います。

我がふるさは、幾多の困難を乗り越えてきた先人から受け継いだものであると同時に、将来を担う子供たちからの大いなる責務を負っているとも言えます。このことにしっかりと応えることが今我々

に課せられているのです。

再生期の最終年度である本年を職員一人一人の力を結集して、「チームやまだ」として復興に邁進したいと考えております。

町民並びに議会の皆様方におかれましては、一日も早い復興に向けて、広い観点からのご判断のもと、ご協力を心よりお願い申し上げます。施政方針とさせていただきます。ありがとうございます。

○

○議長（昆 暉雄）

日程第4、山田町教育行政に関する所信を行います。

教育委員長。

○教育委員長（山崎喜六）

山田町教育行政に関する所信。

平成29年第1回山田町議会定例会が開催されるに当たり、教育行政施策について所信を申し上げます。

教育行政の基本的な考え方については、第10次山田町教育振興基本計画の基本目標である「一人ひとりが学び 光り輝く やまだ 人づくり」に沿って、全ての町民が生涯にわたって生き生きと学び、活動することができるように諸施策の推進に努めてまいります。

以下、教育行政の施策の概要について、具体的な項目に従って、その考えを申し上げます。

第1に「生涯学習の推進」についてであります。

近年、グローバル化の進展などにより、社会情勢の変化が激しく、一人一人の価値観が多様化しています。そのために、いつでも、どこでも、自分に合った手段や方法で学ぶことができるよう、小・中学校、公民館、図書館、各種関係機関との連携を一層強化するとともに、生涯学習に関する情報の提供を行い、多様化する生涯学習の環境に対応するよう努めてまいります。

第2に「復興教育の推進」についてであります。

山田町の復興と将来のまちづくりを担う子供たちが震災を乗り越え、未来の夢と希望を実現できるように、いわて復興教育の3つの教育的価値である「いきる」「かかわる」「そなえる」を柱とし、学習指導要領の理念が示す「生きる力」の具現化を引き続き図ってまいります。

また、このことを進めていくためには、家庭や地域との連携・協働による学校経営を推進し、幼児・児童生徒の発達段階や地域の実態を踏まえ、創意工夫を生かした特色ある教育活動の一層の充実に努めてまいります。

そこで、具体的には以下を重点として取り組んでまいります。

1点目は、「いきる」ということについてです。

自他ともに、全ての生命がかけがえのないものであることを実感できるよう、学校教育全体の中で、命の大切さについて引き続き指導してまいります。

また、「いきる」ための基本として、これまでも重点的に取り組んできた「早寝・早起き・朝ごはん」の励行を図り、児童生徒一人一人の家庭環境や生活習慣を把握しながら、寄り添った指導を進めてまいります。

心のケアについては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を積極的に活用し、心のサポートや多様化するニーズにきめ細やかに対応してまいります。また、関係機関やスクールカウンセラーと連携しながら、一貫性のある指導に努め、組織的な対応を図ってまいります。

配慮の必要な児童生徒に対しては、引き続き各学校に学校支援員を配置するとともに、教育相談室の機能を生かしながら寄り添った指導を行ってまいります。

また、児童生徒の学校不適応や問題行動の未然防止と早期の発見・対応・解決に努めてまいります。

2点目は、「かかわる」ということについてです。

子供たちが家族の一員としての自覚を持つとともに、社会のために役立ち、自分が価値ある存在であることを実感できるよう指導してまいります。また、仲間や地域住民とのつながりを大切にし、互いに支え合いながらコミュニケーション能力を高められるような活動を重視してまいります。

具体的には、各校において道徳教育を中心とする教育活動全体を通じて、児童生徒の思いやりの心や規範意識、協調性、責任感など、豊かな人間性の育成が図られるよう、教育活動を行ってまいります。また、総合的な学習や学校行事などでは、地域住民との触れ合いや職場体験活動を行うなど、地域社会とかかわり合いながら、キャリア教育の充実を図ってまいります。

さらに、「いのちと心を育む連絡協議会」では、標語コンクールや児童生徒の主体的な活動を通じて、学校と家庭・地域がかかわりを持ちながら、自他の命を大切にしようとする態度を育成してまいります。

3点目は、「そなえる」ということについてです。

学校安全の充実を図るため、各校で作成している学校危機管理マニュアルの内容を津波だけではなく、台風を含めた大雨・洪水等の災害を想定し、いかなる状況にあっても自分の命を守るために必要な「状況に応じて主体的に行動する態度」の育成に取り組むなど、より実践的、効果的なものになるように努めてまいります。

第3に「学校教育の充実」についてであります。

1点目は、「学力の向上」についてです。

学びの目的を明確にした「わかる授業」の確立が求められています。全ての児童生徒が「わかった・できた」を実感できるように、学校と教育研究所が連携しながら、授業力の向上を図ってまいります。

また、町の学力検査や各種調査等を生かして、子供たちの課題を分析し、学力の向上に努めてまいります。

2点目は、「いじめ対策」についてです。

いじめ問題については、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、さまざまな活動に取り組める

よう、教育活動全体を通じて、いじめはどんな理由があろうとも決して許されるものではないという毅然とした姿勢のもと、いじめのない学校づくりを進めてまいります。

各校では、「いじめ防止基本方針」について随時見直しと確認を行いながら、いじめの未然防止、早期発見・早期解決に努めてまいります。

また、教育研究所の学校調査の実施により児童生徒の意識を把握し、実態に即した心の教育を推進してまいります。

3点目は、「奨学金制度」についてです。

意欲と能力のある子供が経済的な理由により進学を断念することがないように、町で実施している貸与型の奨学金制度を返還不要な給付型へと移行し、進学を後押ししたいと考えております。復興計画の最終年度に当たる32年度までの期間限定となりますが、経済的負担の軽減と将来を担う人材の育成が図られるよう努めてまいります。

4点目は、「学校給食センターの建設」についてです。

学校給食センターについては、32年までの完成を目指し、建設業務委託等を実施するとともに、建設工事に向けて国や県を初め関係機関等と協議を進めてまいります。

5点目は、「学校の統廃合」についてです。

子供を取り巻く環境の変化に鑑み、「目指す子どもの姿」や「教育環境の充実」等、今後の教育のあり方について、保護者や地域住民と意見交換する場を持ちながら慎重に検討してまいります。

第4に「社会教育の推進」についてであります。

町民一人一人が生涯にわたって主体的に参画できる「学びの場づくり」を推進するため、たんぼば学級、各小中学校での家庭教育学級、世代間交流、講演会、各種講座など、多様な学習機会を提供しながら、町民の学習意欲を高めてまいります。

各地区の教育振興運動の実践活動についても、関係機関と連携しながら引き続き推進に努めてまいります。

海・山・川などの自然の恵みや、ふるさと山田の歴史・郷土芸能などを紹介するリーフレットを作成し、次世代の子供たちに山田の魅力を伝えてまいります。

山田町ふれあいセンター及び図書館については、町民の誰もが気軽に利用でき、知識と教養の習得の場、交流や憩いの場として、多くの方々に愛着を持ってもらえるよう、季節的なイベントや工作教室、図書企画展などを開催するとともに、多様な学習機会の提供を行い、魅力ある施設づくりに努めてまいります。

第5に「スポーツの振興」についてであります。

いわて国体の成功を契機に、スポーツに対する関心も高まってきたことから、より多くの町民が日常的にスポーツに親しむことができるよう、学校開放施設や復旧したB&G海洋センター、勤労者体育センターを活用しながら、各種スポーツ教室や大会等を実施してまいります。

また、競技スポーツの振興については、各団体における選手・指導者の育成が図られるよう、引き続き体育協会やスポーツ団体などの活動に対し助成を行ってまいります。

町民総合運動公園ラグビー・サッカー場については、JFAサッカー施設整備助成金、スポーツ振興くじ助成金を活用しながら、「人工芝改修事業」を実施してまいります。

第6に「文化の振興」についてであります。

芸術文化活動については、小学生を対象とした青少年劇場の開催、町内芸術文化団体による出前講座や各種発表会の開催支援など、創造する喜びと楽しみを体感できる機会を提供してまいります。

町民芸術祭は、町内芸術文化団体等が日ごろの活動の成果を展示したり、発表したりする場であることから、今後も幅広い世代が参加し、交流できるよう、内容の充実に努めてまいります。

また、郷土芸能や文化財については、貴重な歴史遺産として後世に伝えるよう、その保護と継承に努めてまいります。

岩手県指定文化財の房の沢古墳群出土品は、再保存処理を実施するとともに、安定した保存環境の整備を図ってまいります。

復興事業などに関係する埋蔵文化財包蔵地の発掘調査については、本調査で得られた出土品や諸記録の整理作業を進めてまいります。

鯨と海の科学館については、施設の復旧と収蔵資料の登録整理がほぼ終了したことから、今後は周辺環境の状況を見ながら、早期に再開館できるよう努めてまいります。

以上、29年度の主要な施策について申し上げます。

子供からお年寄りまで、全ての町民が生きがいを感じながら学び続けられるよう、学校・家庭・地域・関係機関とより一層連携し、施策の推進に全力で取り組んでまいります。

今後とも町長部局と教育委員会が緊密な連携のもとで、教育政策の方向性を共有し、施策を実施してまいります。

町民並びに議員の皆様方の深いご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げ、教育行政に関する所信といたします。ありがとうございました。

_____ ○ _____

○議長（昆 暉雄）

以上で本日の日程は全て終了しました。

ここで申し上げます。あす14日から3月1日までは休会とします。

なお、一般質問の受け付けは、あすから17日までの4日間となりますので、一般質問を行う議員は通告書を議長に提出願います。

それでは、これをもって散会いたします。

午前10時58分散会

平成29年第1回山田町議会定例会会議録（第18日）									
招 集 告 示 日		平成29年 2月 8日							
招 集 年 月 日		平成29年 2月13日							
招 集 場 所		山田町役場 5階議場							
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告		開 議	平成29年 3月 2日午前10時00分				議 長	昆 暉雄	
		散 会	平成29年 3月 2日午後 3時31分				議 長	昆 暉雄	
応（不応）招議員 及び出席議員並び に 欠 席 議 員 出席 14名 欠席 0名 欠員 0名 凡例 出席 ○ 欠席 △ (不応招) ×		議 席 番 号	氏 名		出 席 等 の 別	議 席 番 号	氏 名		出 席 等 の 別
		1	阿 部 幸 一		○	8	関 清 貴		○
		2	田 村 剛 一		○	9	阿 部 吉 衛		○
		3	佐 藤 克 典		○	10	坂 本 正		○
		4	黒 沢 一 成		○	11	菊 地 光 明		○
		5	田 老 賢 也		○	12	山 崎 泰 昌		○
		6	木 村 洋 子		○	13	吉 川 淑 子		○
		7	尾 形 英 明		○	14	昆 暉 雄		○
会議録署名議員		6番 木 村 洋 子			7番 尾 形 英 明		8番 関 清 貴		
職務のため議場 に出席した者の 職氏名		事務局長		白 土 まさ子		書 記		鈴 木 廉 子	
地 方 自 治 法 第 1 2 1 条 により 説明のため出席 した者の職氏名 凡例 出席 ○ 欠席 △		職 名	氏 名		出欠	職 名	氏 名		出欠
		町 長	佐 藤 信 逸		○	国保介護課長	甲斐谷 芳 一		○
		副 町 長	甲斐谷 義 昭		○	健康福祉課長	菊 池 ひろみ		○
		副 町 長	鈴 木 裕		○	建設課長	川守田 正 人		○
		技 監	山 下 真 徳		○	建築住宅課長	佐々木 政 勝		○
		総務課長	花 坂 惣 二		○	上下水道課長	佐々木 達 彦		○
		総務課主幹	倉 本 收 郎		△	消防防災課長	上 沢 隆		○
		企画財政課長	上 林 浄		○	教育委員長	山 崎 喜 六		○
		復興推進課長	沼 崎 弘 明		○	教 育 長	佐々木 毅		○
		会計管理者兼 税 務 課 長	昆 秀 樹		○	教育次長	箱 山 智 美		○
		農林課長	古 舘 隆		○	生涯学習課長	白 土 靖 行		○
		水産商工課長	佐々木 真 悟		○				
		町民課長	中 屋 佳 信		○				
議 事 日 程		別紙のとおり							
会議に付した事件		別紙のとおり							
会 議 の 経 過		別紙のとおり							

平成 2 9 年第 1 回山田町議会定例会議事日程
(第 1 8 日)

平成 2 9 年 3 月 2 日 (木) 午前 1 0 時開議

日 程 第 1 一般質問

平成29年 3月 2日

平成29年第1回山田町議会定例会会議録

午前10時00分開議

(議事日程等別紙)

午前10時00分開議

_____ ○ _____

○議長（昆 暉雄）

ただいまの出席議員は14名であり、定足数に達していますので、会議は成立しました。

ここで執行部側の欠席者を申し上げます。倉本総務課主幹は、公務出張により欠席する旨届け出があったことを報告します。

また、健康上の理由により議場へのペットボトル持ち込みを許可したことを申し添えます。

_____ ○ _____

○議長（昆 暉雄）

それでは、これより直ちに本日の会議を開きます。

_____ ○ _____

○議長（昆 暉雄）

日程第1、一般質問を行います。

質問の許可は、通告順に行います。

なお、本定例会の質問時間は、山田町議会先例74により25分であることを申し添えます。

それでは、11番菊地光明君の質問を許可します。11番。

○11番菊地光明議員

11番、新生会、菊地光明です。通告により壇上より質問いたします。

1点目、道路整備について。林道赤松線について、町道認定をして整備する考えはないのか。

2点目、昨年3月議会において、国道45号大沢新開地地区から山谷方面に向かった右側への歩道設置について、三陸国道事務所に対し設置要望はしているし、今後も継続して要望していくと回答を得ました。その後、1年間の要望活動と経過はどうなっているのか。

また、新開地地区と国道45号の交差点について、現在の押しボタン式信号機ではなく、正規の交差点用信号機と歩道の設置を三陸国道事務所に要望して、地区住民の安全を確保すべきであると思うが、どうか。

3番目、町内の国道45号の切りかえ工事は終了したようだが、街灯の不足が目立つ。今後の設置計画について示してください。

4番目、国道開通とともに長崎地区から国道と交差する箇所の町道は渋滞が激しい。左折レーンか

右折レーンが必要と考えるが、整備計画はどうなっているのか。

2 番目、土地利用について。日向脇地区と早川地区の土地利用計画について示してください。

2 番目、昨年 3 月議会において田の浜地区の土地利用については、土地交換による土地集約、それと並行して漁協、自治会などの意見を聞きながら計画策定を進めると回答をもらいました。1 年たちますが、その後の経過と計画策定について示してください。

3 番目、各地区の高台団地造成も進み、移転が進んでいる。造成した土地については、1 筆ごとに調査していると思いますが、擁壁の高さが 1 メートルを超える宅地は何筆あるのか。その場合、個人で擁壁をつくる方々への補助はどうなっているのかを示してください。

6 次産業化について。昨年 12 月議会において、今後町内 4 地区の産直、荒川加工組合、白石生産組合、豊間根産直、道の駅やまだと話し合っていくとの回答があったが、その後話し合いをしたのか。また、各産直からの要望等はあったのか教えてください。

白石地区については、特に生産組合が事業を計画、実施するに当たり、この取り組みに協力すると回答を得ていますが、その後の経過について示してください。

観光振興について。昨年の 3 月議会で荒神海水浴場から NHK ラジオ中継局までの道路の概略設計業務を発注しており、その結果を踏まえ、整備手法等について検討すると回答があったが、その結果はどうなっているのか。

陸中山田駅の再建について、山田町の観光発信の中心と考えた場合、観光物産館やインフォメーションセンターを備えた観光拠点として整備する必要があると考えるが、どうか。

今後の観光振興と文化財との融合を考えた場合、船越半島の小田の御所遺跡の発掘調査を実施して、荒神海水浴場と一体的に観光推進すべきではないかと考えるが、どうか。

スポーツの振興について。今後の当町の競技スポーツ向上のためにも、ラグビーサッカー場の人工芝化については敬意を表します。そこで伺います。現在町内のスポーツ関係で競技人口も多く、また競技力向上のためのスポーツ教室に力を入れているのはテニス競技であります。総合運動公園のテニス場は全天候型であります、山田中学校のテニス場は昔のままであります。これを機会に全天候型に更新してはどうか。

昨年の 3 月議会において、B & G 海洋センター育成士の養成について検討していくと回答を得ました。そこで伺います。1 年間で何人育成士の養成ができたのか。

これまでに資格失効した育成士は何人いて、そのうち何人について登録更新ができたのか。

再研修が必要な育成士は何人いて、そのうち何人が再研修を受けたのか。

3 番目、国体のレガシーをどのような形で今後のスポーツ振興につなげようとしているのか。また、スポーツ、文化と観光の融合をどのようにつなげていくのかを示してください。

海外派遣について。ジュニア海外派遣について、昨年の実績と結果を踏まえ、今後の方針について示してください。

○議長（昆 暉雄）

答弁を求めます。町長。

○町長（佐藤信逸）

菊地議員のご質問にお答えさせていただきます。

1点目の道路整備についてお答えします。1つ目の林道赤松線についてですが、この路線は東日本大震災の際、寸断された山田地区と織笠地区を結ぶ路線として重要な役割を果たしました。この震災を契機に、復興事業により地域間を結ぶ新たな幹線道路として、震災に強い町道細浦・柳沢線の整備を進めているところです。このことから、現時点では林道赤松線を町道認定し、道路拡幅等の整備の考えはありませんが、適切な維持補修については今後も実施してまいります。

2つ目の国道45号への歩道等の設置についてお答えします。国道45号の大沢新開地地区から山谷方面への歩道設置については、これまでの要望を受け、平成28年度に事業化され、調査設計を実施していると聞いております。引き続き早期の整備に向けて要望を継続してまいります。

新開地地区と国道45号線の交差点への信号機と横断歩道の設置については、三陸沿岸道路、県道重茂半島線の開通後の交通量を見ながら、県公安委員会に要請していきたいと考えております。

3つ目の国道45号の街灯の設置計画についてお答えします。道路管理者である三陸国道事務所が設置する照明灯は、橋梁や交差点等が基本となりますので、それ以外は町で設置することになります。新国道の切りかえは終了しましたが、町が防犯灯の設置を予定している電力柱やN T T柱の建柱工事が完了しておりませんので、工事完了後に進めていきたいと考えております。

なお、将来的に計画されている国道の無電柱化の際には、防犯灯を設置している電力柱等も撤去されることとなりますので、改めて三陸国道事務所と協議していきたいと考えております。

4つ目の町道中央・長崎線と国道が交差する箇所の右左折レーンの整備についてお答えします。現在町で計画している国道に接続する町道については、右折や左折レーンを設置する計画とはなっておりません。交通渋滞については、復興事業による工事車両の増加や道路の通行どめなどにより、町道中央・長崎線に交通が集中していることが原因であると考えております。今後事業の進捗により通行どめが解消されますし、町道細浦・柳沢線や境田南線も開通となりますので、交通量は分散され、渋滞は解消されるものと考えております。

2点目の土地利用についてお答えします。1つ目の日向脇地区、早川地区の土地利用計画については、復興計画上の基本的な考え方として産業地、農地、公園緑地などとしていますが、具体的な活用計画は定められておりません。産業地として活用することが望ましいことではありますが、余り大きな面積ではないので、漁業関連用地として地元漁協などから利活用調査を行いながら活用計画を定めてまいりたいと考えております。

2つ目の田の浜地区については、6ヘクタールを超す広いエリアになりますので、何らかの産業地としての活用を模索しているところであります。前浜に接するエリアになりますので、漁業に影響を

与えない産業であることが大前提となるとの認識でプランを練っておりますが、現時点ではたたき台になるところまで達していないのが実情です。もう少し熟度を高めなければ、どの程度の面積を必要とするか見込まれませんし、土地交換対象者も定め切れていないので、具体の交渉などは行っておりません。また、地元の方々からは、漁業用地、家庭農園等のアイデアもいただいておりますので、検討材料を整えながら、議会及び地元の皆様と協議してまいりたいと考えております。

なお、船越湾漁協から、防潮堤陸側の一部を漁業用地として利用したい旨申し出を受けており、その方向で協議を進めております。

3つ目の擁壁が1メートルを超える宅地数と擁壁設置の補助についてお答えします。山田地区を除く造成が完了した住宅団地において、高低差が1メートル以上となり、擁壁を設置した宅地は63筆あります。この擁壁については、町事業として設置しておりますので、個人負担はありません。

なお、高低差が1メートル未満の宅地に擁壁を設置する場合は個人負担となり、補助はありません。

3点目の6次産業化についてお答えします。1つ目の産直との話し合いについては、一堂に会しての話し合いは実施しておりませんが、現在各産直代表者を訪問し、現状と今後の課題について対面での聞き取りを実施しております。各産直により要望内容が異なりますが、どのような支援が必要なのか模索してまいります。

2つ目の白石地区生産組合の6次産業化の取り組みの経過については、さんりく基金地域コミュニティ再生支援事業により農業を中心とした多様な活動を実践中です。具体的には、そば打ちをメインとした農村体験や当地域の特色を県内に発信する事業等に取り組んでおります。

4点目の観光振興についてお答えします。1つ目の道路の整備についてですが、概略設計業務は、荒神海水浴場駐車場から旧タブの木荘までの約1.5キロメートルの区間について、現道拡幅など3通りの手法により設計委託を行ったものです。結果として、どの方法で整備した場合でも多額の事業費を要することなどから、実施の可否も含めて引き続き検討してまいります。

2つ目の陸中山田駅の再建については、町としてもご質問の趣旨と同様に考えております。鉄道駅としての利便性はもちろんのこと、観光案内スペース、物産紹介スペースをあわせ持った施設となるよう関係機関と協議を重ねているところです。

3つ目の観光振興と文化財との融合についてお答えします。小田の御所遺跡の発掘調査を実施する場合、学術調査として実施することになります。費用についても多額の財源が伴うことから、現時点ではこのままの状態で保存していきたいと考えております。

また、荒神海水浴場については、復旧した休憩所のうちトイレは5月から11月まで開放し、使用可能とするほか、トレッキングなどの起点として活用するなど、新たな活動拠点とすることにより観光振興につなげていきたいと考えております。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

教育長。

○教育長（佐々木 毅）

5点目のスポーツの振興についてお答えします。

1つ目のテニスの全天候型への更新についてですが、山田中学校に隣接する町民グラウンドテニスは、昭和48年に完成し、継続して維持管理に努めておりますが、40年以上経過していることから、今後改修も含めて検討しなければならないと認識しております。しかしながら、改修には多額の財源が伴い、早期の対応は難しいことから、有効な補助金、助成金などの活用を模索しながら維持補修を進めていきたいと考えております。

2つ目のB＆G海洋センターの育成士の養成についてお答えします。育成士の養成についてですが、平成28年度はB＆G財団で取得する研修会への派遣はしておりません。インストラクターの養成については、29年度において研修会に1名の派遣を予定しております。

次に、資格失効した育成士の人数と登録更新した人数ですが、資格を失効したのは9人であり、そのうち5人が更新しております。

再研修が必要な育成士の人数についてですが、資格失効した場合に再講習が必要となります。28年7月に実施した講習会でアドバンスト・アクアインストラクター5人が再講習を受けております。

3つ目の今後のスポーツ振興、スポーツ・文化と観光の融合についてお答えします。国体終了後のスポーツ振興については、各スポーツ少年団や各協会による普及、指導、強化を支援するため、引き続きスポーツ少年団本部や町体育協会へ助成していきたいと考えております。

スポーツ・文化と観光の融合については、競技協会などが開催する主要大会に参加する選手や役員、応援団が本町を訪れることは、町の活性化につながり、観光との融合が図られることから、必要に応じて大会運営に係る助成を続けてまいります。

6点目のジュニア海外派遣事業についてお答えします。平成28年度は、世界情勢が不安定であったことから、安全を第一に考え、海外派遣を中止し、代替事業として国内でのイングリッシュキャンプを実施いたしました。参加した生徒は、異文化の体験や実践的な英語活動等で学んできた成果を報告会において生き生きと発表するなど、イングリッシュキャンプでの成長が感じられました。事業については、町総合計画に沿って29年度も海外派遣を計画しておりますが、世界情勢を勘案し、生徒の貴重な体験の機会が失われないよう、代替事業も含めて検討してまいります。

○議長（昆 暉雄）

再質問を許します。11番。

○11番菊地光明議員

再質問をします。

最初の林道赤松線についてですが、答弁書によると適切な維持補修については今後も実施していくということですが、そもそも林道赤松線の起点というのは、我々ちょっとわからないのですけれども、

端的に言ってどこか。終点は、多分織笠のほうだとわかるのですが、起点がどの辺になるのかちょっと教えてください。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

起点につきましては、林道赤松線上り口といいますか、ちょうど3差路になっている部分があると思うのですが、そこから上って、織笠礼堂線につながるまでが林道となっております。

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番菊地光明議員

それはわかっているので、どの辺かわかりやすく言えば、そうであれば林道赤松線沿いに宅地は建っているのかどうか、まず教えてください。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

一部林道赤松線の起点付近に住宅は建っております。

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番菊地光明議員

ではその次に、林道赤松線は林道台帳に掲載されているのですか。

○議長（昆 暉雄）

農林課長。

○農林課長（古舘 隆）

林道赤松線につきましては、林道台帳に登載されております。

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番菊地光明議員

そうであれば、林道台帳は全部そろっているという確認でよろしいのですね。

○議長（昆 暉雄）

農林課長。

○農林課長（古舘 隆）

起点、終点、幅員、延長等は、林道台帳に記載されております。

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番菊地光明議員

私が聞いているのは、林道赤松線ではなく、山田町内の林道台帳は全てそろっているのですねというを確認しているだけです。

○議長（昆 暉雄）

農林課長。マイクを使ってください。

○農林課長（古舘 隆）

町内にある林道全てについて、台帳は整備しております。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番菊地光明議員

わかりました。林道台帳、全て整備してあるということなので、林道については今後も議論したいと思います。あるということがわかったので、私は震災でなくなったという話ばかり聞いていたのですが、あるということが確認できたので、これからもずっと議論していきたいと思います。わかりました。

次に、2番目の45号については、引き続き早期の整備に向けて継続していくということですが、早期の整備とは何年後を目標にしているのでしょうか。私は、県道ができたときと同時でないともずいのではないかと思うのですが、何年後をめどにしているのか教えてください。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

先ほど三陸国道事務所のほうから、29年度の予算要望状況ということで資料をいただいております。その中では、交通安全事業として29年度の事業予定ということで計上されているということになっているようでございます。

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番菊地光明議員

わかりました。29年度事業であれば、県道が開通するときは開通しているということで理解しました。

それから、交差点の信号の件ですけれども、交通量を見ながら公安委員会に要望していくというのではなく、現在の状態で誰が見ても危険な箇所だと思うのですが、これを危険箇所とみなしていないのかどうか、当局は危険箇所ではないと見ているのかどうかをまず教えてください。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

現在の状況であれば、県道重茂半島線の工事に係りまして、仮設道路等がその交差点近くにありますので、トラック等の交通量が多くて渋滞等も発生しているという部分については、町のほうでも認識してございます。歩行者等の安全を図るために、ちょっと北側にずれるわけですが、押しボタン式信号も設置されているところですし、横断する児童生徒の安全は図られているのではないかなというふうには感じております。

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番菊地光明議員

そのとおり児童生徒の横断については、日常的に見て交通指導員の方が朝夕やってくれていますので、安心なのです。あの方には敬意を表したいと思いますが、私一番心配しているのは、あそこに災害公営住宅ができてから、特に老人の方々が頻繁に横断しているのです。ですから、私は子供たちの安全ではなく、老人の方々が、今は大体工事も終わって大きいダンプなんかは走っていないのです。それで、俺はすごく危ないなと思って。危ないなと思うのは、歩いている方ではなく、運転しているほうから見ても危ない状態になっているので、これ何とか早くして要望してほしいのですが、そういう考えは本当はないのですか。交通量を見ないと。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

29年度におきましては、県道重茂半島線の完成、また三陸縦貫沿岸道路の完成も見込まれているところです。その状況、交通量を見ながら、さらに危険な状況が続くというようなことであれば、町のほうとしても公安委員会のほうに信号機の設置については、その状況を見ながら要望していきたいというふうには考えております。

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番菊地光明議員

では、要望していくことを確認しておきたいと思います。

それから、3つ目の国道の街灯なのですけども、答弁書を見ますと町で設置するということになっているのですけれども、それについては電力柱やN T Tの柱がまだ工事が終わっていないのでということですが、どこに立つというのがわからなければ、町として北浜から境田までの国道、何カ所を予定しているのですか。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

国道のほうに設置される電柱ですけれども、大体400メートル置きに電柱が設置されるということの計画になっております。その電柱と交差点等の位置も考えながら、照度等も考えながら、どの電力柱、N T T柱に防犯灯を共架するかというのは考えていきたいというふうに考えております。

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番菊地光明議員

40メートルの電柱に共架するというのですが、大体400メートルと考えてよろしいのですか。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

そのように考えていきたいと思います。

○議長（昆 暉雄）

ちょっと待ってください。

暫時休憩いたします。

午前10時29分休憩

午前10時29分再開

○議長（昆 暉雄）

会議を再開いたします。

答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

申しわけありません。失礼しました。40メートルでございます。訂正させていただきます。

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番菊地光明議員

40メートルだということで納得しましたが、400メートルという、そういう単位違いの答弁をしたら、その質問時間も引いてくれればいいのですけれども。

では、40メートルということで了解しましたが、これ電力柱や何かが完了するまでだめなのですか。今現在も地元、例えばわかりやすく言うと中央商店街というか、びはんさんがいるところの町道なんかは立派な街灯がついています。同じように北浜のほうへ行くと全然ないので。特にひどいのが、今

バスからおりる方々が国道を、横断歩道ではなく平気で横断していますよね、夜暗い中。ですから、北浜とか、国道からバス停は特に今危険なのです。わかっているでしょう、それは。それらについては早くしてほしいのですが、考えはどうですか。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

どうしても電柱が立ってきませんと、電柱に共架する電線等も設置できないということで、大体電力、N T Tさんのほうでは6月ごろまでには建柱は完了したいということが話されておりますので、その終了後、町のほうではことしの7月までには共架できるように、工事の事業者さんとは調整を進めているところです。

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番菊地光明議員

では、7月までということはわかりましたが、40メートルというのは左右どちらも40メートルごとという確認。私が調べて、大槌町さんも大体50メートルかそのくらいで、大槌町さんの国道の場合は、電柱には共架しないで独自に立てているのです、見ればわかるとおり。山田の場合は、40メートルごとに左右にN T Tさんか東北電力さんの電柱にやるということで理解していいのですね。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

そのように考えていきたいと思います。

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番菊地光明議員

わかりました。

では、4つ目、私は長崎からのメイン道路だと思うのですが、答弁によると必要がないということですが、ですけれども、大型ダンプや何かが減れば交通量が分散され、渋滞も解消されるということですが、私は逆にあそこに銀行さんたちが来ると、もっともって渋滞すると思います。でも、これについては当局が解消されると考えていますので、これについては解消されることで。ただ、私の考えはあそこに駅ができ、観光客が来て、銀行さんや何かが集まってきたら、ますますなると思うのですが、ここについては私の考えと当局の考えが違うので、私の考えだけ述べて、ここは了解します。

それから、次の土地利用についてですが、日向脇、早川、具体的な活用計画は定めておりません。もう6年になりますよ。日向脇とか早川の人たちには、そういう人間性も何もないという考えなので

すか。もう6年になるのですよ。6年の間何も考えていなかったら、これから先も何も考えないというのと同じではないのですか。本当にこういう答弁でいいのですか。

○議長（昆 暉雄）

復興推進課長。

○復興推進課長（沼崎弘明）

6年経過というのはそのとおりでございますけれども、復興計画の中で、いわゆる住まいの再生とかなりわいの再生に全力を注ぎ込んできたということなので、跡地については正直申し上げますとちょっと後手に回っているというのは、それはご指摘のとおりだと私も考えております。ただし、この日向脇と早川というエリアに関しましては、早川のほうはほとんど住居がございません。あと、日向脇のほうは上のほうに住居があるわけですが、ちょっとそういう違いがございますけれども、早川については、やはり私どもは漁業者の方々に使っていただくのが一番だというふうには考えております。ただし、土地の整理等がまだついていないので、漁業者の方にここここが使えますよというのを示すことがまだできていないという状況になっております。そこら辺を整理いたしまして、このエリアだけではなくて、そのほかにも小谷島とか、織笠とか、山田とか、いろいろあるわけですが、そこら辺も含めまして、町としてここここは町の土地として皆さんにお使いいただくことができますよという、そういう整理をして、お示しをしながら検討というか協議をさせていただくというふうな手順になろうかなというふうに思っています。

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番菊地光明議員

わかりました。今のことはわかったのです。だから、言っているのです。6年もたって、まだ整理ができないのですか。去年は集約をすると答弁しているのですよ、ちゃんと。だから、6年たってもその整理もできないのかと。整理ができないというので、いつになるかわからない。せめて日向脇の地区、被災に遭った方々の擁壁がそのまま残っています。6年たってもあの擁壁は何ともならないで、あのままずっと残しておくのですか、いつまでも。町で買っているのか、それとも個人の土地だからできないのか。町で買っていたのなら、そのままほったらかしにしておくのか。個人の土地か町の土地か、まず教えてください。

○議長（昆 暉雄）

復興推進課長。

○復興推進課長（沼崎弘明）

田の浜地区につきましては、防災集団移転という整備手法で整備を進めております。防災集団移転の場合は、いわゆる元地、防災元地につきましては強制買収ではなくて、あくまでも任意買収になります。私は売りたいという方の土地を買っていくということになります。なので、町のほうで強制力

を持って買収するということができないものですから、まだ売っていただけない方が残っております。町が買ったところに関しては、基礎撤去とか、そういうのはできることになっていきますので、それはいたします。ただし、売っていただけないところは当然個人の資産ですので、町が手を出せないで残るところはあるというふうなところでございます。町で買ったところでも、まだ若干残っているところはございますけれども、それについては基礎撤去なり、擁壁の撤去などは進めていきたいというふうに考えております。

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番菊地光明議員

私が聞いているのは、田の浜ではなく日向脇の土地、被災したところが町の土地か個人の土地かということです。

○議長（昆 暉雄）

復興推進課長。

○復興推進課長（沼崎弘明）

申しわけございません。日向脇、それから早川地区についても同じような状態でございます。まだ全筆買収とはなっておりません。

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番菊地光明議員

ですから、買収した土地、日向脇にもあります。それらについて、今も草ぼうぼうでいます。擁壁もあります。せめて擁壁を取って整地してください。6年もたって、日向脇に住んでいる方々、目の前、いつもそこを見ているのです。端的に言えばわかるように、あそこを買い取って、あそこはご承知のとおり道路すごく狭いですよね。新しい道路もできるのであれば、その道路も拡張するような考えとか何かをあの地区の方々に示さないと、6年たっても我々のところは何もしてくれないと皆さんが言ってきます。あそこは何ともならないのか、もう一度答弁お願いします。

○議長（昆 暉雄）

復興推進課長。

○復興推進課長（沼崎弘明）

町で買ったところに関しては、以前から再三草ぼうぼうというご指摘をいただいておりますので、全部をきれいにというのはなかなか難しいかとは思いますが、できるだけ支障のないように、道路の付近とか交差点付近とか、除草について努めていきたいと思っております。

それから、日向脇の道路の件ですけれども、具体的に申しますと日向脇の町道の付近の下の方のところはほぼ買収が済んでおりまして、町有地になっております。ですので、拡張工事とかはこれか

ら検討させていただくことになると思いますけれども、やはり財源のことがどうしても問題になりますので、ここは復興交付金の対象とはなかなかならないので、あとは町のほうでいかに費用を捻出して、あるいは総合計画もございますので、そこら辺も勘案しながらちょっと検討をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番菊地光明議員

わかりました。では、検討をお願いします。

次に、田の浜地区について、議会及び地元の皆様と協議していくということですが、これはいつから協議するのかというのが第1点。

それから、船越湾漁協から利用したいということの申し出を受けているということですが、大体申し出を受けている面積がどのくらいなのか、まず教えてください。

○議長（昆 暉雄）

復興推進課長。

○復興推進課長（沼崎弘明）

いつからというご質問でございますけれども、これは町長答弁のとおり、この広い面積をどのように利活用していくかというのは非常に難しい問題でございます。いろいろプラン的にはないわけではないのですが、従前答弁しているとおり売っていただけない方が幾らか残っています。売っていただけない方は、やはり自分のために、例えば漁業用倉庫とかなんとかとして使いたいという意思を持って、売っていただいております。道路に接しているところということで、利便性が高いところがどうしても残っているということになります。町のほうとすれば、これをどう活用していくかによつては、土地交換をお願いしなければならないのですけれども、やはり条件のいいところにいる方なので、よほどいい条件でなければ応じてはいただけないだろうというのを思っていますし、そういうのも詰めていかないと、ここに移っていただけませんかといっても、なかなかご相談ができないということでございます。ですので、もう少し詰めさせていただいて、何に使うかというののもちょっと詰めさせていただいてから、そういう具体の話させていただきたいと。現時点でいつからということとは、なかなか答弁が難しいことでございますので、ご理解をお願いします。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（佐々木真悟）

船越湾漁協のほうから、どれくらいの面積かということでの質問でございますけれども、具体的にはまだこれくらいというような数値の面積は示されてはおりません。防潮堤の陸側のほうの一部分を使いたいというような要望を受けております。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番菊地光明議員

そうすると、一部分を使いたいと。6ヘクタールもある広大な土地だと。答弁書は、検討材料を整えながら、議会及び地元の皆様と協議してまいりたいと、こういう答弁です。検討材料を整えながら、ではいつ6年たって検討材料が整うのですか。

○議長（昆 暉雄）

復興推進課長。

○復興推進課長（沼崎弘明）

どういうふうに利活用をするかというのは、ある程度たたき台になるレベルまで達しないと、地元の方、あるいは議会の皆様にもなかなかご相談ができる状態になっておりません。今そこをいろんな方とご協議をしているということでございますので、まだいわゆるまないたにのせる段階にまで至っていないということをご理解いただきたいと思います。

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番菊地光明議員

まないたにのせる段階になっていないというのに、なぜそれなら検討材料を整えながらという答弁書が出てくるのですか。のっていないのでしょうか、まないたに。だから、何で検討材料を整えながら、議会と地元の皆さんと協議したいという答弁になるのか不思議でならないのですが。材料がないなら、ないのでしばらくかかりますとか何かでないと、整えながらというのは、今準備していますよということです。そうであれば、その準備がいつまでに終わりますかと。もう6年たっていますよ。だから、それがあと何年後になりますか。また6年後ですか、10年後ですか、はたまた30年後ですか、それを聞いているのです。

○議長（昆 暉雄）

復興推進課長。

○復興推進課長（沼崎弘明）

全く検討する材料がないのではないわけです。まだ具体化していないで、構想段階ではいろいろ話があるわけです。ただ、構想のまま皆さんにお話しするのはまだ早いということでございます。ですので、現段階でいつなのだと言われても、それはちょっと私もなかなか回答ができかねるということでございますので、ご理解をお願いします。

○議長（昆 暉雄）

町長。

○町長（佐藤信逸）

菊地光明議員にお答えいたします。

この問題は、非常に難しい問題であるということを重々了解の上でのご質問だと、そういうふうには思っております。この問題は、被災地の冠水地域において非常に大きな問題でございまして、虫食い状態になっていると。地権者との話し合いが進まないというようなことがありまして、ここをどういうふうにするかというところで復興庁ともいつも話をしているところでございます。そういう中で、先進地事例というものがどこかにないだろうかということのアイデアも一生懸命霞が関のほうからもらっていておるのでありますが、先ほど申し上げたとおりつけ焼き刃的な利用ではだめなわけでございますので、地元の方に本当に根差した、即した、そして海とともに生きる方々に利用されるような、そういうものでなくてはならないという点で、非常に知恵を絞っているわけでございますので、ひとつもう少し温かい目で見えていただきたいと、そう思っております。

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番菊地光明議員

わかりました。復興推進課長が苦勞しているのがわかるので、あえて質問したのです。復興推進課長が3月にいなくなれば本当に寂しい。私が一番信頼する課長だったので。それはもう任せます。待っています、何年でも。ただ、そのたびごとに、1年に1度ぐらいはどうなっているかという議論はしたいと思いますので、また来年の3月には議論したいと思いますので、よろしくお願いします。

次に、擁壁についてですが、宅地63筆あって、みんな町でつくったということですが、1メートル以内の場合は擁壁をつくらないということですが、この63筆というのは全部平らな面まで擁壁にしたのか、どこまで擁壁にしているのかをまず教えてください。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

擁壁の設置については、宅地の面が1メートル以上あるという宅地がある場合に、その面を擁壁整備するという形で実施しております。

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番菊地光明議員

そうであれば、このように1メートルあればこの面でやっているということです。1メートル以上ある方は、例えばわかりやすく言えば1メートル50ある方は、1メートル50擁壁をつくってもらえると。その50センチ分は、本来町の基準でいけば、1メートル以下はつくらないということであれば、そこはつくったらその人だけよくて、1メートル未満の方には不都合ではないか。そこで格差が出る

のではないですか、それだと。つくるのであれば、1メートルというのを撤廃して、全部につくってあげないとおかしいのです、今の答弁だと。私の質問しているのが間違っているのかわからないけれども、私はそう理解するのですが、どうですか。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

宅地には4面あるわけですけども、その面というのは、1面ずつということになります。その面で1メートル以上ある場合については、その面だけは擁壁を設置するということでございます。

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番菊地光明議員

これ議論すると長くなる。1面だけでいいのか。わかっている。だから、1メートル以内の方は全部つくらないで、1メートル1センチであればつくるのでしょうか。ですから、1メートル1センチでも超える人は全部つくってもらえて、一番わかりやすく言えば1メートル1ミリ、1ミリ超えればその人は1メートルの擁壁をつくってもらおうと。99.9センチの人はつくってもらえないという不合理が出ないのかと言っている。それは格差ではないですかと言っているだけです。私は格差だと思っているので、町の考えがそれは格差ではないというのであれば、格差でない町民に広く知らしめればいいだけですが、私は格差だと思っているからちゃんと聞いているのです。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

擁壁の設置につきましては、町のほうで宅地整備基準というのを定めて、そのラインを決めているわけです。ですので、どうしても1メートルを超えるか超えないかというような基準でやっていかないといけないと。ですので、極端な話、1メートル1ミリ、99.9センチというような話があるわけですが、そこはもう基準に沿ってやっていくしかないというふうには考えてございます。

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番菊地光明議員

わかりました。そうであれば、その基準というのは町がつくった基準だから、変更しなさいよ。簡単でしょう。最低限、63筆というけれども、大概どこの宅地でも50センチぐらいですよ、あるのは。50センチから1メートルの間の宅地が大部分だと思うのです。そういう便宜も図るべきではないかなと思うのです。どうですか。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

この基準については、以前にもいろいろ議員とも議論してきたところでございますが、近隣市町村の状況とか、あとは宅地整備基準に精通しているURの意見などを参考にしながら定めた基準でございます。既にそのような状況で整備も進めておりますので、この部分についてはこの基準どおり進めていきたいというふうに考えております。

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番菊地光明議員

わかりました。今さら戻れないというのであれば、1メートル1ミリの人は全額補助でやっているのだから、せめてそれ以外の方には2分の1補助するとか、そういう考えはないのですか。

○議長（昆 暉雄）

暫時休憩をいたします。

午前10時52分休憩

午前10時52分再開

○議長（昆 暉雄）

会議を再開いたします。

答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

この部分につきましては、やはり住宅整備基準に基づいて進めていきたいというふうに考えております。

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番菊地光明議員

私は納得できかねますので、議論をまた続けたいと思います。

時間がなくなってしまうので、次に6次産業化について。各産直により要望内容が異なりますがという答弁をいただいていた。どういう要望内容だったのか、各産直ごとに教えてください。

○議長（昆 暉雄）

農林課長。

○農林課長（古舘 隆）

まずもって、ただいま話し合いを進めている段階ですので、全部が終わっている段階でないことをご了解いただきたいと思います。

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番菊地光明議員

町長の答弁書に、各産直により要望内容が異なりますがと答弁してもらっていますので、終わっていないという今の答弁は撤回してもらわないとだめですよ、議長。

○議長（昆 暉雄）

農林課長。

○農林課長（古舘 隆）

今現在対面での聞き取りを実施しております。実施しておりますので、全部の産直団体まだ回っておりません。担当者のほうは、本日も午前、午後回っております。そういう段階ですので、個々の産直団体の課題というのは、それぞれの産直団体の構成メンバー、大きさによって異なります。そのため、一堂に会しての会議はしないで個々の産直団体と話し合いを持ちましょうということで今現在進めているところです。

個別の話は今まとめているところですので、一般的なお話をさせていただきたいと思います。1つとすれば、組合員の高齢化現象、あとは販売額の横ばいといいますか、そういうところが大きな課題だと思います。岩手県のほうでも、県内の産直施設、二百幾つの施設を実態調査した結果があります。その中でも、やはり一番大きな課題として取り上げられているのが、組合員の数の増加が見込めない、あるいは現状の組合員の高齢化、後継者がなかなかないよと。あとは、購買者の確保、売り上げですね、そこら辺がなかなか難しいと、それらの課題がありますので、それぞれ産直団体も施設の中で販売している団体もありますし、違うところで販売しているところがありますので、それらを実態と構成員の中身を見ながら、じっくり丁寧に検討していく必要があるかと考えております。

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番菊地光明議員

わかりました。今も、きょうもその話し合いをしているということですが、私が質問したのは12月議会です。もう3カ月たっています。4カ所しかない産直です。今も話し合っていると、そういう答弁でいいのであれば、私はいいのですけれども、それで納得しますが、聞いている議員の方々は誰も納得しているような顔をしていませんけれども。そうであれば、例えば道の駅なんかとは話し合いをしましたか。

○議長（昆 暉雄）

農林課長。

○農林課長（古舘 隆）

道の駅につきましては、道の駅といいますか山田町特産品販売協同組合、こちらのほうも自分たち

なりに課題を持っております。そういうことで、組織の見直しを検討しておりまして、組合員の構成の代表者、あるいは町のほうから私が出て、見直しの検討会、第1回目を開催しております。第2回目につきましては、主催は道の駅さんのほうなのですが、3月、今月、あるいは4月あたりに開催するという予定になっております。

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番菊地光明議員

わかりました。では、そういうことなので、6月の議会で再度議論したいと思います。

次に、荒神海水浴場からNHKまでですが、3通りの手法により設計委託を行ったということですが、その3通りについて教えてください。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（佐々木真悟）

内容につきましては、現道の車道の拡幅あるいは舗装、排水施設等の概略設計を行ったものでございます。1つ目が現道に一番近い形で行ったもの、2つ目がカーブ、急カーブが続きますので、そのカーブを膨らませる形で安全を確保するもの、3つ目が2車線で幅員を広げて改良するもの等の設計を行ったものでございます。

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番菊地光明議員

わかりました。いずれの方法でも多額の事業費を要するということはわかったのですが、あそこを観光車道として捉えているのか、避難道路として考えているのか、捉えているのか、まず教えてください。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（佐々木真悟）

議員おっしゃるとおり、いずれにも該当するものと思っております。あるときは避難道路としての活用ももちろんですし、船越半島の観光の部分にも使用できる道路であるというふうに考えております。

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番菊地光明議員

その観光道路、一方通行ですよ。一方通行の道路があのままの状態がいいと考えているのかどう

かを教えてください。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（佐々木真悟）

まず、1車線でありますし、路肩のほうも土砂の流出等、雨水等による路肩の流出等もありまして、狭い状況になっているのは事実でございます。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番菊地光明議員

わかりました。ちょっともう少し議論したいけれども、次に回します。

陸中山田駅につきましては、私はこの答弁、町長の考えに賛同します。やはりこれからも陸中山田駅につきましては、これに複合施設を持ったような施設にして、本当に山田町の観光の拠点、山田の顔にしていきたいと思いますが、これについては町長から一言お願いします。

○議長（昆 暉雄）

町長。

○町長（佐藤信逸）

ご賛同いただきまして大変ありがとうございます。駅は全て複合ということで、三陸町でしたか、駅をつくった、ああいうふうに復興交付金で温泉施設もあるというようなスペースとか、そういうことにはなりません、前の駅舎が250平米だったのです。今度のやつは200平米で行うという中で、今JRさんともお話をして、ある一定の助成の金額で踏みとどまっているところを、担当課長と厳しいやりとりの中で上乗せをさせていただいているというところで、ある程度のお金も見えてきたと。

そういう中で、三陸鉄道の一環として、大槌さんの駅とのバランス等も考えながら、複合まではいきませんけれども、やはり観光という部分で皆様方に資するような、そのような施設というものと合築できるものであればいいなと、そう思っていますし、ただその中に山田町の物産を売るもの等はどうなのかということも含めて、置くことによってかえって管理が難しい場合があるのです。スペースも決まっていますから。そういう点で、どういうふうな使い道がある駅舎にするかということ、ここ近いうちに決定してまいりたいと、そういうふうに思っております。

以上でございます。

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番菊地光明議員

ありがとうございました。

次に、小田の御所につきましてですが、水産商工課長と生涯学習課長、私質問書を出してから小田の御所の現状を見てまいりましたか、どうぞ。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（佐々木真悟）

私のほうは、現場のほうは確認しておりませんでした。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（白土靖行）

私のほうは、一度ぐるっと、下までは行きましたけれども、上までは行っておりません。

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番菊地光明議員

現状がわからないと議論ができないと思うので、次にしたいと思いますが、ただ荒神海水浴場に行くと、荒神海水浴場の成り立ちがちゃんと教育委員会であるので、せめて小田の御所の成り立ちもあそこでわかって、観光客の方々にここに小田の御所があったのだなということを知らしめることはできないのですか。

○議長（昆 暉雄）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（白土靖行）

小田の御所の成り立ちについて、もう少し詳しく中身を確認しながら、議員のご指摘のとおり設置することも踏まえて考えていきたいと思っています。

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番菊地光明議員

時間がなくなってきたので、テニス場について、これにつきましては今回のラグビーサッカー場の人工芝化と同じで、子供たちのためにも何としても必要だと思うのですが、これを早期にする考えは本当はないのですか。

○議長（昆 暉雄）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（白土靖行）

今町民グラウンドのテニス場につきましては、建設してから時間も経過しております。今各種大会等

が人工芝化をされているという話も聞いております。その中で、29年度につきましてはラグビーサッカー場のほうの人工芝化に取り組むという点が1つと、それからそれ以外の補助金等について、質問されてから今確認をしている段階でございまして、まだ計画まではいっておりません。ただ、必要だということは認識しております。

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番菊地光明議員

これは一生懸命頑張っている生徒たちのためにも、私はぜひ必要だと思うのです。山田中学校、町民グラウンドですけれども、やっぱりこれについてはラグビーサッカー場も、ラグビー、サッカーする方々がいっぱいいるために、皆さんがこれは何としてもつくってやらないと思うのと同じで、テニスをやっている子供たちもいっぱいいるし、テニスを教えている人たちもいっぱいいるのです。やはり卵が先か鶏が先かではなく、やっている子供たちがいっぱいいるところは率先して直して、40年以上たっているのですから、これを機会に何とかお願いしたいのですが、そういう考えは本当にないですか。

○議長（昆 暉雄）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（白土靖行）

もう少し検討させていただきたいと思います。必要だということと、建築年数等については認識しておりますので、もうちょっと時間をいただきたいと思います。

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番菊地光明議員

わかりました。

時間がないので、海洋センターとレガシーについては6月にまた延ばしたいと思います。また6月に議論したいと思いますので、よろしくお願いします。

以上をもって私の質問を終わります。

○議長（昆 暉雄）

11番菊地光明君の質問は終わりました。

7番尾形英明君の質問を許します。7番。

○7番尾形英明議員

7番、新生会の尾形英明です。平成29年第1回定例会で質問が許されましたので、通告書のとおり質問いたします。

東日本大震災から間もなく6年の歳月がたとうとしております。その中で、2期目の町長を先頭に、

担当職員や他県からの派遣職員と多くの業者の努力により、高台団地や町並みの復興も目に見えてまいりました。本当にご苦労さまです。心より感謝申し上げます。

さて、平成29年度の一般会計当初予算案が示されました。予算総額は、昨年度より14.6%減の359億円で、そのうち7割が復興関連事業のようですが、繰り越しのないよう頑張っておこなっていただきたいと思いますようお願い申し上げます。

では、質問に入ります。今回も素晴らしい責任を持った答弁を期待しております。1問目として、農業委員会法改正後の委員会の業務実績についてお伺いいたします。農業委員会法改正に伴い、新体制で間もなく1年になります。今までの山田町の農業委員会は、耕作放棄地解消など、いろいろな面で貢献したことが認められ、平成22年度に全国農業会議所の会長賞を受賞しております。そこで新体制に対して次のことをお伺いします。

1番目として、農業委員会の業務の重点である農地利用の最適化の推進方法は、それによる実績についてお伺いします。

2番目として、各地域に農地利用最適化推進委員が配属されているが、その業務の地区ごとの実績は。

(3)、農業委員の業務の一つとして、耕作放棄地の発生防止、解消など、最適化の推進とありますが、その対策と実績は。

(4)、担い手への農地利用の集積、集約化の状況は。

以上、4点についてお伺いします。

2点目としては、農振地域を見直した開発についてお伺いします。雇用の拡大などは、工場誘致が絶対条件の一つであると思います。開発許可基準が大幅に緩和されている今日、農振地域を見直して今の時代に相応した開発規模に縮小し、工場地域や産業振興、居住環境の改善に充てればと考えますが、当局の考えをお伺いします。

3点目として、災害査定を受けなかった災害箇所の今後の対応についてお伺いします。災害査定は申請主義で、出さなければ査定は受けられません。台風10号等で被害を受けています場所が数カ所ありますが、今回の査定に出されておられません。その現場復旧について、今後どのように対応するのか当局の考えをお伺いします。

4問目は、豊間根地区の排水路整備についてお伺いします。28年度で施工する島田地区の排水路整備工事の状況はどのようになっているのか。また、29年度から堂ヶ鼻地区の排水路工事に着手とのことですが、ルートや構造などの確認を地元住民に説明したのかお伺いします。

以上、壇上からの質問を終わらせていただきますが、再質問は自席よりさせていただきます。

○議長（昆 暉雄）

答弁を求めます。町長。

○町長（佐藤信逸）

尾形議員のご質問にお答えさせていただきます。

1 点目の法改正後の農業委員会の業務実績についてお答えします。1 つ目の農地利用の最適化の推進方法ですが、農地中間管理事業や利用権設定により担い手への農地利用の集積、集約化を行っております。平成28年度の実績は、農地中間管理事業により21.3ヘクタール、利用権設定により0.4ヘクタールが新たに担い手に集約される見込みです。

2 つ目の農地利用最適化推進委員の業務の地区ごとの実績についてですが、地区座談会へ参加し、地域の課題の把握、今後の地域農業についての農業者の考え方を聞いて、農地の出し手と受け手の調整を図っております。その結果、船越地区で6ヘクタール、織笠地区で4.7ヘクタール、大沢地区で1.7ヘクタール、豊間根地区で8ヘクタール、荒川地区で1.2ヘクタールが担い手に集積される見込みです。

3 つ目の耕作放棄地の発生防止解消の対策としては、農地パトロールを行い、遊休農地の所有者に対して農地の利用意向調査と訪問指導を行っております。28年の実績は、1年以上耕作されていない遊休農地は、前年に比べて1.3ヘクタール減少の14ヘクタールとなっております。今後さらに耕作放棄地の発生防止と解消活動を進めていくことが必要と考えます。

4 つ目の担い手への農地利用の集積、集約化の状況については、1 つ目でお答えしたとおりになります。

2 点目の農業振興地域の見直しについてお答えします。町では、平成29年度に農業振興地域整備計画の定期見直しを実施する予定で作業に取り組んでおります。農業経営に必要な農用地を確保しつつ、住宅や工場など非農業的な土地需要で農地転用を伴う農用地区域からの農地の除外については、制度の適切な運用と他の土地利用計画との調整を図りながら進めてまいります。

3 点目の災害査定を受けなかった災害箇所今後の対応についてお答えします。災害復旧事業による国庫負担申請については、被災状況を確認した上で、採択基準に該当すると判断した箇所について申請し、全て採択されております。国庫補助申請以外の災害対応については、町単独災害復旧や維持補修により復旧工事を進めているところです。

4 点目の豊間根地区の排水路整備についてお答えします。島田地区の排水路整備事業は、今年の10月から入札不調が続きましたが、ことし1月に工事契約の締結に至りました。現在工事に着手しており、7月には完成の予定で進めております。

次に、堂ヶ鼻地区の整備ルートや構造の確認などを地元住民へ説明したのかについてですが、特に地区全体の住民を対象とした説明は行っておりませんが、水路計画の用地に隣接する関係地権者の皆様には説明し、ご理解を得ております。

○議長（昆 暉雄）

再質問を許します。7 番。

○7 番尾形英明議員

再質問をいたします。

岩手県の33市町村中、何市町村が新体制になっておりますか。

○議長（昆 暉雄）

農林課長。

○農林課長（古舘 隆）

県内33市町村中、平成28年に新体制に移行したのは7市町村となっております。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

7番。

○7番尾形英明議員

その7市町村からの情報等は入っておりますか。

○議長（昆 暉雄）

農林課長。

○農林課長（古舘 隆）

県の農業会議のほうで定期的にその7市町村が集まりまして、新体制の中でどのように進めていったら軌道に乗るのかというような話し合いは定期的に行っております。

○議長（昆 暉雄）

7番。

○7番尾形英明議員

ありがとうございます。今の町長答弁の中で、結構それなりにやっているように見えるのですが、数値的には21.何ぼだとかと書いてありますが、遊休農地、前年に比べて1.3ヘクタール減少して14ヘクタールになっているという答弁があるのですが、この減ったのを含めて上側の数字のようにふえたような形で受け取っていいのですか。

○議長（昆 暉雄）

農林課長。

○農林課長（古舘 隆）

これらの数字につきましては、町内の全農地を対象としております。1点目のトータル21.7ヘクタール、これらについては町長が答弁したとおり、農地中間管理機構及び利用権設定で担い手に集約された面積になりますし、耕作放棄地につきましては1.4ヘクタール解消されて、現在は14ヘクタールになっているということになります。これらの数字につきましては、農業委員会が毎年行っている農地パトロールをもとにした数字でお答えしております。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

7番。

○7 番尾形英明議員

そうすると、遊休農地含めた、遊休農地もあれですが、現在14ヘクタールしかないということではないのですか。

○議長（昆 暉雄）

農林課長。

○農林課長（古舘 隆）

答弁書のほうにも書いてございますが、この14ヘクタールについては1年以上耕作されていない遊休農地という定義の面積になりますので、もう既に立ち木が生えているとか、俗に言う荒廃農地はこの数には含まれておりません。

○議長（昆 暉雄）

7 番。

○7 番尾形英明議員

28年度の実績は、1年以上耕作放棄地、要するに遊休農地、これは耕作放棄地も含めて予備軍みたいな、去年まではやっていたけれども、ことしはやらなかったというのも含んでいると解釈していいのですか。

○議長（昆 暉雄）

農林課長。

○農林課長（古舘 隆）

この14ヘクタールにつきましては、ここに書いてあるとおり1年以上耕作されていない農地、それ以外にも、耕作はしているのだけれども、ちょっと利用率が低いよねという農地もございます。それらにつきましては、51ヘクタールほどございます。これらは耕作が始まればいいのですが、それがそのまま放置されると、この14ヘクタールに移行していく可能性もある農地です。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

7 番。

○7 番尾形英明議員

可能性と、要するにこれからいろんな形の中で、与えられた事業の中で解消するとか、集積するとか、何かを含めた形の中で、最終的に残るのは14ヘクタールという意味なの。私が思うには、先ほど言った51ヘクタールの答えが出るのかなと思っていたのですが、14しかないのです。そうしたら、田名部地区はどうなっているのですか。どっちに当てはまるのですか。

○議長（昆 暉雄）

農林課長。

○農林課長（古舘 隆）

具体的な集落名までは集計とっておりませんが、14ヘクタールのうち9.7ヘクタールが豊間根地区になっております。先ほどお話しした利用率が低い51ヘクタールのうち、豊間根地区が約20ヘクタールになっております。ただ、それが田名部地区なのか、違う地区なのかというのは、今手元に資料はございません。

○議長（昆 暉雄）

7 番。

○7 番尾形英明議員

手元に資料がないと、農地いっぱいあるのだからどうかかわからない。2 番目の推進委員がやったヘクタールが出ています。豊間根地区8ヘクタール、荒川地区1.2ヘクタール、この中に今までやっていた部分でなく休んでいる部分、これを含んでこれからその8ヘクタールしか再生というのですか、やる可能性がないということですか。

○議長（昆 暉雄）

農林課長。

○農林課長（古舘 隆）

2 つ目の各地区ごとの実績の数字ですが、これらの各地区ごとの実績は、農地中間管理事業と利用権設定の各地区ごとの数字になりますので、議員ご指摘のように遊休農地から担い手にいったよという農地は含まれておりません。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

7 番。

○7 番尾形英明議員

では、それを含んだ数字は幾らですか。

○議長（昆 暉雄）

農林課長。

○農林課長（古舘 隆）

大変申しわけございません。今回の答弁の中では、農地中間管理機構と利用権設定による担い手の集積という形で答弁させていただいております。遊休農地解消が担い手にどのようにいったかというところについては、手元に資料がございません。大変申しわけございません。

○議長（昆 暉雄）

7 番。

○7 番尾形英明議員

何でそういう返答になるの。私の質問の中にはないということ。農業委員会の中で与えられている業務というか職務の中身の中に、いろんな部分が入っている。それも含んでいるでしょう。そういう

質問を私はやっているはずなのですが、何でそういう返答になるのですか。

○議長（昆 暉雄）

農林課長。

○農林課長（古舘 隆）

議員もご承知のとおり農業委員会法が改正されまして、新たに農地最適化推進委員が各地区ごとに設置されたわけです。その最適化推進委員の業務についても議員ご承知のとおりだと思います。特に遊休農地の解消、担い手への農地利用集積、あとは新規参入促進というのが求められておりますが、まずこれらの3つの課題というのは、農業にとって大きな課題でございます。決して農業委員、あるいは最適化推進委員だけで達成できることではございません。やはり町、あるいは関係機関とやっていかなければ進みません。耕作放棄地等についても、何十年前からの課題でございます。新規参入についても、何十年前からの課題でございます。ただ、これからやはり世の中の情勢が変わっていく中で、各地区でみんなで一緒に自分たちで考えて、これからの自分たちの地域の農業をどうしていったらいいかということで、いろいろな法改正がされているわけですので、決して農業委員会法が改正されたから全部農業委員、あるいは最適化推進委員がやるのだよではなくて、関係機関が一緒になって進めていく。利用集積については、中間管理事業を国のほう、あるいは県、市町村のほうで進めております。それらに関係する部分について、農業委員、最適化推進委員が絡んでいるということになります。

（「そんな答弁があるか」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

7番。

○7番尾形英明議員

そういう答弁があるの。私は、農業委員会は何をするべきかも含めて、みんなでやらなければならないのは百も承知だ。なぜこういう体制をとって、こういう形になったのかという本音を言ってほしい。やった結果、今までは14人でやってきたが、法改正で7人になったと。7人になったからできないような事業が出てきたとか、できないような問題が出てきたとかというようなのを私は確認したいのです。7人でも多いのではないかなと思う部分もあるのです、中には。だって、私が見ていてやっていると思われないもの。答えの中には、荒川地区1.2ヘクタール、豊間根地区8ヘクタール、大沢地区が1.8ヘクタールだと。大沢地区にも農地あるのは確かなのだけれども、こういう活動の中でやっている部分で、現地を見てどこで何をやったのかというのは、結果が出ているか。その辺言ってください。

○議長（昆 暉雄）

農林課長。

○農林課長（古舘 隆）

まず、法改正によりまして、農業委員会では農地等の利用の最適化の推進に関する指針を定めなさいと。その指針については、遊休農地を解消しなさい、担い手への農地利用集積をしなさい、新規参入を図りなさい、それらについて目標を定めて、どういう手法で解決していくか、そこまで定めなさいということになっております。

具体的に言いますと、遊休農地については耕地面積の1%まで解消しなさいよと。現状は幾らなのか。その差額というか、その間の数字、1%に持っていくために、5年後を目標にしていますので、それでは1年当たりの面積はこのくらいだよねというのを定めなさいということになっております。利用集積についても、10年後におおよそ今の集積率の2.5倍、山田の場合は85%前後になるのですが、そこまでに集積しなさいというふうに目標を定めなさいというふうになっております。それらについて、農業委員、最適化推進委員は働いておりますが、ただいかんせんやはり新しい制度、先ほど議員がお話ししたとおり新しい制度をいかに軌道に乗せていくか、これが正直県、7市町村共通の課題となっております。どのようにうまくマッチングさせて、両輪を走らせていくかというところが。県の農業会議におきましては、29年度それらについてワーキングして、有効的な形に持っていこうという計画になっております。

○議長（昆 暉雄）

7番。

○7番尾形英明議員

そういうような理屈の中で動いているという話になるので、現実的に実際現場の中で動いたなりがないように見えるのですが、動いていたと言えればそれまでなのですけれども、実際今まで利用している中で、昨年までつくってあったけれども、ことしはつくらないと。要するに、私の勝手な解釈で予備軍、もしかして放棄地になるかもしれないというようなものの解消、地主に対して農業委員会ではどういう対策を講じたいと思っているのですか。

○議長（昆 暉雄）

農林課長。

○農林課長（古舘 隆）

議員おっしゃるとおり、耕作放棄地の解消より前に、やはり発生防止が大きな仕事だと思います。最適化推進委員の方々にも農地を見回して、あるいは耕作者のほうを確認して、今はつくっているけれども数年後には離農する、あるいは耕作しないと想定されるところをチェックというか、的確に情報収集して農家を歩いてくださいというふうにはお話をしております。

○議長（昆 暉雄）

7番。

○7番尾形英明議員

話をしているとかどうかではない、もしそういうのができた場合、できる可能性が大だと思うの

で、そういう対策はどうしようとしているのですかと。

○議長（昆 暉雄）

農林課長。

○農林課長（古舘 隆）

仮に農家の後継者がなくて耕作できないよという場合は、農業委員会あるいは最適化推進委員、あるいは行政のほうで土地の所有者をお伺いして、中間管理事業を活用するように勧めるというのが一般的な手はずになっております。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

7 番。

○7 番尾形英明議員

今後そういう形で取り組んでいくということでもいいですか。わかりました。では、そういう形で耕作放棄地や、そういうのがなくなるような体制をとっていただきたいと思います。

あまりやっていると時間がなくなるのであれですが、現在農業委員の中で、今の耕作放棄地だとか、遊休農地だとかというのを見回って、どういう形でやったらいいのか、ここは刈り払いして豆つくったり何なりしたほうがいいのかとかというような指導をやっていますか。それを個人的にやれないために放棄地になっていると思うので、それをやってくれるのは多分農業委員会の人間とか、あとはそれに担い手の人間とかというようなのと相談しながら、そういうものの解消の努力をしようとしていますか。

○議長（昆 暉雄）

農林課長。

○農林課長（古舘 隆）

1 年間活動した中で、議員おっしゃるとおりなかなか活動そのものが表に見えづらい、見えていないというご指摘があるということは、農業委員さんのほうにもお話はしております。その中で、ではこれから遊休農地対策、耕作放棄地対策として、農業委員会のほうでどこかの場所、耕作放棄地予定地といいますか、そこらを共同で作業して、最終的には担い手のほうに引き渡したらどうかというような検討には入る予定になっております。実際は29年度からの活動になりますが。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

7 番。

○7 番尾形英明議員

29年度からの活動になりますと、では1年間というのは何をやってきましたか。

○議長（昆 暉雄）

農林課長。

○農林課長（古舘 隆）

1年間の反省も踏まえて、来年度は具体的に活動していきましょうという形になっています。決して何も活動していないわけではございません。先ほどもお話ししたとおり、遊休農地等の現状を把握するために、毎年7月、8月に農地パトロールをやっております。これは最適化推進委員、農業委員さんの方々、あるいは行政のほうも入って、各地区、全農地を基本的には回っております。その中で、1年以上耕作されていない農地、あとは利用率が低い農地等を色分けして、その後耕作していない農地、あるいは利用率が低い農地の方々について、今後の耕作の意向調査を行っております。それらで回答が未定、あるいは無回答の部分については、直接最適化推進委員、農業委員さんが農家のほうをお伺いして、今後の利用状況はどうするのかというところを確認して活動しております。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

7番。

○7番尾形英明議員

見て回るのに1年かかったわけだ。そういう答弁だよね、今の話だと。1年間見て回って歩いて、29年度になって、その対策を講じるということ。1年間は見て回っただけなわけだ。何もやっていないということだ、そうなれば。私が言うのは、農業委員そのものが、人の用地、遊んでいる用地もいっぱいあるようだねと。こうやってこうやりましょうと、自分から見本を見せながらやるというのは考えないのですか。農業委員の中で、こうやってみんなで耕して、草ぼうぼうをなくして、それを担い手に伺いをとって、こうやったら、おまえさんたちで何かやってくれませんかというような伺いしているのですか。1年間、ただ見回って歩いただけなの。

○議長（昆 暉雄）

甲斐谷副町長。

○副町長（甲斐谷義昭）

先ほど来新しい農業委員会に対しての本音はどうかのだという質問もありましたし、あるいはことし1年間の活動実績についていろいろ具体的な質問が出ておるわけですが、まず以前の農業委員会ではなかなか機能していないという判断が国にあって、これを何とか改正をして実行性のある組織にしようということで、地元の手を患わさないで、国の思いでこの制度が変わって、そして選挙制度ではなくて首長の選任により議会の同意を求めると、こういう形に改められたと。そして、最初の1年でございます。なかなか本音で以前の農業委員会はどうかのこうと言うのは難しいですし、言うべきでもないと思うのですが、この新しい組織に大きい期待をして、国もそうなのですが、各市町村もそうなのですが、その成果を見守りたいと。始まって1年であります。いきなり成果、あるいは委員の実績と言われても、なかなか難しいところがあると思います。岩手県の7市町村のそういう意味での

情報の連携、各それぞれが悩んでおるわけでございますので、この1年は少し温かい目で見て、育てるような気概を持って見ていただければなと、そのように思います。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

7 番。

○7 番尾形英明議員

私もそう思っていますので、岩手県で何市町村がやっているか、7市町村だと。その中で、どういう問題が発生しているかというのを最初に伺っている。そのために伺っている。今の体制でいいのから始まって、それでは人数が足りないためにやれなかったとか何かというのだったら、私はわかります。言っているのと答弁しているのが全然違うのではないか。それをやった結果というのはどこへも出てきていない。私はそれを確認したかった。副町長、そういうことですので、もう一回その中身。

○議長（昆 暉雄）

甲斐谷副町長。

○副町長（甲斐谷義昭）

言っていることは、私と同じだと思います。そういう見守りの気持ちを持って、どこかに何か不足、あるいはうまくないところがあれば、尾形議員も助言をしたり、一緒になったりという思いは伝わりましたので。ただ、答弁でかみ合わない部分がありましたけれども、そういう大きな部分では一致しているということで、どうぞ今後もよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

7 番。

○7 番尾形英明議員

今度は、個々に話をしたいと思いますので、この件については終わりたいと思います。

今そういう問題を言いながら、次の2番目の中で、農振地域を見直して工場用地並びに宅地環境整備含めた形の中の宅地造成しやすいような土地にやったらばというのを、聞くのがちょっと筋違いなのか、あれだと思いますが、ただ私が言うのは、例えば農振地域であって、今回の部分みたいに県道や高規格道路ができて分断されて、小さく残ったり、三角に残ったりした用地まで今は振興地域の中に入っているわけで、そういうのを考えた形の中で、今後の活用も含めて、そういう土地については今回国調が入っている場所も含めて見直してやったらばと思うのですが、そのような考えはないでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

農林課長。

○農林課長（古舘 隆）

農業振興地域制度の見直しは、町長が答弁したとおり29年度で予定しております。議員おっしゃるとおり農地の形というか、農地を取り巻く環境も大きく変わりました。圃場の真ん中を三陸沿岸道路が走っていると。どうしても連檐性がとれない農地も出てくると。そこら辺を加味しながら、ただ制度としてどうしても農用地を残さなければならないという定義がございますので、そこら辺の定義を見ながら進めていきたいと考えております。

○議長（昆 暉雄）

7番。

○7番尾形英明議員

制度だとか何かというのは、昔からあるのでわかっている部分。私が言うのは、その制度はあるけれども、こういう場所はそういう制度、ただし書きがあるかどうかは二の次としても、そういう場所は見直したらいいのではないかなというのが質問なのです。わかっています、やるのが難しいとか何かというのは。ただ、何か方法がないのかというのを伺いたいわけです、私は。

今回の荒川地区のことについてもそうなのです。事業をやるために、反対者の部分はぽつぽつ、ぽつぽつ残しました。そして、開発できる面積の部分だけをやって、あとの人はやらないよと。だけれども、制度の中で飛び換地方式だってあるわけだから、その人たちがここは農地でなくあれだけれども、区域から外したところへ行って、こうやってほしいよとかああやってほしいよと。住宅地域にするから家建ててもいいよと、変な話。それとも工場誘致にするのか。多分続けたいという反対の人間がリタイアしているわけではないと思うので、その辺も含めて大きい目で見たい形の中で、町の中で、昔は田んぼ、畑の中でも家建てたり、要するに増工部分というか、新設部分でなく増工部分については、土地をそういう形で建ててもよかった部分があるために、畑の中に家が建っていたところもいっぱいあるはずだ、現状では。だから、見直す部分というのは今ではないかと。いろんな形の中で、新しい土地をつくっているのだから、豊間根で言えばびはんの裏だとか、ああいうところに農地があったって、いつかは多分放棄地みたいな、ぽつぽつ、ぽつぽつ売っているわけなのですけれども、そういうのも含めて利用価値が出るような中身にしてもらいたいのですが、そういう考えはないのですか。

○議長（昆 暉雄）

農林課長。

○農林課長（古舘 隆）

まずもって用語の整理させていただきたいと思います。

農振地域、いわゆる農振地域と言われているのは、極端に言えば山田町の中で都市計画法の区域とか……

（「いい、わかっている」と呼ぶ者あり）

○農林課長（古舘 隆）

極端に言えば、全農地が農振地域の中に入っております。議員がお話ししているのは、農用地区域

のことだと思います。当然農用地区域につきましては、そこに農業以外のものを建てる場合は区域の除外、その後農地転用ということが必要になります。農用地区域外であれば、農地転用の1件の手続で済むのですが、農用地区域の除外につきましては県との協議もございますので、山田町がよほど大きなこういうスタンスの計画があるよと、だからこの部分は農用地を外さないとこの計画が成り立たないよという部分がないと、なかなか農用地区域から除外というのは難しいのが現状ではございますが、議員おっしゃるとおり全町的、あるいは地域的なものを見ながら、農用地区域の設定については県と協議しながら進めていきたいと考えております。

○議長（昆 暉雄）

7番。

○7番尾形英明議員

中身的に県と協議……この間、知事もいろんな形の中で、返答の中で、今の世の中、そういう形で反対ばかりやっているわけにいかないと。県知事だって、冒頭でうたっているように規模縮小した形の中で許可出している部分がいっぱいあるわけだ。だから、そういうのも踏まえて、そういう地域に関しては、何があれでできるのかできないのかの部分を考えてほしいというのが本音なのですけれども、やりたいのはやまやまだ。この間も言ったように、個人的に開発行為を起こす部分ではなく、全体的に役場のほうでここはこういう形にしたいので、農振を解除したいですとか、そういう話があれば、地域としてはのる人が多いと思うのです。自分たちでやるのだったら要らないけれども、そのまま放っておくけれども、山田町のほうでやってくれるのであればという人間がいっぱいいると思うのです。そういうような形を踏まえ、それは企業誘致をしていくとか何かというのは難しいとは思いますが、要するに開発可能な場所について考えていただきたいというのが私の質問の本音なのですけれども、可能な部分はあると思うのですが、可能でしょうか、どうでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

鈴木副町長。

○副町長（鈴木 裕）

農業振興地域整備計画ですけれども、議員おっしゃるとおりこの制度というのは、ここは農業をやっていきましょうというエリアと、そうではないエリアと、町の中でそこをまず大きく分けると。そういうのが制度の趣旨でございまして、当然隣り合う制度とのせめぎ合いではないですけれども、ゾーニングの問題なのです。議員おっしゃるとおり、今この震災等、開発も含めて、土地の利用というのが震災前と異なってきているというところで、農業内部の問題も当然ですけれども、町全体としての土地利用のあり方というところで見直しをかけていくというふうに、来年度計画の見直しがありますので、そこで議論していきたいというふうに考えております。

○議長（昆 暉雄）

7番。

○7 番尾形英明議員

よろしくお願いします。私たちそういうのを望んでおりますので、できるだけそんな形になるようなことをやっていただきたいと思います。よろしくお願いします。

次に、災害査定の件なのですけれども、今回査定を受けた箇所について、誰が見て、誰がどういう判断をして、査定に出したのかお伺いします。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

災害査定につきましては、その申請につきましては、担当技師のほうで災害復旧の対象になるかどうかというような判断をした上で、町のほうで町長より申請するという形で災害の申請をしているところです。

○議長（昆 暉雄）

7 番。

○7 番尾形英明議員

ということは、私が見た範囲の中で、災害で絶対とれると私なりに判断した場所を言っているのですが、それが災害で通過しないという理由は何だったのですか。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

尾形議員から指摘していただいた場所につきましては、背後地に守るべき施設がないということで、対象にならないと。この部分については、維持補修で実施していこうという形で進めているところでございます。

○議長（昆 暉雄）

7 番。

○7 番尾形英明議員

守るべき施設とは、どういう意味ですか。私が言っている、名前出しますが、繋地区なのですけれども、前に災害で2カ所やっている。そのときの採択基準というのは、守るべき施設がどうのこうのというので、どこか守るべき施設があったあたりに採択になった、そういう答弁ないのではないですか。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

背後地に守るべき施設というのは、人家があるとか、農地があるとかというような状況で、ここの

部分については災害査定申請の対象になるというふうに理解してございます。

○議長（昆 暉雄）

7 番。

○7 番尾形英明議員

その守るべき施設というのが、人家とか何かではない。私が言うのは、前回はどういうあれで採択になったのですか。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

この部分につきましては、繫川を挟んで右側、左側とありますけれども、人家がある部分については災害査定の方で対象になっております。左岸側については守るべき施設がないということで、対象にならないということでございます。

○議長（昆 暉雄）

7 番。

○7 番尾形英明議員

どこの場所だと思っているのですか。私が言っているのは、十二神のほうから流れてきて、そして、今の荒川であり、津軽石川なのだけれども、繫橋の下流に抜けている、あれは川とは言わない、準用河川なのだ。あの沢ですよ、私が言っているのは。あれは前に出口付近、要するに河口付近に、20メートルか30メートルの化粧ブロックでやっています、災害復旧で。あとは、もう少し上がって行って、橋付近から途中までブロック積みになっています。そのとき、採択にならなかったのだからかわからないけれども、当時切り代の中に入ってしまったかどうかかわからないのだが、30メートルやったけれども、25メートルしかとれなかったから、橋の幅とのあれの間が5メートルぐらい残っている。そこが今回崩れている。そういう場所を災害とれないの。私は何回も災害復旧やってきたけれども、全部とります。だから、出さなければ見ないのです。だから、誰が出さないことにしたのかと俺さっき伺っていた、その辺なのです。技監、そうですね。災害査定出さないのまでは見ないから。技監から答弁願います。

○議長（昆 暉雄）

技監。

○技監（山下真徳）

議員のおっしゃるとおり災害査定は申請主義でございますので、申請がなければ予算等についてはつかないということになります。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

7 番。

○7 番尾形英明議員

そのとおりだと思うのです。誰が出しても通らないというか、災害査定、金額的にあれだって、金額は何ぼでもやる場所いっぱいあるのだから。ただ、総単でやるのだから、積み上げでやるのだからは二の次としても、やっぱり出さなければどうしようもない。そういう判断を、知らない人、技術屋、現場をわからないような形で、見ただけで判断しているわけではないと思うのです。変な話、やりたくないから出さないのだというように解釈するしかない。山内線災害とりましたね、数カ所。あその部分の中でも、なにこんなまでという場所もあります。流木があって、流木の間に崩れただけの部分も。ただ、正しい場合はとれるのです。そういうのを戦わないで自分で負けるというのは、もってのほかだと思うのです。単費がいっぱいあるから、そんなのはみんな単費でやるのだという話は、それはそれでいいが、もらえるものは補助もらったらいいいのではないですか。そういう意識を持ってやってもらいたいのですが、いかがですか。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

尾形議員おっしゃるとおり、そのような考えでやっております。どうしても災害の申請につきましては適用基準というのがありまして、それに該当するかどうかというような判断のもとで、これは災害復旧事業の対象になると、またはならないという判断の上で、国のほうには提出しているところでございます。

○議長（昆 暉雄）

7 番議員、ちょっと待ってください。

間もなく12時になります。7 番議員の質問が終わるまで時間を延長しますので、ご了解賜ります。

7 番。

○7 番尾形英明議員

私が言っているのは、わかっている。そうしたら、誰が適用にならないと決めたの。それを聞きたい。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

そういう災害については、災害復旧の手引きというのがございますようで、それに基づいてその適用範囲と照らし合わせて、対象になる、ならないという判断は担当する技師のほうで判断してございます。その部分については、私も報告を受けまして、これはこういうことで対象にならないのだと。尾形議員の関係の部分についても、ちゃんと説明を受けておりまして、これは背後に守るべき施設が

ないということで対象にならないということで、申請はしなかったということでございます。

○議長（昆 暉雄）

企画財政課長。

○企画財政課長（上林 浄）

私のほうからも、財政的な部分もございますので、補足でお話をさせていただきたいと思います。

災害があった場合、災害復旧として事業を起こすわけですが、一番国の手厚い補助を受けるのがいわゆる公共災害ということで、国に申請をして認められた工事費、ほぼ100%を頂戴するという形になります。次いで、当然公共災害というもののの中には、今建設課長のほうからもご説明がございましたが、事業費の規模であるとか、あるいは採択要件、被災の状況によって補助までには至らないものがあると。そのものはどうするかということになるわけですが、これは町が実施しなければならないと。町が実施する場合でも、単独災害復旧ということで、県の審査を受けて起債を借り入れできる事業がございます。これは借金をして直すと。この借金について、後々国が面倒を見てくれますよという単独災害復旧事業というのがございます。これでもなおかつ、それは一般的なものですよとか、あるいは理由になりませんよというものを維持補修でやるという三段構えで、財源とすれば捉えてございます。町総体の意思として、当然今尾形議員おっしゃるとおり有利なものを優先すべきだと。その基本方針には変わりがございます。これは庁舎内全てにその意思は通じております。今の段階を踏んで、それぞれ有利な制度にのせていきたいという形で進めてございます。

なお、補助の災害復旧で見られなかったものの中でも、先ほど申し上げた起債、借金をして、後々国に面倒を見てもらおうという部分が今回の10号、13号関連で27カ所、それは単独災害復旧事業として申請をしてございます。ですから、そのイズムは、考え方は庁舎内で統一していると。ただ、議員おっしゃる部分で、こういうものもあったのではないかとこの部分があるかと思いますが、それらがもしあったとしたらば、それらもこれからの災害復旧の教訓にさせていただきたいと思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（昆 暉雄）

7番議員、待ってください。

今7番、それから執行部といろいろ論議をしておりますが、予算委員会もございますので、お互いが勉強をしてよい方向に、町のためにどっちが得だか、それも含めて検討していただきたいと思います。

7番。

○7番尾形英明議員

その件については、先ほど議長が言うように予算委員会の中で論議したいと思いますので、よろしくお願いします。

次に、4番目の排水路の関係なのですが、現在やっているのは確かなのですが、この事業と

というのはさっきの答弁の中で7月までに完成すると。年度を越すやつですよ、そうならば。どういう措置をするのか。

それとあとは、29年のルートなのですからけれども、今現在のルートというのはどういう流れの中で、流域関係も含めて検討したのかどうなのかということ。

それと、私が前にも言っているように、流域の中に昔の営林署の用地から流れてくる、道路を町道に認定して、そこからの排水も含んだ形の中で計画したらという話は前もってやっているはずです。そういうのも含めて答弁願います。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

現在実施しております島田地区の工事につきましては、繰り越しをして7月には完成するように進めていくということで行っております。

あと、堂ヶ鼻地区のルートでございますけれども、これは排水経路につきましてはこれまで地域のほうから、道路の冠水等いろいろ要望が出されている地区ございますので、その部分を解消するような形で勾配をつけて荒川川に流すということで計画しております。

営林署の道路の部分でございますけれども、この島田地区の排水路が完成してから、その部分については町道認定整備していくという考え方で進めているところでございます。

○議長（昆 暉雄）

7番尾形英明君の質問は終わりました。

昼食のため休憩をいたします。再開は、午後1時といたします。

午後 零時02分休憩

午後 1時00分再開

○議長（昆 暉雄）

会議を再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

10番坂本正君の質問を許します。10番。

○10番坂本 正議員

10番、新生会、坂本正でございます。壇上よりご質問いたします。

1、町内の道路について。東日本大震災から6年がたつが、草木地区の道路整備はまだ手つかずであります。今後の対応をお示してください。

（2）、国道から山田町役場に向かう道路について、震災後に札幌市のような碁盤の目状に道路を整備し、町並みをつくれなかったか示してください。

2番、陸中山田駅裏の土地区画整理事業について。（1）、減歩について地権者の皆さんに説明責任

をちゃんと示したか示してください。

(2)、駅裏の土地のかさ上げ、3メートルと説明を受けておりますが、なぜその高さになったかご説明をお願いします。

3番、被災した町内の建物について。(1)、被災した建物がまだ町内で見受けられます。今後どのように撤去するつもりか、町の対応を示してください。

(2)、また、このような建物は町内に何戸あるか示してください。

5、織笠の斎場について。龍泉寺から借りている土地について、いつまで使用できるのか示してください。

(2)、龍泉寺への返還はどのような形で行うのか示していただきたいと思います。

最後になりますが、6番、織笠コミュニティセンターについて。先回もご質問したわけですが、織笠コミュニティセンターの完成までの予定を示してください。

以上、壇上より質問させていただきます。ありがとうございます。

(「4番飛ばした」と呼ぶ者あり)

○10番坂本 正議員

上がっておりまして、4番飛ばしたようでございます。

仮設商店街について。今の仮設店舗への移転は2回目であり、今後本設に移行するものと思いますが、町の対応を示してください。

以上でございます。大変失礼いたしました。

○議長(昆 暉雄)

答弁を求めます。町長。

○町長(佐藤信逸)

坂本議員のご質問にお答えさせていただきます。

1点目の町内の道路についてお答えいたします。1つ目の草木地区の道路整備についてですが、新規の築造となる三陸沿岸道路の側道から集落へ接続する130.2メートル部分は、3月に工事に着手し、7月完成の予定で進めております。三陸沿岸道路の側道部分については、管理委託手続を早期に進めることで三陸国道事務所と調整しております。整備に当たっては、導入できる補助メニュー等を探りながら、早期に実現できるよう進めていきたいと考えております。

2つ目の国道から役場に向かう道路の整備についてお答えします。全て町有地で、何もない状況からの開発であれば基盤の目状の整備は可能ですが、役場前の道路や宅地整備については、個人所有の宅地を再配置する事業であります。極力整然とした町並みになるよう計画しましたが、基盤の目状に整備することは難しい状況ですので、ご理解をお願いいたします。

2点目の陸中山田駅裏の土地地区画整理事業についてお答えします。1つ目の減歩についての説明ですが、平成26年11月に実施した仮換地の個別説明会において、地権者の皆さんにお伝えしております。

また、盛り土造成により宅地間に生じる高低差を示した造成計画や、上下水道の取りつけ位置などの個別説明会を本年2月下旬から実施しております。

次に、2つ目の駅裏の土地のかさ上げについてですが、3メートルの盛り土は津波シミュレーションの結果により東日本大震災クラスの津波でも浸水しない高さで設定しており、駅前の盛り土高さに合わせて駅裏も一体的に整備する計画としております。

なお、造成高については西側の細浦柳沢線の高さに合わせてすりつけることとなりますので、西側に向かうほど小さくなります。

3点目の被災した町内の建物についてお答えいたします。山田地区の低地部には、現在被災して未利用の状態に残っている建物が2棟ありますが、所有者の方とは存置による再利用を図ることで調整しております。

4点目の仮設商店街についてお答えいたします。本設先での再建をスムーズに進めるため、事業者が土地の引き渡しを受けた後、速やかに建設に着手できるよう、商工会とも連携しながら助成制度に関する説明や相談など、個々の事業者に応じた対応をしていきたいと考えております。

5点目の織笠の斎場用地についてお答えいたします。現斎場用地については、長年にわたり龍泉寺様のご厚意により無償でお借りしておりましたが、借用期間が平成29年7月末となっていることから、現在整備を進めている新斎場供用開始後の30年9月末までの延長をお願いし、ご承諾をいただいております。

当初計画では、施設を解体し、更地としてお返しする予定でしたが、建屋を有効利用したい旨のお話がありましたので、解体工事の内容や進め方も含め、どのような形でお返しするのがよいのか、意向を確認しながら協議を進めております。

6点目の織笠コミュニティセンター建設についてお答えします。完成までの工程ですが、現在規模及び事業費について復興庁と協議を行っております。これが調べば平成29年度中に詳細設計を行い、30年度中に完成、供用開始をする予定でおります。

○議長（昆 暉雄）

再質問を許します。10番。

○10番坂本 正議員

私も、先ほどは大変失礼いたしました。再度気を引き締めていきたいと思っておりますので、ご答弁のほどひとつよろしく申し上げます。

1つ目でございますが、草木地区ということで、先ほども言いましたけれども、6年、これはおくれた理由を示していただきたいと。そのほかに、草木地区は古川の橋があるわけなのですが、今までなかったのですが、去年鉄パイプみたいな格好でちょっと柵しておりましたけれども、今まで古川の橋に全然手をつけていないと。あれはガードレールでなっておったのですが、いつごろ本設でやっていただいて、そしておくれた理由、お金がなかったのだから、それともどうなのだから、それを一言お願

いしたいと思います。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

草木地区の道路の工事のほうがおくれた理由ですけれども、これは事業を実施するに当たりまして、測量設計会社に設計業務を発注しておりました。この測量設計業務を委託している業者が、台風10号で災害査定のためにおくらせてくれというようなことがございました。この業者は、岩手県と災害協定を結んでおりまして、震災後早急に災害復旧のための申請、測量ということの対応を図る必要があるので、どうか町のほうで配慮してくれないかというようなことがございました。当初であれば、10月中に設計業務完了して発注という運びで考えておったわけですが、そのことがありまして、設計が完了したのがことしになって1月末に完了したということで、工事発注の手続もおくれてきたということでございます。

2点目の現在かかっている古川の橋のガードレールにつきましては、これまで通っていた道路の維持補修も含めて発注しようというふうに考えております。その際に、ガードレールについても考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

10番。

○10番坂本 正議員

私聞いているのと若干かけ離れた返答なのですが、当初震災以降何で予算がおりなくておくれたのかと私は聞いているのです。誰もそんな話聞いていないですよ。だから、どういう格好でおくれたのか。先ほど企財課長が同僚議員にもいろんなお金のもらい方、いろいろお話ししておったようだが、どういう格好でおくれたのか。震災受けているのだから、ほとんどもらうにいいはずなのです。だから、何でおくれたのか。それとも申請しないからおくれたのか。申請しても今までそこに手をつけられなかったのだから、ちょっと教えてください。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

既存道路部分については、町道という取り扱いにはなっておりませんでした。農林道という取り扱いになっておりまして、災害復旧事業は対象にならないということで理解しております。そのために、仮設の道路、個人の用地を借りまして道路をつくって行って、そこの部分で既存集落との通行を可能にするということで活用されておった部分でございます。

計画については、地域の人と話を進めていきまして、今年度事業実施しようということで話を進め

てきたわけですがけれども、その中でいろいろ地域のほうからも要望がありまして、その辺を酌み取った形で今後事業実施していこうという形になったものでございます。

○議長（昆 暉雄）

10番。

○10番坂本 正議員

そうすると、今まで旧草木地区は農道を走っておったのだと。町道ではないのだということですか、今の話であれば。町道であったって、農道であったって、被災を受けたもの、何で早急に直せなかったかと、私はそこを聞いているのです。だから、申請してもおりなかったのか。それなら、農道といったら、町の道路ということで漠然と私はあちこちに行きたいためにこういうふうな書き方をしたけれども、はっきり言って、2番目にも移るのだけれども、そうすると織笠の堰堤から走って新田へ行く道路、あれはどういう道路なの。だから、そこら辺は一体なのですよ。いまだかつてあそこも直していない。その横っ腹の農道、きれいな農道をつくりましたよね、刈屋建設さんが。何で人が通らないところを先に立派な道路をつくって、人が通るところを先につくらないの。それはおかしいのではないか。ちょっと答弁してください。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

草木地区の集落に通ずる道路につきましては、震災後通行ができないということで、その部分については仮設の道路を通して通行を可能にしてきたというところでございます。新田の部分につきましては、圃場整備との絡みもありますので、その部分については県と相談しながら、今農地のほうが高くなっている状況で、町道のほうは大雨が降ると冠水してしまうという状況も認識しておりますので、その部分については排水がとれるような形で県と調整を進めているところでございます。

○議長（昆 暉雄）

10番。

○10番坂本 正議員

済みません。さっぱり私には理解できない返答をいただいておりますが、私が今言ったのに全然即した返答をもらっていません。これ何時間やったって同じだと思うのだけれども。私が言っているのは、開口一番何でおくれたのと、そう言っているはずですよ。おくれた理由が全然聞こえてきません。それから先に話しなければならない。ちょっともう一回言って。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

応急仮設ルートでの通行を可能にしておったわけですがけれども、その中で災害等があった場合に、

その応急仮設ルートも大雨が降ると冠水してしまうという状況が地域の住民のほうからもありましたので、新しいルートとして三陸沿岸道路の側道を使って交通を確保していけば2つのルートができるだろうということで、三沿道の側道を利用した形での新しいルート確保ということも検討してきたというところでございます。

○議長（昆 暉雄）

10番。

○10番坂本 正議員

そんなのは、私もあなたと草木地区の懇談会には行ってきました。あそこでいわく、お金がございませんと、今度新しいお金を見つけてきますと言ったはずです。そういうのは全部知っている。だから、とりあえずおくれた理由というのを私は知りたいと何回も言っている。

企財課長、ちょっと聞きたいのですが、例えばそういうところへ流用する金はないの。きのうの1日、岩手日報でも70億円が今度国のほう経由で県のほうから来るのだけれども、あれはひもつきなの。そういう格好のやつは全然使えないの。今みたいな話のとき。災害受けているのです。災害を受けているのに、そういう金を使えないということはおかしいのではないか。どうですか。

○議長（昆 暉雄）

企画財政課長。

○企画財政課長（上林 浄）

お金の問題でご指名でございますので、私の知り得る範囲でご説明をいたしたいと思います。

今お話がございました復興交付金の第17回配分が70億超山田町にいただいたと。これは、基幹事業ということで、以前にも復興推進課長のほうからのご説明をさせていただいておりますが、メニューが決まっている事業でございます。何に使ってもいいですよという趣旨の交付金ではないというところをひとつご理解を頂戴したいと思います。

○議長（昆 暉雄）

10番。

○10番坂本 正議員

それでは、悪いけれども、そういうふうにお金を使う、ひもつきでない金、今山田町に何ぼあるの。

○議長（昆 暉雄）

企画財政課長。

○企画財政課長（上林 浄）

全体的な部分になると思います。今度の補正予算でもお話し申し上げますけれども、財政調整基金、皆様ご存じの部分がございます。こちらのほうがほぼ40億円程度になります。ただ、何度も私議場でもご説明しておりますけれども、既に多くいただいている部分を返さなければならないという事情のものがございます。これは、震災特別交付税というのが毎年計算されるわけですが、実績見合いでは

なく申請見合い、これぐらいかかりますのでという、その金額に合わせて山田町に交付されます。それは、実績に合わせて返還しなければならない部分がございます。それらこれらを入れますと、実質的にいわゆる真水と呼ばれる部分では、現行6億円から7億円、その程度の金額は財政調整基金にございますが、これが自由に使える金かとおっしゃられると、これは将来に向けた貯金でございますので、そこのご判断はその場その場で対応していかざるを得ないだろうというふうに思っております。

○議長（昆 暉雄）

10番。

○10番坂本 正議員

それはわかります。わかって言っているのだから。

だから、初めから私はそういう金をもらうような格好で何でやらなかったのと。被災を受けたのに対して、それこそさっき言ったとおり申請しなければもらえないのだ。そういうことでしょう。申請しなかった理由は何なのと聞いているのに対して、何も返事が返ってこないなら議論にならないでしょう。だから、初めからこれはこういう格好で申請しなかったのだと、そういう言い方では話わかる。ところが、建設課長は俺が聞かないあちこち雲の上の話ばかりしているから、俺は頭悪いから納得できないのだ。わかったか。では、もう一回言って。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

草木地区につきましては、震災後に一度地域の方々とお話をしたことがございます。というのは、防集事業のほうで高台に移転しませんかというような話もした記憶がございます。皆さん集まっていたいて……

（「やったって言っているのはわかっているから、そんなのまた言う必要ない」と呼ぶ者あり）

○建設課長（川守田正人）

その中で、ここで住み続けたいということで、それでは交付金の事業の導入ができないということでございます。実際道路事業とか……

（「道路でしょ、やっているのは」と呼ぶ者あり）

○建設課長（川守田正人）

道路事業につきましても交付金の対象にならないということで、町のほうで整備を進めていくというような形になったということでございます。

○議長（昆 暉雄）

10番。

○10番坂本 正議員

本当にあそこは農道なの。農道ではないのではないですか。途中までは農道だと思う。農道でないところもあるのです、町道も。どこからどこまでが農道で、どこからどこまでが農道ではないの。

○議長（昆 暉雄）

農林課長。

○農林課長（古舘 隆）

正式には、集落道だったと思いました。起点が織笠川の堰堤というか、防波堤というか、そのトップの部分から線路に沿って行って、橋を渡って、右側のほうに右折して集落の入り口までが集落道だったと記憶しております。

○議長（昆 暉雄）

10番。

○10番坂本 正議員

では、戻りますけれども、農道に対しては被災のあれはおりないの。

○議長（昆 暉雄）

農林課長。

○農林課長（古舘 隆）

既に6年たっております。そのような論議がされるのはやはりありますので、その当時の経緯を調べてみたいと思います。ちょっと私その当時の経緯、詳細わからないので、うかつと言えませんが、回答できませんので、その経緯をちょっと調べさせていただきたいと思います。

○議長（昆 暉雄）

企画財政課長。

○企画財政課長（上林 浄）

私もこの整備については相談を受けた立場でございますので、私のほうから知り得る範囲でもう一度ご説明をさせていただきたいと思います。

あの道路につきましては、一番最初にまず町の負担が伴わない道路復旧の方法はないだろうかというところは当然検討させていただきました。今の管理状況等がございましたので、今の復興交付金による復旧というのは難しいという結論になりました。仮道路で当面の道路の交通の確保をしたわけですが、その間地域の皆様とお話をしたところ、現道を直すよりもこちらの道路が欲しいというようなお話になったというふうに聞いております。そこで、新しいルートを考えて、今の震災由来の補助の制度ではなく、別の社会資本総合整備交付金という補助制度がございますが、その導入を果たしたと。本来であれば、地域の皆様に28年度中ご提供できる部分だったわけでございますけれども、28年度中、不幸にも台風10号、13号、こういった災害がございまして、近隣の市町村でそれは多くの被災箇所を設けて、そこでの調査設計の業務が集中をしてしまったということになりました。それで、万

やむを得なかったわけですが、設計のほうが少しおくれってしまったと。そういうふうな経過だというふうに聞いておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

10番。

○10番坂本 正議員

それはうそなのです、はっきり言って。私も行って聞いております。本来であれば、今までのところを通してくださいと。企財課長は誰からそんなうそを聞いたかわからないけれども、私は行っているから、ちゃんと聞いているのだもの。今までのところを通してくださいと。私も2回懇談会へ行っています。そのとき、そういうふうな格好で、本来そういう話は全然出てきません。だから、聞いてそうしゃべっていたかもしれないけれども、実際本当はもともとこのところを通してくれと、そういうのが趣旨だった。それで、何とか今までの道路をつくるよりは、旧道路をつくるよりは、国交省の通り道路、あの水源地からの、あそこを通したほうが安くできるだろうと、これは町のほうの提案だったのです。先回一千何百万円の補助が出て、あそこを直すということはこの間聞きました。何でこちらの国交省からの道路もそれに付随して、一緒に払い下げではなく、まず山田町のほうで管理できなかったか、そういう交渉をしなかったか。技監、これはどうなのですか。あなたは国交省出身だから、ちょっと聞きたいです。

○議長（昆 暉雄）

技監。

○技監（山下真徳）

山田道路につきましては、平成14年に約8キロ開通をさせていただいておりまして、これは管内では一番早い開通でございました。その際に、側道につきましては機能補償ということで、もともとあった道路を分断するようなところにつきまして、新たに設置をさせていただいたところです。側道につきましては、基本的には地元の機能補償、あるいは要望ということで整備をするという趣旨でございましたので、その際に管理のほうの移管については町のほうにもお願い、協議をしたというふうなことは聞いております。

以上でございます。

○議長（昆 暉雄）

10番。

○10番坂本 正議員

では、技監、ちょっと聞きたいのだけれども、国交省のほうでは町のほうに早く移管したいのだと、我的手から離したいと、そういうふうに私は伺っているのだけれども、1回か交渉に行ってきたか。山田町のために、あなたは。

○議長（昆 暉雄）

技監。

○技監（山下真徳）

お答えします。

昨年の9月だったと思いますが、管理をしている宮古維持出張所のほうに、出張所長に面会を求めて、その趣旨については説明をしてまいりました。事務所のほうにも伝えるということで返事をもらっております。

以上でございます。

○議長（昆 暉雄）

10番。

○10番坂本 正議員

その結果、どうなのでしょう。やっぱり時間がかかるようだとか、そういう認識で受けておるのですか。

○議長（昆 暉雄）

技監。

○技監（山下真徳）

三陸国道事務所としても、町と協議をして早期に側道の管理移管の手続を進めたいというふうな回答でございました。

以上でございます。

○議長（昆 暉雄）

10番。

○10番坂本 正議員

建設課長さん、そういうことだそうでございます。私ははっきり言って、この間の予算とったのと同じ時期に移管してもらって、継続して、並行して仕事をしたほうが、誰が考えたって金はいはずだから。早く技監を連れて行って、一緒に行ってもらって、三国へ行って早く移管してもらって、あそこの道路を早く直してもらおうと、そういうふうにぜひお願いしたいと。時間がないから、これでこの辺はやめるから。

次に、山田町の役場の前の道路整備、これは今どういう格好になっておるのか、ちょっと教えてくださいませんか。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

現在役場前については、盛り土整備を行いまして、地盤改良して、その後29年度中に国道と役場前の道路をすりつけるというような形で進んでおります。

○議長（昆 暉雄）

10番。

○10番坂本 正議員

ちょっと危機管理が足りないのではないですか。何のためにURがあそこにまだおるの。あの建物があるために、ここにストレートに来られないでしょう。そこら辺を何とURに対して言っておるのだから、ちょっと聞かせてください。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

URの建物については、4月中に撤去、移転するというスケジュールで現在進んでおります。

（「どこへ」と呼ぶ者あり）

○建設課長（川守田正人）

大沢、今まで奥村JVが事務所として使っていたところに移転するということで進んでおります。

役場前の道路の盛り土がおくれた理由ですけれども、電力柱の撤去を昨年度来ずっとお願いしていたわけですが、台風の影響で人出が岩泉のほうに回って、その部分撤去がおくれたというのも理由の一つでございます。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

10番。

○10番坂本 正議員

私が聞いているのは、URは4月に大沢のほうへ行くと。それでは、ちょっとお尋ねしますけれども、今の奥村さんのところの事務所、あその隣にも事務所があったのです。今壊したから。何であそこへ行かないで、今最後に残った、4月以降あそこへ行かなければならないの。早く行くのであれば、壊さないうちにそっちへ移るのが当たり前ではないの。だから、私言いたいのは、何でそこを言っているのかと。ここの町役場に対して、国道から直結に何で早く通せないのだと、危機管理が足りないのではないかなと、私はそういう意味で言っているのです。役場へ来るに遠回りして、何秒、何秒の危機のとき、こんなに遠回りしてどうなの。前から私言っているのだけれども、危機管理をもっとやりなさいよと。そうしたら、町の役場に対しての真っすぐな道路をいち早くつくっておかなければならないはずなのです。それは一体どう思うの。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

議員おっしゃるとおりだと私も考えます。しかし、どうしても造成の工程等ございまして、現在の

ような状況になっているというところについては、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（昆 暉雄）

10番。

○10番坂本 正議員

理解したくても、私はその程度では理解できないのだ。要するに、一番ネックなのはURさんがあそこにいなければ、ずっと前から通るにいいのです。何で町のことを考えながら、町の発展のためにURさんがあそこにおいて、あなた方といろんな会議を開いて、山田町のためにやっているのはわかります。ただ、妨げているのが彼らだから、私は今言っているのです。何で真っすぐな道路がいち早く出なかったかと、こう私が言っているのに対して、全然返答になっていないもの、課長。ちょっと返答をわかりやすく言ってくれないか。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

確かにURの建物が支障になっているというのは、そのとおりだとは考えております。しかし、町の復興をいち早く進めるためにも、URと町が連携して進めていくという部分におきましては、どうしても近くにURがいたほうがいいというのもその考えの一つであろうかなというふうに考えております。

（「そうしたら。大沢さ行く必要ないべ、そんなこと言ったら」
と呼ぶ者あり）

○建設課長（川守田正人）

どうしても造成を進めていくためには支障になってきますので、そこは移転してもらわなければいけない部分にはなっております。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

10番。

○10番坂本 正議員

疲れるから、あとちょっと明瞭に言ってもらわなければ。ちぐはぐな話してはだめだ。近くにいるから、近くでなければコンタクトとれないからと。それなら、大沢へ行ったらコンタクトとれないのか。今メールだって何だって全部ある時代に、俺はアナログだから使えないけれども。やっぱり今の人間というのは、みんなそういう格好でお互い横の連絡とっているわけだから。4月でなく、早く行ってもらったら。そして、ここの直結の道路をつくって、そして何かあった場合は町長が一番先に先頭に立ってやらなければならないのだから、危機管理は。そこら辺を踏まえた中でやってもらいたい。早くそういう格好でやっていただければありがたいということでございます。

次に移りたいと思います。減歩について次にお尋ねします。先月二十何日、町民に対してこちら辺にいる人たちに説明会を開いたようですが、そのとき私聞くに、細浦柳沢線の一番末端のほう、この人には減歩の話が一つもなかったようですが、どうなっていますか。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

減歩のお話は、仮換地の個別説明会、平成26年11月に実施しているところですが、その部分については話をしております。それと、現在造成計画とか換地位置の説明をしているわけですが、減歩がある部分については、その方たちもお話をしているというふうに聞いております。

○議長（昆 暉雄）

10番。

○10番坂本 正議員

それは、課長がなってからだっけか。前の話ではないか。

（「前です」と呼ぶ者あり）

○10番坂本 正議員

わかりました。それで、この間説明を受けた方々は、減歩の話は一切、前の人もなかったと、こういう返答をもらっているのです。そうしたら、おかしい話になるのではないかと私は心配、危惧して言っているのであって、ましてや管理あるから、例えばですよ、150坪あるのだと。そうしたら、段々になるから100坪で、50坪まで別な区域になるのだと、こういう話も出てくるのではないかなと思うのです。そういう場合はどういうふうな説明をするのか、ちょっとお願いしたいのですが。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

説明については、個人の方の宅地ごと、どのような造成計画になるのかと。のりができて、高低差が何センチつくのかという部分まで詳しく図面で説明しております。その中で、道路の接道部分とか、あと給水管、排水管の取り出し位置をどの位置に持ってくるかというところまで説明をして、了解の承諾書をもらうというような流れで進めております。

○議長（昆 暉雄）

10番。

○10番坂本 正議員

時間がないのですけれども、私言っている意味を全然理解していない。例えば150坪あったのを50と100に分かれた場合、どういう格好で説明するのと今言っているのだけれども、それには全然言及していない。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

長崎3丁目地区につきましては、基本的には土地を分けるというような形ではなくて、もとの位置に換地するというのを基本に進めております。一度区画整理を実施しておりますので。その中で、150坪を50坪、100坪に分けるということですか。分割換地をするという……

（「段差が出たら、そうなるべ。そういう意味で言っているべ」

と呼ぶ者あり）

○建設課長（川守田正人）

段差ができることによって、1つの大きな宅地を持っている方については、どうしても一枚盤で仕上げるということになると、高低差がついてしまいますという話はしております。基本的には、大規模宅地を持っている人については一枚盤で仕上げますよと、そういう形での提案をして、中には2つ、高低差をつけて宅地の高さを変えていただきたいというような話もあります。基本的には、1つの宅地については一枚盤で仕上げるという形で説明しております。

○議長（昆 暉雄）

10番。

○10番坂本 正議員

それでは、減歩についてはそういう格好で、そういう方々にはどういう減歩にするのですか。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

土地の面積自体は変わりません。そこにのりがつくことによって、使える平場が以前と比べて少なくなるということです。この部分については個々にのりができて高低差がつきますよというような話をして、その部分についてはおおむねこれまで個別説明会をした中では了解をいただいているという状況です。

○議長（昆 暉雄）

10番。

○10番坂本 正議員

前回同僚議員が減歩になりますよということを聞いておったものですから、私はこういう質問をしておるのです。そうすると、減歩にならないということによろしいのですか。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

基本長崎3丁目の部分の区画整理については、減歩はございません。使える平場面積がのりができることによって少なくなりますよということです、使える面積が減るというのと、実際減歩になるというのは、また考え方が違うのかなというふうに思います。

○議長（昆 暉雄）

10番。

○10番坂本 正議員

11番議員が12月に質問したときは、減歩になるということで私聞いたものですから、こういう質問の仕方をしたのですけれども、それは先回言っているのだから。質問は、こればかり言っていてはやれなくなるから。後で見ておいてください、それは。12月に実際言っているのだから、減歩になると。そうでなければ、私こういうくだらない質問はしませんから。

それから、被災した町内の建物についてということで、今町内に何戸あるかということでやっておりましたが、2棟あるということでございます。2棟あるわけでございますが、駅前の道路、45号、これ1棟なくなっているのですが、何ぼで払い下げ受けたのか。あの建物の撤去費用とか、何ぼでやったのだから教えてください。固有名詞を言ってはまずいから。わかるでしょう。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

駅前の国道45号の線形の上に当たる部分で撤去をお願いした建物がございましたが、これは建物放棄という形で町の方で撤去してございます。

○議長（昆 暉雄）

10番。

○10番坂本 正議員

お金は出さなかったと。うそおっしゃい。ちゃんと俺は聞いているのだ。金出して撤去していると。おかしいのではないか。誰もただであれやっているわけではないでしょう。あなたのほうで決めて、国交省のほうから後で請求来ますよという話まで聞いているのです。何ぼでやったのだから、ちゃんと話、うそつかないでやってください。

○議長（昆 暉雄）

暫時休憩をいたします。

午後 1時50分休憩

午後 1時50分再開

○議長（昆 暉雄）

会議を再開いたします。

答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

建物に残っている動産の移転費用は出ております。

（「何ぼだって聞いている。何回も言わせるな」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

申しわけございません。金額については、今手元に資料を持っておりませんので。

○議長（昆 暉雄）

10番。

○10番坂本 正議員

金額は出せないと思う。ただ、ただだと言うから俺は言っているのだ。何でうそつくのよ。ただと
いうことはないでしょう。みんなで出したのわかっているのだから。そういううそはつかないで、出
しているけれども、金額は言えませんとか、そういう回答を何でできないのですか。そこら辺、ちょ
っとうまくないよ、そういうことでは。町民を愚弄していることです。そう思いませんか。うそをつ
いて、ずっとそれでうそを通すのでよければいいけれども、わかって聞いているのだから。ましてや山
田町のシンボルで、偉いところの人なのだから。山田町の顔の人なのだから。そういう人がああいう
格好で、前に町長さんにもごね得させるなよと言っているはずですよ。そうしたら、ごね得になるの
ではないか、最終的には。それではまずいでしょう。そこら辺、ちょっと。

○議長（昆 暉雄）

甲斐谷副町長。

○副町長（甲斐谷義昭）

質問に対する答弁にちょっとずれ、受けるほう、答えるほうの答え方がまずかった部分があります
ので、改めて私のほうからお答えさせていただきます。

あそこの建物の撤去補償だとか移転補償だとかは、ゼロ円であります。建物の放棄という形をとら
せて、そういうことで合意をしております。ただ、建物内にあった動産、いろんな荷物があつたのを
運搬しなければならないので、その運搬費については補償しましょうと。だから、実際にかかった運
搬費の部分、その部分は出ております。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

10番。

○10番坂本 正議員

それでは、そういうことであれば、何で早目に交渉しなかったの。格好が悪い、ああやって残して

おいて。はっきり言って、私のところもそうです。3階建てもあったのだけれども、山田町のほうから、撤去するには今であれば撤去はただだよと、そういう格好で私はそれに従って早く壊したのです。今それを言うのであれば、今まで投げておいて、今回そういう交渉をしたのですか。

○議長（昆 暉雄）

甲斐谷副町長。

○副町長（甲斐谷義昭）

あくまでも放棄の合意に至るということに、ずっと交渉はしておったのですが、大分時間がかかっております。というのは、持ち主の方が、私はあそこで、あの建物で店を再開したいと。ごね得をするつもりはありません、お金も要りません、私はあそこで店をやりたいだけですというふうな主張がありました。それで、最終的には担当課に任せないで直接交渉したわけですが、泣く泣く涙をこぼしつつ、わかりましたということで、ここまで大した時間がかかったためでございます。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

10番。

○10番坂本 正議員

わかりました。それ以上は追及しません。後でまた暇があったときやります。

あと、織笠の斎場について。これは、先般同僚議員が家畜、犬猫のあれを宮古でも山田でもどうだという話があったのですが、これ補修、1年間に幾らかかっているか、ちょっと教えてもらえますか。

○議長（昆 暉雄）

町民課長。

○町民課長（中屋佳信）

現斎場の補修でございますが、毎年炉の補修には120万円前後ぐらいかかっております。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

10番。

○10番坂本 正議員

何だか私ちょっと風の便りに、そのままでしのできるのであれば、町のほうでもそのほうがよろしいと思うのですが、そういう犬猫のあれもやりたいものだとちょこっと私に言っておったものですか、その点今聞いているのです。だから、まずそのときは、ひとつ相談に乗ってやっていただければというふうに思います。

大体このぐらいで時間が来たようでございますので、もっとしゃべりたいのだけれども、やめておきます。よろしくお願いします。

○議長（昆 暉雄）

10番坂本正君の質問は終わりました。

9 番阿部吉衛君の質問を許します。9 番。

○9 番阿部吉衛議員

9 番阿部吉衛です。壇上より質問させていただきます。

1 番目に、復興事業について。(1)、北浜災害公営住宅が完成しました。入居者の説明会が昨年11月7日にありました。そのとき、擁壁の曲がりや段差、地盤の沈下、水路等の説明をしていただきましたが、入居者の方から、暮らすのが不安であるという声が上がっておりました。町では、解決に向けて県との協議をどのように進めていくのか示していただきたいと思います。

(2)、町内各地で防潮堤がつくられておりますが、中央町の防潮堤にひび割れ等が見られます。構造や工事等に問題があるのではないか、この件について県との話し合いは進んでいるのか。

2 番、今後の副町長の体制について。町では、現在副町長2人制となっております。鈴木副町長は山田町に来てもうすぐ3年目を迎えようとしていますが、鈴木副町長が抱えている課題等がたくさんあると思います。今後の副町長の体制について、佐藤町長のお考えを示していただきたい。

3 番、観光事業について。東日本大震災から6年目が経過しようとしております。町内でも町並み整備や住宅再建が急ピッチで進んでおりますが、観光事業も並行して進めなくてはならないと考えております。オランダ島の清掃活動、流木、立ち枯れなど、危険なものの撤去作業を水産商工課、心の絆の会及びボランティアの方々と協働で行ってまいりました。今年1月に環境省がオランダ島の視察に来たときいておりますが、町では山田湾海域公園地区の復旧、復興をどのように進めていくのか示していただきたいと思います。

壇上より質問を終わります。

○議長（昆 暉雄）

答弁を求めます。

町長。

○町長（佐藤信逸）

阿部吉衛議員のご質問にお答えさせていただきます。

1 点目の復興事業についてお答えします。1 点目の北浜災害公営住宅に係る県との協議についてですが、町としても住民の方々の安心を確保することが最も大切と考えております。以前から改修に向けて県にも出向いて協議したところでありますが、その対応策、スケジュールを確認したところ、検討中とのことでした。今後も引き続き県に対してできるだけ早く改修し、住民の安心を確保していただくよう要望してまいります。

2 点目の防潮堤のひび割れ等についてお答えします。防潮堤のひび割れについては、町でも認識しており、昨年10月に県と現地調査を行い、構造や強度、施工方法に問題がないことを確認しております。現在県では防潮堤に構造上の問題はないものの、地域住民が不安にならないよう、ひび割れの補

修や防水塗装を行っているとのこと。

2点目の今後の副町長の体制についてお答えします。鈴木副町長の派遣は、2年前に創設された地方創生人材支援制度によるもので、全国69市町村の中から赴任先として本町を選定していただいたということです。国家公務員としての経験を生かし、これまで予算獲得や政策策定など、多岐にわたり力を発揮しております。集大成としての成果を期待するためにも、もう一年の延長を国に要請しているところです。

3点目の観光事業についてお答えします。オランダ島の復旧については、国直轄での復旧整備が可能となる第1種特別地域への格上げに向けて環境省と協議を行っているところです。あわせて、乱開発等を防ぎ、美しい山田湾の景観を守ることを目的として、オランダ島を中心とした海域を海域公園地区として指定するよう検討しており、承認されれば日本最北の海域公園地区となることから、そのブランドイメージを生かした観光振興ができるものと考えております。

○議長（昆 暉雄）

再質問を許します。9番。

○9番阿部吉衛議員

では、1番目の復興事業についてですが、山田町では災害公営住宅の工事期間中、これは平成27年5月の書類なのですが、擁壁の沈下、これを山田町ではいつごろ知ったのでしょうか、建築住宅課長。

○議長（昆 暉雄）

建築住宅課長。

○建築住宅課長（佐々木政勝）

町のほうでは、昨年6月10日に山田第3団地の造成計画もございまして、現地のほうを担当課が出向いて確認した際に、擁壁が沈下しているとか、曲がっているということで、最初確認したのが6月10日でございます。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

9番。

○9番阿部吉衛議員

わかりました。

それで、入居している住民の方からクレームがついたのが、大体11月18日でしたか、その後なのです。不安でいっぱいだということで、相談を受けて見に行ったら、写真も全部とってありますけれども、そのときは南側の階段のあたりは大丈夫だったのですが、2月25日に南側の階段、要するに私のほうのもとのお寺の脇、こっちの宮古寄りではないほう、そこの地盤が5センチから6センチも沈下しているわけです。それで聞いたら、28日に補修しますと。ただ、上のほうにだけ重ねていったということです。だから、5センチ、6センチ沈下するということは、多分空洞等もあるのではないかと。

まだ2カ月か3カ月しかたっていないのに、それぐらいもう沈下して。それで、あとは擁壁もコーキングでカバーしました。要するに、水とか雨とか入らないような状態にすると、そういうようなカムフラージュみたいな格好で補修しているということです。それで、ちょうど階段をおりてきたものですから、必ず佐々木課長のほうから県のほうに、地盤沈下、九州の博多みたいにながばつと落ちないように、けが人が出れば大変なのですから、その辺お伺い立てたいのですが、県のほうにいろいろ協議できますか、そういうところ。

○議長（昆 暉雄）

建築住宅課長。

○建築住宅課長（佐々木政勝）

まず、去年の11月11日に鈴木副町長、建設課長、私、あと建設課の担当と県の建築住宅課の営繕課長のところに伺いまして、擁壁、あるいは外構の沈下の部分、スロープ関係ですけれども、そちらのほうを要望してまいりました。その後も、県のほうに別の出張とかもございまして、営繕課長とかにも要望は2回ほどしております。そのほかにも、電話等で2回ほどスケジュール感とか、そういう部分もお願いをしておりますので、今後ともできるだけ早急に改修していただくように進めたいと考えていますので、よろしくお願いします。

○議長（昆 暉雄）

9 番。

○9 番阿部吉衛議員

わかりました。その辺、事故が起きてからでは遅いものですから、よろしくお願いします。

それからあと、入居者の方から、住宅本体とか部屋のクレーム等がありましたでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

建築住宅課長。

○建築住宅課長（佐々木政勝）

日にちまではちょっと記憶しておりませんが、先月の岩手日報の記事にも載りましたけれども、住んでいて建具が戻ってくるとか、そういうことがあるという記事が載っていましたけれども、私その方のところに出向きまして直接話を聞いたならば、建物に関してはくいも打ってあるし、曲がっているということはないと思っています。ただし、余りにも性能がよくて、建具が戻ったり何だりするという不安の部分での苦情だったと聞いております。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

9 番。

○9 番阿部吉衛議員

本当にそういうクレームだけであればいいのですが、今私のほうに入っているクレームがあるので

すけれども、その前にもう一つ、この報道とかそういうのがあってから、入居をキャンセルした方はありますか。

○議長（昆 暉雄）

建築住宅課長。

○建築住宅課長（佐々木政勝）

管理をしております岩手県の建築住宅センターのほうに確認いたしましたところ、新聞記事には出たのですが、キャンセルした方はゼロということを聞いております。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

9番。

○9番阿部吉衛議員

これに関してもう一つお聞きしたいのですが、ちょうど被災受けたときに、5番議員とか11番議員にも現場を見ていただきました。やはり自分たちが家をつくるといっても、こういう擁壁とか、地盤沈下は受け取らないということなので、どうしても入っている方はかなり不安です。その辺も踏まえてよろしくお願いします。

それからあと、今ちょっと私のところにクレームか、それはわからないのですが、夜になると電気がこうこうとついているわけです、住宅の通路。それで、72世帯なのだけれども、今50ぐらいしか入っていないでしょう。それで、電気料割り当てるといって、結構高いのだそうです。だから、1つ置きにしてくれないかなとか、そういう話も出ているものですから、建築住宅課長が行って、多分班長だとか、管理者とかいると思いますから、そこら辺、やっぱりあそこは高齢者の方が多くて、車のない方が多いわけです。そういう電気が全部ついているという、割ってくるでしょうから、そういう問題等も発生しています。いろいろなわさも聞いていますが、そこら辺も行って課長が聞いてもらえればいいなと思っていましたので、よろしくお願いします。これに関しては終わります。

あと、防潮堤に関してですけれども、水産商工課長と一緒に宮古水産振興センターの漁港復旧課の総括主査、佐藤さんとか、技術部長と一緒に回って歩きました。その中で、写真も撮ってありますが、今防水加工と、答弁書にはそう書いてありますが、まずクモの巣が張ったような道路で、車を運転しているとみんな跡が残っています。それと、上側だけやって、強度的な問題とか、そういうのは大丈夫なのでしょうか、水産商工課長。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（佐々木真悟）

まず、町長答弁でもございましたけれども、構造上の問題はないというものの、やはり住民の方がそのクラックを見たときに不安になったりしないように、県のほうでは今ひび割れの補修、防水塗装

をやっておりますし、クラックの内部まで注入するような液状の処方等も行っているというふうに聞いておりますし、またこの補修は現在も続けております。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

9 番。

○9 番阿部吉衛議員

まず、これから山田町でも各地区、大沢から山田、まだいっぱい残っています。織笠、各地区でこれから防潮堤はつくられていくと思いますから、そういう点も水産商工課長、目を光らせて、安心、安全で丈夫な防潮堤、命や財産を守る防潮堤ですので、その辺強く県に対して目を光らせてやっていただきたいと思います。

では、次の副町長の体制についてですが、まず去年の11月4日に開かれた第5回町議会臨時会で、現職である甲斐谷副町長が選任されました。それで、議会でも同意されました。任期は11月10日から4年間です。改めて甲斐谷副町長の復旧、復興に向けての力強いお言葉をひとつお願いしたいと思います。

○議長（昆 暉雄）

甲斐谷副町長。

○副町長（甲斐谷義昭）

ご指名ですので、なかなか言いにくいのですが、選任されたときも申し上げましたが、町民の福祉の向上のためと、それから町の復旧、復興、そして町長の右腕となって一生懸命頑張らせていただきますということを申し上げた記憶がございます。そういうことで、町長を先頭に一生懸命復興事業に取り組んでいるわけですが、そうした中で特にやっぱり山田は水産だと思います。水産の水揚げ、これを増大すると。そのことが商店、それから町の活性化にもつながりますし、つないでいくと農家の活性化にもつながっていくというふうに考えているところであります。

ところが、現状はなかなか厳しいものがあります。サケの不漁、イカ釣り漁業の不振、ホタテ、カキもなかなか生産量が上がらないと。ただ、値段はよかったのですが。なので、私はこの漁業の復興、そして流通、販路、これらに町長と一緒に力を入れて復興事業と同時にこれを進めてまいりたいと、改めてそう思う次第であります。よろしくご指導、ご鞭撻をお願いしたいと思います。

○議長（昆 暉雄）

9 番。

○9 番阿部吉衛議員

甲斐谷副町長、どうもありがとうございました。力強い回答でございました。

鈴木副町長が来て約2年が過ぎて、3年目を迎えております。それで、副町長は、来たときは日報にも載っていました。山田町のために一生懸命頑張ると。2年前に創設された地方創生人材支援制度

によって山田を選んでくれたということで、ありがたく思っております。

それで、来てからいろんな、私も新人だったものですから、山田湾の瓦れき撤去、それからオランダ島の清掃活動や、それからあと協同組合と一緒にヨーロッパザラボヤが発生したあれとか、養殖棚に行っている現場視察をしたり、やっぱり現場主義のようで、私と同じく現場を回って歩くのが好きなのかなと思っていました。今手をかけた仕事等もいっぱいあるでしょうから、何とかということでこういう質問をしました。そうしたら、町長のほうから、あと1年要請したという回答が来ましたので、何とか山田のために力添えをいただければなど。それで、町長にお願いしたわけです。町長からこういう回答が来ましたので、あとは質問いたしませんので、国のほうに働きかけていただきたいと思います。よろしくお願いします。

それから、次の4番目ですが、最後になります。環境省が山田、オランダ島の視察に来たということで、山田湾が海城公園地区であるということ、それを初めて知ったものですから、大島、オランダ島に行っても、要するに遊歩道は環境省、のり面、立ち枯れ等は農林水産省と県、それから船着き場とかその辺は山田町、そういうように3つに区画されているものですから、前になかなか進まなかったのです。それを、今度環境省が来て全部視察をして行ったということで、かなりの前進であると思っています。それで、去年は南側の階段等も、県の仕事で避難階段もつきました。アルミの階段ですね。また、正面の砂浜のほうもこれから進んでいくと思うのですが、これもまたひとえと一緒に足を運んでくれた鈴木副町長のおかげかなと思っていました。やはり運んでもらわないと、前に進みません。

佐藤町長は、オランダ島は山田の宝だと。それで、これから子供たちの育成にも使えるし、観光にも使えると。これから住宅の建ち並みがなってきたものですから、やはり力を入れて経済効果が生まれる体制をとりたいなど。ことしもいろんな場面がありますが、去年から続いている大島と小島の間に船が沈んでいるのを年度内にやるというようにありました。それで、もしできないのであれば、組合に委託しないかというような話もありましたが、どのようになっているのか、ちょっと水産商工課長。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（佐々木真悟）

ご指摘をいただきましたオランダ島と小島の間付近よりオランダ島寄りのほうに1艘まだ沈んでいた船があったわけですが、県のほうに確認しまして、無事撤去を終了したというふうに報告を受けております。

○議長（昆 暉雄）

9番。

○9番阿部吉衛議員

わかりました。ありがとうございました。どうも私たちには連絡がなかったもので、課長のほうから早く連絡があるのかなと思っていました。前回俺質問しているものですから、検討中、検討中では、検討で終わるのかなと思っていましたので。

それからあと、この間船でぐるっと回ったのですが、台風10号で倒木等が結構見受けられます。それで、今度私たちも釜石海上保安部に行って、私たちは瓦れき撤去とか、搜索する許可をもらっているのですが、3月で切れるものですから、ことしの活動方針で、大島、小島のほうも活動範囲を広げてやろうかなと思っているのですけれども、山田でも大島に上陸できる長期の認可証は出るのでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（佐々木真悟）

先ほどの答弁につけ足しをいたします。

県のほうで撤去をしたという報告が来ましたのは、実はきのうでございます。何とか年度内に間に合わせていただいたというふうに考えております。

また、許可証については、長期の部分というのは、様式等はないわけでありますけれども、少し検討させていただきたいというふうには考えます。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

9 番。

○9 番阿部吉衛議員

私たちは、去年、おとしから、全国のダイバーのほうの許可をもらってやっているのですが、ダイバーのほうもこのごろお金を出さないと、ボランティアではなかなか来てくれなくなりましたので、盛岡のほうから今3人か4人はできるのですけれども、やっぱり沖縄だとか、静岡とか、あっちからも最初のあたりは来ました。ただ、ボランティアなものですから、泊まりから、食事から、何でも自分たちで持ってやっていましたので、今はもう遠くからは来られないということなので。それで、私たちは箱眼鏡を使って搜索する許可とか、そういうので私たちはやっています、水中は。今度大島のほうも、昔オランダ船が来て水を積んだということで、ことし井戸をやろうかなと思っているのです。それで、水産商工課のほうでも私たちに協力できるのかどうなのか、どうでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（佐々木真悟）

オランダ島の管理に該当する部分でございますので、山田町としても協力はいたしたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

9 番。

○9 番阿部吉衛議員

山田町の持ち物ですから、私たちが勝手に上陸すると、何かまた文句言われてしまうので。

結構今地震が多いので、大島自体も砂も落ちついてきて、何か砂も幾らか浮いてきているような感じになっていましたので、この間満潮のときに行ったけれども、ちょうど大島の山田を向いているほうのどっぴ崎も歩けるような状態になっていました。これも地震が多いせいなのか、幾らか戻ってきているというような感じです。それで、最初のあたりは砂浜ががっと勾配よく見えたのですが、今は何ぼでも緩やかになって、そういうような状態になってきていましたので、これからもオランダ島、山田町の発展に全力を尽くしますので、よろしくお願いします。

これで私、終わります。ありがとうございました。

○議長（昆 暉雄）

9 番阿部吉衛君の質問は終わりました。

暫時休憩をいたします。

午後 2 時 2 5 分休憩

午後 2 時 3 5 分再開

○議長（昆 暉雄）

会議を再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

8 番関清貴君の質問を許します。8 番。

○8 番関 清貴議員

8 番、政和会、関清貴、一般質問通告により壇上より質問させていただきます。

1 点目、被災した集会施設について。東日本大震災から 6 年目が経過しようとしています。町中心部の国道 45 号が整備され、山田地区の区画整理事業の工事が本格化するなど、復興完遂に向け進んでいます。そこで、次の点について伺います。

（１）、山田地区の被災した集会施設、飯岡防災センター、北浜防災センター、山田漁村センターの復旧はどのように進める予定か。

（２）、町では復興完遂に向け、心の復興に対応するための支援策を考えているか。

第 2 点目、三陸鉄道移管について。東日本大震災で被災した鉄道の復旧工事が進められ、三陸鉄道移管後の 4 市町首長会議が開かれたようです。県の試算では赤字スタートとなるようで、前途多難な開業を強いられています。鉄道を生かしたまちづくりを進めるため、また町民から利用され、親しまれるための新駅を設置する考えはないか伺います。

3点目、教育環境について。学校敷地内の応急仮設住宅の集約は、計画によりますと平成29年9月から始まり、学校施設も震災前の環境に戻るよう復興が進んでいます。そこで、次の点について伺います。

(1)、町内小中学校の洋式トイレを今後ふやす計画はあるか。

(2)、細浦柳沢線の整備に伴い、大浦地区等から県北バスを利用して通学している生徒の利便性を考慮し、乗降場所について県北バスと協議してはどうか。

4点目、安全な道路施設の管理について。長崎地区は、細浦柳沢線が新設され、交通の流れが変わることが予測されますが、信号機、横断歩道などを設置して通学路の安全確保を考えているか伺います。

5点目、被災事業者の営業の再開について。被災事業者のうち、現時点で把握している本設希望の業者数、廃業をする業者数等を伺います。

6点目、学校給食について。学校給食センターの運営方式、食育を考えた地元の食材活用などを検討する委員会等はいつ発足させる予定か伺います。

以上、壇上より質問させていただきます。

○議長（昆 暉雄）

答弁を求めます。町長。

○町長（佐藤信逸）

関清貴議員のご質問に答えさせていただきます。

1点目の山田地区の被災した集会施設についてお答えします。飯岡防災センターについては、駐車スペース等手狭だったことから、陸中山田駅西側に移転し、駅の西口としての機能をあわせ持った集会施設としたいと考えています。敷地造成完了を待ち、30年度中の着工完成を予定しています。

北浜防災センターについては、居住区域が山田第3団地、災害公営住宅、柳沢区画整理地内などに再編されることを踏まえ、規模や候補地の検討を進めていかなければならないと認識しています。今後の定住予測や既設の施設なども考慮しながら、柳沢地区内を第一候補として検討を進めてまいりたいと考えています。

山田漁村センターについては、まちなか交流センターがオープンしたこと、周辺に居住がないことから、復旧しないことにしています。

2つ目の復興完遂に向けた心の復興に対応するための支援策についてお答えします。応急仮設住宅等での避難生活の長期化や災害公営住宅等への移転など、被災者を取り巻く生活環境が変化する中で、心身のケアや孤立防止が重要になってきます。町では、被災者が安定した日常生活を営むことができるよう、健康支援活動や関係機関と連携した見守り活動、コミュニティづくり支援等を推進してまいります。

2つ目の新駅設置についてお答えします。新駅については、可能性を否定するものではなく、将来

に向けての検討課題と認識しています。新駅建設となれば、請願駅としての取り扱いとなり、費用は全額町負担となりますので、利用見込みなど慎重な検討が必要となります。当面は陸中山田駅、織笠駅の建設と三陸鉄道の利用促進に力を入れてまいりたいと考えています。

4点目の安全な道路施設の管理についてお答えします。長崎地区の第7分団屯所前の交差点については、山田病院や高台住宅団地等の整備に伴い、交通量の増加が見込まれることから、県公安委員会に対し信号機の設置とそれに対応した横断歩道の設置を要請しております。

5点目の被災事業者の営業の再開についてお答えします。仮設施設で営業している事業者のうち、再建希望が95事業者、廃業予定が7事業者、方針が決まっていない方が17事業者ほどとなっております。

○議長（昆 暉雄）

教育長。

○教育長（佐々木 毅）

3点目の教育環境についてお答えします。

1つ目の洋式トイレについては、既に全ての小中学校に設置済みであります。増設については、現在計画はありませんが、今後は必要に応じて対応してまいります。

2つ目の県北バスの乗降場所については、現在岩手県北バスや学校等と変更に向けて協議しております。

6点目の学校給食についてお答えします。給食センターについては、平成29年度に設計業務を発注できるよう進めておりますが、各種委員会等の発足時期については今後調整してまいります。

○議長（昆 暉雄）

再質問を許します。8番。

○8番関 清貴議員

それでは、1点目の集会施設のほうからお聞きいたします。

まず、飯岡防災センターについては30年度中の着工完成を予定していますということですが、この施設の規模とか、それら従前あった飯岡防災センターと比較しまして、規模と、あと間取り、どのような設備の集会施設になるのか、そのようなのがもしできているのであれば、今後検討していくというのであればそれまでですが、予定しているかどうか教えてください。

○議長（昆 暉雄）

復興推進課長。

○復興推進課長（沼崎弘明）

飯岡防災センターの代替施設についてお答えをいたします。

規模につきましては、現在計画中でございますので、明確にお答えはできませんけれども、敷地が400平米程度になりますので、建蔽率を掛けますとそれよりは小さくなるということが言えるかと思います。

ですので、従前の飯岡防災センターよりはちょっと小さくなるということでございます。小さくなることにつきましては、近隣にまちなか交流センターとか、あと高架橋ができて、高架橋は自由通路になりますので、駅側のほうにも行けますので、そちらのほうの施設とか、そういうのとお互いが相乗効果で使っていただければありがたいというふうには考えています。また、駐車場に関しても、いろいろ換地で町有地が近隣にできるということが計画されておりますので、駐車場についても以前よりは確保できるだろうというふうに考えております。間取り等については、今詳細設定をこれからしようという段階でございますので、今計画中ということでございます。

○議長（昆 暉雄）

8 番。

○8 番 関 清貴議員

わかりました。まず、大体規模はやや小さ目なのか、前よりは小さくなるということで、あと駐車場については従前の施設は狭かったのですが、それよりは台数とめられるという確認はできました。

今まちなか交流センター等を利用しながらという話がありましたが、山田漁村センターについてもまちなか交流センターがそれらを利用しながら、川向地区、境田地区、その方についてはまちなか交流センターを利用しながらということで、これは長崎地区の利用とダブるような気がします、利用方法について運用でやっていくのでしょうか、まちなか交流センターを余りにも便利に使い過ぎるような気がするのですが、その辺について。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（佐々木真悟）

まず、まちなか交流センターでございますけれども、おかげさまで皆様にご利用いただいているところでございます。また、スケジュール、あきを見ながら、例えば飯岡防災センターのほうがあいているようであれば、そちらを利用することも可能でしょうし、そういった形で併設というような形で捉えていただいてもよろしいかと思います。

○議長（昆 暉雄）

8 番。

○8 番 関 清貴議員

併設ということになれば、両方がそれぞれ使えるということと捉えていいのですか。そうすれば、独自の地区の集会施設でなくて、もっと大きなくりの集会施設というふうに捉えられるのですけれども、そのように解釈するのですか。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（佐々木真悟）

集まる方の規模によるかと思います。飯岡防災センターにつきましては、やはり長崎とか飯岡地区の方を中心ということになりますし、まちなか交流センターにつきましては広く事業者の方であったりとか、活動をしたりたい方等々についても貸し出しをしておるわけでございます。その中で、境田地区の方等についても活用していただくというように考えております。

○議長（昆 暉雄）

8 番。

○8 番 関 清貴議員

私がこの答弁を見ましてちょっと危惧するのは、山田の第1団地、六十数世帯が入る予定なのですが、あの地区には全く集会施設をつくる予定はないというふうに解釈できるのですけれども、それでよろしいですか。

○議長（昆 暉雄）

復興推進課長。

○復興推進課長（沼崎弘明）

山田第1団地につきましては、今敷地の計画をしております、そちらには集会所用地としての確保はしたいというふうに考えております。建物に関しては、まだ今そこまで煮詰まっていないというのが実情ではございますけれども、それについて今後検討してまいりたいというふうに思っています。

○議長（昆 暉雄）

8 番。

○8 番 関 清貴議員

次に、北浜防災センターなのですが、まだ規模や候補地の検討段階のようですが、この辺、かなり宅地が被災後すぐできたりして、今もスーパー等が整備されるなど、かなり宅地化が進んでいます。集会施設は、あの辺、多分あそこに自治会として集まっているのは、皆さん顔見知りでない方々が集まったと思うのです。それなので、その辺を今後検討していくという、そんな緩やかなスピードでいいのですか。

○議長（昆 暉雄）

復興推進課長。

○復興推進課長（沼崎弘明）

ご指摘のとおりと思っております。ただし、ご承知と思いますけれども、北浜自治会は今解散をした形になっておりまして、自治会がないということがありますし、あとそれから前はやはり歴史的にも北浜地区のほうが家はいっぱいあったし、そちらが中心だったと思います。ただし、震災後北浜地区にもまだ家は残りますけれども、やっぱり柳沢地区のほうが数的には圧倒的に多くなるということがございます。ですので、今後山田町のそういうことを勘案すれば、町長答弁のとおりやっぱり柳沢地区内に集会施設をつくっていくのが町としての現段階の考え方であると。ただし、柳沢地区に関し

では今区画整理をやっておりまして、その保留地の状況、それからあと場所的にまだ防潮堤が実は完成していないということもございまして、できれば北小付近のあそこら辺が適地かなとは思っていたのですが、まだその土地を絞り切れていないということがございます。その辺も今後議員の皆様とか、あとそれから自治会がまだないのですが、行政区長さんはいらっしゃいますので、その辺の方々からいろいろご意見を聞きながら、土地の選定をしてみたいというふうに考えています。遅くなっているのは、それは私たちも重々認識をしておりますので、早急な対応をしなければならぬというのは常に認識をしているところでございます。

○議長（昆 暉雄）

8番。

○8番 関 清貴議員

わかりました。今度新たに整備されるような集会施設は、既設の自治会があるところは既設の自治会のほうに相談したり、協議したりするなり、部屋割りとか、そのようなのをある程度自治会のほうにも相談して、自治会、住民の方と行政と一緒につくった施設という位置づけにして、利用しやすいようにしていただきたいのですが、その辺についてはいかがですか。

○議長（昆 暉雄）

復興推進課長。

○復興推進課長（沼崎弘明）

ご意見のとおり、全くそのとおりだと思います。ただし、大きさとかに関しましては、やはり財源のこともございますので、全てご要望にお答えできるということではございませんけれども、間取りとか許される範囲の中で最大限自治会、あるいは地元の方々のご意見を酌み入れた施設にしていきたいというふうに思っております。

○議長（昆 暉雄）

8番。

○8番 関 清貴議員

わかりました。集会センターについては、まだまだ先もあるようですので、今後またそれらについて行政側でも頑張って、住民の気持ちが一歩でも皆さんとともに同じ方向に進むような集会施設をつくっていただきたいと思います。

次に、心の復興でございますが、先ごろ県のほうで今年度の予算の中で心の復興に向けた予算化するというのを新聞の報道で見ましたが、山田町においてそのように県とともに、県も市町村に何か助成の負担を強いるようですけれども、多分そうすればいろんな事業が出てくると思いますが、町独自のそういう補助事業というのを考えているか。例えば新聞に載っていたのは男の料理教室ですか、あとは若者のイベントへの助成ですか、そのようなのを私目にしたのですが、山田町としてもそれを補完するような独自の事業というのを考えているかどうか教えてください。

○議長（昆 暉雄）

健康福祉課長。

○健康福祉課長（菊池ひろみ）

心の復興事業の関係ですけれども、山田町では現在男のひとり暮らしの仮設住宅にいる方に対しては、現在のところ栄養士が個別に回って支援しているというような形で行っておりますし、あと社会福祉協議会のほうで、ひとり暮らしの男性の方に対しては定期的に1カ月に1回教室開いておりますので、現在のところは現状のままでやっていく予定です。

○議長（昆 暉雄）

8番。

○8番関 清貴議員

それでは、現状のままでやっていくということですが、またもう一ひねり、6年となりますが、それらについても今までの事業がマンネリ化しないように、新たな事業を考えながら進めたほうがよいかなと思うのですが、その辺について、そういう考えがあるかどうかお聞きいたします。

○議長（昆 暉雄）

健康福祉課長。

○健康福祉課長（菊池ひろみ）

今後は、地域の皆さんのニーズを見ながら検討はしていきたいと思っております。

○議長（昆 暉雄）

8番。

○8番関 清貴議員

わかりました。では、できるだけ住民の皆様のニーズに沿った政策を期待したいと思います。

次に、コミュニティーの関係で、心の復興ではどうしてもコミュニティーづくり、ましてや中央団地できましたが、あそこからいろいろ苦情というか、意見が寄せられています。それは、入ったけれども、全然隣近所もわからないし、どのような自治会活動というか、おつき合いを隣近所としていけばいいのか、全く町のほうでも関与してくれないし、今後どのような形でやっていくのか、団地等のコミュニティーづくりについてどういう方針でいくのか教えてください。

○議長（昆 暉雄）

企画財政課長。

○企画財政課長（上林 浄）

コミュニティーの助成ということでございます。前の補正予算の審議の中でもご紹介を申し上げましたけれども、山田町としてコミュニティー形成支援事業ということで、28年度、先日の5号補正予算で予算化をさせていただいております。本格的に、まず今ご指摘の中央団地のコミュニティーづくりに取り組もうということでございます。なお、取り組みについては今までもいろいろとご意見を頂

戴しておりますが、まず行政はきっかけをつくるのが大事だろうという皆様のご意見もございましたし、今後継続して自治会活動をしていただくためには、やはり住民の皆さんが主体になった組織になるようにつくり上げていかなければならないだろうと。そういった意味から、交流会を実はこの3月中には実施をさせていただいて、まず今議員ご指摘のございました顔合わせ、これができる環境、そのきっかけづくりをしたいということで、既に担当間で打ち合わせを進めているところでございます。

○議長（昆 暉雄）

8番。

○8番関 清貴議員

わかりましたが、それは委託してやるということでしたか。委託事業としてやると思うのですけれども、どこに委託するのですか。

○議長（昆 暉雄）

企画財政課長。

○企画財政課長（上林 浄）

委託のほうは、完了してございます。委託先は、県営の災害公営住宅、そちらのほうで組織づくりを進めております岩手県建築住宅センター、こちらのほうに今委託、仲介をお願いしております。

なお、建築住宅センター以外にも岩手大学の船戸先生にも参画していただくということで今詰めてございます。

○議長（昆 暉雄）

8番。

○8番関 清貴議員

そうすれば、岩手大の船戸先生がやるのか、土木センターですか、主体的にそこがやるのか、その辺はどうなるのですか。

○議長（昆 暉雄）

企画財政課長。

○企画財政課長（上林 浄）

組み合わせ、コーディネートの部分では、今の建築住宅センターで組み立てをお願いしたいと思っております。ただ、現実には山田の災害公営住宅でございますので、関連するコミュニティー部門であれば企画財政課ですし、公営住宅部門であれば建築住宅課、あとそれから社会福祉協議会、そういった各担当の方に今集まって相談をさせていただいております。

○議長（昆 暉雄）

8番。

○8番関 清貴議員

私が疑問に思うのは、土木センターのほうに委託して……

（「建築住宅センター」と呼ぶ者あり）

○８番関 清貴議員

建築住宅センターですか。申しわけありません。今聞いたので、なかなか頭でぱっと出せなくて。

実際は岩手大学の船戸先生がやるのであれば、何も中間介することなく、岩手大学の船戸先生ができないのですか。そうすれば、経費的にも少なくなるのではないかなと私は考えるのですけれども、いかがですか。

○議長（昆 暉雄）

企画財政課長。

○企画財政課長（上林 浄）

岩手県建築住宅センターでございます。こちらのほうで、実は県営住宅、集合団地、山田町内にも各所ございます。こちらのほうのコミュニティーづくりについても、今の建築住宅センターが顔合わせ会から始まっての組み立てをやっていたいております。ここがいわゆるコーディネートをして、庁舎内の各担当課、それから船戸先生の知見をいただいて組み立てていきたいと。まず、やる場合、船戸先生お一人でございますので、ここからここまで全部やりますという話には当然できません。事務的な手順をすぐしなければならない場合もあるし、お知らせなどもあると。そういった意味で、一応建築住宅センター、こちらのほうに、専門の部署の方にそのあたりをやっていただくというつもりで委託をしています。

○議長（昆 暉雄）

８番。

○８番関 清貴議員

そうすれば、県の住宅、町内にできた豊間根、あとは北浜ですか、そちらのほうはもう既にそのようなをやっているということですか。あと、織笠とか、やっているということですか。

○議長（昆 暉雄）

企画財政課長。

○企画財政課長（上林 浄）

今のご質問のとおりでございます。織笠、大沢、それから豊間根、北浜はまだです。これらの集合団地型の災害公営住宅については、ある程度自治会といいますか、入居者の会の姿が見えてまいりましたので、それらは今の建築住宅センターが中心になってやっているというふうに聞いております。

○議長（昆 暉雄）

８番。

○８番関 清貴議員

そうすれば、大分早く完成して入居していますが、それらの県営住宅等は。そして、やっとな今そういう道が、芽が開いてきたというか、そのような感じだと。そうすれば、中央団地もそれぐらいの年

月を要するかもしれないということで認識してよろしいのですか。

○議長（昆 暉雄）

企画財政課長。

○企画財政課長（上林 浄）

コミュニティーの組織づくりについては、以前からも議場の中でもいろいろ議論がございました。私は速効性のあるものはないだろうと思っております。やっぱり組織をつくるものというのは、まず住民の皆さんが、何が問題だ、何が必要だ、あれ決めなければならないという、そういう部分が大事なのだろうと。町が誰それさん何やれ、彼それさん何やれと、そういったような形で決めるものではないのではないかなと。ですから、時間がかかるのではないかというご指摘は確かにおっしゃるとおりだと思いますけれども、ここしばらくはちょっと時間がかかるものだというふうにお考えをいただいて、長い目で見ていただければと思います。

○議長（昆 暉雄）

8番。

○8番関 清貴議員

私も確かに人間関係とか、そのような組織をつくるというのは、一朝一夕にはできないのはわかります。でも、住んでいる皆さんが、まず隣近所顔見たことない、合わせたこともない、誰がリーダーシップをとって共益費を集めるのか、それらもはっきりしないで、不安で住んでいるという状況のようなのです。それらを解消するためには、人間関係をつくるには時間が何年かかるのかなんとかという、そのようなのを言って、普通の被災を受けない通常の生活であれば、確かにその理屈は通用するかもしれませんが、できるだけ最低限、全て全てではないのです。最低限の住んでいる方々の不安を解消する、不安がどこにあるのかというのを把握して、行政も対応してもらいたいのですけれども、そのような観点から、私は焦っているわけではないのですけれども、早く安心をしてもらいたいという面から発言しているのですけれども、その辺についての考え方、進め方はどのように考えていますか。

○議長（昆 暉雄）

企画財政課長。

○企画財政課長（上林 浄）

議員のおっしゃるとおりだと思います。やはりお隣さんが見えない状態で不安だというのは、確かにわかります。今申し上げたのは、組織として組み立てていくのには、少し時間を下さいという意味でございます。対応については、ただいまのご意見のとおりできるだけ早く取り組みたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

8番。

○8 番関 清貴議員

あと、中央団地なのですけれども、あそこもかなり高齢であるというのを耳にするのですが、これは国保介護課長から聞きたいのですけれども、あそこの高齢化率というのはわかりますでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

国保介護課長。

○国保介護課長（甲斐谷芳一）

中央団地に限っての高齢化率は把握してございません。

○議長（昆 暉雄）

8 番。

○8 番関 清貴議員

そうすれば、高齢者のケアをするというのは、先ほどの健康福祉課長の答弁でよろしいわけですね、国保介護課側としても。

○議長（昆 暉雄）

国保介護課長。

○国保介護課長（甲斐谷芳一）

済みません、関議員の質問が私に来ると思っていなかったものですから。

国保介護課とすれば、従来から行っております介護予防、65歳以上、それは仮設にしようが、災害公営住宅にしようが、被災をしまいが、対象は同じでございます。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

8 番。

○8 番関 清貴議員

わかりました。

とにかく今ハードは整備されて、だんだん目に見えてまいりました。あとは、心の復興が重要であろうと思いますので、行政側してもそっちのほうにも考えをめぐらすようよろしくお願いして、この質問は終わって、次の質問に移りたいと思います。

三陸鉄道の移管についてなのですけれども、新駅設置については将来に向けての検討課題と認識しているということでございますが、三陸鉄道、赤字の7,000万円、試算ですけれども、7,000万円ということで、報道でわかりましたが、7,000万円という金額を4市町で割ったとしても、かなりの金額になると思います。それが初年度ですから、だんだん運行していくうちに多分膨らむか、それとも「あまちゃん」ブームが再び来て利用が上がるか、それはわかりませんが、その辺についてかなり赤字になるということで、赤字になった場合でも利用者をふやすというのは重要だと思うのですが、利用者をふやす観点からもこの新駅というのは必要かと思いますが、その辺はどのように考えていますか。

○議長（昆 暉雄）

復興推進課長。

○復興推進課長（沼崎弘明）

そういう観点はあろうかと私も思っておりまして、実は復興計画のときから柳沢地区に新駅というのはどうだろうというのが私の頭の中にはずっとありました。それで、その後地区の方からもご意見をいただいております、構想とすれば私はずっと持っておりましたけれども、山田線がどういう運行形態になるかというのがなかなか具体化しないということです。ずっと今まで来て、やっと三陸鉄道がやるということになったところであります。

赤字のことはそのとおりでございまして、詳しくはあしたの全員協議会でもご説明しようかと思っておりましたけれども、きょうこの場でご質問ありましたので、お答えいたしますけれども、現在のスキームでは、赤字というのは当然想定をされているわけですから、そのためにＪＲさんのほうでは移管に対する協力金30億円を支払うということで妥結をしたところであります。移管協力金を使いますと、そのまま町の負担なしでいけば15年ぐらいで枯渇するというのが今の予想でございます。それで、いろいろと詳しくは、また後ほど申し上げますけれども、町からの負担も少しずつ始めれば、何とか20年ぐらいはもつというのが今のスキームでございます。それは、利用者の数、確かに議員ご質問のとおり、そのとおりなのです。皆さんに利用していただいて利用客が伸びれば、枯渇する期間がどんどん、どんどん延びていくと。あるいは、黒字というのものはないではないと思います。そのために駅をどうかということでごございますけれども、今は利用する方の数がかめないと。6年間鉄道とまっているわけですので、鉄道を走らせて、幾らのお客さんが戻ってくるかというのは、なかなかつかみ切れないという状態でございますので、構想は常に持ち続けたいとは思っておりますけれども、今すぐ新駅にかじを切るというのは、利用者の数、あるいは赤字想定額のことからいえば、ちょっとそこまで今町のほうでかじはちょっと切れないというのが実情であるということでございます。

○議長（昆 暉雄）

8番。

○8番 関 清貴議員

利用見込み等、利用客を見ながらということですが、私は利用客がふえることはないと思います、正直言って。生徒数も減っていますし、人口も減っていますし、ふえることはないと思いますが、住民に愛される、みんなでこの鉄道がなければ大変だというような位置づけを住民の皆さんから理解をしてもらった上で、赤字等が出た場合には町の負担となるでしょうから、その辺について必要ではないかなと考えるわけでございます。

まず、今社会現象というか、なっています高齢者の事故等で免許返納ですか、運転免許証を返納したりという流れもありますが、この辺はごらんのとおり公共交通機関が少ないですから、そうした場合、その方々が何を利用するか。バスか鉄道だと思うのです。またあと、少子化で通学の子供たちも

減るかと思いますが、通学する上でも必要になってくると思うのです。その際に、やはり新しい駅をつくって、便利な状態で皆さん多くの町民の方から利用してもらおうと。そのようなことを、そういう発想のもとで、利用客の数だけでなく、そういう発想のもとに投資するという考えはどのようなのでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

復興推進課長。

○復興推進課長（沼崎弘明）

いろいろご意見はあるところだと思います。議員がご質問のとおり、利用客の増というのはなかなか厳しい状況であるというのは、これは皆さん一致した考え方だろうと思います。それをいかに長もちさせるかということは、これから私たちに突きつけられた課題であろうと思います。なかなか利用客の増が難しいという状況の施設の中に新駅をつくとすれば、今の想定であれば億に近い金がかかります。さらに、今場所を大体構想しているところであれば、双方向から利便性よく使おうとすれば、高架橋をかけなければならないということがあります。そうしますと、1億円では足りません。もっとかかります。それぐらいの投資をすることと、利用客の増と、その辺のバランスというのはやはり慎重に考えなければならないものというふうに思います。ですので、関議員のご意見はご意見として、それは一つのご見識だと思いますけれども、今町の状況として、新駅建設ということのほうにかじが切り切れないということは、ぜひご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（昆 暉雄）

8番。

○8番関 清貴議員

わかりましたが、1億円かかるとか、お金の話をされれば、そのとおりだと思います。でも、利用客をふやして、本当にこの三陸鉄道を住民が盛り上げて利用するという気持ちを持つ意味でも、その1億円が高いか安いかわからないと思いますが、もちろん高いと思いますけれども、そのようなことも考えながら、町もそのようなことを考えながら調整を進めていただきたいと思いますと思いますが、町長、最後に三陸鉄道の今までの経過を考えて、最後に一言お願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

町長。

○町長（佐藤信逸）

1つ言えることは、駅をふやしたからといって、利用客がふえるわけではないということはあると思います。先ほどの理論と整合性がとれていると思っております。

そういう中で、構想としては持っていますが、29年度の三沿道の開通等を見ながら、いろいろな条件等を勘案しながら、今後利用客等を勘案しながら、検討をしていくということでご理解をいただきたいと、そう思っております。確かにその費用は単費でもかかるということもございしますが、それ

とは別に構想としては持っているが、今後の動向によってということの一つ申し上げておきたいと、そう思っております。

○議長（昆 暉雄）

8 番。

○8 番 関 清貴議員

わかりました。

それでは、次の3点目の教育環境についてお伺いします。学校の洋式トイレについて、今後は必要に応じて対応していくということでございますが、児童生徒が学校で用を足すのに我慢をしているという現状はあるかどうか教えてください。

○議長（昆 暉雄）

教育次長。

○教育次長（箱山智美）

今私たち教育委員会のほうに、トイレを我慢しているということについての情報は入っておりません。ただ、昔から子供たちは、特に男の子ですね、学校で大のほうをするのが恥ずかしい、大をすると冷やかされることがあるとか、そうしたようなことがあるので、学校ではまずお互いにそうしたことがないようにということで、指導しているということは確認しておるところでございます。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

8 番。

○8 番 関 清貴議員

わかりました。でも、生活様式等、どんどん世の中変わっていますので、それに対応した教育環境をぜひつくり上げていてもらいたいものだと思っております。

そして、2つ目の県北バスの乗降場所なのですけれども、これについては県北と変更に向けて協議しているということでいいのですが、このことについて父兄等と懇談会をする機会があると思うのですけれども、そのときにも改めて説明等をして、皆さんに理解してもらったほうがいいかなと思うのですが、その辺についてお伺いします。

○議長（昆 暉雄）

教育次長。

○教育次長（箱山智美）

そのとおりであると思っております。道路の復旧が進む中で、特に大浦の子供たちなのですが、今県北バスとの協議の中で、細浦のバス停が移動することになりそうだと。そうした中で、できるだけ安全な乗りおりができ、さらに学校までの移動距離も可能なところ、こうしたものを目指して協議をしていきたいと思いますということで確認しておるところですので、そういうことが決まり次第、当然保

護者のほうにもご説明をする機会を設けながらお話をしていきたいなと思っております。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

8 番。

○8 番関 清貴議員

わかりました。決まり次第でなく、経過も必要であれば経過もよろしく願います。この質問については終わります。

次の4点目、安全な道路の管理なのですけれども、公安委員会のほうに信号機の新設と横断歩道の設置を要請しているということですので、まだ道路もできていないので、まだだとは思いますが、できるだけ早期に、道路が完成した暁には早期に子供たちが安心して通れるよう、あと高齢者も安心して通れるよう、歩行者も安心して通れるように、その辺についてお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

7分団前の信号機につきましては、高台住宅団地への細浦柳沢線の開通が29年度という予定になっておりますので、それに合わせた29年度要望ということで、県の公安委員会のほうには要望しているところです。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

8 番。

○8 番関 清貴議員

わかりました。よろしく願います。

次、5点目の被災事業者の営業再開なのですが、再建希望が95事業者、廃業予定が7事業者という……

（「時計が進んでいません」と呼ぶ者あり）

○8 番関 清貴議員

廃業予定が7事業者、方針が決まっていない17事業者とありますが、問題になるのは方針が決まっていない方17事業者、この方針が決まっていない理由の主なものがわかりましたら教えてください。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（佐々木真悟）

方針が決まっていない方の理由ということでございますけれども、例えばということで後継者がい

ない、あるいは復興資金が足りない、あるいは健康面でのこと等々、これ以外のことでもあろうかと思えますけれども、そういった理由によるものというふうに捉えております。

○議長（昆 暉雄）

8 番。

○8 番関 清貴議員

そしてまた、廃業予定が7事業者、これもやはり後継者がいないことで廃業予定なのでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（佐々木真悟）

それも廃業の要因というふうに考えております。

○議長（昆 暉雄）

8 番。

○8 番関 清貴議員

済みません。今の聞き方は少しおかしかったのですが、後継者がいない事業者が7事業者というふうには解釈できないので、後継者以外、あと何かありますでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（佐々木真悟）

先ほど言ったとおりの理由でございます。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

8 番。

○8 番関 清貴議員

わかりました。ありがとうございます。

次に、6点目の学校給食センターについてお伺いいたします。今年度実施設計ということで、予算にも盛られているようですし、施政方針にも書いてありましたが、それで運営の方式、これについては逆算して何年度に発足させるのが適当か、それを教えてください。

○議長（昆 暉雄）

教育次長。

○教育次長（箱山智美）

来年度中に発注のところまで進めるということで考えておりますので、凍結を解除する、前回のものを今回生かしていくということですが、もう6年もたっているのです、来年度早々に建設委員会をまずは立ち上げたいと思っています。その建設委員会の中で、前回3番議員のほうからも質問があった

ように、地元の食材を使う、そうしたものを話し合う場面がどのくらい必要かとか、そうしたことも話題に上げていただきながら、スケジュールのほうを来年度早々につくり上げていきたいと思っております。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

8 番。

○8 番 関 清貴議員

食育の面からも、地産地消ということで、ほかの市町村もそれらを考えてやっているようですが、そうすれば平成30年度にそれらについても話し合いながら調整していくという解釈でよろしいでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

教育次長。

○教育次長（箱山智美）

地産地消の件ですが、実はこれ前回も地元の食材が使えるかどうかということについては、難しいということで震災前話がまとまっているところなのです。ただ、最初から無理ということではなく、そのことも話題にしながら、必要であればそうしたものも立ち上げるというふうなことで、まずはこの建設委員会を開きながら意見をいただいていくということで理解していただければと思います。

○議長（昆 暉雄）

8 番。

○8 番 関 清貴議員

学校給食のほうのつくり方で、全国の賞を取った北海道のほうの事例をテレビで見たのですが、それらについて地元の食材を使って見事に子供たちにも喜ばれ、全国に誇るぐらいのメニューをつくってやっているという事例が紹介されました。そのようなこともあるもので、山田の食材、小さい子供たちからそういう食材を教えていくというか、そのようなことも必要ではなかろうか。山田町を離れた場合もその味が忘れられないと、また戻ってきたいとか、あとほかの人たちもそのような食材を食べたいので山田町に移住したいとか、そのようなこともあるかと思うのですけれども、その辺について地元の食材は難しいという結論ありきではなくて、それらも震災前とは違いますので、その辺も考えまして、委員会等で検討していく予定はありますでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

教育次長。

○教育次長（箱山智美）

今予定があるかと聞かれると、ちょっと今すぐには答えられないのですが、まずは意見をいただきたいなと思っています。食材を使う運用もそうなのですが、まずは実施設計委託、この発注がかなう

ような形、ここをまずはメインに置いていくと。さらには、さまざまなことがあります。食材もだし、給食費集める方法とか、こうしたこと、時間をかけながら、また検討していきたいと思っていますので、まず話題には上げながら進めたいと現時点では思っております。

○議長（昆 暉雄）

8 番。

○8 番 関 清貴議員

ただいまのは、給食費の未納問題のことだと思うのです。未納問題まで含めた給食費の問題だと思うのですが、全国的に私たちみたいなどんどん人口が減って過疎化していく市町村においては、給食費無償化という流れもあるようですが、山田町としてはまだそこまで、給食も始めていないから考えられないでしょうが、それらも踏まえたものを検討委員会のほうで検討できるかどうか教えてください。

○議長（昆 暉雄）

ちょっと待ってください。政策決定ですので、それなりの人が。

甲斐谷副町長。

○副町長（甲斐谷義昭）

給食費の無料化というのは、財政の出動が大きいので、非常に難しい問題であります。給食センターをつくる財源、そっちのほうを確保するのに今四苦八苦して、一生懸命教育委員会のほうで頑張っている状況でございます。そういった財政状況を考えると、非常にハードルが高いというふうに感じております。

○議長（昆 暉雄）

8 番。

○8 番 関 清貴議員

私は、何もすぐそうしてくれというのではなくて、今後国の動向とか見まして、国のほうでも最近子育て支援のほうで一生懸命保育料とか、それらの軽減措置等をとっているようですし、あとは育英資金ですか、それらについてもとっているようですが、制度的には国レベルなもので、市町村にはなじまないかもしれませんが、今後考える方向とすれば、そのようなのも必要になってこようかと思います。それらのために今質問しているわけで、今後そのようなことも出てくると思いますが、その辺について今後の問題として考えるという結論でもよろしいですが、いま一度答弁をいただきたいと思っています。

○議長（昆 暉雄）

甲斐谷副町長。

○副町長（甲斐谷義昭）

子育て支援、多方面からのご意見等もあります。そういった中で、検討はしてみたいと思いますが、

誤解を与えないように申し上げれば、いずれ財政的なハードルがかなり高いという認識は持っております。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

8 番。

○8 番関 清貴議員

わかりました。行政を預かる者とすれば、大変だろうと思いますので、そのような答弁になると思います。

以上で私の質問を終わらせていただきます。

○議長（昆 暉雄）

8 番関清貴君の質問は終わりました。

————— ○ —————

○議長（昆 暉雄）

以上で本日の日程は全て終了しましたので、これをもって散会いたします。

午後 3 時 3 1 分散会

平成29年第1回山田町議会定例会会議録（第19日）									
招 集 告 示 日		平成29年 2月 8日							
招 集 年 月 日		平成29年 2月13日							
招 集 場 所		山田町役場 5階議場							
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告		開 議	平成29年 3月 3日午前10時00分				議 長	昆 暉雄	
		散 会	平成29年 3月 3日午後 2時43分				議 長	昆 暉雄	
応（不応）招議員 及び出席議員並び に 欠 席 議 員 出席 14名 欠席 0名 欠員 0名 凡例 出席 ○ 欠席 △ (不応招) ×		議 席 番 号	氏 名		出 席 等 の 別	議 席 番 号	氏 名		出 席 等 の 別
		1	阿 部 幸 一		○	8	関 清 貴		○
		2	田 村 剛 一		○	9	阿 部 吉 衛		○
		3	佐 藤 克 典		○	10	坂 本 正		○
		4	黒 沢 一 成		○	11	菊 地 光 明		○
		5	田 老 賢 也		○	12	山 崎 泰 昌		○
		6	木 村 洋 子		○	13	吉 川 淑 子		○
		7	尾 形 英 明		○	14	昆 暉 雄		○
会議録署名議員		6番 木 村 洋 子			7番 尾 形 英 明		8番 関 清 貴		
職務のため議場 に出席した者の 職氏名		事務局長		白 土 まさ子		書 記		鈴 木 廉 子	
地 方 自 治 法 第 1 2 1 条 により 説明のため出席 した者の職氏名 凡例 出席 ○ 欠席 △		職 名	氏 名		出欠	職 名	氏 名		出欠
		町 長	佐 藤 信 逸		○	国保介護課長	甲斐谷 芳 一		○
		副 町 長	甲斐谷 義 昭		○	健康福祉課長	菊 池 ひろみ		○
		副 町 長	鈴 木 裕		○	建設課長	川守田 正 人		○
		技 監	山 下 真 徳		○	建築住宅課長	佐々木 政 勝		○
		総務課長	花 坂 惣 二		○	上下水道課長	佐々木 達 彦		○
		総務課主幹	倉 本 收 郎		○	消防防災課長	上 沢 隆		○
		企画財政課長	上 林 浄		○	教育委員長	山 崎 喜 六		○
		復興推進課長	沼 崎 弘 明		○	教 育 長	佐々木 毅		○
		会計管理者兼 税 務 課 長	昆 秀 樹		○	教育次長	箱 山 智 美		○
		農林課長	古 舘 隆		○	生涯学習課長	白 土 靖 行		○
		水産商工課長	佐々木 真 悟		○				
		町民課長	中 屋 佳 信		○				
議 事 日 程		別紙のとおり							
会議に付した事件		別紙のとおり							
会 議 の 経 過		別紙のとおり							

平成 2 9 年第 1 回山田町議会定例会議事日程
(第 1 9 日)

平成 2 9 年 3 月 3 日 (金) 午前 1 0 時開議

日 程 第 1 一般質問

平成29年 3月 3日

平成29年第1回山田町議会定例会会議録

午前10時00分開議

(議事日程等別紙)

午前10時00分開議

_____ ○ _____

○議長（昆 暉雄）

ただいまの出席議員は14名であり、定足数に達していますので、会議は成立しました。

_____ ○ _____

○議長（昆 暉雄）

それでは、これより直ちに本日の会議を開きます。

_____ ○ _____

○議長（昆 暉雄）

日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

それでは、2番田村剛一君の質問を許します。2番。

○2番田村剛一議員

2番田村剛一でございます。早速壇上から質問させていただきます。

初めに、復興事業について。3.11大震災から7年目を迎えようとしておりますが、復興事業も最終段階に入っております。しかし、なかなか町の未来像が見えてきません。そこで、次のことについて伺います。

1つは、山田地区の土地区画整理事業と防災集団移転促進事業は、計画どおり平成29年度中に完了するのか。

続きまして、仮設商店街の撤去はいつごろの予定か。また、撤去後の事業者の動向を把握しているかどうか。

3つ目、防潮堤の建設がなかなか進まないが、工事は計画どおり進められているのか。

4つ目、災害公営住宅の空き部屋が相当あるようだが、その原因と空き部屋解消の対策を示されたい。

5つ目、復興事業も完成に向かい、撤退事業者もふえていると思うが、雇用状態に変化が生じていないのかどうか。また、今後の雇用対策について示されたい。

続きまして、人口減少対策と町の活性化について。人口減少は、町の存亡にかかわる重大な問題であります。町は、人口減少対策として具体的な計画を持っているのかどうか、持っている場合にはその計画を示されたい。

続きまして、人口減少は町の経済に大きな影響をもたらす。労働力、後継者不足、消費、購買力の低下、それに伴う町民所得の減少、そうした現象が起きないための対策を示されたい。

続きまして、定住人口の増加が難しい今、交流人口の増加に期待する自治体は多い。対策として、観光事業の推進、外国人研修生の受け入れなどがある。町の交流人口をふやすための具体的な対策を伺いたい。

続きまして、町外のみなし仮設住宅に入居している町民はまだ多いと聞く。何人いて、そのうち山田に帰る希望を持っている人はどのくらいか。山田に帰ってきたいと思う環境づくりも必要と思うが、どうか。

続きまして、産業振興について。これからの地場産業の振興は、特産品の開発、生産にかかっている。そのためには産官民学一体の体制づくりが必要。山田を売り出すための特産品の開発、生産に取り組んでいる事業がありましたら具体的に示されたい。

続きまして、既存集落の環境整備について。今日まで復興第一での町づくりが進められてきました。復興のめどが立った今、被災しなかった既存集落の下水道及び道路などの環境整備に目を向けてもいいのではないか。このままでは生活環境が悪化し、将来空き家集落が出現しないとも限らない。そうならないための環境整備が必要と思うが、どうか。

最後になりますが、教育立町について。山田町で子供を育てると安心だ。教育環境も子育て環境も医療体制も整い、親は安心して働ける。そのような新しい町の建設、少子社会に対応する考えがあってもよいのではないか。そこで、次のことについて伺います。

町民によく見えるガラス張りの教育行政が必要です。そのための努力をどのようにされているか。

続きまして、いじめ、不登校をなくすための町独自の対策がとられているかどうか。また、そうしたいじめ、不登校の実態はどうなっているか、お知らせいただきます。

続きまして、放課後児童クラブは充実してきておりますが、障害を持つ児童も受け入れる考えはないかどうか。

次に、新しい学校のあり方が全国的に模索されております。山田町でもそうした考えで学校の統廃合を考えてもよいのではないかと思います。いかがでしょうか。

次に、山田の教育力をアップするため、高等教育機関（大学）や研究所の誘致に力を入れたらよいと思うが、どうか。

最後になりますが、教育立町にふさわしい文化、スポーツ施設の充実を図っていただきたいと思います。

以上、壇上からの質問といたします。

○議長（昆 暉雄）

答弁を求めます。町長。

○町長（佐藤信逸）

田村剛一議員のご質問にお答えさせていただきます。

1点目の復興事業についてお答えします。1つ目の山田地区の完成時期についてですが、住宅再建場所となる高台団地と区画整理地内のかさ上げ工事は平成29年度、国道45号周辺区画整理事業については30年度の完成を見込んでおります。

2つ目の仮設商店街の撤去についてお答えします。撤去時期については、撤去後の土地の整備スケジュールにより時期が異なりますが、復興事業の工程を踏まえ、遅いところでも平成30年7月までに退去していただき、その後の撤去を予定しております。ただし、それぞれ事業者の置かれている状況はさまざまであることから、詳細については個別に対応していきたいと考えております。

また、撤去後の事業者の動向については、再建希望が95事業者、廃業予定が7事業者、方針が決まっていない方が17事業者ほどと把握しております。

3つ目の防潮堤の復旧状況についてお答えします。防潮堤の整備については、社会資本の復旧・復興ロードマップのスケジュールに沿って進められており、町管理の織笠漁港海岸防潮堤は平成30年度の完成を目指しております。県管理防潮堤については、農地海岸堤防の小谷鳥地区は完成間近で、浦の浜地区は29年度の完成予定、漁港海岸防潮堤は30年度の完成を目指しております。

4つ目の災害公営住宅の空き部屋の原因と空き部屋解消の対策についてお答えします。町内中心部から離れていることや戸建て住宅入居を希望していることが原因と思われます。空き部屋解消については、入居要件の緩和を図るほか、随時募集に切りかえ、空き部屋解消に努めてまいります。

5つ目の雇用対策についてお答えします。現時点の宮古管内の有効求人倍率は1.64と県平均の数値を上回っており、特に建設関連業種については昨年度同期の2.39から3.17に増加しているところであり、事業者の撤退の動向もあわせ注視していく必要があると考えております。今後の雇用対策については、事業復興型雇用創出助成金等の助成制度の周知を図るとともに、引き続きハローワークと協力しながら雇用の確保に取り組んでまいります。

2点目の人口減少対策と町の活性化についてお答えします。1つ目の人口減少に対する計画についてであります。昨年度町の人口ビジョンを策定し、将来人口の方向性をお示したところであります。全国的な課題である人口減少問題については、町としても重要な課題として捉えておりますが、即効性のある施策はなく、自然増減と社会増減に対する対策を同時に進めていく必要があります。その具体的な計画については、総合的な取り組みが必要であることから、町の復興計画や総合計画に基づく事業を一つ一つ着実に実行していくことに尽きると考えております。

2つ目の町の経済に与える影響と対策についてであります。人口が減少していく中で、少なからず地域経済に影響を与えることは懸念されますが、今はまず現在取り組んでいる復興事業を確実に進め、全ての方々が本設移転を果たした上で、町の活力を取り戻すことが急務であります。今後ある程度人口は減り続けることを覚悟しつつ、町を持続させていくための人口規模を確保するために、復興計画や総合計画で計画する各種事業を行政、町民、事業者の共通認識のもと、それぞれが主体的に進

めていけるよう努めてまいります。

3つ目の交流人口増加の対策についてお答えします。交流人口を創出するためには当町の自然や暮らし、文化、地元産業の魅力を発信し、多くの方に足を運んでいただくとともに、リピーターとなって何度も訪れてくれるようになることが重要であると考えております。このことから、観光施設の復旧整備にあわせ、山田町体験観光推進協議会を中心とした体験プログラムの開発や受け入れ態勢の整備、地域資源を活用したイベントの開催などを通して魅力ある地域づくりに向け取り組んでまいります。

4つ目の町外のみなし仮設住宅に入居している方は118世帯おり、このうち山田へ帰ることを希望している方は36世帯であります。環境づくりの必要性については、防災集団移転促進事業、土地区画整理事業による宅地整備、災害公営住宅建設の早期完遂をすることが重要と考えているところであり、それによって町の活性化が図られ、山田に帰ってきたいと思っただけのものと考えております。

3点目の特産品開発についてお答えします。特産品の開発については、地元事業者が県の専門家派遣制度などを利用し、それぞれの特色ある商品開発など成果を上げているところであります。専門的知識が必要な分野であることから、国、県の支援制度を活用するなど、今後とも事業者に対し周知していきたいと考えております。

4点目の既存集落の環境整備についてお答えします。被災しなかった地域の道路などの環境整備については、豊間根地区の歩道整備や排水路整備、長内橋改修事業などを実施する計画で進めているところです。また、各地区から要望の多い町道等の維持補修についても適切な維持管理に努めているところです。

下水道整備については、平成29年度に山田処理区内の細浦地区を28年度に引き続き整備を行うほか、長崎地区の一部を整備し、順次供用区域の拡大を図ってまいります。また、整備と並行し、29年度新規事業として下水道接続促進事業補助金交付制度を設け、下水道接続促進を図ってまいります。

5点目の教育行政についてお答えします。3つ目の放課後児童クラブについてですが、現在障害を持つ子供も受け入れております。引き続き、障害児や配慮の必要な児童の受け入れができるよう、支援員の確保やスキルアップに努めてまいります。

○議長（昆 暉雄）

教育長。

○教育長（佐々木 毅）

5点目の教育行政についてお答えします。

1つ目の町民によく見えるガラス張りの教育行政については、教育委員会が公平かつ公正にその機能を果たせるように、毎月教育委員会議を開催し、迅速かつ適切に情報提供を行っております。また、各学校においては地域に開かれた学校づくりを進めており、地域住民に校報を配るなど、広く情報提供できるよう努めております。

2つ目のいじめ、不登校についてです。いじめについては、山田町いじめ防止基本方針に基づき、未然防止と早期発見、早期解決に努めております。また、いのちと心を育む連絡協議会では、標語コンクールの開催や、いのちと心を育む月間を設定するなど、いじめの未然防止の啓発活動を行っております。不登校については、各学校に学校支援員を配置するとともに、教育相談室の機能を生かしながら、児童生徒一人一人に寄り添った指導を行っております。

なお、現時点でいじめの重大事案は発生しておりませんし、不登校の児童生徒数は減少傾向にあります。

4つ目の統廃合については、今後の本町の教育のあり方について、保護者や地域住民の方々と意見交換する機会を持ち、慎重に検討してまいりたいと考えております。

5つ目の高等教育機関や研究所の誘致については、平成24年7月から児童生徒の育成と地域社会の復興発展に寄与することを目的に、国立大学法人お茶の水女子大学と協定を結び、町内小中学校に理科の実験器具の提供や理科教員の研修を実施していただいております。

なお、高等教育機関等の誘致については考えておりません。

6つ目の文化、スポーツ施設の充実についてお答えします。文化、スポーツ施設については、既存施設を有効に活用するため、計画的な維持管理に努めているところであり、平成29年度は町民総合運動公園ラグビー・サッカー場人工芝改修事業を計画しております。

○議長（昆 暉雄）

再質問を許します。2番。

○2番田村剛一議員

それでは、復興事業からお聞きしたいと思っています。私は、2つ、山田地区の土地区画整理事業というのは、八幡町周辺、山田の中心街ですよね、これについて伺っているのです。それで、もう一度この地区について、この地区については、29年度中には引き渡すという話を聞いているのですけれども、いつごろから引き渡すつもりかお伺いしたいと思います。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

区画整理の八幡町地区になりますが、工事のほうにつきましては29年度中に完了させるということで、引き渡しは30年4月を予定しているところです。

○議長（昆 暉雄）

2番。

○2番田村剛一議員

実は、なかなか言いづらいことを質問しますが、私はこの土地区画整理事業の基本の進め方が間違っているのではないかなと、こういうふうに思っているのです。というのは、都市計画あるい

は区画整理事業の基本というのは道路の建設から始まっていくのです。そうするというと、大体道路が決まれば、山田はこういうふうになるということがわかる。しかし、今どこを見ても山田の道路は日がわり道路です。私が歩いていくと、あれ、いつの間にか行きどまりになっているというのがいっぱいあります。きのうも役場の前を札幌の碁盤目状のような道路にできなかったのかという話、やる気になればできるのです。全部町をつくる場合には碁盤目状の町並みにするか、あるいは放射状の町並みにするかというふうな形で新しい町というのはつくられていくのです。あるいは、迷路型にするか。江戸時代は、わざわざ迷路型にしているわけです。道路が見えてこないから、山田の町はどのような町になるかわからない。私は、基本が間違っていたのではないかなという思いがしているのだが、いかがですか。

○議長（昆 暉雄）

復興推進課長。

○復興推進課長（沼崎弘明）

計画段階のことですので、私のほうから答えさせていただきますけれども、山田地区につきましては今までもいろいろと議論させていただいてきました。山田地区の難しさというのは、そこに住んでいる方もいらっしゃいますし、町が生きています。生きた町を生かしながら工事をしていくという難しさがあるので、仮道路を何回も移転させながらブロックごとに工事を進めていかなければならないという難しさがあります。

最終的な形につきましては、住民の方々にも何回も説明会しましたし、議会の皆様にも計画概要図はお渡しをしまして、最終的にはこういう形になります、道路もこういうふうになりますということをお示しさせていただいているところでございます。

それから、あと碁盤の目状とか放射線状の町づくりということですが、昨日も町長答弁いたしましたけれども、全く何もないところで、個人の権利がついていないところであればそれは可能ですけれども、山田の場合は個人の土地を再配置ということですので、そういう町並み、町づくりはなかなか難しいということは、ぜひご理解をいただきたいと思います。

○議長（昆 暉雄）

2 番。

○2 番田村剛一議員

碁盤目状とか円形とか放射状とか、それできないのはわかっています。でも、町づくりの基本というのは道路だということは、それは理解できるでしょう。

○議長（昆 暉雄）

復興推進課長。

○復興推進課長（沼崎弘明）

そのとおりでございまして、道路はまず基本であります。ただし、道路だけではなくて、そこにも

ともに住んでいる方々の利便性が増すということが第一の目的であります。

○議長（昆 暉雄）

2 番。

○2 番田村剛一議員

都市計画という名前をつけた以上は、町民だってそれに了解を得ているわけですから、了解を得なければ都市計画はできないでしょう。どうですか。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

そのとおりでございます。区画整理事業につきましては、住民の意見をいただいた上で、計画の縦覧をして都市計画決定するという流れで手続を進めております。

○議長（昆 暉雄）

2 番。

○2 番田村剛一議員

私がなぜ言うかということ、あちこち私も町を見て歩いているのです。そうしますと、山田の場合は国道が2回も変わっています、国道が。そういう町ありますか。あとは、国道から長崎に入るとか、いろんなところに入る。長崎1本、あれきりでしょ。実際あるのが。ああいうやり方というのは、私からすれば信じられない。多分ほかの人たちもそうだと思います。来た人たちにも山田の町は何だというふうに言われたことがある。だから、やっぱり道路をきちっとして、初めてこういう町ができるのだとなれば、人々の中にも安心が出てくるだろうと思うのです。でも、今の八幡町のところを見て、えっ、俺どこに行くのだ、どんな町ができるのだと思っている人はいっぱいいると思います。そういう不安を解消するためにも、住民とか都市計画の基本というものをきちっと押さえながらやってもらいたい、このように思っています。

それから、2番目の防災集団移転の、これは北浜の部分も指しているのです。あそこは、今手がついていません。この前見てきました。私も余り調子はよくないのですけれども、見なければしゃべれない。ほとんど手がついていません。あそこは、どういう土地だったかというのはわかりますか。私たちが小さいときにはフナだとかセリだとかドジョウだとか、そういうふうなものをとりに行きました。上のほうにはため池がありました。沼地です。ことしあれを埋め立てるのでしょうか。そして、埋め立てて、はい、返します、建ててくださいと、こういうふうにするつもりですか。こっちは3年も4年もかさ上げしておいて。だからこそ、北浜の県営の住宅が傾いたりしている。ああいう傾向は、あそこだったら起きます。どういう手だてをしながら1年で完成させるつもりかお伺いします。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

山田第3団地の予定地につきましては、地盤が悪いという部分については了解しておりまして、その部分については地盤改良して地盤強度を高めるという計画で進めているところです。

○議長（昆 暉雄）

2 番。

○2 番田村剛一議員

それで、今言ったようにまだ手がついていません。1年でそれができるのですか。先ほど言ったら予定どおりするという話ですけれども、その辺をお伺いします。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

29年度完成予定で進めているところです。

○議長（昆 暉雄）

2 番。

○2 番田村剛一議員

実は、長崎のところも地盤が悪いと。それで、固めるために3年も4年も置いたと。何で1年でできるのを3年も4年も置かなければならなかったのですか、こっち。ちょっとお伺いします。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

長崎地区の区画整理部分につきましては、仮設の商店街、店舗等もありまして、工事工程上、移転等をしてもらってからの盛り土という形になりますので、その部分で長く盛り土のまま置かれていた部分はあります。

○議長（昆 暉雄）

2 番。

○2 番田村剛一議員

理由をつければ確かにいろいろあります。仮設の商店の人たちにも恩恵をこうむらせなければならぬ。ただ、3年も4年もそのまま放置するというのはもったいないし、あそこが早くできていけば、その人たちも買い取れたかもしれません。そういう人もいるのですから。ですから、今から話してもどうかわかりませんが、まず道路をやってください。そうでないと、どんな町になるか、誰も理解できない、こう思っています。

それでは次に、人口減少問題についてお伺いしますが、実はこの前、山田の広報、そうしたら1月に生まれた方が5人いました。1月に山田町で生まれた方が5人。そして、去年の1月に生まれた方

の写真が4人。1月は、生まれるのが少ないから当たり前だと言うかも知れません。でも、そうでもないかもしれません。もしそれが普通であるとすれば、山田では年間に50人か60人しか生まれていないことになっています。学校もそうだ。あと5年たてば、そういう人たちが入ってきます、学校に。でも、町はそういう急ピッチで進んでいると、少子化が。そのことを把握してやらないと、今つくっている復興住宅とか、復興のためのそれぞれの住宅というのが実は空き家になる可能性がありますよね。そういうのを含めながら、人口対策というのは本当に復興してからでは遅い。復興は大体なりますよ、もう。金は来るのですから。だから、復興した後の山田をどうするかということが今一番大事だと思いますが、いかがですか。

○議長（昆 暉雄）

企画財政課長。

○企画財政課長（上林 浄）

人口減少につきましては、数年前から全国的な形で報道もされ、全国の市町村が重要な課題というふうに認識をして、それにあわせて全国の市町村が一斉に昨年度人口ビジョン、それぞれをつくっております。昨年、ちょうどこの3月、人口ビジョン、議会の皆様にもお示しをしております。したがって、今議員おっしゃるように人口減少の課題というのは大きいというのは共通の認識でございます。

○議長（昆 暉雄）

2番。

○2番田村剛一議員

そこで、こういう1年に50人、60人しか生まれない時代、その時代に差しかかっているというときに、これから考えますとか、そうではなくて、やっぱり対策委員会とか、対策委員会をつくったからといってすぐどうというわけではないです。そういう深刻な状況にあるということをやっぱり町民にもわからせるために、何らかの行動ビジョンが必要だと思います。その辺はいかがなのでしょう。

○議長（昆 暉雄）

企画財政課長。

○企画財政課長（上林 浄）

議員おっしゃるとおりだと思います。山田町についても、一昨年从不妊治療に対する助成、これは県内先駆けての施策でございます。子供が欲しいのだけれども、なかなか持てない。不妊治療をするが、経済的な事情もあってなかなか大変だという部分について全額の負担をしようということで、もう既にスタートしております。

また、あわせて生徒さんたちの医療費の助成、これは今までは小さい子供さんたちまでだった部分を中学校まで拡大する、そういった施策について、これも今も引き続いて実施しております。これからそれに安住することなく、人口減少の対策は立ちどまってはいけないのだらうと思いますので、新

たにとり得る施策があれば、それらを検討しながら進めていかなければならぬ。議員のおっしゃること、そのとおりだと思います。

○議長（昆 暉雄）

2番。

○2番田村剛一議員

そこで、私は常々言っているのですけれども、観光資源は探せばたくさんあると思います。無人島もあるだろうし、あるいは野鳥の繁茂しているところもあるだろうし、海の十和田湖というところもあるだろうし、あるいはブナの原生林もあるだろうし、サケの上る川もあるだろうし、いろいろあるのです。あるのだけれども、それを総合的にしないと、いや、ありますよ、ありますよだけでは観光にはならないのです。それで、一過性でもこれはだめです。ここで泊まって、このものを買って、そして幾らかでも収入を上げるような、そういう形にしないと人口減に伴う税収とか収入減を補うことはできない。

そこで、観光にしても何にしても、具体的にそういう交流人口をふやすための、今以上ふやすためのそういう施策をどのようにしてとろうとしているか、それをお伺いしたいと思います。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（佐々木真悟）

議員おっしゃるとおりだと思います。人口減少する中で交流人口をふやすことにつきましては、山田町のみならず、各市町村の課題というふうに当町も捉えております。その中で、町長の答弁にもございましたけれども、まず一度は山田町に足を運んでもらう、その次にはリピーターとなって何度も訪れてくれるような、そういった施策を組んでいかなければならないというふうに考えております。それにつきましては、観光施設の復旧も徐々にではございますけれども、進めてきておりますし、体験観光推進協議会を中心としまして体験プログラムの開発、受け入れ態勢の整備等々も進めている状況でございます。

また、まだ今の時点では問い合わせの状況でございますけれども、昨年漁業体験ということで、川口中学校のほうで山田町のほうに来町して教育体験をしていただきましたけれども、ことしもどうだろうかというような問い合わせもいただいております。そういった形でリピーターをふやすような、そういった魅力ある地域づくり、町づくりをしていかなければならないというふうに考えております。

○議長（昆 暉雄）

2番。

○2番田村剛一議員

私も、この町は観光資源に恵まれていると思っています。ただ、例えば宮古には浄土ヶ浜があり、岩泉には龍泉洞がありとか、いろんなところからするとネームバリューがやっぱり落ちます。だ

から、一過性になる可能性はあるのです、鉄道が通っても。それを食いとめるためにリピーターをふやす、どうやってふやすかです、問題は。リピーターが黙っていても来るのだったら、どこもそうなっています。どうやってふやそうとしているか、それをお伺いします。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（佐々木真悟）

確かに当町の場合、浄土ヶ浜ですとか龍泉洞ですとか、全国に知れ渡ったような観光資源がないのは私たちも存じております。そういった中で、リピーターをふやすということは決して容易なことではないというふうに考えておりますけれども、その中で山田町がやれること、できることを模索しながら今後も地域づくりに取り組んでいきたいというふうに考えます。

○議長（昆 暉雄）

2 番。

○2 番田村剛一議員

今後とも言わず、ことしからやってください、ことしから。

それから次に、産業振興。これからは、地域ブランドによる地域再生というのを、きのう渡されたので。このようにして地域で付加価値の高いものを生産し販売していくと、そういう時代になってくるのです。

そこで、いつも山田にはいいものがいっぱいあると言われていています。ところが、残念ながらそれが産業というのかな、一つの大きな塊になって、山田の特産としてなかなか売り出せていない。その辺は、どの辺に原因があるか。そして、農林水産で山田の特産品としてこれを町で、あるいはまた産業団体で協力して守り立てて開発していこうと、そういうものがあるかどうかお示しいたきたいと思っています。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（佐々木真悟）

山田の特産品につきましても、議員おっしゃるとおり、実はたくさん開発され、商品化されております。例えばサンマのオリーブオイルのことですとか、カキの加工とか、いろいろ物はあるのですけれども、商品開発だけでなく、そういった商品をつくった後の販路の拡大、開拓等がまだ追いついていないというようなところが原因であるのかもしれないというふうに考えております。それにつきましては、いろいろ種々、各種行事あるいはイベント等があれば、町内のそういった業者さんのほうにも逐次通知いたしまして参加を要請しておりますし、町が中心となって出向いて行って商品のほうでのPR、そして観光パンフレットも配布しながら、山田町のPRというようなこともしている状況でございます。

○議長（昆 暉雄）

2 番。

○2 番田村剛一議員

個々にはいろいろ聞きます。例えば山田のカキにせよ、ホタテにせよ、あるいは昔、菜花とか、それからシイタケとか、それはつくっている人たちはいいのをつくっています。しかし、それが産業として全国的に売れて、そこから山田町に利益が還元されると、そういうふうになっていない。そこを組織化していくのは、もちろん産業団体もあります。やっぱり町の行政が今働く、そこで力を発揮する、そこが今行政に問われているところではないかなと思うのですが、いかがですか。何とかそこを結集して、全国的に発信していくようなことを考えていったらいかがかと思うのですが、いかがですか。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（佐々木真悟）

全国発信という手法でございますけれども、いろいろ、例えばマスコミ、新聞、報道機関等の媒体を使ってPRする場合もございますし、あるいはインターネット等々を使いましてPRする場合もございます。できる限り行政のほうでも力になれる部分是对応してまいりたいというふうにも考えております。

○議長（昆 暉雄）

2 番。

○2 番田村剛一議員

いや、私は町のほうで対応できるものには対応していくというよりも、そういう特産品があるならば率先して全国に情報発信していくと、そういうふうなことをしてほしいと思うのです。そういう課をぜひ町につくってください。そうでないと、どんなにいいのをつくろうが、これは全国には発信できません。いかがですか、そういう課を。とにかく復興した後に、この山田を発展させるためにはそういう方法しかないと思うのですけれども、いかがですか。

○議長（昆 暉雄）

甲斐谷副町長。

○副町長（甲斐谷義昭）

2 番議員の提案でございますが、そういう専門にする担当課をつくってはどうかということですが、専門の課を立ち上げるというのはなかなか難しいと思います。現在ある課の中で、例えば水産商工だとか、あるいは今度新たにつくることになった復興企画課とか、そういうところにその一端を担わせて、行政のできる範囲の中で頑張っていきたいというふうに考えます。

本当は、集中して大きいお金をかけて全国にPRをする、あるいはテレビのコマーシャルに1億円

も2億円もかけてやればいいのしょうけれども、なかなかそういうふうに行く現状にはございませんので、難しさがあるということをぜひご理解いただきたいと思います。

○議長（昆 暉雄）

2番。

○2番田村剛一議員

機構改革というのは、新しい課をつくるだけではなくて、その中に新しいそういう課を、既存の課につくるということだって機構改革の一つですから、ぜひそういう発信、山田を発信できる、山田の特産、ブランドを発信できる。これは人もそうです。それから、教育もそうです。山田はいいところだというふうなことを発信できるような、やっぱりそういうふうな部署というのですか、それをぜひつくっていただきたいと、こう思っています。

それから次に、既存の集落があります。半分残っているのですか、半分残っています。私は、こう見えています。私のところも残ったほうです。前に下水道を直してくれないかと言ったら、いや、復興が終わったらばと。もう復興はほとんど終わってきました。だから、前々からの課の人たちは、復興以外の残った集落をよく見て、余り格差がないように、生活環境が悪化していないかどうかということをお願いしたいと思います。そうでないと、新しい町と古い町に格差が出て、いずれこの古い町というのですか、既存の集落が、いわゆる空き部屋集落と言えおかしいのですけれども、そういうことになりかねない。しなくても、そういうふうになる可能性はあるのですけれども、高齢化で。でも、山田の半分がそういうふうになっていたら大変だと。古いものは古いものとして残しながら、歴史を教えていくということも子供たちに対して必要なのだ。それで、既存集落の環境を点検してもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

既存集落部分の環境点検ということでございます。建設課のほうでは、月1回、道路パトロールを実施しまして道路の状況等を把握した上で、危険な場所等がある場合には維持補修で適切に対応しているところでございます。

○議長（昆 暉雄）

2番。

○2番田村剛一議員

旧山田のほうで申し上げますと、実はどちらかというと残ったところは傾斜地近くの、どっちかというと環境的に必ずしもいい場所ではないのです。道路で、車で行って見られるようなところではないです。目で確かめて、ここはやっぱり直さなければならないなというふうなことをぜひやってもらいたい。復興の方々は復興で頑張っています。みんな頑張っています。でも、復興にかかり切りでな

い人たちもいると思いますので、そういう人たちは、ぜひ今まであった町並みの大事にしていくと、そういう形で考えていただきたいと、そこに住んでいる人たちも大事だと、そういう思いでやってもらいたいと、こう思っています。

次に、教育立町についてでございます。山田は、全体的に順調に教育は推進していると。最近は、余り変な話、悪いことは聞きません。私の耳にはよく悪いのばかり入ってきて、いや、これは困ったなと思うのですが、そういう話は正直入ってきていませんから。入ってきた場合には必ず言います。そういう点では落ちついているのかなと思っています。ただ、先ほども申し上げましたように、年間に50人か60人しか生まれない。実際は何ぼだかわかりません。多分100人以下だと思います。そういう時代の中に、学校がこれからどうあるべきかということは、復興が終わってからやりますよでは遅い。やっぱりこれからの山田の町は、どのような形で教育を進めていくか、子供たちに何が一番大事かというようなことを検討する、そういう場を早急につくって協議していただきたい。いかがでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

教育次長。

○教育次長（箱山智美）

全くそのとおりであると思っております。前回この場で、この町でどんな子供をつくっていくのか、そしてそのことを実現するためにどんな教育環境が必要なのか、そうした話し合いの場を持っていくということで答弁をさせてもらったなと思っておるのですが、早速2月3日に山田町のPTA連合会第4回理事会におきまして、全部のPTA会長さんたちが集まる会議でございましたが、どんな子供をつくっていききたいのかという話し合いを实际してみました。そうしたら、保護者から出たのは、勉強してほしいということもそうなのだが、それよりもうそをつかない子であったり、人の痛みがわかる子であったり、相手の立場を考える子であったり、心が育つような、人と人のかかわりが上手にできるような、そんな子供に育てほしいという意見が多かったなというふうに思っているのです。

では、それを実現するためにどんな教育環境が必要なのかと、保護者、PTA会長さんたちの意見としてはどうなのだろうということで話をしたところ、たくさんの経験ができる、そうした環境が欲しい。また、多くの同級生とかかわれるような環境が欲しい。逆に、地域そのもののよさを勉強する、そうした機会が欲しいとか、こうしたことがたくさん出されたわけです。ですので、来年度はこうした意見を踏まえながら、もっと多くの人たちに山田の教育がどういう方向に進めばいいのかというふうなところをぜひ話し合いしていただいて、そこを集約する形で進めていければなというふうに思っております。

ただ、いかんせん、いよいよ仮設の集約が始まるわけです。子供の環境は、今まで以上に落ちつきがない部分が出てくるのかなということも予測されていますので、そうしたことも見ながら、このことは慎重に次年度進めていきたいと思っていましたので、よろしくお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

2 番。

○2 番田村剛一議員

最後になりますが、高等教育機関の誘致という話をしましたけれども、何も大学行くのがいいわけではないのですが、例えば大槌の場合にはあそこに東大の試験場があると。大槌の子供たちは、それだけでも大槌は教育機関としてレベルが高い、そういう思いがあって、自分たちの町を大事というか、高校も大事にしようとする気持ちが少しでもあるのです。そういう意味で、やっぱり勉強をする気になればできるよと、山田でも。そういうような形で、研究所とか、大学といってもすぐ来るわけではないですけども、そういう誘致をぜひ進めてもらいたい。難しいことなのですけども、そういう課もぜひお願いしたい。ぜひ今年ですね、話し合いを進めてもらいたいと思うのですが、いかがですか。

○議長（昆 暉雄）

教育次長。

○教育次長（箱山智美）

本当に教育への応援というふうに捉えております。ありがとうございます。それで、答弁書のほうにも上げたのですが、お茶の水女子大学とのしっかりとした連携が構築されています。今までは、支援ということでのかわかりで来たのですが、そうではなく、積極的に町の子供たちが育つ、そしてそうしたノウハウを生かすというような、積極的な活動に来年切りかえることも検討しながら進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

2 番田村剛一君の質問は終わりました。

6 番木村洋子さんの質問を許します。6 番。

○6 番木村洋子議員

6 番木村洋子です。一般質問を行います。

1 点目は、空き家対策についてです。空き家が徐々に増加しているように見受けられます。町として把握している空き家は何軒あり、利活用が可能と思われる物件は、その中で何割ぐらいあるのでしょうか。

家主の不在等で空き家になり、今後どのように管理していけばいいのかと途方に暮れる親族もおります。町として空き家情報を空き家バンクとして把握し、ニーズに沿った対応をしていくべきであると思います。また、いまだに自立再建のめどを立てられずにいる被災者もいるので、選択肢の一つになり得るのではないのでしょうか。空き家の利活用と地域活性化につながる空き家バンクの設置を考えるべきであります。町の考えを問います。

2点目は、除雪についてです。田名部から関口へ抜ける道路は、緊急時に備え除雪しておくべきと考えます。3.11の震災大津波のとき、この道路は豊間根、荒川からおにぎりを運んで、被災者の命をつないだ道路と言っても過言ではないと思うのですが、この冬の積雪時には除雪がされておらず、通行に支障を感じました。津波などの緊急時に備え、除雪しておくべきでは。

次に、現在の学校の除雪は、学校職員や雪かきボランティアの皆さんが行っている場合が多いと思いますが、人数も限られていることから人力だけでは厳しい状況があります。積雪も多く、雪が解けにくい地域もあるので、子供たちが通る歩道などの安全確保のため、効率よく雪かきができる除雪機を必要とする学校には配備するべきではないでしょうか。町としての対応はいかがでしょう。

次に、当町の除雪対応の基準は、積雪20センチメートルからとのことですが、雪の質等により積雪が10センチメートルくらいでも車の渋滞や転落事故の危険性が高まる地域もあります。宮古市の場合は、積雪10センチメートルからの対応と聞きます。当町においても、積雪10センチメートル以下でも対応するよう除雪基準を見直すべきであります。町の考えを問います。

3点目は、小谷島漁港の災害復旧事業についてです。小谷島漁港は、今年の台風10号により被災した箇所も含めて29年度内の完成を目指すとあります。当漁港は、23年の震災大津波で被災し、25年10月の台風26号で再び被災しましたが、昨年8月の台風でまた被災しています。2回の台風被害でなぜ壊れたのか、工法等に問題がなかったのかを問います。

今年の台風では、南防波堤の消波ブロックの飛散で災害査定額は6,212万円とあります。25年の台風26号の災害復旧の際に、消波ブロックの重量化をするべきとの提言が反映されなかったため、被災するような事態になったのではないですか。これでは、何度多額の復旧工事費をかけても同様の被害を受けかねません。町は、どのように考えているのかを問います。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

答弁を求めます。町長。

○町長（佐藤信逸）

木村洋子議員のご質問にお答えさせていただきます。

1点目の空き家対策についてお答えします。現時点では、空き家の数は把握できておりませんが、来年度、社会資本整備総合交付金により、空き家実態調査を実施することとしております。空き家バンクの設置につきましては、その戸数や規模、権利関係を慎重に精査しながら検討していくことになります。

2点目の除雪についてお答えします。1つ目の田名部から関口へ抜ける町道豊間根・関口線の除雪についてですが、ご指摘のとおり当該路線については、東日本大震災の際に寸断された国道にかわり、支援物資等を運ぶ重要な役割を果たしました。除雪は、積雪が20センチ以上の場合に行うこととしておりましたが、連続降雪が予想される場合には20センチ未満でも実施しており、当該路線においても

降雪状況や気象情報などを確認しながら適切な対応に努めていきたいと考えております。

3つ目の除雪基準の見直しについてお答えします。除雪作業の基準については、積雪が20センチ以上の場合に町道や主要生活道路の除雪を行うこととしておりましたが、連続降雪が予想される場合には積雪が20センチ未満でも除雪を行っております。現時点では、除雪基準の見直しの考えはありませんが、今後におきましてもパトロールによる降雪の状況や気象情報などを確認しながら、適切な除雪作業に努めていきたいと考えております。

3点目の小谷島漁港の災害復旧事業についてお答えします。小谷島漁港の災害復旧に当たっては、県の立ち会いのもと、国の災害査定において施工性や経済性を検討しながら、工法や設計数量を決定しており、工法等に問題はなかったものと認識しております。

平成25年に被災した南防波堤の災害査定においても、被災状況に応じて適切な復旧方法を選択していることや、台風によって波浪状況が異なることから、消波ブロックを大型化しなかったことが昨年の災害の要因になったとは一概に言えないと思っております。自然災害であることから、今後同様の被害を受けないと言い切ることはできませんが、引き続き国、県の指導を受けながら早期復旧に努めていきたいと考えております。

○議長（昆 暉雄）

教育長。

○教育長（佐々木 毅）

除雪についての2つ目、除雪機の配備についてお答えします。

積雪があった場合、学校敷地内は基本的に各学校において雪かきをすることとなっております。除雪機の配備については、メンテナンスなど維持管理が難しいことから考えておりません。

○議長（昆 暉雄）

再質問を許します。6番。

○6番木村洋子議員

空き家の件なのですが、把握していないということなのですから、身近な部分でも空き家が本当にふえているという状況があるのです。考えとしては、民間でという考えがあると思うのですが、町全体を見回して情報発信ができて、それができるのは町でしかできないと思うのです。被災者の自力再建とか、これから2年前後がピークになりますから、そこは被災者に寄り添った対応、町はそれをすべきだと思うのです。そういういろんな方向から被災者に働きかけるという、そういうところをやらないと、私はいつまでも被災者の方が自力再建を、そういうしたいという気持ちも諦めざるを得ないような、そういうふうな残された感というのですか、そういうふうなことができてくると思うのです。その点をどういうふうに考えているかということと、あとは私が知っている範囲でも被災者の方で亡くなった人とか空き家が出まして、そしてそこを被災者が買ったという状況も私聞いているのですが、もしそういう被災者が購入したというのがわかれば、その点も教えてほしいと思います。

○議長（昆 暉雄）

企画財政課長。

○企画財政課長（上林 浄）

総体的な部分でお答えをさせていただきたいと思います。

空き家対策、昨今全国的にも注目を浴びております。特に都市部では防災、そういった観点の中で空き家を何とか解消していこうということで、特措法なども成立しております。この空き家問題というのは、いろいろな視点がございます。今議員おっしゃる中古住宅を仲介するといったような分野もございまして、防災のために、廃屋と言え失礼になるのかもしれませんが、居住できない状態で残っているものをどうしようかといったような問題もございまして、これらにつきましては、基本的には個人の財産であるという部分をまず私どもは無視できません。したがって、空き家の状況をまず調査する、そこから始めさせていただくということで今度ご審議いただきますが、来年度の新年度予算、当初予算の中でその調査費を計上しているところでございます。したがって、その結果を見ながらどういう形の対策が必要なのか、その部分を見ながらでないと、今申し上げる段階ではないなというふうに考えております。

それから、2点目の今の被災者の方が中古住宅を購入した例があるかということでございますが、申しわけございませんが、うちのほうでそのデータについては持ち合わせてございません。

○議長（昆 暉雄）

6 番。

○6 番木村洋子議員

ありがとうございます。先ほど答弁されたように、うちは住んでいなければどんどん廃屋になってしまうので、そういう部分と、あと被災者の応援という部分を兼ねても本当に二、三年がピークだと思うし、そこはスピード感を持ってやってほしいということを述べておきます。

除雪の件なのですが、田名部の関口線の積雪時に除雪をしてくれたかどうか、もう一度お尋ねしたいです。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

1月16日の積雪の際、豊間根関口線、一度除雪は実施しております。

○議長（昆 暉雄）

6 番。

○6 番木村洋子議員

その後も降ったのもあるかもしれませんが、私が2月5日にその線を通ったら、軽自動車ですけれども、とても行けるような状況ではなくて、腹がするような状況もありましたので、ここら辺は

きちっとやってほしいし、田名部の人たちはこう言っています。この道路を忘れてくれるな、田名部の道路を忘れてくれるなと言っています。除雪も中途半端という言い方はなんですけれども、きちんとしたものではなかったし、そういうふうに通行人に支障が出るぐらいのそういう状況だったということなので、私はこの危機管理の部分でもやっておくべきだと思いますので、ここら辺はよろしく願いたいと思います。

学校の除雪機の件なのですが、今のところ考えていないということなのですからけれども、私は小学校とかにしょっちゅう行って、その状況を見ていますので、今の答弁というのは私は実情に合っていないと思うのです。どうしても先生方も人数が少ないし、歩道とかもすごく長いところもありますので、私はここは前向きに考えてほしいですし、日がたてばたつほど氷といいましょうか、つるはしでもやらないと壊れないような状況を職員の方々がやっているのを見ていますので、そこら辺は前向きにやってほしいと思います。

基準の見直しなのですからけれども、確かに今も20センチ以下でも電話したりしてやってもらっている状況もあります。本当にありがたいと思っているのですが、どうしても町の中心部、沿岸とかは暖かいので、氷は解けやすい状況もあるし、除雪、本当は要らないのではないかなというような状況もあるかもしれませんが、ここが一番ひどいところというか、積雪が多いところを私は基準にしてほしいと思うのです。朝仕事に行かなければならないとか、そういう状況、みんなどこも同じだと思うし、それでこの車社会で、20センチでこれが対応というのが、私はこれはちょっと無理があるのではないかなと思うのですが、そして除雪機も本当に大変な状況を見ていますので、そこをちょっともう一度、そういうひどいところに合わせた基準でやってほしいということについてどう思われるか、お願いします。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

降雪の際には道路パトロールをして、実際現地に行って確認しております。確かに山田ではかった積雪量より豊間根地区のほうの積雪量が多いというような形ではなっております。ですので、豊間根地区につきましては、基準20センチというような設定をしておりますけれども、状況によって20センチ未満でも除雪は行っておりますので、その辺はご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（昆 暉雄）

6番。

○6番木村洋子議員

ですが、基準が20センチということになっていると、中には20センチからではないと無理だという感じで思っている方々もいらっしゃるのです。ここは車社会、今の現状に合わせた対応、20センチでは混乱を生ずるだけなのです。そこら辺の見直しをもう一回お願いしたいと思います。まず、ここはお

願いということで。

次に、小谷島の件なのですが、小谷島のほうは漁港に使っている、防波堤に使っている消波ブロックの件ですけれども、以前は15号ということで、15トンのものが使われて、今回25トンのものに認可されたということなのですが、この工事というか、認可がおりるという申請をいつ申請されて、その認可がおりたということなのですから、その経過を説明お願いしたいと思います。視察団が来て見ていったと思うのですが、そういうのも含めての経過を説明お願いします。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（佐々木真悟）

いきさつということについてでございますけれども、まず漁港施設で災害が起きたということで、県のほうに報告をいたします。そして、県とのやりとりの中で被害状況を確認、精査した上で被害申請を出すわけでございますけれども、国の災害査定に来庁したのがたしか11月9日でございます。現場に出向き、書類等も確認しながら、町、県、そして国の災害査定官と協議して災害査定を受けて、こういった形になったということでございます。

また、25トン型が認可されたということですが、そういう表現ではなくて、15トン型で設置されていたブロックが被災したところについて、25トン型のブロックを設置することが認められたというような一部でございます。

○議長（昆 暉雄）

6 番。

○6 番木村洋子議員

一部ではあっても、25トンに変更されたということはすごくよかったかと、こう思っております。

ちょうど2年前になるのですが、臨時議会で私は消波ブロックの重量化を提言いたしまして、当局からはそういう基準があって、それ以上のものになると町の持ち出しになるので、考えていないということで却下されたような形にはなったのですが、しかし今回25に認められたということです。

実際小谷島の漁港に行って、15トンの消波ブロックでは軽いのではないかと、多分そういう判断もあってそういうふうになったと思うのですが、25になったからといって壊されない保証というのは確かにないと思うのですが、私は2年前の臨時議会でも言いましたように、その時点で私からの提言とかもあるしということで、何かしら考え、検討して、早目の申請を出してくれたのなら、もししたら今回の台風でもブロックの移動とか、そういうのがもう少し被害が軽減されていたのではないかなと思うところをすごく残念に思っているのです。この臨時議会のときですけれども、やはり原状復旧が基本かと思うのですが、温暖化の影響もあってすごく災害が凶暴化しておりますので、そこら辺は今回申請して認められた部分もありますけれども、そういう原状復旧だけではなく、何か

(「議運開いてください」と呼ぶ者あり)

午前 1 1 時 5 3 分再開

6 番。

○6 番木村洋子議員

私は、土木については素人なもので、ですが、やはり研修に行った成果とか、いろんなことを踏まえながら、何かしら山田の役に立って、こういう破壊とか、そういう損失が出ないようにということを思いながらやっているのです。いろんな矛盾点は出てくるかもしれませんが、私はそういうことで頑張ってやっていこうという、そういう気持ちもあるのです。執行部の方々の返答とかも、何かしら議員に対してもっと前向きな発言というのがなかなか出にくいような、そういう雰囲気もありますので、やはりそういうふうなところをお願いしたいと思いますし、女性議員というのは土木関係に対しては、そういうのに提言をするのには勇気が要る部分もありますので、勉強しながらやっております。そういう部分もあるので、そこら辺は真摯な対応を執行部側にもお願いしたいと思いますが、コメントをお願いします。

○議長（昆 暉雄）

町長。

○町長（佐藤信逸）

レディーファーストで常に考えております。しっかりと対応しているつもりでございます。

○議長（昆 暉雄）

6 番木村洋子さんの質問は終わりました。

昼食のため休憩をいたします。

午前 1 1 時 5 7 分休憩

午後 1 時 0 0 分再開

○議長（昆 暉雄）

会議を再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

3 番佐藤克典君の質問を許します。3 番。

○3 番佐藤克典議員

3 番、政和会、佐藤克典です。通告により 5 点質問いたします。

1 番目、町道白山・石峠線の道路改良についてであります。町道白山・石峠線の白山側入り口付近は、緩やかな S 字カーブとなっており、特にも冬場は民家の陰になっていることから路面が凍結し、通行に不便を来しております。現在、新たな県道の整備が進められていますが、同路線はこの県道に接続し、今後は大型車両を含め、交通量の増加が予想されます。このことから県道の整備と並行し、入り口を羽々の下側に移設して直線とし、車両の円滑な通行を図るべきと思いますが、町の考えはいかがでしょうか。

2 番目に、出産祝金についてであります。昨年示されました山田町総合計画（第 9 次長期計画）人

ロビジョンによりますと、昨年時点での合計特殊出生率は約1.54であり、若い世代の結婚、出産、子育てを支援する地域づくりを進めることにより、2030年までに国民希望出生率である1.8まで向上させることを目指すとされていますが、出生率向上のため、第3子以降の出産に対して祝金を支給し、多子世帯の保護者の経済的負担軽減と本町への定住促進を図るべきと考えますが、いかがでしょうか。

3番目、完全給付型奨学金についてであります。29年度から大学や高校などに進学する生徒への奨学金制度について、従来の貸与型から返還不要の給付型へ移行し、進学を後押ししたいとのこと。このことは、経済的理由で進学を断念せざるを得ない意欲と能力のある児童生徒、また保護者にとって大変喜ばしい制度と思います。

しかしながら、事業対象期間が復興計画の最終年度の32年度とされており、この4年間の対象にならない児童生徒は不公平感を抱くものと推察されます。33年度以降、対象人数を減らすことはあっても、この制度は継続すべきと考えますが、いかがでしょうか。

4番目、結婚新生活サポート事業について。新婚夫婦の住まいへの支援に対し、結婚新生活サポート事業を創設するとのことですが、この事業の内容、効果について伺います。

最後に、集会施設のトイレ改修についてであります。老朽化が進んでいる各地区の集会施設について、高齢者や障害者に優しい施設となるよう、コミュニティセンター等集会施設トイレ改修事業を実施するとのことですが、29年度はどの施設を改修するのか、また年次計画について伺います。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。再質問は自席より行いますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（昆 暉雄）

答弁を求めます。町長。

○町長（佐藤信逸）

佐藤議員のご質問にお答えさせていただきます。

1点目の町道白山・石峠線についてお答えします。現在整備が進められている新たな県道宮古山田線から羽々の下側に接続する町道部については、安全面から改良が必要な箇所であると認識しておりますので、線形見直しの検討を進めていきたいと考えております。

2点目の出産祝金についてお答えします。町では、子育て世代への経済的な負担を軽減するため、乳幼児、児童生徒等の医療費助成や保育料、放課後児童クラブ利用料の負担軽減を実施しているところであり、現在のところ出産祝金の支給は考えておりません。平成29年度からは、子育て世代包括支援センターを立ち上げ、妊娠、出産、子育てのさまざまなニーズに対し、きめ細やかで切れ目のない支援を行ってまいります。

3点目の奨学金制度についてお答えします。人材育成の観点からも、継続的に後押しをすることは必要であると認識しております。平成33年度以降については、再度制度のあり方等も含め検討してまいります。

4点目の結婚新生活サポート事業についてお答えします。この事業は、結婚に伴う新生活への支援策で、国の結婚新生活支援事業補助金を活用して実施するものです。内容は、夫婦の合計所得額が340万円未満である町内の新婚世帯に対し、新生活に向けた新居の住居費と引っ越し費用を支援するもので、1世帯当たり補助額は上限24万円となります。住居費には物件の購入費、あるいは家賃、敷金や礼金などが含まれ、引っ越し費用は引っ越し事業者に支払ったものとなります。経済的理由で結婚に踏み出せない方々の不安を解消し、結婚を後押しすることにより、本町の少子化対策の推進を図ろうということが事業の目的であり、その効果に期待しているところであります。

○議長（昆 暉雄）

教育長。

○教育長（佐々木 毅）

5点目の集会施設トイレ改修事業についてお答えします。

平成29年度は、織笠地区の猿神農業担い手センターの改修を予定しております。年次計画については、総合計画において32年度まで改修を予定しております。

○議長（昆 暉雄）

再質問を許します。3番。

○3番佐藤克典議員

1点目の町道白山・石峠線についてでございますが、安全面から改良が必要な箇所と認識しているという回答でございました。そして、線形の見直しの検討を進めていきたいと前向きな回答ありがとうございます。新たな県道の完成時期、供用開始時期はいつでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

県道の完成時期につきましては、29年度と聞いております。

○議長（昆 暉雄）

3番。

○3番佐藤克典議員

県道の完成時期が29年度ということですので、それにあわせて是が非でもこれは進めていただきたい。県道の改良が終われば、なかなか後回しになる可能性がありますので、是が非でもこれは29年度にお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

まず、線形の見直しの検討は進めていきたいと考えておりますが、関係地権者の交渉も必要になっ

できますので、そこがうまくいくようであれば、県道の開通に合わせた形で頑張っていきたいというふうに考えております。

○議長（昆 暉雄）

3 番。

○3 番佐藤克典議員

ああいう法線になるのは、前の地権者からなかなか同意が得られなかったということで、ああいう法線になったと聞いています。今の地権者は、それについては提供をするということですので、是が非でも早く進めていただきたいと思います。

次に、出産祝金についてでございます。これについては、私、去年の3月議会、12月議会には12番議員も同様の質問をしたところでございますけれども、現在のところ、そのような考えはないという回答でございますが、今第3子以上の児童生徒がいる世帯は把握しておりますか。

○議長（昆 暉雄）

健康福祉課長。

○健康福祉課長（菊池ひろみ）

山田の18歳未満の子供さんがいる世帯の中で、3人以上子供さんがいらっしゃる世帯が175世帯、4人以上の子供さんがいらっしゃる世帯が48世帯という状況になっております。

○議長（昆 暉雄）

3 番。

○3 番佐藤克典議員

3人以上が175世帯、4人以上が48世帯、合わせますと大体220名程度。そうしますと、第3子以降が生まれるのは大体年間10人程度ではないかなと推察されるのですが、仮に10万円支給したとしても100万円です、10人と推計すれば。

ちなみに、こういう制度をやっている自治体もあるのです。私が調べたところでは、宮城県の大和町、これは人口2万8,000人弱の自治体です。ここでは、第3子以降が10万円、そして入学祝金として小中学校に入学したときに5万円を支給する。あとは、鳥取県の琴浦町、これは人口1万7,200人程度、大体山田町と同規模の自治体だと思います。ここの自治体は、第3子以降が10万円、第4子以降は1人ふえるごとに1人5万円を追加して支給しております。この2つの市町村とも、子供は地域の宝、そして次世代を背負う宝ということで、こういう制度を行っているということです。あとは、それにあわせて定住促進、保護者の経済的負担の軽減、これらを目的としてやっているようです。

あとちょっと特殊な例なのですが、群馬県の上野村、ここは三十何年前に日航ジャンボが落ちたところなのですが、あとは何年か前までは全国町村会の会長をやった黒澤丈夫元村長のいる村でございます。ここは、総人口が1,300人程度で、群馬県で最も小さい村です。ここでは、1歳を迎えたお子さんに対し3万円のお祝金、そしてまた小学校、中学校に入学する際にはこれまた3万円をお

祝金として支給しております。そして、3人以上のお子さんを持っている方を対象として、3人目以降の児童1名に対し、月額1万円を支給しています。ということは、年間12万円です。児童ですから、多分13歳までなのかな、ちょっとそこまで詳しく書かれていなかったのもちょっとわからないのですが、けれども、こういうを行っています。この上野村なのですけれども、財政力指数はかなり高い村で、そういうのもあってなのかもしれませんけれども、こういうふうになっています。

再度伺います。町長、これに関してそういう考えはないでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

町長。

○町長（佐藤信逸）

今いろいろとるお話をいただきました。3子以降10万円というところがあったり、3子20万円、次に5万円ずつと。また、入学のときに5万円という自治体もあるようでございます。中には3子に50万円というところもあります。坂東市というところなのですが、そういう中で一つ懸念されることがある。まず最初の所期の目的である、そのことが少子化の対策につながっているのかということでございます。子供がふえるかということでございます。生まれた子供に追隨してお金を上げるというだけでは、これは少子化対策にはなっていないと。単なる福祉のばらまきとは言いませんが、財政力の強いところがどんどんお金をやるという、そういう今のふるさと納税のような競争になりはしないかという懸念もあるわけで、逆に私とすれば、そのような競争というものが自治体同士であるということは、必ずしも健全ではない。

先ほどのを繰り返しますが、それ以上にその政策が少子化にプラスということになるのであれば、これは考える必要は十分にあると思いますが、まだその辺のところの検証がされていないということでございますので、また違う方法での少子化に対する支援というもの、当町の場合には不妊治療等いろいろ、医療費の拡充等をやっているわけでございますが、そのこともこの間やったばかりでございますので、その辺の成果を見ながら、経緯を見ながらということを考えてまいりたいと、そう思っています。現時点では考えていないということでございます。

○議長（昆 暉雄）

3番。

○3番佐藤克典議員

今町長からは、現時点では考えていないと。確かに例えば10万円を支給したからといって子供が多く生まれる特効薬にはならないと思います。しかしながら、一助にはなるのではないかなと思います。山田町は、子育てに優しい町、先進地になれば、私はそれでいいのではないかなと思います。ぜひご一考をお願いしたいと思います。

次に、完全給付型の奨学金についてでございます。33年度以降は、再度制度のあり方も含め、検討してまいりますということなのですが、例えば制度のあり方というのは従来の貸与型に戻るのか否か

どうか伺います。

○議長（昆 暉雄）

教育次長。

○教育次長（箱山智美）

そこも含めて検証をとということで考えているところなのです。今回この制度をしてみましたらば、大変好評というか、たくさんの方々がこの制度をぜひ利用してみたいということで申し込んできていると。やはりニーズはあるというところは、まず確認されたところです。これから、どうした条件の中で申し込んできているのか、経済的なことも含めながら、そのことを検証していく必要があるなどというふうに思っています。

また、資金が32年度末のところまでどれくらい残っているかということも大きな要因になってくるのかなと。今までは、私がちょっと調べたのは、昭和32年ぐらいまでしかさかのぼれなかったのですが、さまざまな方法で資金ということについては取り組んできていたようなのです、町として。ですので、来年度からになるのですが、資金の集め方というか、そうしたこともぜひ考えていきたい。ただ、後押しをしていきたいという気持ちに変わりはありませんので、その辺をまた見計らいながらというふうに考えております。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

3 番。

○3 番佐藤克典議員

新聞によりますと原資は、町の育英会と田代英雄奨学資金貸与基金が原資となっているようなのですが、これに間違いはないでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

教育次長。

○教育次長（箱山智美）

今山田町の育英会としては、山田町育英会と田代基金という2つを合わせておりますので、今の部分に間違いはありません。

○議長（昆 暉雄）

3 番。

○3 番佐藤克典議員

対象人数は、高校生3人、短大生2人、大学生5人、そして専門学生、進学者にも門戸をあけるといことなようです。金額は、高校生2万円、短大生、大学生は5万円ということなようなのですが、支給総額は年間で492万円で、現在この基金の残高は幾らぐらいになっているのでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

教育次長。

○教育次長（箱山智美）

平成28年、今現在で山田町育英会のほうが6,919万3,150円となっております。そして、田代基金が1,439万8,074円、合わせて8,359万1,224円ということになっております。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

3 番。

○3 番佐藤克典議員

8,350万円となれば、大体最低でも15年ぐらいいは大丈夫ではないかなと思うのですが、4年間に限定したというのはどうなのでしょう。どういう理由からなのでしょう。ちょっと伺います。

○議長（昆 暉雄）

教育次長。

○教育次長（箱山智美）

この4年間にまずは限定したというのは、復興完遂期に向かう町の状況を考えると、そして仮設の集約化計画であったりとか、住宅建設がまさに最盛期を迎えるのではないのかと、こうした中で諦める子供とか、全部に本当に手が回ればいいのだが、まずそこを今ある基金の中でやれる、計算をして人数のほうを出しておるところでございます。ですので、まず今のところは32年度末までということでお示しをしているところでございます。

○議長（昆 暉雄）

3 番。

○3 番佐藤克典議員

貸与型ではなく給付型ですから、ずっと続けていけば、いつかは基金は枯渇をする、当たり前の話です。ただ、私、質問にもあったとおり、限定4年間となれば、それに当てはまらなかった児童生徒は、すごく何で私のときはという不公平感を抱くと思うのです。新たに篤志家から基金を集めるのもいいのしょうけれども、そういう人たちもあらわれるかもしれないし、あらわれないかもしれない、ちょっとこれはわからない部分なのですが、ふるさと応援基金がございますよね。これの27年度決算は、総額で7,531万円余りです。うち子育て支援に使ってほしいというのが1,234万円ほど、あとは教育文化に使ってほしいというのが345万円ほどあります。あとは、町長にお任せというのが2,200万円。町長にお任せですから、これだけではなく、いろんながあると思いますけれども、子育て支援、教育文化はこれに充てても私はいいのではないかなと思うのです。そして、一年でも長く制度を継続させて、一人でも多く山田町の児童生徒が上の学校に行って勉強できる環境ができればいいなと思いますので、これについてもいかがでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

教育次長。

○教育次長（箱山智美）

大変力強い、私がこんなこと言うのはあれですが、ありがとうございます。

それで、先ほどの1年間に400万円ぐらいずつ出ていくというお話なのですが、実は今まさに貸与を続けている子供もいるわけです。返済のほうを続けている子供もあると。32年度末に大体8,300万円のうちの半分、4,400万円が残ることになっております。長い歴史を見ますと、町からの補助であったりとか助成だったりとか、そうしたもので大体3,600万円ぐらい基金の中に繰り込まれているという現状もありますので、そこについては財政のどういう形で継続できるかということも含めて検討していく必要があるなということは感じております。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

3番。

○3番佐藤克典議員

よろしく検討をお願いしたいなと思います。日本学生支援機構でも、ことしから新たに支給型の育英会の制度を創設するようですけれども、ただこれも2万人規模、そして住民税が非課税世帯というのは、かなり厳しいというか、狭いあれですので、その辺についてはよろしくをお願いしたいと思います。

次に、結婚サポート事業については、このとおりの内容ですのでわかりました。

最後に、集会施設のトイレ改修についてでございます。29年度は、織笠地区の猿神農業担い手センターを改修するとのことでございますけれども、29年はいいいのですが、30年、31年、32年、そして全体的にどれぐらいの施設を改修するのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（昆 暉雄）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（白土靖行）

30年以降につきましては、施設の老朽化とか、あと利用状況を見ながら改修していきたいと考えております。その中で、まだ改修すべき施設があるようであれば、引き続き財政当局等と協議しながら進めていきたいと考えております。

○議長（昆 暉雄）

3番。

○3番佐藤克典議員

トイレ改修は、多分和式から洋式に改修するとのことだと思うのですが、私ごとで大変恐縮なのですが、私も去年6月に左足を骨折いたしまして、3カ月間和式で用が足せませんでした。改めて洋式の重要性というか、必要性を身にしみて感じましたので、是が非でも、特に高齢者、女性の高齢者、

あとは障害者に優しいトイレづくり、施設づくりを進めていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（白土靖行）

議員おっしゃるとおりだと思っております。その点を考えながら施設の改修に努めていきたいと思っています。よろしくお願いいたします。

○3番佐藤克典議員

以上で私の質問を終わります。

○議長（昆 暉雄）

3番佐藤克典君の質問は終わりました。

4番黒沢一成君の質問を許します。4番。

○4番黒沢一成議員

4番、未来クラブ、黒沢一成です。通告に従い、壇上より質問いたします。

まず、交通についてです。（1）、浦の浜地区の防潮堤、道路工事の進捗に伴い、バス路線も切りかえが必要であると思います。これにあわせて、バスが山田病院を経由するよう県北バスと協議するべきではないでしょうか。

（2）、復興工事の進捗に伴い、車の通行量が増加し、信号機、横断歩道、道路標識の見直しが必要になってきていると思います。地域住民の意見も聞きながら進めるべきではないでしょうか。また、仮設の道路であっても、歩行者に十分配慮した形とすべきであると思いますが、どうなっているのでしょうか。

次に、観光についてです。荒神海水浴場の利用が開始されており、帰省した方には喜ばれております。一方で、少子化、若者の人口減少及び小学校のプールが使えることもあり、震災の影響を別にしても海水浴をする人は減ってきているように感じています。そのような中で、施設の充実は厳しいとも考えますが、最低限の施設がなければ資源の利活用もできないのでお伺いします。

（1）、浦の浜海水浴場は、砂浜とトイレ、シャワー棟の供用が開始されるようですが、駐車場、監視塔の整備は夏までにできるのでしょうか。

（2）、シーカヤックの艇庫の整備予定はどうなっているのでしょうか。

（3）、オランダ島の利活用、トイレの整備計画はどうなっているのでしょうか。

（4）、船越公園の整備が進んでいますが、アクセス道や駐車場が整備されなければ公園や鯨館を利用できないのではないのでしょうか。アクセス道ができるのはいつの予定でしょうか。

次に、降雨防災についてです。昨年の台風10号により岩泉町などで大きな被害があったことにより、降雨による河川氾濫に対する防災の必要性が身近なものとなってきたと思います。

豊間根地区では、震災前から心配する声があり、防災マップが作成されるなどしてきましたが、どこに避難すればよいのかわからないなどの声も聞きます。氾濫するおそれのある河川流域住民と話し合いを持ち、避難場所の設定をしていくべきではないでしょうか。

次に、奨学金についてです。山田町育英会の奨学金を32年度まで完全給付型にするようですが、資金はどのようになっているのでしょうか。また、現時点で貸与を受けている在学生及び33年度以降に貸与を受ける学生との整合性はとれるのでしょうか。4年間の期間限定での完全給付ではなく、一部返還免除の形で対象期間を長くしたほうがよかったのではないのでしょうか。

最後に、学校の統廃合についてです。保護者や地域住民と意見交換をしながら、学校教育について考えていくことはよいことだと思います。統廃合は、地域の納得があって進むものでありますが、地域にとっては学校は一つのよりどころであり、みずから統廃合に関して積極的な意見は出しにくいと思います。大勢の同級生の中で育った世代にとっては、少人数での教育環境を心配する声もあります。これからも少子化は進むと予測されるので、町として数年先を見通して、ある程度の考えは持つておくべきと考えますが、いかがでしょうか。

以上、壇上よりの質問といたします。

○議長（昆 暉雄）

答弁を求めます。町長。

○町長（佐藤信逸）

黒沢議員のご質問にお答えさせていただきます。

1点目の交通についてお答えします。1つ目のバス路線については、復興工事により道路の切り回しが頻繁に行われており、利用者の皆様にはご不便をおかけしているところであります。復興事業完了時には利便性が高くなりますので、もうしばらくのご協力をお願いいたします。

山田病院経由に関しましては、昨年9月の開院以来、町、県医療局、県北バス3者で協議を行っており、船越方面からは1日往復2便の確保をしているところです。

なお、4月には陸中山田駅前ロータリーにバス停を開設するなどのダイヤ改正が予定されており、その中で病院への乗り入れを増便することで協議を進めております。

2つ目の信号機、横断歩道、道路標識の見直しについてですが、新しく整備される道路や交差点等の安全施設の設置については、県公安委員会と協議をして進めております。また、町内通学路の合同安全点検を毎年実施し、各関係機関の意見を聞いた上で安全施設の対策を講じておりますし、地域の要望も取り入れながら対応しているところです。

次に、仮設道路の歩行者に対する安全についてですが、危険な状態が見られる場合には対策を講じていきたいと考えております。

2点目の観光についてお答えします。1つ目の浦の浜海水浴場の施設整備についてですが、駐車場は県に整備していただくことになっており、同地区の防潮堤工事が完了した後、着手する計画とのこ

とです。また、監視塔については、今のところ整備予定はありません。

2つ目の艇庫の整備予定については、県による管理棟の工事が平成28年度で終了することから、29年度で詳細設計を行い、30年度に整備を進める予定となっております。

3つ目のオランダ島の利活用等についてですが、現時点の砂浜等の状況から、マリンツーリズムの立ち寄り拠点やマリンレジャーの中継基地や休憩ポイントとしての利用促進を図ってまいりたいと考えております。また、トイレ等の施設整備については、国の直轄事業として復旧整備ができるよう、現在環境省と協議を行っているところです。

4つ目の船越公園や鯨館へのアクセス道については、県が進めている農地海岸保全施設災害復旧事業により整備されますが、完成予定が平成29年度末となっておりますので、完成までの間は仮設道路による施設利用となります。

3点目の降雨防災についてお答えします。町では、災害の種類に応じて避難場所、避難所を指定しているところですが、豊間根地区については河川が多いことから、避難所等の指定に苦慮しているところです。今年度、町地域防災計画の修正において、豊間根地区の洪水、土砂災害対策のため、豊間根中学校など4施設を新たに避難場所に指定いたしました。また、ハザードマップ等の作成に当たっては、住民等の参加も考慮することを明記しております。今後ハザードマップ等の作成、避難場所、避難所の設置についても、地域の現状等を把握している住民の皆様との意見交換会等を行いながら対応したいと考えております。

4点目の奨学金についてお答えします。資金は、現行制度の山田町育英会及び田代英雄奨学資金貸与基金が財源となります。給付型の実施は、復興計画の最終年に当たる平成32年度までの4年間を限定して実施するものでありますので、ご理解願います。

なお、33年度以降については、再度制度のあり方等も含め検討してまいります。

○議長（昆 暉雄）

教育長。

○教育長（佐々木 毅）

5点目の学校の統廃合についてお答えします。

今後の本町の教育のあり方について、保護者や地域住民の方々と意見交換する機会を持ち、慎重に検討してまいりたいと考えております。

○議長（昆 暉雄）

再質問を許します。4番。

○4番黒沢一成議員

再質問は、前から順番にいたします。

まず最初が、バス路線のことなのですが、今月、先日の広報に前須賀バス停の移設ということで迂回路の案内が入っていたのですが、これを見ると海蔵寺の手前あたりまで高台道路を通

って、そこからまた下において、また以前のおりうちがないところを通過して小学校、早川、八幡下と人が乗るかどうかわからないようなバス停を通過して田の浜の上に行くわけですがけれども、人の住んでいないところではなくて、そのまま高台道路を通過して田の浜の天井まで行く形にはできなかったのでしょうか。以前バスの停留所とかの変更は、手続とか面倒で簡単にはできないということは聞いているのですが、それができなかったのか、ちょっとお聞きします。

○議長（昆 暉雄）

復興推進課長。

○復興推進課長（沼崎弘明）

ご意見は承知をしております、県北バスさんともいろいろ相談をしたのですが、今回の路線変更については、あくまでも仮設扱いということでございます。バス路線に関しては、陸運局のほうと協議が必要でございまして、陸運局のほうから許可をいただかなければならない。前須賀につきましては、いろいろ苦情もいただいております。ただし、バス停の増設というのはなかなか簡単にはできなくて、3カ月ほどかかるのだそうです。そうしますと、仮設道路の期間が終わってしまって別のがおくれるということになってしまうので、余り現実的ではないということもございまして、県北バスさんでもそのことは重々承知をしておりますながら、現行の中で最善と思われるようなルート選定をして走らせていると。バス停につきましても、旧来のバス停というのがあるので、どうしてもそれなかなかなくすことができないと。人がいないから、あそこはなくてもいいのではないかというご意見もあろうかと思いますが、それもなかなか簡単にはできないということは、ぜひご理解をいただきたいと思います。

○議長（昆 暉雄）

4 番。

○4 番黒沢一成議員

簡単にはできないというのは何回か聞いているのですが、4月にダイヤ改正が予定されていて、そのときに病院経由をふやしたいようなことなのですが、このときには高台を通る形のバス停に変更してもらえるのかどうか。

あと、まず一番が山田病院を利用した方が、田の浜方面の方ですが、午後帰る便がないですよという話を聞いているので、それが不便ですよ。細浦までおりてこなければならぬ、田の浜に行くバスに乗れないということを聞いているので、そこらを解消してほしいのですが、どうでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

復興推進課長。

○復興推進課長（沼崎弘明）

高台道路のほうの路線変更に関しては、県北バスさんとの協議が必要になりますので、今この場で

即答はできませんけれども、県北バスさんのほうといろいろ相談をさせていただきたいと思います。

あとそれから山田病院へ行く便でございますけれども、前から便数が少ないというのはご指摘をされております。その中で、バスには病院に寄るといふことの目的もありますけれども、あと病院に用がない方は早く行きたいというのもございまして、そこら辺のバランスがなかなか難しく、県北バスさんも非常に苦慮しているところではございました。ただし、今回4月の改正で、田の浜方面から午前中2便あるのですけれども、午後はゼロだったということなので、午後は2.5往復にしたいというふうに、増便をしたいということで、今協議は大体煮詰まっているというところでございます。

○議長（昆 暉雄）

4番。

○4番黒沢一成議員

現状に即した形で協議していただきたいと思います。

次に行きます。横断歩道とか標識、信号機等なのですけれども、まずこれは一般の方から言われたのですけれども、現状の仮設の道路というのは車を運転する人のためにできているように感じると。歩行者のことを考えていないのではないかとということを指摘されて、私もふだん車で移動しているのでそれほど感じていなかったのですけれども、言われてから改めて見てみると確かにそのとおりで、歩行者にとっては歩きづらい。道路、横断歩道もないところを車のすき間を縫いながら渡っているような箇所があちこちに、役場から出て、びはんのオールさんの前ですか、あそこらもそうですし、あるいは国道の信号機があつて、こっち側に停留所があるのですけれども、きのうどなたか言っていたかと思うのですけれども、その信号機のこっち側には横断歩道が一つもないので、バス停でおられた方が道路を横断、信号機がないところ、信号機というか、横断歩道も何もないところを横断している状況があつて危険だということがありますし、あとは国道沿いの歩道、全然完成していないです。未舗装で、工事もして、歩く方にとっては不親切というか、工事中なのは仕方ないけれども、それにしてももうちょっとどうにかならないのかなという状況なのですけれども、その点についてお答えをお願いします。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

確かに仮設道路の関係で、歩道部分が置き去りにされているのではないかとこの部分でございます。確かに舗装されていない砂利道だったり、そういう部分が多々あるところはあります。その部分については、きちんと歩行者が通れるような形での通路部分も確保しているところでございます。そのほか、こういうところが悪いところがあれば、ご指摘いただければその辺は対応していきたいというふうに考えております。

あと国道の舗装関係ですけれども、積雪の関係で工事がおくれておりまして、3月の中ごろには歩

道の部分の舗装は全て完成させるというスケジュールで今進めているところでございます。

○議長（昆 暉雄）

4 番。

○4 番黒沢一成議員

とにかく工事している方、業者、そこらは指摘していただきたいというのが1つと、例えば横断歩道を仮設で引くことはできなくても、ここに人が通行するみたいな看板があれば、例えばそこなんかはわかっているわけです。歩道が切れていて、向こう側に渡るというのはわかっているのに、そういうところの手前にはそういう何かははっきりわかる看板を置くとかして、車を運転する方の注意喚起をするような形ができるのではないかと思いますのですけれども、それは検討していただけないでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

国道45号は完成して、新しいルートで今走っているわけですけれども、それにつながる部分の道路がまだ工事中の部分もございまして、横断歩道の線が引かれていない部分もございまして。その部分については、看板を立てるなり注意喚起するような形で対応をとっていきたいと思います。

○議長（昆 暉雄）

4 番。

○4 番黒沢一成議員

できることは素早くというか、業者に指摘すると結構早くやってくれたりするので、そこは言ってもらいたいと思います。

次に行きます。観光についてです。浦の浜海水浴場の件ですけれども、実際海水浴場として利用できるのは、ことしの夏からと考えていいのでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（佐々木真悟）

まず、県によります駐車場の整備自体が29年度末ということで連絡を受けているところでございます。ただ、駐車場につきましては、現在ある防風林と長林大浦線の間にある広場を使えないののだろうかということで検討は重ねております。

また、付近の工事の状況などによりまして、浜辺だけではなくて、その周辺も含めて安全が確保できるか、あるいは津波注意報等、警報等が発令された場合の避難路が確保できるかなど、安全面についての配慮を検討していかなければならないというふうに考えております。

以上のことを考えながら、この夏開設できるかどうかを検討していきたいというふうに考えております。

○議長（昆 暉雄）

4 番。

○4 番黒沢一成議員

せっかくシャワー室とトイレが完成しているようなので、使えるのかなとは思っていたのですが、これからまだ安全面等を考えなければならないというので、ちょっと残念な気もするのですが、トイレだけでも使えるような形にはできないのでしょうか。あるいは、公衆トイレという意味合いも含めてできないのでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（佐々木真悟）

海水浴場以外の利用方法としまして、例えばシーカヤックの体験会でありますとか、震災前、山田高校で実施しておりました海の運動会などをできないものか、既に高校さんのほうには打診はしております。

あと今議員ご指摘のありました、完成しました施設の利用については、ちょっと検討してまいりたいというふうに思います。

○議長（昆 暉雄）

4 番。

○4 番黒沢一成議員

せっかくできているところなので、特にトイレは使えるようにしていただければ、喜ばれると思いますので、ぜひ前向きに検討をお願いします。

あと監視塔なのですが、今のところ整備予定はないということなのですが、海水浴場として利用することを考えると、震災前は監視塔あったのですが、立派なものではないですが、ちょっと高くてやぐらっぽいのがあったのですが、そういうものが必要になってくるかと思うのですが、それは改めて整備する予定はないのでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（佐々木真悟）

海水浴場としての利用を進める場合には、もちろん監視塔の設置についても考えていきたいというふうに思っております。

○議長（昆 暉雄）

4 番。

○4 番黒沢一成議員

では、次なのですが、シーカヤックの艇庫なのですが、県による管理棟の工事が28年

度で終了とあるのですけれども、県の管理棟というのは、済みません、私がすぐ浮かばないのですけれども、どこなのか、お願いします。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（佐々木真悟）

いわゆるトイレ、更衣室等のことでございます。

○議長（昆 暉雄）

4 番。

○4 番黒沢一成議員

30年度に整備を進める予定となっていますので、30年度中にできるようにこれはお願いします。

次、オランダ島の利活用なのですけれども、きのうどなたか質問していたので、内容はわかりましたので、ぜひ利活用が進むような形で協議を進めていただきたいと思います。

次です。船越公園と鯨館のアクセス道なのですけれども、船越公園、ことしの3月に完成する予定になっていたかと思うのですけれども、鯨館はかなり前から整備が進んでいて、アクセス道と駐車場さえあれば使える形ではないかと思うのですけれども、仮設の道路にしても4月から利用できるのでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

仮設道路についても県のほうと調整しまして、4月にはつけてもらえるということで調整をしているところです。

○議長（昆 暉雄）

4 番。

○4 番黒沢一成議員

公園のほうは、震災前はチューリップとかスイセンとか、その時期になれば保育園の遠足とかでにぎわっていたところなので、公園が少しでも早くできるのは喜ばしいことであると思いますので、あと鯨館についてもせっかく整備してきたので、見たい方がいたら見られるような形、よそから来た人にとっても、山田、どこも見るところがない状況だとちょっと恥ずかしいので、少しでも見ていただけるような形にしていきたいと思います。

次に行きます。降雨防災についてです。河川の氾濫のときの住民の避難場所なのですけれども、例えば豊間根中学校という言葉が入っているのですけれども、豊間根中学校というか、河川が氾濫したときには水が行きそうな感じがするのですけれども、例えばそこは大丈夫なののでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

総務課主幹。

○総務課主幹（倉本收郎）

記載には豊間根中学校というふうにだけ記載をしておりますが、従来は豊間根中学校、避難所として体育館のほうを借りておりました。ただ、この周辺に高い土地、建物がなことから、校舎の2階スペースを教育委員会と協議を重ねまして、緊急避難場所としてお借りして、学校を避難場所というふうな扱いとするということになっております。

○議長（昆 暉雄）

4 番。

○4 番黒沢一成議員

2 階以上ということなので、そういう意味であれば、緊急の場合は確かにそれでいいのかなと思いますけれども、河川の氾濫の場合はある程度早目に、天気予報の情報がよくなってきているので、ある程度早目にわかる部分もあるのですけれども、そういった場合に、ではどこになるのかなというの、私も豊間根は詳しくないので、ここがいいというのはわからないのですけれども、地元の方とここは早目に相談して決めていっていただきたいと思います。それ以上は、ここはないので、次に行きます。

奨学金なのですけれども、これは前の3 番議員さんが聞いたので、ある程度はわかるのですけれども、4 年間で、今のところであればお金も残る、ある程度残るということなのですけれども、完全給付型を始めるきっかけとか、これ考えたきっかけというのは、多分国のほうでそういうのを始めますよということかと思うのですけれども、それとは別なのか、それとも全く独自なのか、お願いします。

○議長（昆 暉雄）

教育次長。

○教育次長（箱山智美）

完全給付型は国の部分もあるのですが、従来の就学金は利息がない、本当に素晴らしい制度ではあったのだが、借りる子供たちの数がそんなに多くなかったのです。昨年度は、4 人あるところにみんな受けてくれたのだが、その前には2 人しか申し出がないと。田代基金については、23 年度より借りがいないというような現状がありまして、ここについてはまず見直しを、使いやすいもの、本当に実質的に子供たちに還元できるもの、そうしたものにしたいという思いのところからしたものでございます。

また、先ほど3 番議員に答えたように完遂期に向かう集約化計画の中で、これから本当に大変になるのだろうなというところも加味しながら、完全給付ということで進んでおるところです。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

4 番。

○4 番黒沢一成議員

個人的には私はこの支給型、全額支給型というのには余り賛成ではなくて、経済的に厳しいのであればお金貸しますので、それで大学にとか、上の学校に行きたかったら、そのとき利用していただきたいが奨学金で、その形が本来であると思うのです。

ただ、テレビ等で見ると、日本以外のよその先進国では完全給付型が当たり前というか、多いらしいのですけれども、それはお国柄というか、そうなのかなという気もするのですけれども、完全給付型ではなくて、一部免除、例えば3割は免除しますとか、多くても半分免除しますの形のほうがいいと思うのです。あとは、自分で働いて借りの分返してくださいというほうが、教育上というか、いいのではないかなと。半分でも免除になるのであればということで、利用したいという子も、あるいはふえてくるのではないかなと思うのです。本当に上の学校に行きたい子は、貸与でも何でもやっぱり借りると思うのです。借りていくと思うのです。ですので、その点について意見ををお願いします。

○議長（昆 暉雄）

教育長。

○教育長（佐々木 毅）

今までの経緯のところで次長も答えたところですが、今まで利用がなぜなかったかというところで、私も校長職のときからかわってきたのですが、やはり返還するということの重さ、あと2つ、もし育英会を借りた場合は本当に大変な状況になるということで、それが生の声でした。幾らかでも借りやすいというか、こういう状況ですので、町が。完全給付型は、何とかある資金を有効にするためにはこういう方法が一番いいのだらうなというところで考えたところ。そして、幾らか貸与型もというのですけれども、給付、仮に5万円あっても、大学に実際やるときは最低月10万円ぐらいかかるのです。となれば、それを考慮すると完全に5万円借りたから大学に行けるわけではなくて、いろんな支援がなければ行けない現在の状況ですので、そして貸与型とあわせた場合は、この期間についてはやはり完全給付型がいいだろうと、今までの歴史、残金も含めて、今ある子供たち。現に今生きている子供たちにどういう手当ができるかというところで考えた制度ですので、今までの流れと今後のことも含めて考えてご理解していただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

甲斐谷副町長。

○副町長（甲斐谷義昭）

ただいまの質問に教育委員会のほうでお答えしたとおりなのですが、実は隠れた町長の思いというものが披露されていないので、その隠れた思いというのをここで申し上げたいと思います。

そもそものきっかけというのは、教育委員会でも申し上げましたが、そもそもの本当のきっかけ、町長の思いというのは、被災した被災者がこれから土地を得てうちを建てて生活の再建をするのだと

いう中で、子供を育てて大学まで行かせるというのは大きい金がかかると。そういう経済状況の中で、お金に困って、大学に行かせたいけれども、行かせられない、行けないという子供があれば、それは不本意だと、そのような子供たちを何とか救ってあげたいと、こういう思いで完全給付にしようと、これは町長の思い切った決断であります。そういうことがございました。このことを検討した際には国のほうでは完全給付の話は新聞にもまだ出ていない状況です。ですから、検討していることは山田町独自の、町長の独自の案だったということを申し伝えておきたいと思います。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

4 番。

○4 番黒沢一成議員

まず、新聞にも出ていないとか言っていますがけれども、結構前から国のほうでは考えているのです。町長、今の任期より、多分その前からあった話だと思います、私の記憶では。5 万にとかふやすというのは別ですけれども、その前の段階のはあったはずです。正直言って新聞見たときびっくりして、何かこれは町長のパフォーマンスではないとか、そういうふうな受け取り方もしたのですけれども、まず私が一番気になったのは、今貸与を受けて学校に行っている在学学生もいるし、33 年度以降に貸与を受けるかもしれない子供たちもいるのです。そこの差が余りにもあり過ぎる、不公平だなと思うのです。うちを建てるとかあって大変だと。でも、それというのは 4 年間だけで済むのではなくて、ローンというのはもっと長い、20 年か何年か知らないけれども、それくらいかかって少しずつ返していくと思うのです、親御さんは。だから、経済的に大変なのはたった 4 年間ではないわけです。それも考えると、最初に壇上で言ったように完全給付を短い期間ではなくて、半額、半分返還免除でも、3 分の 1 免除でもして、10 年でも、もっと長い期間にしたほうがいいのではないかなと思うのです。それから、在学学生で今現在貸与を受けている子供だって条件は一緒だから、その子のことも考えたほうがいいと思うのですけれども、その点について答弁をお願いします。

○議長（昆 暉雄）

町長。

○町長（佐藤信逸）

いろいろありがとうございます。この制度は、答弁にもありますように、今後制度のあり方について運用方法、制度を考えながら進めていくということでございますので、これに決まったわけでもなく、32 年度ということが一つの目安になっているわけですが、その前の段階において財源のあり方とか不公平感をなくするためとか、そのようなところを勘案しながらの対応というのがやはり必要であると。当然被災地の子供は、平等に教育を受ける権利がございますので、その辺のところはしっかりとくみ上げると。経済的な問題で行けないということがないようにしていきたいと。それよりも私が一番考えなければならないのは、その子供を見る、この子には給付型の奨学金が必要な

だという、この奨学金で向学心を与え、そして勉強してもらって、この子は伸びるのだという、そういう選定するほうに見る目というのが実は必要なのです。そのところを行いまして、そして将来的にはぜひ山田に帰ってくる生徒もいるでしょう。復興の一助になればいいということでございます。いずれ何の制度でも、初めてする場合には遡及ということはないわけであります。そこから始めるということで、その辺のところはご理解いただきたいし、制度は順次ローリング、見直しをしながら考えていくという柔軟性も必要だろうと、そう思っております。当面は、復興計画の基本計画である32年度までというところが一つの目標だと、こういう考え方でいていただきたいと、そう思っております。

○議長（昆 暉雄）

4番。

○4番黒沢一成議員

今の町長の弁を聞いても、やっぱり私は不公平感があるなというのは消えないです。

それから、昨年度までは申請者は少なかったけれども、今年度は多いような話なのですけれども、その中で給付する子供を選定する基準というのは、どのような形になっているのでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

教育次長。

○教育次長（箱山智美）

基準等につきましても、実はこのことは12月26日、育英会の理事会総会の場でさまざまな意見が出されました。今の議員がおっしゃるような意見も出されました。それをこの理事会総会の中でもみながら、子供のために、なに、いいことではないのかと、最後はその意見は会長に一任するべきであるという力強い言葉もいただいて、それで決定してきているところであるということは、まず先に述べさせてください。決定については、審査会がこの後あります。審査会の中では、経済面であったりとか、誰にでもではないと。やはり能力であったりとか、学んでいこうという強い気持ちがあるとか、そうしたことを鑑みながら数を決めていくということになりますので、審査会にのっとって進んでいくということでご理解ください。

○議長（昆 暉雄）

4番。

○4番黒沢一成議員

この選定に当たっては、経済面、町長は経済的に厳しい子供を助けるのだみたいな感じなので、その点は十分に配慮していただきたいと思います。一度新聞に載せてしまったものだから、4年間については変えることは無理なのかなとは思いますが、不公平感が残らないようにその後については考えていただきたいなと思います。これについては、私は不満ですけれども、それ以上言ってもしょうがないので、次に行きます。

学校の統廃合なのですけれども、私は個人的には統合には余り積極的ではないのですけれども、今後の子供の数、子供がどんどん、毎年毎年、例えば10人ぐらいつ減っていくのです。それを考えると、やっぱりどうしても考えていかざるを得ないなど。授業自体は、別に子供が少なくてもいいと思うのです。1人当たりの子供に対して先生がかける時間が、あるいは多くなる。ただ、授業以外です。例えば体育の授業だと、同学年3人とか4人とか、2学年一緒にやっても8人とか、その程度の人数だと、団体スポーツというか、団体で行うような遊びというのはできないのです。そういう部分で、何かかわいそうでもないですけれども、もっと大勢の人数の中で学校生活を送ってもらったほうがいいかなと思うのですけれども、そういう部分についてはどうでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

教育次長。

○教育次長（箱山智美）

この議論は、例えば数が少ないと複式学級であったりとか、複数の学年が一緒になって授業を受ける。逆に多ければ、今35人学級が主になってきているのですが、たくさんがいい、このどっちがいい議論になると大変難しいなというふうに思っているのです。

先ほど話したように、PTA会長たちが集まった会の中でもいろいろあるわけです。11人集まれば、たくさんの経験ができる環境が欲しいであったり、逆に地元の大事なものをしっかりと学べるような環境が欲しいであったりとか、非常に難しいのかなということは思っているわけです。ただし、人が減っていくのもそのとおりなのだけれども、今大事にしたいのは震災復興に向かう、この復興教育に教育委員会事務局としては一番力を入れているというところ。ですので、この集約化計画に合わせながら、でも意識しないわけにはいかないと。2月に行ったように、こうした意見を聞く会をどんどん、どんどん広げていきながら声を拾っていくのだということ。ある程度子供たちの生活が安定した中で、そうしたことをしっかりと議論する場は必ず必要になってくとは思っています。ですので、もうしばらくこうした子供たちを安定させていくような取り組みと、広く意見を聞く、統合ありきではなくて。今黒沢議員がおっしゃったような、では子供にどんな環境が必要なのかということ、その中でどんな子供を育てたいのかということ。震災復興に向かう、この町の中でどんな子供が育っていくべきなのかということ、ここをもう少し時間をいただきながら丁寧に進めさせていただきたいなと今のところは思っているところです。

○議長（昆 暉雄）

4番。

○4番黒沢一成議員

この間の所管事務調査のときに、地域の方と懇談していきますよということだったので、そのときに今後の子供たちの数というのはわかっていると思うので、そこをしっかりと示して、3年後はこれぐらいの人数になります、5年後はこれぐらいですと、10年先は恐らくこれぐらいになってしまいま

すよということをしっかり示して意見を聞くようにしていただきたいのですけれども、どうでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

教育次長。

○教育次長（箱山智美）

ありがとうございます。何か進め方への応援だなと思って今聞かせていただきました。現状を伝えていくことはすごく大事だなと思っています。PTAであったりとか、地域の方々と話をするときには、だからどうするというので、このデータを積極的に出すようには心がけていきたいと思っています。ありがとうございます。

○議長（昆 暉雄）

4 番。

○4 番黒沢一成議員

時間残っていますけれども、以上で終わります。

○議長（昆 暉雄）

町長。

○町長（佐藤信逸）

先ほどパフォーマンスではないかということでございます。パフォーマンスで被災地の子供たちを思うような施策をするようなことではないと、そう思っております。浮ついた気持ち、生半可な気持ちで、パフォーマンスで行政の長は務まるものではないということを申し上げたいと、そう思っております。

○議長（昆 暉雄）

4 番黒沢一成君の質問は終わりました。

5 番田老賢也君の質問を許します。5 番。

○5 番田老賢也議員

5 番、無所属、田老賢也です。通告に従い、壇上より一般質問させていただきます。

1 つ目、山田のご当地グルメ開発についてです。山田町は、海産物、農産物を売りにしていますが、最近是他地域との競争が激しくなっています。例えばカキに関して、以前はカキ小屋が山田町の売りの一つでありましたが、現在は沿岸各自治体のみならず、内陸や首都圏でも新鮮なカキが食べられる場所がふえ、山田町でなければならない意義が低下しています。同様の問題を抱える自治体では、ご当地グルメを開発して売りにするところも出てきており、B-1 グランプリ等のイベントも盛況です。これまでどおりの素材を生かした食に加え、このような山田でなければ食べられないご当地グルメを開発し、山田町の観光を盛り上げていくべきと思いますが、当局の考えはいかがでしょうか。

2 つ目、災害公営住宅のコミュニティ構築についてです。各地に災害公営住宅が完成し、新たな

住まいでの生活を始める世帯がふえています。関係者の努力により復興が進んでいることは、大変喜ばしいです。その一方で、マンション形式のようななじみのない住環境により、新たなコミュニティー構築に問題が生じています。コミュニティー構築には住民みずからの活動も大切ですが、行政からのきっかけづくりがなければ動きづらいのも事実であります。今後どのように対応していく予定でしょうか。また、山田中央団地の集会所について、住民が気軽に利用できるようにすべきと思いますが、今後どのように管理していく予定でしょうか。

3つ目、空き家の利活用についてです。町内各地の空き家について、現在は状況の調査中であると聞いています。調査の経過と調査後の空き家の取り扱いについて説明を求めます。また、空き家の活用方法の一つとして民泊が考えられますが、民泊事業を推進する考えはあるでしょうか。

以上、壇上より質問させていただきました。再質問は自席より行います。

○議長（昆 暉雄）

答弁を求めます。町長。

○町長（佐藤信逸）

田老議員のご質問にお答えさせていただきます。

1点目のご当地グルメ開発についてお答えいたします。ご当地グルメ開発は、商品を開発すると同時に、開発の過程において我が町の資源や魅力を見直し、地域ブランドの構築を図ることで地域づくりに寄与することにこそ意義があるものと認識しております。一過性のものにしないためにも、地域づくりの一環として継続してPRや普及に取り組むことができる組織や体制づくりが必要であることから、実施の可能性やその手法等について検討していきたいと考えております。

2点目の災害公営住宅のコミュニティー構築についてお答えします。被災前の住環境から、なじみのない集合住宅形式への本設移転は、そのコミュニティー構築に向けた取り組みにも工夫が必要であり、ご意見のとおり何より住民同士のつながりを持つためのきっかけづくりが重要であると認識しております。今後、町社会福祉協議会等と連携し、入居後のさまざまな課題を話し合う住民交流会を複数回開催するなど、新たなコミュニティーの構築に向けて取り組んでまいります。

2つ目の山田中央団地集会所の管理についてお答えします。団地の集会所は、入居者が気軽に利用できる施設として建設したものであり、建物、設備は町管理、維持運営は入居者みずからが行うこととしており、電気料等の維持費も共益費で賄われます。町としましては、利用の申し込み、鍵の管理等も団地の方々が主体となって進めていただきたいと考えております。

なお、維持運営についての入居者の顔合わせ会を今月中旬には実施することとしております。

3点目の空き家対策の利活用についてお答えします。1つ目の空き家状況調査については、来年度社会資本整備総合交付金により空き家実態調査を実施することとしております。調査後の空き家の取り扱いにつきましては、その戸数や規模、権利関係を慎重に精査しながら検討していくこととなります。したがって、空き家の活用方法としての民泊事業については、現時点では町として推進していく

という段階ではないと考えております。

○議長（昆 暉雄）

再質問を許します。5番。

○5番田老賢也議員

1つ目の山田のご当地グルメの件からいきます。これを取り上げた目的なのですけれども、山田に来て山田の飲食店に入ったら、必ずこれが食べられるというような、全部で統一はできないかもしれないですけれども、山田に来たらこれが食べられるというようなメニューが欲しいなと思っています。例えばカレーならカレーでいいですし、お好み焼きならお好み焼きでもいいのですけれども、そういう大きなメニューが1つ決まっていて、あとはその材料の部分、簡単な縛りだけ決めて、例えば山田産のカキとシイタケを入れてもらう、そういう部分のルールだけ決めておいて、あとは各店舗、飲食店さんのアレンジとか味を変えたりとか、そういうのは自由にしてもらう。訪ねる飲食店、飲食店で違う味と。同じようなメニューですけれども、違う味が楽しめるというようなものができないかなと思っています。全部を官でやるのは無理だと思いますし、やる必要はないと思うのですけれども、ここの部分のきっかけづくりというのを町のほうでやってもらいたいなと思っています。ここのきっかけづくりの部分で、町で動けないかと思うのですが、どうでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（佐々木真悟）

確かに議員おっしゃるとおり、山田に来れば何か食べられるという施設、あるいは商品開発は非常に重要なことだと思っています。今までもやってきたいきさつはあるわけですが、単に商品開発にとどまることなく、以降地域づくりの一員としての継続した継続性や普及性、そういったものに取り組んでいけるような組織や、あるいは体制づくりが必要であるというふうに考えております。それに向けて、町ができることがあるのであれば、町のほうでも協力していきたいというふうに考えております。

○議長（昆 暉雄）

5番。

○5番田老賢也議員

組織づくりとかの部分も考えなければいけないということなのですが、もちろんその部分もある程度は考えなければいけないかなと思うのですけれども、公募とかで、その公募を募集するとかの最初の部分を町がやるという形でもいいのかなと思っています、大ざっぱな組織みたいな形にするのではなく、きっかけづくりを町にやってほしいと私が思ったのが自分の経験からでして、昨年9月の頭くらいに岩泉でB-1グルメの三陸版のイベントが予定されていました。私も町民の有志の方々と協力してメニューづくりまして、それに店出する予定だったのですけれども、台風10号で、そのイベ

ント自体がなくなりましたので、ちょっと表には出せない状況になったのですけれども、そういう形でやるというと、やっぱりいろんな飲食店に働きかけたりとか、採用してもらおうというところで、ちょっとハードルが高くなってきてしまうのです。個々に交渉していかなければいけないので。ですので、最初の募集の部分とかで町に後押しをしてもらう。やってもらって、あとはそれぞれの団体等からメニューとかの募集を募ってやっていくという形はできるのではないかなと思っています。

鈴木副町長が来て、ご当地グルメとかの部分にも関心を持っているのではないかなと思いますし、外からの目で山田のそういう食に関しての問題意識とかもあるのではないかなと思いますので、率直なご意見をお伺いしたいのですが、どうでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

鈴木副町長。

○副町長（鈴木 裕）

ご当地グルメということですが、町長答弁でもあったように、ここで一番大事なものは一過性のものにしないで、いかに継続していけるのかということが一番大事なことなのだと思います。B－1 グランプリ、私の分析だと、もう既にその地域でいろんな飲食店に並んでいてみんなで食べられているものが、たまたまそのB－1 グランプリというくくりで表に出てきたと、そういうものが多くて、新しくつくってどんと出てくるという例というのは、僕は余り見かけていないなというふうに分析しています。それで、よく議論するのですけれども、民間の企業で販売しているものもそうですけれども、やっぱりロングセラーにしていくというのにはすごい労力と開発の努力の継続が必要になっていくのです。だから、そこら辺の取り組み方というのはどういうふうにあるべきなのかということは、きちんと勉強して判断した上で、ここの町長答弁にもあるように組織体制、どういうふうにつくっていけばいいのかということが必要なのではないかなというふうに考えています。

当然そのきっかけづくりとか、行政にこの部分をという話もありますけれども、そこはその都度その都度話をいただいたところで、お互いの役割分担が。押しつけあってもしょうがないことですし、丸投げされてもしょうがないことですし、こっちから、また行政からやらされているというのは、でも継続しないわけですし、そこは一件一件、さまざまな関与の仕方があると思いますので、そこは話を聞きながら進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（昆 暉雄）

5 番。

○5 番田老賢也議員

ありがとうございます。もし町側で最初のきっかけづくりの部分だけの後押しをしていただければ、私のほうでもつくったメニューをひっ提げて一つの団体として出店とかすることはできますし、またそうやってやる団体さんがほかにもあるでしょうから、あとは町内の各お母さんとも、ふだんから自分たちで料理とかをしているわけなので、そういう人たちも自分のアイデアが使える

るのではないかという話ももらいました。そういうのもうまく活用できると思いますので、その部分が何度も言いますけれども、最初の部分をやっていただけて、あとは飲食店の方々にも例えば審査委員として入ってもらう。そうすると、町民にも飲食店の方々にもある程度当事者意識というのが出てきて、それ以降の運用とかというのがしやすくなるのではないかなと思いますので、その部分も踏まえて、ぜひ検討していただきたいなと思います。

1つ目、以上で終わります。

2つ目、災害公営住宅のコミュニティー構築についてなのですが、この件に関しては、この前補正予算で話もありましたので、私も承知していますし、ほかの議員の方々もご存じだと思いますし、役場の職員の方々もわかっていると思うのですが、今の住民の方々が今どういう状況になっているのかというのがなかなか知られていなくて、すごく不安に思っているというのが現状です。これも質問の要旨のところに書いたのですが、きっかけづくりというのが重要で、最初に言い出した人がやらざるを得ないような空気にどうしてもなってしまうのです、こういう自治体のあれのときというのは。ですので、やっぱり気にはしているけれども、言えないという意見をいろいろもらっています。ですので、町のほうで最初に動いているということで、活動というか、動き出しをしてもらったのはすごくいいことだなと思っています。今度顔合わせですか、やるということなのですが、3棟別で、何かまずは顔合わせみたいなのをしようということなのですが、その日程が数日前の段階でまだ決まっていなかったみたいなのですが、3月になってしまったので、その部分をいつごろやるのかというのをちょっと伺います。

○議長（昆 暉雄）

企画財政課長。

○企画財政課長（上林 浄）

この部分については、行政きっかけづくりをということでやらせていただきたいと思いますと思って取り組んでおります。実際その日程をもっと早くに決められればよかったわけですが、今のところの予定では3月中に、今お話のありましたとおり、一時にやると皆さんの顔がかえって見えにくいということがありますので、3日間程度、3つぐらいに分けて顔合わせをし合うと。顔合わせも、実は先日8番議員さんの一般質問の中で少しご紹介をさせていただきましたが、専門家である岩大の先生のご助言等もいただきまして、ぱっと顔合わせでお茶っこ飲むだけでもだめなのだよ。こういう組み立てで、こうやって、こうやっていけば、皆さん声が出るのだよというようなことのご助言もいただきまして、実はちょっとリハーサルめいたものを少し、一度やって、みんなが、こちらの参加者が意識を同じにした上で進めたいということもございまして、ちょっとおくれてはございますが、3月中にという今のところの予定でございます。

○議長（昆 暉雄）

5番。

○5 番田老賢也議員

船戸さんがやるということなので、的確な意見があると思いますので、心配はしていないのですけれども、既に気にした人たちが同じ階で声がけをしたりというのはやっているみたいで、動いてはいるのですけれども、限界があると思うので、そこの部分は力を入れてやっていただけたらなと思います。

今度、また顔合わせから始まるということなので、そこからまた自治会とかを構成するのに時間がかかっていくと思うのですけれども、それまでの自治会が担っていた仕事を、自治会とかが組織されるまでの間どうしていくのかというのをちょっと聞きたいのですけれども、例えば中央団地の集会所の鍵の管理とか、あとは集会所の利用状況、現在の段階で、そこをちょっとお願いします。

○議長（昆 暉雄）

建築住宅課長。

○建築住宅課長（佐々木政勝）

現在の集会所の利用状況でございますけれども、今現時点ではまだ利用はされておられません。ですが、顔合わせ会ありますけれども、それまでの期間につきましては建築住宅課のほうにご連絡をいただければ、鍵の貸し出しとかして利用させる方向で考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

5 番。

○5 番田老賢也議員

今利用がないということなのですけれども、原因は2つぐらいあるのかなと思ひまして。まず、あそこ、物がありませんよね、まだ中に。そこの中の施設自体の整備がされていないということと、あと中央団地で使うにしても、役場に鍵があるというのは遠過ぎると思うのです。ましてや中央団地は高齢化率も高いと思いますし、そもそも集会所の利用者というのは高齢者が多いですよ、やっぱり。昼間とかに集まってお茶っこ飲んだりとか、そういうふうにするので高齢者が多いと思うので、役場でそれまで管理するのだと、どうしてもそういう動きはなかなか出てこないのかなと思います。近くに、せっかくまちなか交流センターがありますので、そことかで鍵の管理をしてもらうこととかというのはできないのですか。

○議長（昆 暉雄）

建築住宅課長。

○建築住宅課長（佐々木政勝）

鍵の管理につきましては、今後検討は必要かと思ひますけれども、現時点では建築住宅課のほうで管理させていただく方向でお願いしたいと思ひます。

あと備品のほうにつきましては、今入札とか見積もりを実施しておりまして、今月中に納入になる予定でございます。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

5 番。

○5 番田老賢也議員

備品の管理も今月中ということなので、そのとおり、予定どおりできることを期待しています。鍵の管理に関しても、さっき言ったとおり遠いとやっぱり使えないので、わざわざ鍵を借りるために行って、また鍵を返してとなると無理なので、そこもぜひまちなか交流センターとか近いところで借りられるように、当面の間はできるように対応していただければと思います。

あとは、広報なのですが、今中央団地に広報を回すときに自治会がないので、郵送で個別に送っているということだったので、その部分の事実確認だけちょっとお願いします。

○議長（昆 暉雄）

総務課長。

○総務課長（花坂惣二）

ご指摘というか、お話しのとおり、今まで各団地いろいろできてきているわけですが、そういった組織ができるまでの間は、広報紙に関しましては郵送対応というふうにさせていただいておるところでございます。

○議長（昆 暉雄）

5 番。

○5 番田老賢也議員

1 つ提案なのですが、郵送ではなくてポスティングできないものかと思っていまして、先日、自分がかかわっている団地でイベントをやるときにポスティングしたのですが、3 棟、あそこ集合ポストなので、個別に入れていっても 3 棟全部で15分ぐらいで終わるのです。ですので、切手代とかも払って送るより、行って直接入れたほうが早いし、お金もかからないと思いますので、その部分、ちょっと検討してみればいいのかないかなと思いました。職員の時間はかかりますけれども、封筒とかに入れたりするのも時間がかかることなので、それを考えた方がいいのではないかなと思っていますが、そのところいかがでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

総務課長。

○総務課長（花坂惣二）

まず、職員もそれなりに業務を抱えているところもございますが、ご提案はご提案として受けとめさせていただきます。

○議長（昆 暉雄）

5 番。

○5 番田老賢也議員

以上で中央団地のことは終わります。

あと懸念しているのが柳沢なのですけれども、ほかの大沢とか、そういうところに関しては、割と自治会の組織とかもうまくいっているみたいなのですけれども、中央団地以外に柳沢の部分でなかなか自治会の組織がうまくいかないような話を聞いているのですが、その柳沢の現状はどうなっているのでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

一般質問に入っていないのですが、答弁できますか。

○5 番田老賢也議員

いや、災害公営住宅のコミュニティーなので。中央団地に限った話ではないです。

○議長（昆 暉雄）

大丈夫ですか。建築住宅課長。

○建築住宅課長（佐々木政勝）

柳沢の団地につきましては、入居者の会というのを発足してしまして、会長さん以下で、自治会の会長も兼ねていますけれども、そういう中で運営していると聞いております。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

5 番。

○5 番田老賢也議員

わかりました。なかなかうまくいっていないということだったのですけれども、そういうのを組織して動いているということなので、その部分は安心しました。

以上で災害公営住宅のコミュニティーに関しては終わります。

3 つ目、空き家の利活用についてです。これちょっとすっかり勘違いしていたのですが、今年度で調査をやっていたものと思い込んでしまして、今年度で調査が終わったので、来年度以降とかどうするかという話になってくると思ったのでこの質問を出したのですが、失礼しました。勘違いしておりました。

民泊の部分に関して、空き家どうこうはもう言えないので、民泊の部分に関してちょっとお聞きしたいのですが、今久慈とか釜石とかで民泊が割と盛んになってきていて、いろいろ受け入れているのですが、それが飽和状態というか、受け入れ切れなくなっていて、近隣の自治体で受け入れ先がないかというような流れになっているというようなのですが、それはご存じでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

企画財政課長。

○企画財政課長（上林 浄）

今の部分というのは、観光の目的の民泊、いわゆる農村民泊という分野でございますか。

○5 番田老賢也議員

そうです。それも含めて。

○企画財政課長（上林 浄）

今のところ率直に申し上げて、そういった情報は私、企画部門には届いておりません。

○議長（昆 暉雄）

5 番。

○5 番田老賢也議員

そういう状況になっているようなので、空き家動向というのは、まだこれから調査ということなので、そこでは動けないと思うのですが、今後調査とかが終わって際に、調べた情報を活用するにはやっぱり役場の協力がないとできない部分もあると思いますので、その部分も含めて民泊、どうか山田に人を呼び込むためにやっていけたらいいなと思いますので、その部分もぜひ検討していただければと思います。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

5 番田老賢也君の質問は終わりました。

————— ○ —————

○議長（昆 暉雄）

以上で本日の日程は全て終了しましたので、これをもって散会いたします。

午後 2時43分散会

平成29年第1回山田町議会定例会会議録（第22日）									
招 集 告 示 日		平成29年 2月 8日							
招 集 年 月 日		平成29年 2月13日							
招 集 場 所		山田町役場 5階議場							
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告		開 議	平成29年 3月 6日午前10時00分				議 長	昆 暉雄	
		散 会	平成29年 3月 6日午後 2時42分				議 長	昆 暉雄	
応（不応）招議員 及び出席議員並び に 欠 席 議 員 出席 13名 欠席 1名 欠員 0名 凡例 出席 ○ 欠席 △ (不応招) ×		議 席 番 号	氏 名		出 席 等 の 別	議 席 番 号	氏 名		出 席 等 の 別
		1	阿 部 幸 一		○	8	関 清 貴		○
		2	田 村 剛 一		△	9	阿 部 吉 衛		○
		3	佐 藤 克 典		○	10	坂 本 正		○
		4	黒 沢 一 成		○	11	菊 地 光 明		○
		5	田 老 賢 也		○	12	山 崎 泰 昌		○
		6	木 村 洋 子		○	13	吉 川 淑 子		○
		7	尾 形 英 明		○	14	昆 暉 雄		○
会議録署名議員		6番 木村洋子			7番 尾形英明		8番 関 清 貴		
職務のため議場 に出席した者の 職氏名		事務局長		白 土 まさ子		書 記		鈴 木 廉 子	
地 方 自 治 法 第 1 2 1 条 により 説明のため出席 した者の職氏名 凡例 出席 ○ 欠席 △		職 名	氏 名		出欠	職 名	氏 名		出欠
		町 長	佐 藤 信 逸		○	国保介護課長	甲斐谷 芳 一		○
		副 町 長	甲斐谷 義 昭		○	健康福祉課長	菊 池 ひろみ		○
		副 町 長	鈴 木 裕		○	建設課長	川守田 正 人		○
		技 監	山 下 真 徳		○	建築住宅課長	佐々木 政 勝		○
		総務課長	花 坂 惣 二		○	上下水道課長	佐々木 達 彦		○
		総務課主幹	倉 本 收 郎		○	消防防災課長	上 沢 隆		○
		企画財政課長	上 林 浄		○	教育委員長	山 崎 喜 六		○
		復興推進課長	沼 崎 弘 明		○	教 育 長	佐々木 毅		○
		会計管理者兼 税 務 課 長	昆 秀 樹		○	教育次長	箱 山 智 美		○
		農林課長	古 舘 隆		○	生涯学習課長	白 土 靖 行		○
		水産商工課長	佐々木 真 悟		○				
		町民課長	中 屋 佳 信		○				
議 事 日 程		別紙のとおり							
会議に付した事件		別紙のとおり							
会 議 の 経 過		別紙のとおり							

平成 29 年第 1 回山田町議会定例会議事日程

(第 22 日)

平成 29 年 3 月 6 日 (月) 午前 10 時開議

- 日 程 第 1 一般質問
- 日 程 第 2 議案第 8 号 山田町町税条例等の一部を改正する条例
- 日 程 第 3 議案第 9 号 山田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び山田町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
- 日 程 第 4 議案第 10 号 宮古地区広域行政組合理約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて
- 日 程 第 5 議案第 11 号 財産 (土地) の取得に関し議決を求めることについて
- 日 程 第 6 議案第 12 号 財産 (建物) の取得に関する議決の変更に関し議決を求めることについて
- 日 程 第 7 議案第 13 号 財産 (建物) の取得に関する議決の変更に関し議決を求めることについて
- 日 程 第 8 議案第 14 号 財産 (建物) の取得に関する議決の変更に関し議決を求めることについて
- 日 程 第 9 議案第 15 号 財産の貸付けに関し議決を求めることについて
- 日 程 第 10 議案第 16 号 山田町山田地区復興整備事業業務委託の変更協定の締結に関し議決を求めることについて
- 日 程 第 11 議案第 17 号 山田町織笠地区復興整備事業業務委託の変更協定の締結に関し議決を求めることについて
- 日 程 第 12 議案第 18 号 山田町織笠地区復興整備事業に伴う J R 交差部における細浦川河川施設改修業務委託の変更協定の締結に関し議決を求めることについて
- 日 程 第 13 議案第 19 号 町道の路線の廃止に関し議決を求めることについて
- 日 程 第 14 議案第 20 号 町道の路線の認定に関し議決を求めることについて
- 追加日程第 1 仮議長の選任を議長に委任することについて
- 追加日程第 2 議案第 37 号 平成 28 年度山田町一般会計補正予算 (第 7 号)

- 追加日程第 3 議案第 38 号 平成 28 年度山田町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 3 号）
- 追加日程第 4 議案第 39 号 平成 28 年度山田町介護保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 4 号）
- 追加日程第 5 議案第 40 号 平成 28 年度山田町介護保険特別会計（サービス事業勘定）補正予算（第 1 号）
- 追加日程第 6 議案第 41 号 平成 28 年度山田町漁業集落排水処理事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 追加日程第 7 議案第 42 号 平成 28 年度山田町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 追加日程第 8 議案第 43 号 平成 28 年度山田町水道事業会計補正予算（第 2 号）

平成29年 3月 6日

平成29年第1回山田町議会定例会会議録

午前10時00分開議

(議事日程等別紙)

午前10時00分開議

_____ ○ _____

○議長（昆 暉雄）

ただいまの出席議員は13名であり、定足数に達していますので、会議は成立しました。
参考までに申し上げます。欠席届の出ているものは、2番田村剛一君であります。

_____ ○ _____

○議長（昆 暉雄）

それでは、これより直ちに本日の会議を開きます。

_____ ○ _____

○議長（昆 暉雄）

日程の変更についてお諮りします。

お手元に配付のとおり、追加日程として仮議長の選任を議長に委任することについて及び議案7件が提出されましたので、その日程のとおり変更したいと思います。これに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、お手元に配付の日程のとおりとします。

_____ ○ _____

○議長（昆 暉雄）

日程第1、3月3日に引き続き一般質問を行います。

1番阿部幸一君の質問を許します。1番。

○1番阿部幸一議員

1番、新生会、阿部幸一です。通告に従い、壇上より質問いたします。

第1点、災害公営住宅について。県営災害公営住宅、町営災害公営住宅の状況はどうなっているのか。各施設ごとに整備戸数、現在の入居戸数、空き家戸数について示してください。また、戸建て住宅については、2月17日まで再募集をしたようだが、その結果と今後の方針について示してください。町財政に負担が生じないように努力をしてください。

第2点、本町の財政について。平成31年度以降の財政運営についてどのように対応するのか。また、

町債は幾らになるのか。

第3点、災害危険区域の活用について。各地区において災害危険区域に指定していた場所について、芝張り等して緑地広場やマレットゴルフ場などの施設として活用する計画はないか。

第4点、仮設店舗について。グループ補助金、その他の補助金を受けて工場や店舗などをつくっていても、いまだに仮設店舗を利用している企業もあるようだが、町では何らかの対応をとらなければならないと思うが、いかがか。

第5点、漁業について。山田町の漁業はどのようになっていくのか。また、町としてどのように考えているか説明してください。

第6点、健康と福祉の充実について。高齢者が地域で安心して暮らせるよう互いに支え合う地域づくりを推進するとのことだが、具体的に説明してください。

第7点、奨学金制度を活用した人材育成について。町の奨学金制度を見直し、完全給付型への制度改正をした。復興計画の最終年度に当たる32年度までの期間限定で返還不要の給付型とし、意欲と能力のある子供たちの大学等への進学を強力にサポートし、復興と未来を託す若者の人材育成を目指すがありますが、町の将来を見据え、人材不足となっている分野に対してこの制度を活用するなど、町も何か考え行動してほしいと思うが、いかがですか。

以上、壇上より終わります。再質問はやりません。

○議長（昆 暉雄）

答弁を求めます。町長。

○町長（佐藤信逸）

阿部幸一議員のご質問に答えさせていただきます。

1点目の災害公営住宅についてお答えします。2月末現在の整備戸数、入居戸数、空き戸数であります。県営災害公営住宅は豊間根アパートが整備戸数72戸、入居戸数が56戸、空き家戸数が16戸、大沢アパートが整備35戸、入居34戸、空き家1戸、北浜アパートが整備72戸、入居56戸、空き家16戸、織笠アパートが整備52戸、入居52戸となっております。町営災害公営住宅は、柳沢団地が整備49戸、入居41戸、空き家8戸、山田中央団地が整備146戸、入居120戸、空き家26戸、跡浜団地が整備22戸、入居14戸、空き家8戸、大浦第1団地が整備9戸、入居9戸となっております。再募集については、山田中央団地で9戸の希望があり、戸建て住宅は新規募集で大沢小脇団地が整備15戸に対し入居希望6戸、下条団地が整備8戸に対して2戸の希望となっております。今後は、空き家戸数解消のため随時募集等に切りかえ、空き家の解消に努めてまいります。

2点目の本町の財政についてお答えします。東日本大震災以降、本町では復旧、復興事業により数百億円規模の大型予算が続いており、ここ数年はこの傾向が続くものと考えています。

なお、今後事業の進捗に伴い予算規模は徐々に縮小すると考えられ、復興計画の最終年度となる平成32年度前後には震災前の予算、決算の規模に落ちついていくものと思われます。

これからも、昨年議会の皆様にお示した中期財政計画を毎年度見直しながら、的確な財政運営に努めてまいります。また、町債の残高については、震災以前から借り入れの抑制を図ってきたことにより、23年度以降残高の減少が続いておりましたが、今年度末には増加に転じる見込みであります。現時点での推計では、31年度末の一般会計の町債残高は94億円程度と見込んでおります。

3点目の災害危険区域の利活用についてお答えします。災害危険区域に指定した土地については、まずは産業地としての可能性を検討しておりますが、それが難しい土地に関しては地域住民の憩いや活動の場として広く活用方法を検討する必要があると認識しています。地域からの要望やご意見などをいただきながら、財源の確保や整備手法の検討を進めてまいります。

4点目の仮設店舗についてお答えします。仮設店舗の利用については、一部復旧したものの、震災前の規模までに達していない事業者もあり、個別に対応しているところです。今後復興工事の影響により取り崩しになる施設の代替として利用しなければならないケースも出てきますので、本設復旧した事業者の方には速やかに退去していただくよう対応してまいりたいと考えております。

5点目の漁業についてお答えします。主要魚種である秋サケの回帰率の低下などによる漁獲量の減少、担い手不足など、漁業を取り巻く環境は厳しい状況に変わりありません。このことから、町では持続可能な魅力ある漁業の実現に向け、引き続き関係機関と連携し、つくり育てる漁業の推進と漁家経営の安定化、漁業後継者の育成などに取り組んでいきたいと考えております。

6点目の互いに支え合う地域づくりを推進することについてお答えします。互いに支え合う地域づくりとは、家族や地域とのかかわりの中で住民としての共感やお互いさまという意識により、互いに支え合うという取り組みを進めていこうとするものです。例えば高齢者自身が高齢者を支える活動を行うことで、生きがいやみずからの介護予防につながることになる取り組みを行っております。

7点目の奨学金制度を活用した人材育成についてお答えします。奨学金については、未来への投資であり、有能な人材の進学を後押しすることにより将来的には町への社会的便益をもたらす制度であると考えております。この制度を活用した若者たちが各分野において活躍することを期待しております。

○議長（昆 暉雄）

1 番阿部幸一議員、再質問をしないと言っていましたが、大丈夫ですか。

1 番阿部幸一君の質問を終わります。

○

○議長（昆 暉雄）

日程第2、議案第8号 山田町町税条例等の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。税務課長。

○会計管理者兼税務課長（昆 秀樹）

議案第8号 山田町町税条例等の一部を改正する条例について、その提案理由をご説明申し上げます。

す。

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律、平成28年法律第86号及び地方税法施行令の一部を改正する政令等の一部を改正する政令、平成28年政令第360号が平成28年11月28日にそれぞれ公布され、原則として公布の日から施行されることとされたこと及び国民健康保険の財政基盤の安定化を目的として、国民健康保険税の税率等を改正しようとする等に伴い、山田町町税条例等の一部を改正しようとするものです。

改正の概要ですが、消費税率の10%への引き上げの時期が平成29年4月1日から平成31年10月1日に延期されたことに伴い、平成28年第2回山田町議会定例会において議決されました山田町町税条例の一部を改正する条例、平成28年山田町条例第15号により平成29年4月1日に施行することとされていた軽自動車税の環境性能割の創設等に係る改正規定について、施行日を平成31年10月1日に延期しようとするものです。

また、国民健康保険税につきましては、東日本大震災を契機として被保険者の減少に伴う保険税の減収、保険給付費の大幅な増加等が生じたことなどにより財政状況が厳しさを増していることから、財政基盤を強化し、より安定的な事業運営を確保することなどを目的として国民健康保険税の税率等について改正しようとするものです。

それでは、資料1の新旧対照表をごらんください。第1条による改正部分です。アンダーラインを引いている箇所が今回改正しようとする部分であります。

次に、4枚ほどめくっていただきまして、資料2の新旧対照表をごらんください。第2条による改正部分です。

次に、9枚ほどめくっていただきまして、資料3の山田町町税条例等の一部を改正する条例の概要をごらんください。主な改正条項及び改正の概要をまとめたものです。改正条項の第137条第1項から3ページの第147条までは、国民健康保険税の税率等の改正について定めようとするものです。

次に、同資料の12ページの参考表、国民健康保険税の税率改正の内容をごらんください。今回の改正を表にまとめたものです。この表によりまして説明いたします。国民健康保険税は、表の課税額区分のとおり基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額の3つの区分があり、それぞれに所得割額、被保険者均等割額、世帯別平等割額があります。また、所得額が少ない世帯につきましては、所得額に応じて被保険者均等割額及び世帯別平等割額が7割、5割、2割の区分で軽減されます。

まず、基礎課税額の所得割額の率については、現行の6.4%を7.1%に改め、被保険者均等割額については1万9,800円を2万1,700円に、7割軽減については1万3,860円を1万5,190円に、5割軽減については9,900円を1万850円に、2割軽減については3,960円を4,340円に改めようとするものです。世帯別平等割額については、1万8,000円を2万600円に改め、特定世帯については9,000円を1万300円

に、特定継続世帯については1万3,500円を1万5,450円に改めようとするものです。特定世帯とは、例えば夫婦2人の国保世帯で、夫が75歳になって後期高齢者医療制度に移行し、国保の被保険者が妻1人だけとなった世帯等をいいますが、世帯別平等割額が5年間2分の1に軽減されるものです。同世帯が5年経過後、6年目以降の世帯を特定継続世帯といい、世帯別平等割額が3年間4分の3に軽減されるものです。

次に、7割軽減については1万2,600円を1万4,420円に、特定世帯については6,300円を7,210円に、特定継続世帯については9,450円を1万815円に改め、5割軽減については9,000円を1万300円に、特定世帯については4,500円を5,150円に、特定継続世帯については6,750円を7,725円に改め、2割軽減については3,600円を4,120円に、特定世帯については1,800円を2,060円に、特定継続世帯については2,700円を3,090円に改めようとするものです。

次に、後期高齢者支援金等課税額の所得割額の率については、2%を2.6%に改め、被保険者均等割額については6,000円を8,200円に、7割軽減については4,200円を5,740円に、5割軽減については3,000円を4,100円に、2割軽減については1,200円を1,640円に改め、世帯別平等割額については5,400円を7,800円に、特定世帯については2,700円を3,900円に、特定継続世帯については4,050円を5,850円に改め、7割軽減については3,780円を5,460円に、特定世帯については1,890円を2,730円に、特定継続世帯については2,835円を4,095円に改め、5割軽減については2,700円を3,900円に、特定世帯については1,350円を1,950円に、特定継続世帯については2,025円を2,925円に改め、2割軽減については1,080円を1,560円に、特定世帯については540円を780円に、特定継続世帯については810円を1,170円に改めようとするものです。

次に、介護納付金課税額の所得割額の率については、2.3%を2.5%に改め、被保険者均等割額については9,600円を9,800円に、7割軽減については6,720円を6,860円に、5割軽減については4,800円を4,900円に、2割軽減については1,920円を1,960円に改め、世帯別平等割額については6,000円を6,200円に、7割軽減については4,200円を4,340円に、5割軽減については3,000円を3,100円に、2割軽減については1,200円を1,240円に改めようとするものです。

次に、ページを戻りまして、同資料の4ページをごらんください。附則第22条の3の2につきましては、個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除について定めるものですが、その適用期間を平成41年度までを平成43年度までに延長し、居住年についても平成31年までを平成33年までに延長しようとするものです。

5ページをごらんください。第34条の4につきましては、法人の町民税の法人税割の税率について定めるものですが、平成28年第2回山田町議会定例会におきまして100分の9.7から100分の6に改められ、施行日は平成29年4月1日とされたものですが、消費税率10%への引き上げ時期の延期に伴い、平成31年10月1日施行に延期しようとするものです。

次に、第77条の3につきましては、環境性能割の課税標準について定めるものですが、軽自動車税

について環境性能割が創設されることとされたことに伴い、規定を整備し、施行日は平成29年4月1日とされたものですが、消費税率10%への引き上げ時期の延期に伴い、平成31年10月1日施行に延期しようとするものです。

次に、第77条の4につきましては、環境性能割の税率の規定を定めるものですが、前条と同様に施行日を延期しようとするものです。

6ページをごらんください。第77条の5につきましては、環境性能割の徴収の方法について定めるものですが、同様に施行日を延期しようとするものです。

第77条の6につきましては、環境性能割の申告納付の方法について定めるものですが、同様に施行日を延期しようとするものです。

第77条の7につきましては、環境性能割に係る不申告等に関する過料について定めるものですが、同様に施行日を延期しようとするものです。

第77条の8につきましては、環境性能割の減免について定めるものですが、同様に施行日を延期しようとするものです。

7ページをごらんください。第78条につきましては、軽自動車税が種別割に名称変更されることとされ、種別割の税率を定める規定が整備されたものですが、前条と同様に施行日を延期しようとするものです。

次に、79条につきましては、種別割の賦課期日及び納期について定めるものですが、同様に施行日を延期しようとするものです。

次に、第81条につきましては、種別割の徴収の方法を定めるものですが、同様に施行日を延期しようとするものです。

第83条につきましては、種別割に関する申告または報告について定めるものですが、同様に施行日を延期しようとするものです。

8ページをごらんください。第84条につきましては、種別割に係る不申告等に関する過料について定めるものですが、同様に施行日を延期しようとするものです。

第85条につきましては、種別割の減免について定めるものですが、同様に施行日を延期しようとするものです。

第85条の2につきましては、身体障害者等に対する種別割の減免について定めるものですが、同様に施行日を延期しようとするものです。

第86条につきましては、原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等について定めるものですが、同様に施行日を延期しようとするものです。

9ページをごらんください。附則第18条の2につきましては、環境性能割の賦課徴収の特例について定めるものですが、同様に施行日を延期しようとするものです。

附則第18条の3につきましては、環境性能割の減免の特例について定めるものですが、同様に施行

日を延期しようとするものです。

附則第18条の4につきましては、環境性能割の申告納付の特例について定めるものですが、同様に施行日を延期しようとするものです。

10ページをごらんください。附則第18条の5につきましては、環境性能割に係る徴収取扱費の交付について定めるものですが、同様に施行日を延期しようとするものです。

附則第18条の6につきましては、環境性能割の税率の特例について定めるものですが、同様に施行日を延期しようとするものです。

11ページをごらんください。附則第19条につきましては、種別割の税率の特例を定めるもので、同様に施行日を延期しようとするものですが、軽自動車税のグリーン化特例が1年延長されることとされたことに伴う規定については、平成29年4月1日施行としようとするものです。

次に、条例改正本文の9ページに戻りまして、附則においてこの条例中、第1条の規定は平成29年4月1日から、第2条の規定は公布の日から施行しようとするものとし、また国民健康保険税に関する経過措置として、第1条の規定による改正後の山田町町税条例第137条、第139条から第141条の2まで及び第147条の規定は平成29年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものとしようとするものです。

以上、提案理由と改正内容についてご説明いたしました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

質疑を許します。6番。

○6番木村洋子議員

国保税について伺いたいのですが、税率を上げるということによって生活が苦しくなる、そして滞納者がふえるのではないかなと、そういう懸念が出てくるのですけれども、そういうことに関しての見解をお願いしたいと思いますし、滞納者に対しての町の対策、それについての実態と見解、そこもお願いしたいです。

もう一つですけれども、低所得者に対する軽減策はわかりましたけれども、これは広域化に移管した場合、どういうふうに移移していくものなのか。金額は上がるのか、そこら辺の部分でお願いしたいと思います。

○議長（昆 暉雄）

税務課長。

○会計管理者兼税務課長（昆 秀樹）

税率が上がって、収納率が下がってくるのではないかなというようなご質問でございます。確かに税率が上がって負担が多くなれば、徴収率に影響が出てくる可能性はあるものと考えられますが、震災後の国保税の収納率の推移を見てみますと、現年度分では毎年増傾向で推移しておりますので、できればこの傾向を継続できるように努力してまいりたいと考えております。

収納対策でございますが、基本的な考え方といたしましては、現年度課税分については納期限内に納めていただくということを基本といたしまして、滞納者の方には指導しております。

また、過年度分に滞納分があった場合であっても、まず現年度課税分を納期限内に納めていただいて、その上で滞納分についても計画的に納めていただくということとしております。滞納者の方には、滞納繰越額をふやさないように、毎年少しずつでも減らしていくようにということで指導しております。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

国保介護課長。

○国保介護課長（甲斐谷芳一）

低所得者対策につきましては、全協でご説明申し上げたとおり、従来からある軽減がございます。これは国が負担をしているわけなのですけれども、それは残ると思っております。

それから、応能、応益割の割合についてですが、これについては各市町村の事情を勘案して、各市町村で決めておりますので、本町の場合は低所得者に配慮した割合としたところでございます。

広域化については、まさにそれは今検討している段階でございまして、各市町村の所得構造が違うというところに着目をして、今後協議がなされていくと思っております。当面は、各市町村とも現在の制度をそのまま移行して、その後変わっていくのではないかなと予測をしているところでございます。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

6 番。

○6 番木村洋子議員

山田町の実態といいましょうか、被災地の実態として、新しいうちを建てたということで、ローンとか、そういうのも負っているという状況がありますけれども、被災地独自というか、やっと復興が進んできたのですけれども、まだ踏み出せない人たちもいるのですが、やっと何とかここまで来たのに、そこでまた増税ということで大変な状況が生じる場合もあると思うのです。ローンとかもあるということで。そういう意味では、自治体として何かしら特別そういう支援策というものがあればなおのこといいなと思うのですが、そういった部分のことは考えているかどうか伺いたいです。

○議長（昆 暉雄）

国保介護課長。

○国保介護課長（甲斐谷芳一）

国保会計の安定のためにお願いをした改正でございます。ご説明申し上げてきたとおり、国保の会計のほうで基金が枯渇したというのが大きな要因でございます。したがって、それに対して被保険者の皆様に応分の負担をお願いしたいと。その負担については、議員おっしゃるとおり状況が状況

でございますので、なるべく少ない範囲でと配慮したつもりでございます。

それから、再建にかかわるローン、支払いとか、利息の関係ですが、それはそれで再建に係る支援が出ておりますし、たしか利息に対しても支援があるというふうに理解しておりますので、それはそれで再建を進めていくのだろうと思っております。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑を終わります。

討論ございますか。

6 番、反対討論ですか、賛成討論ですか。

○6 番木村洋子議員

反対討論です。

○議長（昆 暉雄）

6 番、反対討論。

○6 番木村洋子議員

6 番木村洋子です。反対討論いたします。

国保税について反対します。今でも高過ぎる国保税、年金は下がり、社会保障は切り捨てられている現状です。なのに国保税を上げるのは、国保が多い山田町では死活問題、経済も落ち込んでいきます。納税者を追い詰めるような施策になり、命の危険さえ感じられます。ここで国保税を上げるのは納得ができないのです。近ごろでは、毎日のようにマスコミでにぎわされている森友学園の土地取得の問題など、無駄遣いをやっている一方で、町民の死活にかかわる国保税については税金を上げようとしております。やはり町としては、こういった国の施策に対して意見を述べるべきではないでしょうか。

最後に、被災者の医療費の一部負担金の免除を継続していただき、そしてまた今まで増税もせずに頑張ってきた町の努力は本当に感謝しております。ですが、もう少し頑張って住民の皆さんをどうか守ってほしいのです。

以上で反対の討論といたします。

○議長（昆 暉雄）

次に、本案に対する賛成者の討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論を終わります。

これから議案第8号 山田町町税条例等の一部を改正する条例を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(昆 暉雄)

起立多数です。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

○

○議長(昆 暉雄)

日程第3、議案第9号 山田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び山田町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。国保介護課長。

○国保介護課長(甲斐谷芳一)

議案第9号 山田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び山田町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について、その改正の理由と概要についてご説明申し上げます。

今回の改正は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(平成28年厚生労働省令第14号)の施行に伴い、関係条項を改めようとするものです。

大きな改正点は、町が指定する地域密着型サービスに地域密着型通所介護が創設されたこと、療養通所介護が県指定から移行されたことであります。

なお、改正条例本文1ページの第1条は、山田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正にかかわるもの、22ページの第2条は、山田町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正にかかわるものとなっております。

それでは、資料1及び資料2の新旧対照表の改正しようとするアンダーラインの部分と、別紙説明資料の山田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び山田町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条

例の概要により主な改正条項と概要についてご説明申し上げますので、資料をごらん願います。改正条例第1条、山田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正ですが、改正条項第59条の2から第59条の20は、県が指定している通所介護のうち、利用定員18人以下の小規模な通所介護事業所について、少人数で生活圏域に密着したサービスであることを踏まえ、地域との連携や地域包括システムの構築を図る観点から、新たに地域密着型通所介護として地域密着型サービスに移行するため条項を設けております。

改正条項第59条の21から第59条の38は、難病等を有する重度介護者またはがん末期の者であって、サービス提供に当たり常時看護師による観察が必要なものを対象とする療養通所介護を、利用定員が9人以下であることから地域密着型サービスに移行するため条項を設けております。

改正条項第59条の19、第59条の37は、サービスの提供に関する記録の保存年限を5年とするものです。

改正条項第59条の17と同条を準用する第80条は、地域密着型通所介護及び認知症対応型通所介護において、地域との連携や運営の透明性を確保するため、運営推進会議の設置を義務づけ、おおむね6月に1回以上開催することとするもの、また地域住民との連携と協力による交流を図らせようとするものです。

改正条項第67条ほか9つの条項の削除については、地域密着型通所介護に関する条項などにおいて準用規定を設けるため削除し、整理するものです。

次に、改正条例第2条、山田町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正ですが、改正条項第39条は、介護予防認知症対応型通所介護において地域との連携や運営の透明性を確保するため運営推進会議の設置を義務づけ、おおむね6月に1回以上開催することとするもの、また地域住民との連携と協力による交流を図らせようとするものです。

改正条項第62条の削除については、介護予防認知症対応型通所介護に関する条項第39条で定義し、後段の第65条、第86条において準用規定を設けるため削除するものです。

次に、条例本文に戻りまして、24ページ、附則ですが、この条例は公布の日から施行すると規定しております。

以上、条例改正の提案理由についてご説明いたしました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑なしと認めます。

討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これから議案第9号 山田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び山田町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

○

○議長（昆 暉雄）

日程第4、議案第10号 宮古地区広域行政組合格約の一部変更の協議に関し議決を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。町民課長。

○町民課長（中屋佳信）

議案第10号 宮古地区広域行政組合格約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて、その提案理由と改正内容をご説明申し上げます。

宮古地区広域行政組合において、平成28年台風10号による災害廃棄物の処理及び処分に関する事業を開始するため、当該事業に要する経費の負担割合に関する規定を追加するものであります。

それでは、資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。アンダーラインを引いた箇所が改正する部分であります。別表第1号中「第23号」を「第24号」に改め、同表に第24号を加え、負担すべき経費欄に「平成28年台風10号による災害廃棄物の処理及び処分に要する経費」を、負担割合の欄に「利用割100パーセント（当該年度の利用実績によるものとする。）」を加え、別表、備考2中、第21号の次に「及び第24号」を加え、負担割合を定めようとするものであります。

なお、本町においては該当する廃棄物の量が少なかったことから、災害廃棄物扱いとはしておりませんので、同負担金の対象はございません。

別紙改正文本文に戻りまして、附則としてこの規約は平成29年4月1日から施行しようとするものであります。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（昆 暉雄）

質疑を許します。7番。

○7番尾形英明議員

ちょっと確認したいのですが、これはあくまでも台風10号によるということだけなのですか。今後4月1日から施行した後に、似たような台風が来たときにも該当するのでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

町民課長。

○町民課長（中屋佳信）

尾形議員の質問にお答えします。

今回の改正は、あくまでも台風10号への対応ということになります。今後また同様のケースがあれば、そのときにまた規約改正、追加をすると。状況を見て対応することになります。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これから議案第10号 宮古地区広域行政組合格約の一部変更の協議に関し議決を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

_____ ○ _____

○議長（昆 暉雄）

日程第5、議案第11号 財産（土地）の取得に関し議決を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（川守田正人）

議案第11号 財産（土地）の取得に関し議決を求めることについて、その提案理由と概要について

ご説明申し上げます。

取得の目的は、山田地区防災集団移転促進事業（山田第3団地）に係る住宅用地として土地を取得するものです。

それでは、概要についてご説明いたしますので、別表をごらんください。取得する土地は、下閉伊郡山田町山田第9地割58番ほか5筆で、地権者は1名になります。地目は田及び畑となっており、面積は7,069.69平方メートルで、坪にしますと約2,138坪となり、取得予定価格は6,681万310円であります。

次に、資料をごらんください。用地取得位置図となります。緑色で囲んでいる部分が事業区域の範囲で、今回の土地取得予定地を黄色で表示しております。

以上、提案理由と取得の概要について申し上げました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑なしと認めます。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これから議案第11号 財産（土地）の取得に関し議決を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

_____ ○ _____

○議長（昆 暉雄）

日程第6、議案第12号 財産（建物）の取得に関する議決の変更に関し議決を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。建築住宅課長。

○建築住宅課長（佐々木政勝）

議案第12号 財産（建物）の取得に関する議決の変更に関し議決を求めることについて、その概要についてご説明申し上げます。

今回の取得の目的は、平成28年第4回山田町議会定例会において、議案第127号として契約変更の議決をいただいた財産取得で、独立行政法人都市再生機構が実施したものです。今回の変更は、取得金額が確定したことから変更するものです。

議案4、変更の内容をごらんください。変更前取得予定金額と変更後取得確定金額であります。今回の変更は、外構工事等による減、宿泊費の精査による減によるものです。

次に、資料1をごらんください。取得予定の大浦第2団地の位置図となっております。

次に、資料2をごらんください。大浦第2団地の配置図となっております。整備する建物は、緑で表示した木造平家建て2戸1の2DKタイプが6戸、青で表示した木造2階建て3DKタイプが2戸の合計8戸となっております。

議案本文に戻りまして、取得確定金額は変更前の金額5億1,520万円から消費税込み2,331万144円を減額した4億9,188万9,856円で、議会の議決を経てから取得しようとするものであります。

以上、提案理由と改正内容についてご説明いたしました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

質疑を許します。12番。

○12番山崎泰昌議員

済みません、確認させてください。

この文書に書かれている括弧のところ、附帯施設等を含むとあるのだけれども、これについてちょっと説明してください。

○議長（昆 暉雄）

建築住宅課長。

○建築住宅課長（佐々木政勝）

物置等、そういう施設を含んでございます。

（「聞こえなかった、もう一回」と呼ぶ者あり）

○建築住宅課長（佐々木政勝）

物置等を含んでの附帯設備でございます。あと、機械設備等のオイルタンクとか、そういう設備を含んでの附帯施設を含むということでございます。

○議長（昆 暉雄）

12番。

○12番山崎泰昌議員

そういう機械設備があるのだったら、この建物の中に入っているのかどうかを聞きたいし、それともう一つ、ここの道路なのだけれども、入り口の道路、ここを見てみるとどうしてもいびつなのだ。ガードレールは張ってあるのだけれども、その脇はやっぱりまだ土地があいていると。何でこういうつくりになったのか。土地の関係があるのかもしれないけれども、ちょっとそこを説明してください。

○議長（昆 暉雄）

建築住宅課長。

○建築住宅課長（佐々木政勝）

1点目につきましては、先ほどお話しした附帯設備も含んで本体工事のほうに計上されてございます。

2点目の入り口がいびつになっているということでございますけれども、こちらのほうは下の部分に、ちょっと用地の関係で、用地の境界でこういうようないびつな形になってしまっていますので、ご理解をいただければと思います。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

1番。

○1番阿部幸一議員

せっかくつくるのに、土地がどうのこうのと言うのはだめなのです。最初から精査して、ここでは環境もいいよと。そういう考えでつくらなければだめだよ、はっきり言って。こうやって答弁聞いていると、余り言いたくないけれども。俺も行って2回見てきました。何でこんなに立派なものをつくるのに、こういうつくりをするのかなと思って。その辺をちゃんと精査してやらなければ、これからだめだよ。やっぱり建設課長も見ていて、だめなときはだめと、これもう一回精査するというふうにやらなければ、業者の言いなりになっているからこういう結果になるのです。気をつけて、これから。答弁は要らないから。

○議長（昆 暉雄）

7番。

○7番尾形英明議員

私も確認なのですが、今の説明の中に、宿泊料が変更減になっていますので、そうだと思うのですが、どういう中身で宿泊料は計算しているのですか。

○議長（昆 暉雄）

建築住宅課長。

○建築住宅課長（佐々木政勝）

大浦第2団地の宿泊費の減による部分でございますけれども、大浦第1団地を参考といたしまして計上したわけでございますけれども、実際精査した結果、約1,070万円ばかり減となった形でございます。

○議長（昆 暉雄）

7番。

○7番尾形英明議員

減になったのは、宿泊日が短くなった、要するに現場が早くできたというのが理由なのですか。何回も質問するとあれだから。それで、そういう契約はあるのですか。宿泊のほうは、施工延びとか何かというのは工程的なものであって、この契約は何日間でやってくださいよというような契約をしているのですか。

○議長（昆 暉雄）

建築住宅課長。

○建築住宅課長（佐々木政勝）

工期につきましては、議会でも提案していますけれども、その工期でやっているわけですが、大浦第2団地につきましては戸数も減っているということで、宿泊というか、関係者の人数も減っていますので、そういうことで精査した結果、減になったということでございます。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

7 番。

○7 番尾形英明議員

宿泊の部分まで契約の項目の中に入っているのですか。それはおかしいのではないですか。

○議長（昆 暉雄）

暫時休憩をいたします。

午前 11 時 01 分休憩

午前 11 時 20 分再開

○議長（昆 暉雄）

会議を再開いたします。

休憩前に引き続き議案審議を行います。

答弁を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（上林 浄）

それでは、入札の関連もございますので、申しわけございませんが、私のほうからも答弁をさせていただきます。

今思い出していただきたいことがございます。被災直後、工事を進めたいが、入札不調が続いたという実態がございます。その当時、国のほうでは大幅な緩和の措置をとったということでございます。今議員おっしゃるとおりに、一般的な工事にはなかなか認められない部分も、大きな観点から認めていただいたというような条項が、例えば今回の宿泊費用の部分ですとか、あるいは現場代理人、この人数の部分ですとか、そういったいわゆる緩和策をとっていただいたと。それらと一体となって、今回ご説明をしている宿泊費を補助上認めていただくというような流れになってございます。したがって、今回の提案する宿泊の部分については、担当課長が答弁を申し上げたそのとおりであると

思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

7 番。

○7 番尾形英明議員

わかりました。それでは、逆のときもあると思うので、その辺は執行部のほうでちゃんと現場管理をするなりなんなりを心がけていただきたいと思います。

以上。

○議長（昆 暉雄）

意見として承らせていただきます。

11 番。

○11 番菊地光明議員

1 つだけ確認したいのですが、今回の大浦については建物、上屋は計画どおりの上屋でよかったのか、それとも減額になっているものかだけを確認させてください。

○議長（昆 暉雄）

建築住宅課長。

○建築住宅課長（佐々木政勝）

議員、戸数のことでよろしいのですか。

（「そう、そう」と呼ぶ者あり）

○建築住宅課長（佐々木政勝）

当初は16戸でしたけれども、8戸の変更になってございます。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

11 番。

○11 番菊地光明議員

今度のこの契約で16戸が8戸に半分になったという解釈になると、当初の5億1,500万円が4億9,100万円と、上屋が半分になってこれしか減額がないというので、またおかしくなるので、半分になってこれしか減額にならなかったのかということになればまた疑義が生じるので、そこを確認したいだけです。

○議長（昆 暉雄）

建築住宅課長。

○建築住宅課長（佐々木政勝）

大浦第2団地に関しましては、12月の定例議会のほうで戸数の減の議案として提案させていただいております。今回は、最終的な8戸になった精算という議案ということでございますので、よろしく

お願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番菊地光明議員

わかりました。やはり最初からそのようにしないと、もう契約した時点で8戸なので、減額はありませんということにしないと、変な感情、疑義を生じさせると、ただめだと思いますので、それは16戸が8戸ではなく、8戸は8戸ですよということをちゃんと伝えるようにしてください。

○議長（昆 暉雄）

意見として、執行部の方々もよろしく頼みたいと思います。お願いします。

質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これから議案第12号 財産（建物）の取得に関する議決の変更に関し議決を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

○

○議長（昆 暉雄）

日程第7、議案第13号 財産（建物）の取得に関する議決の変更に関し議決を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。建築住宅課長。

○建築住宅課長（佐々木政勝）

議案第13号 財産（建物）の取得に関する議決の変更に関し議決を求めることについて、その概要についてご説明申し上げます。

今回の取得の目的は、平成28年第4回山田町議会定例会において、議案第128号として契約変更の議決をいただいた財産取得で、独立行政法人都市再生機構が実施したものです。今回の変更は、取得金額が確定したことから変更するものです。

議案4、変更の内容をごらんください。変更前取得予定金額と変更後取得確定金額であります。今

回の変更は、外構工事等による減、宿泊費の精査による減によるものです。

次に、資料１をごらんください。取得予定の大沢小学校協団地の位置図となっております。

次に、資料２をごらんください。大沢小学校協団地の配置図となっております。整備する建物は、緑で表示した木造平家建て２DKタイプが１１戸、青で表示した木造２階建て３DKタイプが４戸の合計１５戸となっております。

議案本文に戻りまして、取得確定金額は変更前の金額３億１,３５０万円から消費税込み１,５５３万３,１７４円を減額した２億９,７９６万６,８２６円で、議会の議決を経てから取得しようとするものであります。

以上、提案理由と改正内容についてご説明いたしました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑なしと認めます。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これから議案第１３号 財産（建物）の取得に関する議決の変更に関し議決を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、議案第１３号は原案のとおり可決されました。

○

○議長（昆 暉雄）

日程第８、議案第１４号 財産（建物）の取得に関する議決の変更に関し議決を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。建築住宅課長。

○建築住宅課長（佐々木政勝）

議案第１４号 財産（建物）の取得に関する議決の変更に関し議決を求めることについて、その概要についてご説明申し上げます。

今回の取得の目的は、平成２８年第４回山田町議会定例会において、議案第１２９号として契約変更の議

決をいただいた財産取得で、独立行政法人都市再生機構が実施したものです。今回の変更は、取得金額が確定したことから変更するものです。

議案４、変更の内容をごらんください。変更前取得予定金額と変更後取得確定金額であります。今回の変更は、外構工事等による減、宿泊費の精査による減によるものです。

次に、資料１をごらんください。取得予定の下条団地の位置図となっております。

次に、資料２をごらんください。下条団地の配置図となっております。整備する建物は緑で表示した鉄骨造平家建て２DKタイプが６戸、青で表示した鉄骨造２階建て３DKタイプが２戸の合計８戸となっております。

議案本文に戻りまして、取得確定金額は変更前の金額３億９,６８０万円から消費税込み７０５万９,９０４円を減額した３億８,９７４万９６円で、議会の議決を経てから取得しようとするものであります。

以上、提案理由と改正内容についてご説明いたしました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

質疑を許します。１番。

○１番阿部幸一議員

取得金額に対しては何も言いませんが、ついでに８戸つくって２戸しか入らないと。これは今後どのように推移するのか、ちょっと説明してください。

○議長（昆 暉雄）

建築住宅課長。

○建築住宅課長（佐々木政勝）

要件の緩和とか、あと当初希望された方たちに問い合わせとかしまして、入居していただくように進めたいと考えております。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

１番。

○１番阿部幸一議員

８戸つくったということは、大体８戸分入るという仮定でつくったと思うのですがけれども、何でこんなに、２戸だけなのかというのはちょっと疑問があるのです。大沢の人たちが悪いのか、その辺もう一度きちんと説明してください。

○議長（昆 暉雄）

建築住宅課長。

○建築住宅課長（佐々木政勝）

昨年度実施いたしました入居の意向調査を踏まえまして、当初は２０戸であった団地だったのですが、希望が１４ということで、一応１戸余分に見て１５戸建設ということで戸数も減らして進めてき

たわけなのですからけれども、その後当初は……

（「小学校のほうだべ、今の質問と……」と呼ぶ者あり）

○建築住宅課長（佐々木政勝）

失礼いたしました。下条のほうです。申しわけございません。

下条のほうに関しましては、当初7名の方が希望なされたわけなのですからけれども、昨年度の意向調査踏まえて。それで、こちらのほうも20から減って8戸の建設にはなったのですけれども、その後住宅再建をされた方が2名、あと県営の大沢アパートのほうに1名の方、あとは亡くなられた方が1名、あと補助金、加算支援金のほうを受給されている方が1名、今回は2名しかないということで、7名という形になってございます。

（「7名でない、2名だ。8戸に対して……」と呼ぶ者あり）

○建築住宅課長（佐々木政勝）

今回の希望は2名でございます。

（「俺前のあれは聞かなかったんだ。大沢小学校の脇は聞いていないから」と呼ぶ者あり）

○建築住宅課長（佐々木政勝）

失礼いたしました。今のは下条団地のほうでございます。

○議長（昆 暉雄）

7番。

○7番尾形英明議員

これは多分20戸だったか、最初は。下条、20戸で造成やっていますよね。20戸分建つというか絵を見ると。この残地の分も考慮して、含めて分配して家賃というのか、1軒当たりのあれに賦課するのですか。それとも残地は残地で残しておいて、後で何かに利用するというような話なのですか。

○議長（昆 暉雄）

建築住宅課長。

○建築住宅課長（佐々木政勝）

残地の部分につきましては、当面住宅の管理にはなりますけれども、広場等で管理していくという形になります。住宅料の算定につきましては、あくまでも建設した敷地と建物の建設費によって金額は算定されますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（昆 暉雄）

7番。

○7番尾形英明議員

どういう計算をするのかわからないけれども、要するにトータル的に造成した金額が、例えば20戸で造成したのだけれども、8戸分ですと。20分の8の金額でしか算定しないということ。そういう

算定ができるのか。俺はできないと思うのだけれども。そういうことで、結果的にこの残地の利用をどのような形で見ているかというのを考えないと、多分入る人はそれも含んだ家賃になるのではないかなと思う部分ではないか、トータル的に考えて。何で用でもないところの造成したものまで俺のところが負担しなければならないのかと思われなような形をとっていただきたいと思います。

○議長（昆 暉雄）

意見として承らせていただきます。

○7番尾形英明議員

聞いてください。

○議長（昆 暉雄）

答弁を求めます。建築住宅課長。

○建築住宅課長（佐々木政勝）

入居する方に対しましては、こちらの空地の分は算定に入らないということをはっきりと申し上げまして、家賃算定はあくまでも建設した用地と建設費で算定されていますということをご理解いただくように進めたいと考えております。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

10番。

○10番坂本 正議員

ちょっと確認します。

先ほど聞いておったら、ここの部分、何だか鉄骨と聞きましたけれども、今まで木造でやって、ここの部分だけ鉄骨ということはどういうことかなと、ちょっとお願いします。

○議長（昆 暉雄）

建築住宅課長。

○建築住宅課長（佐々木政勝）

仕様の中で、軽量鉄骨造または木造という仕様のうたっていて、その中で提案してきた業者さんが、今回下条に関しては鉄骨造の提案がありましたので、そちらのほうで採用ということになってございます。

○議長（昆 暉雄）

10番。

○10番坂本 正議員

そうすると、単価的に鉄骨であれば木造よりは高くなるのです。耐用年数も長くなるし。そして、ここの下条と小学校下の金額的な面が、戸数が少ないのに金額が下条のほうが多いということでございます。ここら辺は、どういう格好でこういうふうなことになるのか。鉄骨だから、若干木造より

は坪単価は高くなると。逆に、木造とここの鉄骨の坪単価、建坪の坪単価、ちょっと両方教えてください。

○議長（昆 暉雄）

建築住宅課長。

○建築住宅課長（佐々木政勝）

坪単価のほうでございますけれども、大浦第2団地につきましては坪当たり116万……

（「誰も大浦の話聞いていない。下条と大沢の小学校のところの
坪単価を聞いている」と呼ぶ者あり）

○建築住宅課長（佐々木政勝）

失礼いたしました。下条は、坪当たり115万5,000円、そして大沢小学校脇のほうは坪当たり101万5,000円となっております。

○議長（昆 暉雄）

10番。

○10番坂本 正議員

経費削減ということでやっているわけですが、何でここだけが鉄骨になったのか。業者の言うとおりにやっただけの話か。クエスチョンマークはなかったの。そこら辺はちゃんと精査してもらわなければ。同じ建物を建てたらいいでしょう、木造で。何でここだけ鉄骨なの。業者がこうだからとさっき言ったけれども、業者にこう言われたから鉄骨でやったと。業者の言うことばかり聞いているからこういうことになる。業者イコールURでしょう、これだって。そこを何回も言っているのに、またここでURの言うとおりになったのが現実ではないですか。何でこういう結果になったのか。今まで木造でずっとやってきたのが、何でここだけが軽量鉄骨になったか、ちょっと返答してください。

○議長（昆 暉雄）

建築住宅課長。

○建築住宅課長（佐々木政勝）

先ほどもお話ししましたがけれども、仕様の中で鉄骨造または木造という基準で、そういう中でURのほうが、公募してやったわけですが、業者の提案が鉄骨造だったということを受けまして、それで……

（「それはさっき聞いたから。また返答しねばない、俺、それに。
さっき聞いたから。そういうほうでなく、私聞いているのは
別な方向で聞いたはずですよ」「休憩」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

暫時休憩いたします。

午前11時42分休憩

午前 1 1 時 4 3 分再開

○議長（昆 暉雄）

会議を再開いたします。

休憩前に引き続き議案審議を行います。

答弁を求めます。建築住宅課長。

○建築住宅課長（佐々木政勝）

下条団地につきましては、URのほうで業者提案、プロポーザルで実施したわけでございますけれども、応札した業者が1社だけだったと。その1社が提案したのが鉄骨づくりだったということで、今回は下条に関しては鉄骨造の災害公営になったという経過でございます。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

3回。もう一回ですか。

（「それだけではわからない」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

10番。

○10番坂本 正議員

私が言いたいのは、町長いわく山田町ということで、住宅を安くするのだということで提唱しておったのですが、それに相反していると。そういうことを言いたかった。町長がせっかく皆さん、町内の方に安く住宅提供したほうがいいと、こういう山田町の格好でやれば、このぐらい安くなるのだと。全然それに相反しているということを言いたいのです。こういうことでは、町長が言っているのが全然町営に反映しないということであれば、あなた方は町長の意見に反していると、私はそう言いたくなるのです。そこら辺を踏まえた中で、やっぱり親分が、町長がこう言っているのだから、それにのっとって、なるべくならそれに近づくようなやり方をしてもらわなければ困ると。

以上でございます。

○議長（昆 暉雄）

執行部の方々は、身にしみて頑張ってくださいと思います。

11番。

○11番菊地光明議員

私は、昨年さんざん議論したので、余り議論したくないのですが、私はあのときも町長が推奨している山田型で何でできないかというのを鋭く質問して、URとの契約解除まで私はここで皆さんに述べました。あのとき契約解除して山田型でやっていたら、何らこんな問題は起きなかったのです。違約金は発生しないとまで答弁いただいた。だから、私はそのときも強く言っているし、私が調べたのでは、二、三人しか入る人がないぞと。本当にこのくらい必要なのかというのも私は追及しま

した。私は、今同僚議員が言ったように、やっぱり町長が民間感覚でやるというのは、職員みずからも率先して実行しなければならないと思います。あのときは、私が言ったことに対して皆さんは全然、拒否反応していただきましたので、それ以上は言いませんが、そうであれば今回賃借料を取るのに115万5,000円の坪単価で取ると。そうであれば、ほかの今やっているところと比べて、どのくらいの賃借料を入れる人たちが払うようになるか。高ければ高いほど入る人はないでしょう、もう。そして、入らないで空き家にしておくということになりますよね。

もう一つ、山田型でやっていけば、私は町長の方針どおりやっていけば、何年後かには買うと思うのだ。誰がこんなに高いところを、坪115万円だか何ぼで買ったのを買うわけがない。またそれをぶり返してはダメなので、一応何ぼの家賃で考えているのか。今もう入っているのでしょうか。入るのでしよう。幾らか、まず教えてください。

○議長（昆 暉雄）

建築住宅課長。

○建築住宅課長（佐々木政勝）

家賃に関しましては、所得によりまして皆さん家族別々にはなるのでございますけれども、最低の所得の方であれば7,000円ちょっとの家賃ということになります。

以上です。

（「そういう答弁だからダメなのだ。最低が7,000円だが、最高は何ぼになるのだと教えなかったら、何ぼから何ぼの間と、次の議論に進めない。じゃ、いい」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番菊地光明議員

そうであれば、7,000円で了解しました。でも、ここで私が了解すると、町民の方々はみんな最低の7,000円だと勘違いされますよ。これ大事なことになるので。

そして、その7,000円は何年間で、私の記憶によると5年とか何ぼで、あとは買ってもらうとか何かという話も聞いたのですけれども、それらも何年間続くのか教えてください。

○議長（昆 暉雄）

11番議員に申し上げます。

資料がないようですので、後でやりたいと思うのですが、そういうことで再質問したいですか、それとも……

○11番菊地光明議員

いや、よろしいです。

○議長（昆 暉雄）

そういうことでご了解賜ります。

ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

質疑を終わります。

討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

討論なしと認めます。

これから議案第14号 財産(建物)の取得に関する議決の変更に関し議決を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

異議なしと認めます。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

————— ○ —————

○議長(昆 暉雄)

日程第9、議案第15号 財産の貸付けに関し議決を求めることについてを議題とします。

ここでお諮りします。本案については10番坂本正君に利害関係がある事件と認めますので、地方自治法第117条の規定によって坂本正君を除斥したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

異議なしと認めます。

よって、10番坂本正君を除斥することに決定しました。

(10 番坂本 正議員退場)

○議長(昆 暉雄)

10番坂本正君が退場いたしました。

提案理由の説明を求めます。水産商工課長。

○水産商工課長(佐々木真悟)

議案第15号 財産の貸付けに関し議決を求めることについて、その提案理由をご説明いたします。

震災により被災した商工業者等に対し、独立行政法人中小企業基盤整備機構、略称中小機構が整備し、町へ贈与された仮設施設を貸し付けており、引き続き1年間無償で貸し付けるものです。無償の

理由としては、中小機構からの施設の贈与に当たり、貸し付けに当たっては町は収益の稼得を目的としないという贈与時の条件があることから、引き続いて施設の無償貸し付けを行うものです。

貸し付ける財産及び相手方は、別表のとおり21カ所、63業者で、貸し付ける期間については平成29年4月1日から平成30年3月31日までであります。

以上のとおり提案理由の説明といたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

質疑を許します。8番。

○8番関 清貴議員

この仮店舗は、たしか31年3月までに中小機構のほうで取り壊すことが補助対象になるということですが、貸付期間内に、29年4月1日から30年3月31日までに、この中で町で補助を使って壊す予定の施設はないのですか。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（佐々木真悟）

平成29年度におきましても、一部復興工事の状況によりまして撤去を予定している復興棟もございます。

○議長（昆 暉雄）

8番。

○8番関 清貴議員

そうすれば、この貸付期間中に取り壊しをするというのもあるという解釈でよろしいですね。特に店舗を構えている方々は、次のステップに進むために、いろいろな要件を持って町のほうに申請や何やら出てくると思いますけれども、そのときはその都度対応するということによろしいですか。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（佐々木真悟）

取り壊す施設に入居されている方につきましては、本設移転が可能であればそちらのほうを進めていただきますし、またまだ本設の用地ができないという場合は仮設施設の代替の部分で移設をしていただくというようなことも発生してくると思います。

○議長（昆 暉雄）

8番。

○8番関 清貴議員

そして、こうして見ますと個人の土地に建てているような仮設店舗もあるようですが、場合によっては無償譲渡の考え方で時期が早まるということもあり得ますか。

この中には、個人の所有地、あと町有地等に建っている仮設のプレハブがあるわけですが、その場合、個人が所有している分について無償譲渡の申し込み、譲渡ですよ、貸し付けではなく無償譲渡のほうの申請があった場合には、それに対応する考え方というか、進め方はありますでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（佐々木真悟）

議員おっしゃる無償で譲渡するというような部分については、なお検討中でございます。それと、仮設施設の立地場所につきましては、それぞれ被害を受けていない場所もございますので、それ以外の部分については地権者、事業者、あるいは町等の協議等によりまして、そういうふうな使用の仕方考えられるというふうには考えております。

○議長（昆 暉雄）

質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これから議案第15号 財産の貸付けに関し議決を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

ここで、除斥になっている10番議員の入場を許可いたします。

坂本議員、入場をお願いします。

（10番坂本 正議員入場）

○議長（昆 暉雄）

10番議員に申し上げます。議案第15号は原案のとおり可決されました。

昼食のため休憩をいたします。

午前 1 時 5 8 分休憩

午後 1 時 0 0 分再開

○議長（昆 暉雄）

会議を再開いたします。

休憩前に引き続き議案審議を行います。

○議長（昆 暉雄）

日程第10、議案第16号 山田町山田地区復興整備事業業務委託の変更協定の締結に関し議決を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（川守田正人）

議案第16号 山田町山田地区復興整備事業業務委託の変更協定の締結に関し議決を求めることについて、その提案理由と概要についてご説明いたします。

本委託協定は、独立行政法人都市再生機構岩手震災復興支援本部と締結しているもので、平成29年第1回山田町議会臨時会で議案第2号として議決をいただいたものです。今回の変更は、2事業について変更するものです。

委託協定額について説明いたしますので、資料1をごらんください。1つ目の復興土地区画整理事業は、変更前68億5,100万円に40億8,800万円増額し、109億3,900万円とするものです。

2つ目の上水道事業は、変更前11億2,300万円に3,761万9,000円増額し、11億6,061万9,000円とするものです。

次に、変更する事業箇所について説明いたしますので、資料2をごらんください。今回変更する事業区域を赤線で表示しております。復興土地区画整理事業は、かさ上げ盛り土による圧密沈下量の大きな地区の地盤改良、下水道の撤去工などを増工するものです。

上水道事業は、津波復興拠点整備事業、公共防災拠点に整備する上水道管を整備するため、測量設計費及び工事費を増額するものです。

次に、復興土地区画整理事業の事業概要について説明いたしますので、資料3をごらんください。赤線で囲んでいる部分が事業区域の範囲となります。紫色で着色している区域は、地盤調査の進捗に伴い沈下量の大きな地質が役場下周辺区域、長崎3丁目の区域に存在することがわかったことから、地盤改良工を実施するため増額しようとするものです。

黒色の破線で表示している箇所は、地盤改良工の実施により周辺の既存家屋等への影響が懸念されることから、影響遮断壁による対策工を実施するため増額しようとするものです。

黄色で表示している箇所は、当初高台からの切り土により盛り土することとしておりましたが、電柱や家屋等の支障物件の移転がおくれたことから盛り土展開ができないため、土砂を船越公園に仮置きしております。今回盛り土展開を実施するため船越公園からの運搬費を増額しようとするものです。

また、公共施設の地下埋設物である既存下水道の撤去工、仮設水路や生活道路の切り回しなどについて増額しようとするものです。

次に、上水道事業の事業概要について説明いたしますので、資料4をごらんください。青色で表示している部分が施工箇所となります。上水道事業は、津波復興拠点整備事業、公共防災拠点に整備す

る宅地及び消防、警察施設に供給する上水道管550メートルを整備するため、測量設計費、工事費を増額しようとするものです。

次に、契約について説明いたしますので、議案本文をごらんください。変更前の金額448億2,441万1,000円に41億2,561万9,000円を増額し、489億5,003万円とするものです。

以上、提案理由とその概要について申し上げました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑なしと認めます。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これから議案第16号 山田町山田地区復興整備事業業務委託の変更協定の締結に関し議決を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

_____ ○ _____

○議長（昆 暉雄）

日程第11、議案第17号 山田町織笠地区復興整備事業業務委託の変更協定の締結に関し議決を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（川守田正人）

議案第17号 山田町織笠地区復興整備事業業務委託の変更協定の締結に関し議決を求めることについて、その提案理由と概要についてご説明いたします。

本委託協定は、独立行政法人都市再生機構岩手震災復興支援本部と締結しているもので、平成28年第2回山田町議会定例会で議案第77号として議決をいただいたものです。今回の変更は、協定の期間について変更するものです。

変更理由について説明いたしますので、資料2をごらんください。赤色で表示している織笠地区道

路事業により整備する織笠南側線について、国道取り付け部分及びＪＲ交差部のボックス設置工事との関連により、完成年度が29年度となることから、協定期間を変更しようとするものです。

次に、協定について説明いたしますので、議案本文をごらんください。協定の期間を変更前平成25年4月1日から29年3月31日までを変更後平成25年4月1日から30年3月31日までに延長しようとするものです。

以上、提案理由とその概要について申し上げました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

質疑を許します。

7 番。

○7 番尾形英明議員

先ほどの件とダブると思うのですが、1年延びて宿泊代というのは関係ないのですか。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

織笠地区の復興事業の協定金額については、金額の増減はなしということでございます。宿泊費等につきましては、盛り込んである協定金額の中で間に合うということになっております。

○議長（昆 暉雄）

7 番。

○7 番尾形英明議員

盛り込んである協定金額の中で間に合うという話というのと、先ほどの返答で下げなければならないという契約の中にちゃんとうたっているの。今回のやつには、もう見ているのだけれども、間に合うから要らないという意味なの。それとも、設計書の中で、早く終わるのは企業努力だよという話で、工期が長くなるのはいろんな問題があって長くなりましたよと。それについては、宿泊だとか何か関係出てくるとは思うのだけれども、何でそういうのは面倒見ないで、先ほどの早く終わったのだから何だかわからないけれども、あっちの件に関しての契約の中にはそういうのが盛り込んであって、今回の部分では変更しなくてもいいような、どういう中身になっているの。詳しくしゃべってくれ。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

金額については、現在結んでいる協定金額の範囲内で間に合うということで、金額の増減はないということでございます。

（「そういう返答はないだろう」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

企画財政課長。

○企画財政課長（上林 浄）

今の答弁、少し言葉足らずの部分がありましたので、補足で説明させていただきます。

先ほどの宿泊経費を見てくれるようになりましたということは、あれは実費を請求できるということでございます。当初協定である程度の期間、何人いて、何日ということで見積もって協定を結ぶわけでございますけれども、基本的にはそれが最終的に相手方が宿泊したところの領収書をもって請求をします。常にそこで精算をしていくという形でございますので、今ご説明したとおり当初見込んだ日数、数、この範囲内で今のところはいきそうだということでございます。最終的に精査して、そこまで必要なかったということであれば、当然請求がなくその分の金額を下げるということになろうかと思えます。ご理解をお願いします。

○議長（昆 暉雄）

そういうことですので、ご理解賜ります。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これから議案第17号 山田町織笠地区復興整備事業業務委託の変更協定の締結に関し議決を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

○

○議長（昆 暉雄）

日程第12、議案第18号 山田町織笠地区復興整備事業に伴うＪＲ交差部における細浦川河川施設改修業務委託の変更協定の締結に関し議決を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（川守田正人）

議案第18号 山田町織笠地区復興整備事業に伴うＪＲ交差部における細浦川河川施設改修業務委託の変更協定の締結に関し議決を求めることについて、その提案理由と概要についてご説明申し上げます。

本委託協定は、東日本旅客鉄道株式会社東北工事事務所と締結しているもので、平成28年第４回山田町議会臨時会で議案第93号として議決をいただいたものです。今回の変更は、協定の期間について変更するものです。

変更の理由は、細浦川河川施設改修について、既存仮設施設を撤去した後に調査を行ったところ、想定より地耐力が弱く設計条件を満たさないため、新たに土の置きかえ改良が必要となったことから協定の期間を変更するものです。

次に、委託箇所について説明いたしますので、資料をごらんください。赤色で表示している箇所が施工箇所で、織笠第１団地の北側、ＪＲ山田線と交差する細浦川の河川施設となります。

次に、協定について説明いたしますので、議案本文をごらんください。協定の期間を変更前、平成28年８月25日から29年３月31日までを、変更後平成28年８月25日から29年６月30日まで延長しようとするものです。

以上、提案理由とその概要について申し上げました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

質疑を許します。

７番。

○７番尾形英明議員

先ほどと同じような話になると思うのですが、今回の部分は、確認ですが、これはＪＲとの契約工期の変更だけなのですね。工事の中身的に、多分増額になると思うのですが、これはどこで処理するような格好になるのですか。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

ＪＲで実施する部分は、新設ボックス部分、現場打ち部分だけとなります。この部分につきましては、ＪＲが施工することになるわけですが、下の土の置きかえ部分については町の復興事業のほうでやることになっておりますので、ＪＲとの協定変更については期間の変更だけということになります。

○議長（昆 暉雄）

７番。

○７番尾形英明議員

ということは、別に改めてＪＲと協定結んだ設計金額の中の変更というのは、後から出てくるので

すか。変な話、これはＪＲの工事なので、今列車が通っていなくても工事はやらなければならないのだけれども、その契約のとき、金額的なボーダーで契約するでしょう、そっちとも。多分これは地盤改良しなければならないから、変更で金額がふえると思うのだ。それは協定結ばないで工期だけ長くやるというのは、俺はおかしいのではないかなと思うのだけれども、その辺詳しく。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

地盤改良部分については、町で実施しております防集の事業でやります細浦川の河川改修事業の一環として地盤の部分まではやると。ＪＲの部分については、そのできた部分にボックスを設置するという部分だけになりますので、ＪＲとすれば金額の変更はないと。工期だけ少し延びるということで、金額の増減もＪＲとの協定の中には大丈夫ですという回答はいただいております。

○議長（昆 暉雄）

７番。

○７番尾形英明議員

俺が言うのは、その変更分はどこで見て、それは議決の中でやるやつではないわけだ、金額的に。全体的な部分の一部なのだけれども、全体の部分を議決の中でやっていない工事なの。そのためにどこにも出てこないの。いつやるのですか。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

先ほど議案第17号として織笠地区の復興業務委託の変更協定で、中身についてはその中であります織笠地区の防災集団移転促進事業の中に含まれた形で、この部分の金額も入っているということでございます。この部分については、単純にボックスの下土砂を１メートル部分だけ掘削して、そこに正土を入れ直すというだけで地盤強度は保てるということですので、金額的にもそんなに大きなものではないというふうに感じています。

○議長（昆 暉雄）

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これから議案第18号 山田町織笠地区復興整備事業に伴うＪＲ交差部における細浦川河川施設改修業務委託の変更協定の締結に関し議決を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

異議なしと認めます。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

○

○議長(昆 暉雄)

日程第13、議案第19号 町道の路線の廃止に関し議決を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長(川守田正人)

議案第19号 町道の路線の廃止に関し議決を求めることについて、その提案理由についてご説明いたします。

廃止の目的は、境田南線の終点の変更により廃止しようとするものです。

資料をごらんください。黄色で表示している境田南線、延長465メートルの路線となります。

なお、当該路線の廃止に伴う路線の新たな認定については、次の議案で提案することとしております。

以上、提案理由についてご説明いたしました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(昆 暉雄)

質疑を許します。7番。

○7番尾形英明議員

何で廃止しなければならないのか。変更でできないの。廃止の理由。

○議長(昆 暉雄)

建設課長。

○建設課長(川守田正人)

確かに路線の終点が細浦柳沢線ということで、終点位置は変わらないわけですがけれども、今回の変更につきましては終点位置の交差点位置がずれるということで、重要な路線の変更になるということと捉えまして、路線の廃止、それから認定という手続をとらせていただくことにしました。

以上です。

○議長(昆 暉雄)

7番。

○7 番尾形英明議員

だから、何で廃止しなければならないのと言っている。廃止の理由にならない。新しくまた認定する部分、変更だってできるのだ。あくまでも町道認定だとかというのは、交付税に反映してくる。廃止したことによって、交付税差っ引かれる。また認定するまで、その分だけ、変な話、行ったり来たりするような格好になって、黙って変更で処理したらいいのではないか。何も廃止することではないのではないか。

○議長（昆 暉雄）

わかるように答弁願います。

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

路線の変更については、通常路線の廃止と、それと認定という手続であるわけですが、重要な変更でない場合は路線の変更という手続も可能であります。今回のケースに限りましては、終点の場所、交差点位置が変わるということで、重要な変更に当たるという解釈をとりまして、廃止をして認定という形をとらせていただいたものでございます。

この路線の認定につきましては、次の議案で提案を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

企画財政課長。

○企画財政課長（上林 浄）

1 点、交付税の部分、今ご質問がございましたので、その部分についてお答えをさせていただきます。

ご承知のとおり、確かに交付税の算定基礎に町道の延長並びに面積という部分がございます。ただ、実質的に算定されるのは、4 月 1 日時点で供用開始の告示をしたものが算定対象になりますので、せっかくご配慮いただいたのですが、実質的な影響はないということで建設課とは打ち合わせをしています。

○議長（昆 暉雄）

7 番、理解してください。理解できませんか。

（「理解というより、ちょっとだけ」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

7 番。

○7 番尾形英明議員

多分そうだと思うので、要するに影響はないと思う。私はそういうふうに理解している。だから、そういうものだったならば、何も廃止したりすることではなく、黙ってできた暁に変更していいのでは

ないか。起終点の変更だけで。例えばいろんな問題が起きて、起終点は同じだけれども、真ん中が変になって、ああでもない、こうでもないという問題があって、どうしようもなく、一旦廃止して、次に新しい路線を認定するという、そういう何かがあつてのことだと思って俺は確認しているのです。何もない、終点の移動で一々こんな議案出す必要がないのではないか。変更は議決案件でないから。そんな面倒くさいことをやっていてからに、簡単な部分のあれをやっているのだから、そういう部分で考えてやったらいいのではないですか。

○議長（昆 暉雄）

7 番議員に申し上げます。

執行部では、議員各位にわかりやすくするためにそうやったようですので、ご理解賜ります。

進行いたします。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これから議案第19号 町道の路線の廃止に関し議決を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

○

○議長（昆 暉雄）

日程第14、議案第20号 町道の路線の認定に関し議決を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（川守田正人）

議案第20号 町道の路線の認定に関し議決を求めることについて、その提案理由についてご説明いたします。

認定の目的は、復興事業（山田地区道路事業）による道路整備及び織笠地区低地部に整備する町道織笠南側線と町道サギの巣妻の神線を接続する道路について町道認定しようとするものです。

それでは、位置図によりまして説明してまいります。資料１をごらんください。黄色で表示している路線が境田南線で、起点は境田地内の国道45号に接し、終点は津波復興拠点整備事業公共防災エリアの警察、消防用地と病院、薬局用地の間を通り、細浦柳沢線に接続する延長559.7メートル、幅員9.5メートルの路線となります。

次に、資料２をごらんください。青色で表示している路線が森ケ下線で、起点が織笠南側線に接し、終点がサギの巣妻の神線に接続する延長296.5メートル、幅員6メートルの路線となります。

以上、町道の路線の認定についてご説明いたしました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑なしと認めます。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これから議案第20号 町道の路線の認定に関し議決を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

————— ○ —————

○議長（昆 暉雄）

追加日程第1、仮議長の選任を議長に委任することについてを議題とします。

お諮りします。円滑な議会運営のため、地方自治法第106条第3項の規定により、任期中における仮議長の選任を議長に委任願いたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、任期中における仮議長の選任を議長に委任することに決定しました。

————— ○ —————

○議長（昆 暉雄）

追加日程第2、議案第37号 平成28年度山田町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（上林 浄）

議案第37号 平成28年度山田町一般会計補正予算（第7号）についてご説明いたします。

今回の補正予算は、年度末を控え、現時点でのそれぞれの収入見込額、執行予定額をもとに予算調整を行うことを目的に編成を行ったものであります。歳入歳出予算の補正では、歳入歳出予算の総額からそれぞれ39億5,386万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ438億1,377万9,000円としようとするものであります。

歳入歳出予算の説明の前に、5ページをお開きください。第2表、繰越明許費補正であります。まず、追加分であります。記載のとおり、事業名、ICT復興まちづくり基盤整備事業から、7ページをお開きください。事業名、海岸保全施設災害復旧事業までの合計で19事業、21億7,544万1,000円を平成28年度中の事業完了が困難と見込まれることから、翌年度に繰り越して使用しようとするものであります。

次に、8ページをお開きください。変更分であります。さきに議決いただいております繰越明許費の事業のうち、記載している3事業について繰り越して実施する金額をそれぞれ増額することとし、合計では12億2,727万7,000円増額しようとするものであります。

9ページをごらんください。第3表、債務負担行為補正であります。既に議決いただいていた債務負担行為に、次の2事業を追加しようとするものであります。道路事業（復興交付金事業）（追加分）については、期間を平成28年度から30年度まで、限度額を29億4,661万7,000円とし、施工中の同事業に追加して細浦柳沢線トンネル部などに係る事業費の増額に対応し、複数年にわたる工期での発注を可能にしようとするものであります。次に、プールろ過装置取りかえ事業、期間を平成28年度から29年度まで、限度額を1,418万4,000円とし、町内小学校2校のプールについて使用時期までの完成を目指し、事業着手を早めるため債務負担行為を設定しようとするものであります。

なお、10ページから11ページの第4表、地方債補正及び職員の人件費に係る部分については説明を省略させていただきます。

それでは、事項別明細書により、目の増減額が500万円以上の主なものについて説明いたします。13ページをお開きください。歳入であります。1款町税、1項町民税、1目個人5,916万2,000円の増額は、1節町民税個人現年課税分の増によるものであります。2目法人2,104万9,000円の増額は、1節町民税法人現年課税分の増によるものであります。

10款1項1目地方交付税15億9,173万4,000円の減額は、1節の震災復興特別交付税の減などの増減によるものであります。この内訳は、普通交付税が59万3,000円の増額で、これにより本年度の予算計上額は30億6,602万5,000円となるものであります。また、震災復興特別交付税は15億9,232万7,000円の減額で、これにより本年度の予算計上額は31億6,418万3,000円となるものであります。

次に、14ページをお開きください。12款分担金及び負担金、2項負担金、1目民生費負担金566万6,000円の減額は、2節の保育園保育料の減によるものであります。

13款使用料及び手数料、1項使用料、3目商工使用料651万円の増額は、1節の家族旅行村施設使用料の増によるものであります。

次のページをごらんください。14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金768万2,000円の減額は、2節の子どものための教育・保育給付費国庫負担金の減などの増減によるものであります。3目農林水産業費国庫負担金12億6,039万5,000円の減額は、1節海岸保全施設災害復旧事業国庫負担金の減などの増減によるものであります。

2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金58億120万7,000円の増額は、2節復興交付金の増などの増減によるもので、この復興交付金につきましては第17回配分で決定された額を歳入予算に計上し、歳出の総務費の中で復興交付金管理運営基金に積み増ししようとするものであります。16ページをお開きください。4目土木費国庫補助金7,914万4,000円の減額は、2節社会資本整備総合交付金（土地区画整理）の減などによるものであります。5目教育費国庫補助金916万6,000円の減額は、5節公立社会教育施設災害復旧事業国庫補助金の減などによるものであります。

次のページをごらんください。15款県支出金、1項県負担金、1目民生費負担金999万円の減額は、5節国民健康保険基盤安定事業負担金の減などの増減によるものであります。

18ページをお開きください。2項県補助金、5目商工費補助金2,060万8,000円の減額は、2節中小企業被災資産復旧事業費補助金の減などによるものであります。6目土木費補助金1億5,501万9,000円の減額は、2節生活再建住宅支援事業補助金の減などの増減によるものであります。

次のページをごらんください。16款財産収入、2項財産売却収入、1目不動産売却収入1億2,418万9,000円の減額は、1節土地売却収入の減などによるものであります。

20ページをお開きください。18款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金3,072万1,000円の減額は、1節財政調整基金繰入金の減によるものであります。これにより、歳出の積み立て分も加え、本補正予算時点での財政調整基金の平成28年度末の現在高は41億5,900万円程度となる見込みです。5目復興交付金管理運営基金繰入金64億1,812万1,000円の減額は、1節復興交付金管理運営基金繰入金の減によるものであります。これにより、歳出の積み立て分を加え、同基金の本補正予算時点での平成28年度末の現在高は401億5,200万円程度となる見込みです。6目復興まちづくり基金繰入金1,567万2,000円の減額は、1節復興まちづくり基金繰入金の減によるものであります。これにより、同基金の本補正予算時点での平成28年度末の現在高は33億3,600万円程度となる見込みです。8目公共施設等整備基金繰入金4,200万円の減額は、1節公共施設等整備基金繰入金の減によるものであります。これにより、同基金の本補正予算時点での平成28年度末の現在高は5億3,100万円程度となる見込みです。

次のページをごらんください。20款諸収入、3項貸付金元利収入、3目災害援護資金貸付金元金収

入815万3,000円の減額は、1節の災害援護資金貸付金元金収入の減によるものであります。

4項1目雑入1,259万7,000円の増額は、4節の宮古地区広域行政組合派遣職員人件費負担金の増などの増減によるものであります。

21款町債については説明を省略させていただきます。

次に、歳出であります。25ページをお開きください。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費1,871万3,000円の増額は、19節の長期派遣職員人件費負担金の増などの増減によるものであります。14目情報化推進費704万6,000円の減額は、26ページをお開きください。15節の防災行政無線デジタル化工事費の減などの増減によるものであります。19目財政調整基金費1億2,694万5,000円の減額は、25節財政調整基金積立金の減によるものであります。21目その他基金費57億9,697万8,000円の増額は、25節復興交付金管理運営基金積立金の増によるものであります。

次のページをごらんください。3項1目戸籍住民基本台帳費4,378万8,000円の減額は、13節の山田地区住居表示整備業務委託料の減などの増減によるものであります。

4項選挙費、4目町長選挙費1,034万9,000円の減額は、3節の時間外勤務手当の減などによるものであります。

28ページをお開きください。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費1,878万7,000円の減額は、28節の国民健康保険特別会計繰出金の減などの増減によるものであります。2目障害者福祉費921万2,000円の増額は、23節平成27年度障害者自立支援給付費国庫負担金返還金の増などによるものであります。次のページをごらんください。3目老人福祉費578万2,000円の減額は、13節地域支え合い体制づくり事業委託料の減などによるものであります。

2項児童福祉費、2目児童費1,701万8,000円の減額は、13節民間保育所運営委託料の減などの増減によるものであります。

30ページをお開きください。4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費2,239万1,000円の減額は、28節の水道事業会計繰出金の減などの増減によるものであります。

次のページをごらんください。6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費1,507万4,000円の減額は、19節農村地域復興再生基盤総合整備事業負担金の減などの増減によるものであります。

次に、33ページをお開きください。2項林業費、4目道の駅対策費1,001万円の減額は、15節道の駅施設改修工事費の減などによるものであります。

3項水産業費、2目水産振興費13億8,593万8,000円の減額は、19節水産業共同利用施設復興整備事業補助金の減などによるものであります。6目漁業集落防災機能強化費2億345万6,000円の増額は、次のページをお開きください。23節漁業集落防災機能強化事業補助金返還金の増などの増減によるものであります。

7款1項商工費、2目商工業振興費3,406万1,000円の減額は、次のページの19節中小企業被災資産復旧事業補助金の減などによるものであります。

36ページをお開きください。8款土木費、2項道路橋梁費、3目道路新設改良費1億3,447万8,000円の減額は、15節豊間根地区排水路整備工事費の減などの増減によるものであります。4目道路事業費15億3,686万3,000円の減額は、次のページをごらんください。13節の山田織笠地区道路事業施行管理委託料の減などの増減によるものであります。

4項都市計画費、2目土地区画整理費30億6,939万1,000円の減額は、次のページをお開きください。13節の山田地区都市再生区画整理事業施行管理委託料の減など、復興交付金事業の調整等によるものであります。4目防災集団移転費13億6,761万5,000円の減額は、復興交付金事業の調整で、13節の山田地区防災集団移転促進事業施行管理委託料の減などの増減によるものであります。39ページをごらんください。5目津波復興拠点整備費6億3,995万4,000円の減額も復興交付金事業の調整で、13節の山田地区津波復興拠点整備事業施行管理委託料の減によるものであります。

5項下水道費、1目下水道総務費679万3,000円の減額は、19節浄化槽設置整備事業補助金の減などの増減によるものであります。

40ページをお開きください。6項住宅費、2目住宅支援費2億3,051万2,000円の減額は、19節復興住宅新築補助金の減などによるものであります。

次に、45ページをお開きください。11款災害復旧費、1項農林水産業施設災害復旧費、1目農業施設災害復旧費742万9,000円の減額は、46ページをお開きください。15節災害復旧工事費の減などによるものであります。5目水産業施設災害復旧費12億4,935万5,000円の減額は、15節海岸保全施設災害復旧工事費の減などの増減によるものであります。

47ページをごらんください。3項その他公共施設・公用施設災害復旧費、1目公立社会教育施設災害復旧費1,204万2,000円の減額は、18節備品購入費の減などによるものであります。

12款1項公債費、1目元金815万3,000円の減額は、23節災害援護貸付金償還元金の減によるものであります。

最終行をごらんください。以上のとおり、歳入歳出予算の総額からそれぞれ39億5,386万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ438億1,377万9,000円としようとするものであります。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（昆 暉雄）

歳入全款の質疑を許します。12番。

○12番山崎泰昌議員

19ページです。今説明受けました16款2項の財産売払収入、これどこを予定していたのが思うように進まなかったのか教えてください。

○議長（昆 暉雄）

企画財政課長。

○企画財政課長（上林 浄）

この土地売却収入につきましては、町が整備した宅地の分譲、それらについて売却を予定していた部分、補正前では8億6,200万円予定してございましたが、最終見込みで7億3,800万円まで下げたということでございます。詳しい内容については、今建築住宅課長のほうからご報告申し上げます。

○議長（昆 暉雄）

建築住宅課長。

○建築住宅課長（佐々木政勝）

船越第1団地から第8団地、大沢第1団地、浜川目団地、織笠第1団地とございますけれども、未契約の部分が織笠第1団地の第2ブロック部分と船越第1団地、第2団地、第5団地、第6団地、第8団地、大沢第1、第2にございまして、その分の未契約部分でこの金額の差が生じてございます。

○議長（昆 暉雄）

8番。

○8番関 清貴議員

21ページの雑入の光ファイバー支障移転補償金とあるのですけれども、これの内容について教えてください。

○議長（昆 暉雄）

総務課長。

○総務課長（花坂惣二）

お尋ねの光ファイバー支障移転補償金についてお答えをいたします。

2件ございまして、1点は船越の四十八坂地区の大沢川鉄橋がございまして、あそこのところで三陸国道事務所の工事によりまして支障移転が生じるということで、その分と、大浦地区の支障移転ということで、電柱の張りかえ等を行うということでございます。船越地区が87万4,800円、大浦地区が378万円ほどということでございます。

以上でございます。

○議長（昆 暉雄）

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

歳入全款の質疑を終わります。

歳出全款の質疑を許します。7番。

○7番尾形英明議員

36ページの8款土木費の工事請負費の中で、豊間根地区排水路整備工事費の部分があるのですが、減額になったのは多分繰り越しの部分だと思うのですが、なぜこういうふうな結果になったのですか。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

豊間根地区の排水路整備事業工事費でございますが、この減額部分につきましては堂ヶ鼻地区の排水路整備の工事費でございます。これは堂ヶ鼻地区の排水路整備事業を実施するに当たりまして、事業用地関係調べておったわけですが、事業用地内に二重登記の地目が存在していたということで、法務局との調整に時間がかかりまして、ここの部分については減額して29年度で実施していこうというものでございます。

○議長（昆 暉雄）

7 番。

○7 番尾形英明議員

調査時点から多分わかっていたと思うのですが、なぜ1年も投げて、本当であればもっと早く解決する場所ですよね。一般質問でもやったのですけれども、その中では調整しているみたいな話やっていたのだけれども、実質的に一つも地元の人に話も何もやっていないために、こういう結果になるのです。どこを通せばいいのかという、そのものさえ地元の人にはわかっていない。いざ当たったら、俺のところを通るのかみたいな話になるわけだ。計画時点で、こういう計画がありますよ、どういう地権者がいますよというような問いかければ、スムーズに終わる場所です。何回も俺は言っているのだけれども、そういう計画性がない。だから、みんな繰り越しだとか、入札不調だとか。何で入札不調なのか、時期的に1月だの12月にやって、入札不調になりました、年度内に工事ができません、繰り越しますと。そんなことばかりやっているのではないか。4月、5月あたりにちゃんとやっていれば、不調に終わろうが何しようが、対策方法がいっぱい出てくるでしょう、時間的に。それを放っぱり返しておいて、ことし中に仕事ができるかできないかわからない、もう一回やってみます、そうしたらば応札者が出ませんでした、仕方がなく随意契約の中でやらせたと。何ぼでもやる方法いっぱいあるのに、何でそうやって投げて繰り越ししなければならない状態にするの、常に。その辺、返答してください。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

堂ヶ鼻地区の二重登記の問題に関しては、いろいろ法務局との調整をしてきたわけですが、その中で法務局との調整に非常に時間がかかったということで、ここについてはご理解いただきたいと思います。

今後の事業の実施に当たっては、議員ご指摘のとおりちゃんと調整をとりながら早く工事発注できるように進めていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

4 番。

○4 番黒沢一成議員

1 つは、25ページ、一般管理費の委託料の復興人材プラットフォーム事業委託料の減額の理由を説明をお願いします。

あと、全体的に大きな減額なのではけれども、復興工事自体のおくれがあるのかどうか。当初足りなくならないように大目に盛っているのでは、減額はわかるのではけれども、工事の進捗におくれがないのかどうかをお願いします。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（佐々木真悟）

私のほうからは、2 款 1 項 1 目一般管理費の復興人材プラットフォーム事業委託料についてでございます。これは、山田町の復興コーディネーターの事業でございます、具体的には復興応援隊の活動事業費に委託をしている部分でございます。その部分の精査が進んでまいりましたので、減額したということでございます。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

復興事業におくれは出ないのかということでございます。まず、住宅再建場所となる宅地整備につきましては、平成29年度中に工事は完了させたいと思っております。

あと、国道45号周辺地区の区画整理事業、産業用地として活用する部分については、平成30年度を目標に進めているところでございます。

○議長（昆 暉雄）

4 番。

○4 番黒沢一成議員

復興人材のほうは、人員的に減ったとかではなくて、かかった経費のようなものが減ったのでいいのでしょうか。

あと、全体のほうは進捗状況におくれがないかどうかをお答えください。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（佐々木真悟）

委託料のほうにつきましては、年度当初要求する時点で応援隊の人数を4名ほど見積もりしておりましたが、実際28年度の稼働人員は2人ということで、人員の減の分もでございます。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

現時点では、先ほど答弁したとおりのスケジュールで進んでおりますので、その工程のとおり進めていきたいと思っております。現時点では、おくれはないというふうに認識しております。

○議長（昆 暉雄）

4 番。

○4 番黒沢一成議員

復興人材のほうなのですけれども、せっかく来ていただいたのだけれども、人員が減っているということで、個人の都合で人員が減ったのかと思うのですけれども、やってもらいたい仕事はあったけれども、残念ながらということなのかどうか。それによって、やってもらいたい仕事ができなくなったということはあるのでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（佐々木真悟）

あくまで応援隊の方の個人の都合によりやめたものでございます。もちろんやめた部分に係る影響は少なからずございます。

○議長（昆 暉雄）

10 番。

○10 番坂本 正議員

36 ページです。道路新設改良費の中の15 節、この中に4 点挙がっておるわけですが、1 億三千何ぼそれ何ぼと。この4 つの金額的な面をちょっと知りたいのです。

○議長（昆 暉雄）

企画財政課長。

○企画財政課長（上林 浄）

今の予算書の記載の部分でございます。代表してお答えをさせていただきます。

なお、この予算書に工事関係、委託関係について数字の記載を省略させていただいているのは、これまでご説明していたとおりでございますので、議場でのご質問にお答えをするという形で申し上げたいと思います。

上のほうから、町道舗装修繕工事費、ここが減の1,377 万4,000 円、その下の豊間根地区排水路整備工事費、減の8,635 万円、歩道整備事業工事費、減の2,882 万2,000 円、その下の草木地区道路舗装改良事業工事費、減の147 万円。

以上でございます。

○議長（昆 暉雄）

10番。

○10番坂本 正議員

ありがとうございます。これはどういう格好で減になったのですか。何か安くなったとかなんとかということでこういう減になったのか、ちょっと中身を説明してもらえますか。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

町道の舗装修繕工事費につきましては、これは執行見込額の確定による減でございます。豊間根地区排水路整備工事費につきましては、これは堂ヶ鼻地区の排水路工事が実施できなかったことによる減額でございます。それと、歩道整備事業につきましては、これも執行見込額に合わせた減でございます。草木地区舗装道路改良事業費につきましても、執行額が確定したことによりましての減ということになります。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

10番。

○10番坂本 正議員

この間草木地区、予算で一千何ぼとったのだけれども、やっぱり早目に仕事をやって、次年度に持ち込まないように、早くやってもらえばこういうことはないはずですから、ひとつ頑張ってやっていただきたいと思います。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

8番。

○8番関 清貴議員

27ページの戸籍住民基本台帳費の13節の委託料、山田地区住居表示整備業務委託料が4,382万5,000円減額になっていますが、これの減額した背景を教えてください。

あとは、34ページの商工費になりますが、商工業振興費の緊急雇用等3つあるのですけれども、これらが減額になっているのですけれども、これは平成29年度に回せる性質の減なのか、それとももう28年度で精算し終わって、29年度は全くだめですよという数字なのか、その辺を教えてください。

○議長（昆 暉雄）

町民課長。

○町民課長（中屋佳信）

私のほうからは、山田地区住居表示整備業務委託料の減についてお答えします。

この事業につきましては、山田地区の現在実施している土地区画整理事業の関係で、これまで被災

前の街区境とされていた道路等の位置が大きく改変されることから、これに合わせて街区名の変更や街区番号の振り直し、いわゆる住居表示の整備をするという事業でございますけれども、この区画整理事業、当初の計画から土地利用計画とか地区境の変更があつて、まだ28年度内に街区が決まらないという部分がありまして、この住居表示のほうの事業もできないので、今年度の実施を取り下げたという格好になります。

ちなみに、この事業については今回落として29年度当初予算に計上しておりますので、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（佐々木真悟）

34ページ、商工業振興費の委託料の減でございますけれども、この分につきましては平成28年度の額の確定による精算に伴う減分でございます。また、この金額の中から29年度のほうに回すということではございません。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

8 番。

○8 番関 清貴議員

最初の質問はわかりました。

緊急雇用のほうですが、29年度に回すものではないということですが、29年度、歳入でも出ていましたので、まず県のほうにお返しして、それから来年度はもらえないものかという趣旨の質問でしたけれども。

○議長（昆 暉雄）

企画財政課長。

○企画財政課長（上林 浄）

緊急雇用事業の部分でございますので、私のほうからお話をさせていただきます。

皆様ご承知かと思いますが、緊急雇用事業自体が28年度で終息ということになってございます。先ころ職を辞する方を対象に就職の説明会も行ったところでございますけれども、残念ながら国の制度とすれば29年度はないということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（昆 暉雄）

5 番。

○5 番田老賢也議員

繰越明許のことなのですけれども、超高速ブロードバンド事業で船越と豊間根の部分も供用が開始

されていると思うのですけれども、何の部分が残ったのかというのを教えてください。

○議長（昆 暉雄）

ページ数、5 ページですか。

○5 番田老賢也議員

はい、5 ページです。

○議長（昆 暉雄）

総務課長。

○総務課長（花坂惣二）

5 ページの超高速ブロードバンド事業でございますが、これは先ほど申しましたとおり支障移転分の事業がちょっと年度をまたぐものですから繰り越しをさせていただいて、4 月工事を図るということでございます。地区的には、先ほど申し上げましたとおり大浦地区と四十八坂の部分の工事をやるということでございます。

○議長（昆 暉雄）

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

歳出全款の質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これから議案第37号 平成28年度山田町一般会計補正予算（第7号）を採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

_____ ○ _____

○議長（昆 暉雄）

追加日程第3、議案第38号 平成28年度山田町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。国保介護課長。

○国保介護課長（甲斐谷芳一）

議案第38号 平成28年度山田町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）についてご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,836万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ32億7,085万5,000円とするものであります。

それでは、事項別明細書により主なものについて順にご説明いたします。3ページをごらんください。歳入であります。3款国庫支出金、2項国庫補助金、2目国保制度関係業務準備事業費補助金46万8,000円の増額は、平成30年度の国保統合に向けたシステム改修費に対する補助金の増によるものであります。

9款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金1,881万2,000円の減額は、低所得者等の保険料負担を軽減する保険基盤安定繰入金及び国保財政の健全化等のための財政安定化支援事業繰入金の確定による減によるものであります。

5ページをごらんください。歳出であります。1款及び2款は省略させていただきます。

6ページをごらんください。3款1項後期高齢者支援金等、1目後期高齢者支援金3,057万5,000円の減額は、後期高齢者支援金の負担額が確定したことによるものであります。

7ページをごらんください。5款1項1目介護納付金2,590万3,000円の減額は、介護納付金の納付額が確定したことによるものであります。

10款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、3目償還金3,836万1,000円の増額は、前年度に収入した国庫負担金等の精算による償還金を計上したことによるものであります。

以上のとおり、歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,836万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ32億7,085万5,000円とするものであります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

歳入歳出一括質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑なしと認めます。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これから議案第38号 平成28年度山田町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）を採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

○

○議長（昆 暉雄）

追加日程第4、議案第39号 平成28年度山田町介護保険特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。国保介護課長。

○国保介護課長（甲斐谷芳一）

議案第39号 平成28年度山田町介護保険特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,435万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ18億3,262万4,000円とするものであります。

それでは、事項別明細書により主なものについて順にご説明申し上げます。3ページをごらんください。歳入であります。1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料780万円の増額は、年間保険料収入の確定見込みによるものであり、所得の増加により所得段階の高位に該当する方がふえたことなどがその要因と捉えております。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金282万2,000円の減額は、国の介護給付費負担額が決定したことによるものであります。

4款1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金1,721万5,000円の減額は、支払基金の介護給付費交付金が決定したことによるものであります。

4ページをごらんください。5款県支出金、1項県負担金、1目介護給付費負担金30万5,000円の増額は、県の介護給付費負担金が決定したことによるものであります。

2項県補助金、1目地域支援事業交付金（介護予防事業）32万4,000円の減額及び2目地域支援事業交付金（包括的支援・任意）53万5,000円の減額は、地域支援事業費の確定見込みによるものであります。

5ページをごらんください。6款繰入金、1項一般会計繰入金、2目地域支援事業繰入金（介護予防事業）40万7,000円の減額及び3目地域支援事業繰入金（包括的支援・任意）62万9,000円の減額は、地域支援事業費確定見込みによるものであります。4目その他一般会計繰入金48万7,000円の減額は、歳出の総務費、介護認定調査費等事務費の減によるものであります。

次に、歳出であります。7ページをごらんください。1款総務費、3項介護認定審査会費、1目認定調査費等33万1,000円の減額は、宮古地区介護認定審査会負担金の減などによるものであります。

8ページをごらんください。2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目介護サービス給付費60万円の増額は、住宅改修費の増額見込みによるものであります。

2項介護予防サービス等諸費、1目介護予防サービス給付費1,050万円の減額は、介護予防サービス給付費の年間所要額を見込んだことによるものであります。

9ページをごらんください。3項1目その他諸費153万5,000円の増額は、高額介護サービス費などの増額見込みによるものであります。

5款1項介護予防事業費、1目2次予防事業費157万3,000円の減額は、2次予防事業費委託料の確定など事業費の確定見込みによるものであります。3目総合事業費精算金100万円の減額は、他市町村で実施している総合事業に係る住所地特例精算金の減額見込みによるものであります。

10ページをごらんください。2項包括的支援事業・任意事業費、1目包括的支援事業費30万5,000円の減額、3目生活支援体制整備費152万1,000円の減額、6目任意事業費60万円の減額など、いずれも今年度の事業費の確定見込みによるものであります。

以上のとおり、歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,435万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ18億3,262万4,000円とするものであります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

歳入歳出一括質疑を許します。12番。

○12番山崎泰昌議員

1点だけお願いします。

8ページです。介護予防サービス給付費です。これがこのぐらい減額しているということは、単に人が受けなかったのか、それとも受けたくても受けられないという状況なのか。町としてはどういうふうに判断しているか教えてください。

○議長（昆 暉雄）

国保介護課長。

○国保介護課長（甲斐谷芳一）

サービス給付費は、いわゆる支援1、2の方でございまして、まずは認定者が今年度は減少傾向にあるということでございます。それから、サービスを使っている方も少ないと。ただし、その傾向が来年度も続くということは現時点ではわかりかねますので、今年度はということでご理解いただければと思います。

○議長（昆 暉雄）

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑を終わります。

討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

討論なしと認めます。

これから議案第39号 平成28年度山田町介護保険特別会計(事業勘定)補正予算(第4号)を採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

異議なしと認めます。

よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

_____ ○ _____

○議長(昆 暉雄)

追加日程第5、議案第40号 平成28年度山田町介護保険特別会計(サービス事業勘定)補正予算(第1号)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。国保介護課長。

○国保介護課長(甲斐谷芳一)

議案第40号 平成28年度山田町介護保険特別会計(サービス事業勘定)補正予算(第1号)についてご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ14万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ391万5,000円とするものであります。

それでは、事項別明細書により順にご説明申し上げます。3ページをごらんください。歳入であります。1款サービス収入、1項予防給付費収入、1目予防支援サービス計画費26万2,000円の減額は、介護予防サービス利用者の減少に伴う予防支援サービス計画費の減によるものであります。

2款1項1目繰越金12万円の増額は、前年度繰越金の計上によるものであります。

次に、歳出であります。5ページをごらんください。1款サービス事業費、1項1目居宅介護支援事業費14万2,000円の減額は、介護予防サービス利用者の減少に伴うサービス事業委託料の減などによるものであります。

以上のとおり、歳入歳出予算の総額からそれぞれ14万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ391万5,000円とするものであります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(昆 暉雄)

歳入歳出一括質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

質疑なしと認めます。

討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

討論なしと認めます。

これから議案第40号 平成28年度山田町介護保険特別会計(サービス事業勘定)補正予算(第1号)を採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

異議なしと認めます。

よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

○

○議長(昆 暉雄)

追加日程第6、議案第41号 平成28年度山田町漁業集落排水処理事業特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長(佐々木達彦)

議案第41号 平成28年度山田町漁業集落排水処理事業特別会計補正予算(第3号)についてご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算にそれぞれ14万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億7,364万9,000円とするものです。

補正の概要ですが、排水施設使用料の決算見込額による増額であります。

それでは、歳入歳出事項別明細書によりご説明申し上げますので、3ページをごらんください。歳入です。1款1項事業収入、1目使用料収入130万8,000円の増は排水処理施設使用料で、被災者の住宅再建などにより大沢地区の使用料収入決算見込額が増額となることによるものです。

2款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金116万1,000円の減は、排水処理施設使用料の収入が増となったことに伴い減額するものです。

5ページをごらんください。次に、歳出です。1款1項経営経常費、1目総務費10万7,000円の増は、給与条例改正に伴い兼務職員の上下水道課長給与分を水道事業会計へ支出する負担金を増とするもの

です。3目大沢排水処理区事業管理費4万円の増は、徴収事務委託料の決算見込額などにより増とするものです。

最終行をごらんください。以上のとおり歳入歳出予算にそれぞれ14万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億7,364万9,000円とするものです。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

歳入歳出一括質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑なしと認めます。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これより議案第41号 平成28年度山田町漁業集落排水処理事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

_____ ○ _____

○議長（昆 暉雄）

追加日程第7、議案第42号 平成28年度山田町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（佐々木達彦）

議案第42号 平成28年度山田町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ968万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億4,426万1,000円とするものです。

補正の概要ですが、歳入では下水道使用料の決算見込額による増額と財産収入の減額及び事業管理費による繰入金の増額、歳出では下水道管理費の増額及び公債費の減額であります。

歳入歳出予算の前に、3ページをお開きください。第2表、繰越明許費補正であります。記載のとおり、平成28年度中の事業実施が困難と見込まれる3事業、合計で4,701万1,000円を翌年度に繰り越して実施するため追加しようとするものであります。

それでは、歳入歳出事項別明細書によりご説明申し上げますので、5ページをごらんください。歳入です。1款1項事業収入、1目使用料収入213万7,000円の増は下水道使用料で、災害公営住宅への入居などにより山田地区の使用料収入決算見込額が増額となることによるものです。

3款財産収入、1項財産売払収入、1目不動産売払収入1,600万円の減は、国の補助金を活用して取得した北浜中継ポンプ場用地を水道事業会計の山田浄水場用地として水道事業会計に売却を予定していたところ、財産処分承認基準の運用変更により同一市町村内の無償譲渡の場合に補助金返還が不要となったことから、無償譲渡したため減額するものです。

6ページをごらんください。4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金418万1,000円の増は、船越処理区の事業管理費の増額等に伴うものです。

7ページをごらんください。次に、歳出です。1款1項下水道管理費、1目一般管理費789万3,000円の減は、北浜中継ポンプ場用地の用途変更に伴う国庫補助金が不要となったことから減額するものです。2目事業管理費1,045万9,000円の増は、前須賀中継ポンプ場の水位計の動作不良により処理場への送水が停止となり、機器の水没事故が発生し、故障となったことから、機能回復のため修繕工事費を補正計上するものです。

3款1項公債費、1目元金952万9,000円の減は、北浜中継ポンプ場用地の用途変更に伴い繰上償還を予定していたところ、財務省との協議の結果、繰上償還を行わないこととしたため減額するものです。2目利子271万9,000円の減は、利率見直しによるものです。

最終行をごらんください。以上のとおり今回の補正は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ968万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億4,426万1,000円とするものです。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

歳入歳出一括質疑を許します。

4番。

○4番黒沢一成議員

7ページです。前須賀中継ポンプ場の工事費なのですが、今の説明で水位計が故障したためということだったので、この故障の原因はわかっているのでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

上下水道課長。

○上下水道課長（佐々木達彦）

前須賀中継ポンプ場の事故のことなのですが、3つの故障がありました。ふだん使う水位計、

運転停止をする水位計が動作不良と。そのほかに、異常高水位になったとき、ポンプが運転するフリクトレベルスイッチというのが動かなかったと。そのほかに、中継ポンプ場から異常を知らせる通報装置が通報できなかったという3つの原因がありました。通報装置については、NTT回線の故障ということで、補修はしております。あとは、ポンプ停止については今原因調査をしている最中ですので、今そういう状況であります。

○議長（昆 暉雄）

12番。

○12番山崎泰昌議員

私もそのところを聞きたかったのですけれども、1点目はそこで、現状のままで修理、修理であるその場所であるまま今後使用していくのかどうかをまず1点目。

2点目は、繰上償還の件です。多分震災前までは、繰上償還はできなかったのですけれども、いろんな緩和でなったと思うのです。繰上償還も許可してもらったと。それで、当初予算にのせていたと。今話聞くと、話し合いによってできなくなったということなのですから、そのところをもう少し説明してください。

○議長（昆 暉雄）

上下水道課長。

○上下水道課長（佐々木達彦）

前須賀の中継ポンプ場を今後使っていくかということでしょうか。それについては、今後とも前須賀中継ポンプ場を使っていきます。

あとは、繰上償還については、当初予算計上では北浜の中継ポンプ場を売却した資金を、それを繰上償還するということで当初予算に計上しておりました。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

12番。

○12番山崎泰昌議員

済みません、2点目はわかりました。

1点目は、さっきの4番の説明のときに、たしか水没とかと聞こえたために、状況的にあの周りを見れば、ちょっとそれもありだなと思ったもので今質問したのです。結局周りがあるぐらい高くなって、今までもあそこは田んぼとか湿地っぽかったところに、そのまままだ使っていくにはちょっと危険性を感じるのですけれども、その辺の見解はどうでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

上下水道課長。

○上下水道課長（佐々木達彦）

今回の水没事故なのですけれども、雨水等の浸水によつての事故ではございません。結局ポンプが停止したために、汚水が中継ポンプ場に流れ込んで水没したということです。

以上です。

（「現状のままで心配はないのか」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

上下水道課長。

○上下水道課長（佐々木達彦）

現状のままで心配はございません。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これから議案第42号 平成28年度山田町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よつて、議案第42号は原案のとおり可決されました。

○

○議長（昆 暉雄）

追加日程第8、議案第43号 平成28年度山田町水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（佐々木達彦）

議案第43号 平成28年度山田町水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

第2条は、平成28年度山田町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出予定額を次のとおり補正するものです。収益的収入についてであります。第1款水道事業収益、第2項営業外収益40万6,000円を増額し5,525万5,000円とするものです。収益的支出についてであります。第1款水道事業費

用、第1項営業費用142万円を増額し3億2,239万2,000円とするものです。

次ページをお開きください。第3条は、予算第4条本文括弧書き中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額を9,014万4,000円と改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。資本的収入についてであります。第1款資本的収入については、第1項企業債7,690万円を減額し1億4,520万円とし、第3項他会計補助金1,075万2,000円を減額し5,185万2,000円とし、第7項補助金1億4,199万2,000円を減額し2億4,645万5,000円とするものです。資本的支出についてであります。第1款資本的支出、第1項建設改良費2億2,694万7,000円を減額し4億5,145万8,000円とするものです。

それでは、収入及び支出の見積もり基礎によりご説明申し上げますので、5ページをお開きください。収益的収入です。1款水道事業収益、2項営業外収益、4目雑収益40万6,000円の増は、徴収事務受託料等の増額によるものです。

収益的支出です。1款水道事業費用、1項営業費用142万円の増は、賞与引当金繰入額、退職給付費などの28年度費用確定によるものです。

6ページをごらんください。資本的収入です。1款資本的収入、1項1目企業債7,690万円の減は、建設改良費の減によるものです。

3項1目他会計補助金1,075万2,000円の減は、建設改良費の減に伴う震災復興特別交付税の減によるものです。

7項1目他会計補助金1億4,199万2,000円の減は、建設改良費の減に伴う国庫補助金の減によるものです。

資本的支出です。1款資本的支出、1項建設改良費、3目土地購入費1,600万円の減は、山田浄水場用地として公共下水道事業で不要となる山田処理区の北浜中継ポンプ場用地を購入する費用を計上しておりましたが、国庫補助金等における財産処分承認基準の運用が変わり、無償譲渡となったことにより減額するものです。4目固定資産購入費154万9,000円の減は、購入費確定によるものです。5目改良費5,600万円の減は、豊間根水源紫外線滅菌処理施設整備事業は今年度完了予定としていたところ、補助金の配分が満額でなかったことから、2カ年度の事業として次年度の事業費分を減額するものです。6目老朽管更新事業費600万円の増は、田の浜踏切配水管推進工事において試掘調査の結果、推進位置まで水位があることが判明し、推進工の工法を変更したことに伴い工事費を増額するものです。7目柳沢北浜地区配水管布設事業費1,200万円の減は、事業費の確定によるものです。8目災害復旧事業費1億4,739万8,000円の減は、主に山田地区の土地区画整理事業の進捗により、年度内に配水管敷設の工事ができなかったことに伴い減額するものです。

以上、提案理由の説明とさせていただきますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

歳入歳出一括質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（昆 暉雄）

質疑なしと認めます。

討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これから議案第43号 平成28年度山田町水道事業会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

————— ○ —————

○議長（昆 暉雄）

以上で本日の日程は全て終了しましたので、これをもって散会いたします。

午後 2時42分散会

平成29年第1回山田町議会定例会会議録（第23日）									
招 集 告 示 日		平成29年 2月 8日							
招 集 年 月 日		平成29年 2月13日							
招 集 場 所		山田町役場 5階議場							
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告		開 議	平成29年 3月 7日午前10時00分				議 長	昆 暉雄	
		散 会	平成29年 3月 7日午後 1時42分				議 長	昆 暉雄	
応（不応）招議員 及び出席議員並び に 欠 席 議 員 出席 13名 欠席 1名 欠員 0名 凡例 出席 ○ 欠席 △ (不応招) ×		議 席 番 号	氏 名		出 席 等 の 別	議 席 番 号	氏 名		出 席 等 の 別
		1	阿 部 幸 一		○	8	関 清 貴		○
		2	田 村 剛 一		○	9	阿 部 吉 衛		○
		3	佐 藤 克 典		○	10	坂 本 正		○
		4	黒 沢 一 成		○	11	菊 地 光 明		△
		5	田 老 賢 也		○	12	山 崎 泰 昌		○
		6	木 村 洋 子		○	13	吉 川 淑 子		○
		7	尾 形 英 明		○	14	昆 暉 雄		○
会議録署名議員		6番 木 村 洋 子			7番 尾 形 英 明		8番 関 清 貴		
職務のため議場 に出席した者の 職氏名		事務局長		白 土 まさ子		書 記		鈴 木 廉 子	
地 方 自 治 法 第 1 2 1 条 により 説明のため出席 した者の職氏名 凡例 出席 ○ 欠席 △		職 名	氏 名		出欠	職 名	氏 名		出欠
		町 長	佐 藤 信 逸		○	国保介護課長	甲斐谷 芳 一		○
		副 町 長	甲斐谷 義 昭		○	健康福祉課長	菊 池 ひろみ		○
		副 町 長	鈴 木 裕		○	建設課長	川守田 正 人		○
		技 監	山 下 真 徳		○	建築住宅課長	佐々木 政 勝		○
		総務課長	花 坂 惣 二		○	上下水道課長	佐々木 達 彦		○
		総務課主幹	倉 本 收 郎		○	消防防災課長	上 沢 隆		○
		企画財政課長	上 林 浄		○	教育委員長	山 崎 喜 六		○
		復興推進課長	沼 崎 弘 明		○	教 育 長	佐々木 毅		○
		会計管理者兼 税 務 課 長	昆 秀 樹		○	教育次長	箱 山 智 美		○
		農林課長	古 舘 隆		○	生涯学習課長	白 土 靖 行		○
		水産商工課長	佐々木 真 悟		○				
		町民課長	中 屋 佳 信		○				
議 事 日 程		別紙のとおり							
会議に付した事件		別紙のとおり							
会 議 の 経 過		別紙のとおり							

平成 29 年第 1 回山田町議会定例会議事日程

(第 23 日)

平成 29 年 3 月 7 日 (火) 午前 10 時開議

- | | | |
|---------|----------|--|
| 日 程 第 1 | 議案第 21 号 | 平成 29 年度山田町一般会計予算 |
| 日 程 第 2 | 議案第 22 号 | 平成 29 年度山田町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算 |
| 日 程 第 3 | 議案第 23 号 | 平成 29 年度山田町後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日 程 第 4 | 議案第 24 号 | 平成 29 年度山田町介護保険特別会計（事業勘定）予算 |
| 日 程 第 5 | 議案第 25 号 | 平成 29 年度山田町介護保険特別会計（サービス事業勘定）予算 |
| 日 程 第 6 | 議案第 26 号 | 平成 29 年度山田町漁業集落排水処理事業特別会計予算 |
| 日 程 第 7 | 議案第 27 号 | 平成 29 年度山田町公共下水道事業特別会計予算 |
| 日 程 第 8 | 議案第 28 号 | 平成 29 年度山田町水道事業会計予算 |
| 追加日程第 1 | 報告第 1 号 | 公用車事故（物損事故）に係る損害賠償事件に関する専決処分の報告について |
| 追加日程第 2 | 議案第 29 号 | 小谷島漁港災害復旧（28 災 43 号南防波堤）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて |
| 追加日程第 3 | 議案第 30 号 | 田の浜地区都市公園事業津波防災緑地公園新設工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて |
| 追加日程第 4 | 議案第 31 号 | 山田町新斎場建設工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて |
| 追加日程第 5 | 議案第 32 号 | 山田町新斎場火葬炉設備設置工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて |
| 追加日程第 6 | 議案第 33 号 | 山田町織笠地区復興整備事業に伴う J R 交差部におけるこ道橋整備業務の委託協定の締結に関し議決を求めることについて |
| 追加日程第 7 | 議案第 34 号 | 小谷島漁港災害復旧（23 災 563 号船揚場他 3 件）工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについて |
| 追加日程第 8 | 議案第 35 号 | 船越・田の浜地区復興事業浦の浜田の浜線及び第 2 団地他新設工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについて |
| 追加日程第 9 | 議案第 36 号 | 船越公園災害復旧工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについて |

平成29年 3月 7日

平成29年第1回山田町議会定例会会議録

午前10時00分開議

(議事日程等別紙)

午前10時00分開議

_____ ○ _____

○議長（昆 暉雄）

ただいまの出席議員は13名であり、定足数に達していますので、会議は成立しました。
参考までに申し上げます。欠席届の出ている者は、11番菊地光明君であります。

_____ ○ _____

○議長（昆 暉雄）

それでは、これより直ちに本日の会議を開きます。

_____ ○ _____

○議長（昆 暉雄）

暫時休憩をいたします。

午前10時00分休憩

午前10時08分再開

_____ ○ _____

○議長（昆 暉雄）

会議を再開いたします。

日程の変更についてお諮りいたします。

お手元に配付のとおり、追加日程として報告1件、議案8件が提出されましたので、その日程のとおり変更したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、お手元に配付の日程のとおりとします。

_____ ○ _____

○議長（昆 暉雄）

日程第1、議案第21号 平成29年度山田町一般会計予算、日程第2、議案第22号 平成29年度山田町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算、日程第3、議案第23号 平成29年度山田町後期高齢者医療特別会計予算、日程第4、議案第24号 平成29年度山田町介護保険特別会計（事業勘定）予算、日

程第5、議案第25号 平成29年度山田町介護保険特別会計（サービス事業勘定）予算、日程第6、議案第26号 平成29年度山田町漁業集落排水処理事業特別会計予算、日程第7、議案第27号 平成29年度山田町公共下水道事業特別会計予算、日程第8、議案第28号 平成29年度山田町水道事業会計予算を一括議題とします。

以上8件は全て当初予算に係るものですので一括上程し、提案理由の説明を求めことにしたいと思います。順次説明を求めます。

最初に、日程第1、議案第21号 平成29年度山田町一般会計予算について、提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（上林 浄）

議案第21号 平成29年度山田町一般会計予算についてご説明をいたします。

なお、皆様のお手元に資料としてお渡ししております山田町一般会計当初予算の概要、こちらのほうでございますが、これに沿ってご説明をいたしますので、ごらんをいただきながらよろしく願いをいたします。

まず、概要の1ページをお開きください。1、総論でございます。平成29年度一般会計当初予算案の総額は、歳入歳出それぞれ359億5,197万9,000円で、前年度当初予算総額420億7,978万8,000円と比較しマイナス14.6%、61億2,780万9,000円の減と前年度を下回りましたが、震災以降6年連続で数百億円規模の大型予算となっております。29年度もこれまでに引き続き、東日本大震災の復旧、復興事業を中心とした予算編成になっております。

次に、2、予算編成の基本的な考え方についてであります。前段は、政府予算や国の地方財政対策に係る部分であり、省略をさせていただきます。

後段の部分をごらんください。本町の平成29年度一般会計当初予算案は、これら地方財政を取り巻く状況を踏まえ、復旧、復興を最優先に、山田町総合計画の実現や町政に求められる課題解決を図りつつ、健全な財政運営の維持に努めることを念頭に予算編成を行いました。

次に、3、主要な施策についてであります。本資料の16ページ以降に詳細は記載しておりますが、平成29年度一般会計当初予算案は、前年度までに引き続いて東日本大震災からの復旧、復興事業を中心とする予算になっています。

次のページをお開きください。予算の枠組みについては次のとおりとなります。なお、事業の名称などは記述のとおりでありますので、省略をいたします。

まず、（1）、山田町総合計画事業では、総合計画に基づき計画的に実施する各種事業を90事業、23億7,000万円程度を計上しております。（2）、復興交付金事業では、55事業、224億9,000万円程度、（3）、災害復旧事業では、12事業、23億3,000万円程度、（4）、復興関連事業では、49事業、23億2,000万円程度を計上しております。

次に、2、歳入についてご説明をいたします。1款町税の総額は11億591万7,000円で、前年度と比

較して伸び率は5.6%、5,893万7,000円の増となっています。1項町民税は4億9,571万4,000円で、前年度比4,651万1,000円の増となっています。個人の所得割及び法人税割の増加を見込んだことによるものであります。

3ページをごらんください。2款地方譲与税では、1項地方揮発油譲与税は前年度同額の1,650万円、2項自動車重量譲与税は前年度比380万円減の3,760万円となっております。

3款から5款については省略をいたします。

6款地方消費税交付金は、前年度比2,490万円減の2億6,060万円となっております。なお、社会保障財源化分としては1億730万円程度を見込んでおります。

7款から9款については省略をいたします。

10款地方交付税の総額は77億4,114万8,000円で、その内訳は普通交付税が28億8,300万円、特別交付税が6,000万円、震災復興特別交付税が47億9,814万8,000円となっています。普通交付税は、国の地方財政計画においても減とされていることから、前年度比マイナス0.6%、1,700万円の減と見込んでおります。なお、平成28年度の交付決定額30億6,602万5,000円と比較しますと、マイナスの6.0%、1億8,302万5,000円の減となっております。特別交付税は、前年度と同額を計上しております。震災復興特別交付税は、復興交付金事業や災害復旧事業の町負担相当額などが算入対象となるもので、前年度比3億977万9,000円の増と見込んでおります。

なお、28年度から復興事業費の一部に地方負担が求められることとなりましたが、これによる新年度の負担額は5事業で517万円程度と見込んでおります。

4ページをお開きください。11款は省略をいたします。

12款分担金及び負担金の総額は6,831万3,000円で、伸び率はマイナス5.7%、414万1,000円の減となっています。これは、保育園保育料の減などによるものであります。

13款使用料及び手数料の総額は6,404万2,000円で、伸び率は10.6%、612万3,000円の増となっています。これは、公営住宅使用料の増などによるものであります。

14款国庫支出金の総額は33億9,821万7,000円で、伸び率はマイナス30.5%、14億8,791万3,000円の減となっております。増減の主なものは記述のとおりでありますので、省略をさせていただきます。

15款県支出金の総額は11億5,658万1,000円で、伸び率はマイナス13.2%、1億7,569万1,000円の減となっています。増減の主なものは記述のとおりでありますので、省略をさせていただきます。

16款財産収入の総額は6億4,147万8,000円で、伸び率はマイナス27.3%、2億4,086万9,000円の減となっています。これは、防災集団移転促進事業により整備した宅地の売り払いなどの不動産売却収入の減などによるものでございます。

次のページをごらんください。17款寄附金の総額は、ふるさと応援寄附金を含めて前年度同額の8,000万3,000円となっています。

18款繰入金の総額は197億1,655万9,000円で、伸び率はマイナス16.1%、37億8,750万2,000円の減と

なっています。これは、復興事業の進捗に伴い復興交付金管理運営基金からの繰入金が増加したことなどによるものであります。基金ごとの内訳は記述のとおりでありますので、これも省略をいたします。

19款は省略をいたします。

20款諸収入の総額は1億7,642万1,000円で、伸び率はマイナス75.5%、5億4,493万2,000円の減となっております。これは、国道45号岩手45号復興事業受託事業収入の減などによるものであります。

21款町債の総額は14億7,110万円で、伸び率はマイナス12.6%、2億1,210万円の減となっております。町債の増減事由や事業債別の区分につきましては記述のとおりでございますので、省略をいたします。

6ページをお開きください。以上、歳入科目別に申し述べてまいりましたが、歳入の一般財源総額は98億4,352万5,000円で、歳入総額に占める一般財源の割合、いわゆる一般財源比率は27.4%と、前年度を4.8ポイント上回っております。

次に、3、歳出についてご説明をいたします。性質別区分による予算額では、減額となった主な項目は、復興事業の進展によりまして普通建設事業費が39億6,578万5,000円の減、災害復旧事業費が10億3,645万1,000円の減となっております。なお、詳細は13ページ以降に掲載をしております。義務的経費を見ると、人件費は共済組合等負担金の増などにより3,543万円の増となったものの、扶助費及び公債費はそれぞれ減となったことから、伸び率はマイナス1.2%の35億6,439万2,000円となりました。

目的別では、1款議会費の総額は9,150万9,000円で、前年度当初予算額と比較して伸び率1.2%、108万7,000円の増となっております。

2款総務費の総額は22億217万円で、伸び率はマイナス4.7%、1億881万2,000円の減となっております。

各款ごとの項及び目の内容につきましては、それぞれ記述のとおりでございますので、以降各款の総額についてのみ申し上げ、読み上げは省略をさせていただきたいと思っております。

7ページをごらんください。3款民生費の総額は24億5,495万5,000円で、伸び率はマイナス0.8%、1,987万4,000円の減ですが、構成比6.8%は土木費に次いで2番目となっております。

4款衛生費の総額は12億1,403万2,000円で、伸び率は34.7%、3億1,241万8,000円の増となりました。

5款労働費の総額は101万5,000円で、前年度同額となっております。

6款農林水産業費の総額は、8ページをお開き願います。23億6,895万6,000円で、伸び率はマイナス15.0%、4億1,797万2,000円の減となっております。構成比6.6%は土木費、民生費に次いで3番目となります。

7款商工費の総額は3億2,779万2,000円で、伸び率は21.8%、5,872万6,000円の増となっております。

8 款土木費の総額は230億2,469万1,000円となっております。伸び率はマイナス17.7%、49億6,288万2,000円の減となりましたが、構成比では最も高い64%となっております。

9 ページをごらんください。9 款消防費の総額は3 億9,938万5,000円で、伸び率は0.1%、55万7,000円の増となっております。

10款教育費の総額は7 億4,859万6,000円で、伸び率は15.5%、1 億35万8,000円の増となっております。

10ページをお開きください。11款災害復旧費の総額は23億2,691万6,000円で、伸び率はマイナス30.8%、10億3,645万1,000円の減となり、構成比6.5%は土木費、民生費、農林水産業費に次いで4 番目となっております。

12款公債費の総額は7 億7,696万1,000円となり、前年度当初予算と比較してマイナス6.6%、5,496万4,000円の減となっております。

11ページをごらんください。13款諸支出金は、整理科目として1,000円を計上しております。

14款予備費は、前年度同額の1,500万円を計上しております。

本資料の12ページ以降には予算額の比較資料や事業一覧などを掲載しておりますが、内容の説明については省略をさせていただきます。また、当初予算の審議に当たりまして、参考としていただくため、別に当初予算のあらましも配付させていただいておりますので、あわせてご一読くださるようお願いを申し上げます。

以上のとおり、平成29年度山田町一般会計予算の提案理由の説明といたしますので、よろしくご審議をいただきますようお願いを申し上げます。

○議長（昆 暉雄）

次に、日程第2、議案第22号 平成29年度山田町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算、日程第3、議案第23号 平成29年度山田町後期高齢者医療特別会計予算、日程第4、議案第24号 平成29年度山田町介護保険特別会計（事業勘定）予算、日程第5、議案第25号 平成29年度山田町介護保険特別会計（サービス事業勘定）予算について、提案理由の説明を求めます。国保介護課長。

○国保介護課長（甲斐谷芳一）

議案第22号 平成29年度山田町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算についてご説明申し上げます。説明につきましては、平成29年度山田町国民健康保険特別会計（事業勘定）当初予算の概要で申し上げます。

1 ページをごらんください。予算編成の基本的な考え方についてであります。国民健康保険事業は、保険給付費、後期高齢者支援金等、介護納付金、共同事業拠出金の合計が予算総額の98.4%を占め事業の骨子となっております。その中でも、適正かつ円滑に執行していく上で、診療報酬改定などによる医療費の動向など保険給付費の算定に主眼を置いております。歳出については保険給付費の的確な推計、経常経費の節減及び適正な執行、歳入については国民健康保険税の適正な賦課、国庫支出金の

的確な把握、その他収入の確保などに留意し、予算編成を行っております。

なお、予算案につきましては今議会において議決いただいた町税条例の改正前の税率に基づくものであり、本算定において改めて改正税率で算定し補正予算を提案する考えでありますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

予算の総額についてであります。歳入歳出予算案の総額は30億4,952万5,000円で、前年度当初予算額と比較し2億1,891万9,000円、率にして6.7%の減となっております。これは、保険給付費、後期高齢者支援金及び介護納付金の減額を見込んだことによるものであります。主なものについて前年度当初予算と比較しますと、歳入については、国民健康保険税収入は1.2%の増、国庫支出金は18.2%の減、療養給付費等交付金は65.6%の減、前期高齢者交付金は18.0%の増、県支出金は18.8%の減、共同事業交付金は1.4%の減を計上しております。国庫支出金、県支出金の減額は保険給付費の減額による減、療養給付費等交付金の減額は退職被保険者制度の廃止による経過措置に伴う減、前期高齢者交付金の増は前期高齢者の給付費用が増加するものとして増額を見込んだことによるものであります。歳出については、保険給付費は4.8%の減、後期高齢者支援金等は16.6%の減、介護納付金は31.0%の減、共同事業拠出金は2.5%の減を計上しております。保険給付費、後期高齢者支援金等及び介護納付金の減額は、総じてそれぞれの対象となる被保険者の減少を見込んだことによるものであります。

それでは、歳入歳出の款別に100万円以上の主なものについてご説明申し上げます。会計の性格上、歳出から説明してまいります。

2ページをごらんください。1款総務費についてであります。総務費は国保事業を行っていくための事務経費で、1項総務管理費は1,921万6,000円、2項徴税費は608万2,000円を計上しております。

2款保険給付費についてであります。1項療養諸費と2項高額療養費は、厚生労働省方式の推計方法により、平成26年度から28年度までの自然増減率と退職者医療制度移行分を加味して推計しております。

1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費は16億6,739万8,000円、2目退職被保険者等療養給付費は3,543万4,000円、3目一般被保険者療養費は658万7,000円、5目審査支払手数料は600万円など、合計で17億1,591万9,000円を計上しております。

2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費は1億4,400万円、2目退職被保険者等高額療養費は200万円など、合計で1億4,628万円を計上しております。

4項出産育児諸費、1目出産育児一時金は、1件42万円の30件分で1,260万円を計上しております。

3ページをごらんください。5項葬祭諸費、1目葬祭費は、1件3万円で、50件分の150万円を計上しております。

3款後期高齢者支援金等についてであります。1項後期高齢者支援金等、1目後期高齢者支援金は2億6,840万2,000円を計上しております。後期高齢者医療給付へ国保加入者の負担分であります。

4款前期高齢者納付金については省略いたします。

5 款介護納付金についてであります。1 項 1 目介護納付金は 1 億1,042万5,000円を計上しております。介護保険への納付金で国保加入者の負担分であります。

6 款共同事業拠出金についてであります。共同事業拠出金は、国保財政の安定化を図るものであり、高額医療費共同事業と保険財政共同安定化事業への拠出金であります。1 項共同事業拠出金、1 目高額医療費拠出金は7,107万9,000円、2 目保険財政共同安定化事業拠出金は 6 億7,406万6,000円、合計で 7 億4,514万5,000円を計上しております。

4 ページをごらんください。7 款保健事業費についてであります。1 項 1 目特定健康診査等事業費は、平成20年度から始まった40歳から74歳までの国保被保険者の健康診査事業で、1,702万5,000円を計上しております。

8 款基金積立金、9 款公債費については省略いたします。

10款諸支出金についてであります。諸支出金は、国保税の還付金等であります。1 項償還金及び還付加算金、1 目一般被保険者保険税還付金の216万円など、合計で232万円を計上しております。

11款予備費についてであります。1 項 1 目予備費は、前年度当初と同額の300万円を計上しております。

以上、歳出合計は30億4,952万5,000円となっております。

次に、5 ページをごらんください。歳出を補うための歳入についてであります。歳出合計30億4,952万5,000円から歳入の 2 款から11款までの合計26億3,332万3,000円を差し引いた額、4 億1,620万2,000円が国民健康保険税に求められることとなります。

1 款国民健康保険税についてであります。28年度の本算定額をもとに積算し、収納率を一般被保険者分、退職被保険者分、ともに93%と見込みました。1 項国民健康保険税、1 目一般被保険者国民健康保険税は 4 億455万7,000円を計上、前年度当初予算と比較し1,117万円の増となっております。内訳は、1 節医療給付費分現年課税分が 2 億6,438万6,000円、2 節後期高齢者支援金分現年課税分が 8,229万7,000円、3 節介護納付金分現年課税分が4,527万8,000円、4 節医療給付費分滞納繰越分が 929万8,000円、5 節後期高齢者支援金分滞納繰越分が203万1,000円、6 節介護納付金分滞納繰越分が 126万7,000円となっております。

2 目退職被保険者等国民健康保険税は1,164万5,000円を計上、前年度当初予算と比較し607万7,000円の減となっております。内訳は、1 節医療給付費分現年課税分が679万1,000円、2 節後期高齢者支援金分現年課税分が211万3,000円、3 節介護納付金分現年課税分が254万8,000円などとなっております。

2 款使用料及び手数料については省略いたします。

3 款国庫支出金についてであります。国庫支出金については、厚生労働省方式の推計方法により算定しております。6 ページをごらんください。1 項国庫負担金、1 目療養給付費等負担金は 3 億9,356万6,000円、2 目高額医療費共同事業負担金は1,776万円、3 目特定健康診査等負担金は334万円。

2 項国庫補助金、1 目財政調整交付金は 4 億3,950 万円、国庫支出金は合計で 8 億5,416 万6,000 円を計上しております。

4 款療養給付費等交付金についてであります。この交付金は、退職者医療費充当財源として社会保険診療報酬支払基金から交付されるもので、厚生労働省方式の推計方法により算定しております。1 項 1 目療養給付費等交付金は、前年度に比べ7,090 万円減の3,710 万円を計上しております。退職被保険者制度の廃止に伴い、退職者分の療養給付費が大幅に減額する見込みによるものであります。

5 款前期高齢者交付金についてであります。1 項 1 目前期高齢者交付金は 6 億6,060 万1,000 円を計上しております。前期高齢者の医療費について、国保、社保等の各保険者の加入数に応じて保険者間の負担の不均衡を調整するものであります。

6 款県支出金についてであります。1 項県負担金、1 目高額医療費共同事業負担金は、高額医療費共同事業拠出金の 4 分の 1 に当たる県負担分1,776 万円を、2 目特定健康診査等負担金は334 万、合計で2,110 万円を計上しております。

2 項県補助金、1 目財政調整交付金は 1 億550 万円を、2 目一部負担金特例措置支援事業補助金は 1,922 万4,000 円を計上しております。

7 款共同事業交付金についてであります。1 項 1 目共同事業交付金は5,574 万5,000 円。7 ページを
ごらんください。2 目保険財政共同安定化事業交付金は 6 億8,786 万7,000 円を計上しております。

8 款財産収入については省略いたします。

9 款繰入金についてであります。1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金は、保険基盤安定繰入金の保険税軽減分として7,364 万5,000 円、保険者支援分として4,390 万6,000 円、レセプト点検員報酬、嘱託徴収員報酬など事務費等繰入金として2,156 万4,000 円、出産一時金等繰入金として840 万円、財政安定化支援事業繰入金として4,250 万円、合計で 1 億9,001 万5,000 円を計上しております。

10 款繰越金については省略いたします。

11 款諸収入についてであります。2 項雑入、1 目一般被保険者第三者納付金100 万円など、合計で101 万1,000 円を計上しております。

以上、歳入合計は30億4,952 万5,000 円となっております。

続きまして、議案第23号 平成29年度山田町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明申し上げます。説明につきましては、平成29年度山田町後期高齢者医療特別会計当初予算の概要で申し上げます。

1 ページをごらんください。予算編成の基本的な考え方についてであります。岩手県後期高齢者医療広域連合議会での議決に基づき、保険料徴収分、低所得者等の保険料軽減額相当分の繰入金を歳入に、制度を運営していくための事務費並びに広域連合規約に基づいて徴収した保険料、延滞金及び保険基盤安定負担金を納付金として歳出に予算計上することを基本としております。

予算の総額についてであります。歳入歳出予算案の総額は 1 億6,086 万7,000 円で、前年度当初予算

と比較し654万1,000円、率にして4.2%の増となっております。

それでは、歳入歳出の款別に100万円以上の主なものについてご説明申し上げます。歳入についてあります。1 款後期高齢者医療保険料についてであります。1 項後期高齢者医療保険料、1 目特別徴収保険料は年金から天引きされるもので、6,154万8,000円を計上しております。2 目普通徴収保険料は、年金から天引きできない分を保険料総額の32.83%とし、収納率98.08%を見込み、2,950万4,000円を計上しております。

2 款使用料及び手数料については省略いたします。

3 款繰入金についてであります。1 項一般会計繰入金、1 目事務費繰入金は歳出の総務費に充当するもので、513万円を計上しております。2 ページをごらんください。2 目保険基盤安定繰入金は、低所得者等の保険料軽減分相当分の4分の1を市町村が、4分の3を県が負担することとなっており、県の負担分を一般会計で受け、町分と合わせてこの特別会計へ繰り入れるもので、6,030万6,000円を計上しております。

4 款繰越金については省略いたします。

5 款諸収入についてであります。2 項償還金及び還付加算金、1 目保険料還付金は、後期高齢者医療保険料の過年度分の還付を勘案し、前年度と同額の100万円を計上しております。

3 項1 目雑入は、広域連合が保険者として負担すべき後期高齢者健康診査事業に対する補助金317万8,000円を計上しております。

以上、歳入合計は1 億6,086万7,000円となっております。

次に、歳出であります。1 款総務費についてであります。1 項総務管理費、1 目一般管理費は329万8,000円を計上しております。主なものは、後期高齢者医療制度事務支援システムリース料の308万5,000円となっております。

2 項1 目徴収費は109万4,000円を計上しております。普通徴収納付書の印刷代が主なものであります。

3 ページをごらんください。2 款後期高齢者医療広域連合納付金についてであります。1 項1 目後期高齢者医療広域連合納付金は、特別徴収保険料、普通徴収保険料、保険基盤安定負担金などを納付するもので1 億5,136万8,000円を計上しております。

3 款後期高齢者健診事業費についてであります。1 項1 目後期高齢者健診事業費は、後期高齢者健診等委託料の397万3,000円など405万7,000円を計上しております。

4 款諸支出金についてであります。1 項償還金及び還付加算金、1 目保険料還付金は、過年度分の保険料の還付金として歳入の保険料還付金と同額の100万円を計上しております。

以上、歳出合計は1 億6,086万7,000円となっております。

続きまして、議案第24号 平成29年度山田町介護保険特別会計（事業勘定）予算についてご説明申し上げます。説明につきましては、平成29年度山田町介護保険特別会計（事業勘定）当初予算の概要

で申し上げます。

1 ページをごらんください。予算編成の基本的な考え方についてであります。全国的に高齢化が進む中、平成29年度の山田町における高齢化率は37%に達するものと推計されます。団塊の世代が75歳に達する2025年に向け、保険財政が健全かつ円滑に執行されるよう、介護給付、予防給付費、地域支援事業費等の歳出と、第1号被保険者の介護保険料、国や県の公費負担分等の歳入の均衡に留意するとともに、高齢者が可能な限り住みなれた地域で生活が続けることができるよう、地域包括ケアシステムの構築に向け、平成29年度から地域支援事業に介護予防・日常生活支援総合事業を組み入れた予算編成としております。

予算の総額についてであります。歳入歳出予算案の総額は18億7,492万3,000円で、前年度当初予算額と比較し8,365万8,000円、率にして4.7%の増となっております。主なものについて前年度と比較しますと、歳入については、介護保険料収入は6.4%の増、国庫支出金は1.0%の増、支払基金交付金は4.6%の増、県支出金は4.9%の増、繰入金は8.7%の増を計上しております。歳出については、保険給付費が3.7%の増、地域支援事業費は21.9%の増を計上しております。

それでは、歳入歳出の款別に100万円以上の主なものについてご説明申し上げます。会計の性格上、歳出から説明してまいります。

2 ページをごらんください。1 款総務費についてであります。1 項総務管理費は、第7期介護保険事業計画策定に係るシステム改修及び計画策定委託料715万7,000円など1,653万円を、3 項介護認定審査会費は主治医意見書作成料459万9,000円など1,511万2,000円を、合計で3,207万2,000円を計上しております。

2 款保険給付費についてであります。1 項介護サービス等諸費、1 目介護サービス給付費は、居宅介護、地域密着型介護、施設介護、福祉用具購入、住宅改修、居宅介護サービス計画の各サービス給付費で、16億2,710万7,000円を計上しております。

2 項介護予防サービス等諸費、1 目介護予防給付費は、介護予防、地域密着型介護予防、介護予防福祉用具購入、介護予防住宅改修、介護予防サービス計画の各サービス給付費で、3,297万9,000円を計上しております。

3 項1 目その他諸費は、審査支払手数料、高額介護サービス費、高額合算介護サービス費、特定入所者介護サービス費など、1 億1,286万5,000円を計上しております。

3 款財政安定化基金拠出金、4 款基金積立金については省略いたします。

5 款地域支援事業費についてであります。平成29年度より介護予防サービス給付費のうち、予防訪問介護、予防通所介護を地域支援事業に移行し、新しい介護予防・日常生活支援総合事業を開始いたします。これにより、新たに1 項介護予防生活支援サービス事業費、2 項一般介護予防事業費等を起こし、介護予防事業費は廃項としております。

3 ページをごらんください。1 項1 目介護予防生活支援サービス事業費は、従来の予防訪問介護、

予防通所介護等に相当するサービスの提供等に関する事業で1,797万6,000円、2目介護予防ケアマネジメント事業費は、介護予防生活支援サービス提供のための計画に関する事業で、678万6,000円を計上しております。

2項1目一般介護予防事業費は、従来の2次、1次予防の区別をなくし、全ての第1号被保険者を対象とする介護予防事業で、1,142万6,000円を計上しております。

3項包括的支援事業・任意事業費、1目包括的支援事業費は752万7,000円、3目生活支援体制整備事業費は1,298万3,000円、4目認知症総合支援事業費は538万円、6目任意事業費は493万円を計上しております。

6款公債費については省略いたします。

7款諸支出金についてであります。1項1目償還金及び還付加算金は、第1号被保険者保険料の還付金など100万1,000円を計上しております。

8款についてであります。予備費は、前年当初と同額の100万円を計上しております。

以上、歳出合計18億7,492万3,000円となっております。

次に、4ページをごらんください。歳出を補うための歳入についてご説明申し上げます。1款保険料についてであります。1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料は3億2,550万円を計上しております。内訳は、年金から天引きとなる特別徴収保険料を2億9,350万円、直接納付となる普通徴収保険料を3,000万円、滞納繰越分の200万円であります。

2款使用料及び手数料については省略いたします。

3款国庫支出金についてであります。1項国庫負担金、1目介護給付費負担金は3億1,242万円、2項国庫補助金、1目調整交付金は1億2,328万円、2目地域支援事業交付金(総合事業)は906万1,000円、3目地域支援事業費交付金(包括的支援・任意事業)は1,234万3,000円、4目介護保険事業費補助金は、法改正に伴うシステム改修費の補助金で212万4,000円を計上しております。地域支援事業交付金(介護予防事業)は廃目としております。

4款支払基金交付金についてであります。1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金は、第2号被保険者の保険料にかかわる分で4億9,642万7,000円を計上しております。2目地域支援事業交付金は、介護予防事業に係る第2号被保険者負担分で1,014万9,000円を計上しております。

5ページをごらんください。5款県支出金についてであります。1項県負担金、1目介護給付費負担金は2億6,379万円を計上しております。

2項県補助金、1目地域支援事業交付金(総合事業)は453万円、2目地域支援事業交付金(包括的支援・任意事業)は617万1,000円、3目利用者負担補助金は、大震災被災者の利用料負担の免除に対する補助金140万円を計上しております。地域支援事業交付金(介護予防事業)は廃目としております。

6款繰入金についてであります。1項一般会計繰入金、1目介護給付費繰入金は2億2,161万8,000円、2目地域支援事業繰入金(総合事業)は453万円、3目地域支援事業繰入金(包括的支援・任意事業)

は617万1,000円、4目低所得者保険料軽減繰入金は392万7,000円、5目その他一般会計繰入金は2,994万8,000円、合計で2億6,619万4,000円を計上しております。地域支援事業繰入金（介護予防事業）は廃目としております。

2項1目基金繰入金は4,139万9,000円を計上しております。

7款繰越金、8款諸収入は省略いたします。

以上、歳入合計18億7,492万3,000円となっております。

続きまして、議案第25号 平成29年度山田町介護保険特別会計（サービス事業勘定）予算についてご説明申し上げます。説明につきましては、平成29年度山田町介護保険特別会計（サービス事業勘定）当初予算の概要で申し上げます。

6ページをごらんください。予算編成の基本的な考え方についてであります。町地域包括支援センターは、指定介護予防支援事業所の指定を受け、予防給付のケアマネジメント業務を行っております。このことから、サービス事業勘定予算を設け予算管理を行っております。なお、平成29年度より予防訪問介護、予防通所介護に関するケアマネジメント費は、地域支援事業に移行するため当事業勘定予算額を減額しております。歳入については予防支援サービス事業量の推計、歳出については予防支援事業所の業務運営に必要な経費の適正な把握に留意し、予算編成を行っております。

予算の総額についてであります。歳入歳出予算案の総額は250万4,000円で、前年度当初予算額と比較し155万3,000円、率にして38.3%の減となっております。

それでは、歳入歳出の款別にご説明申し上げます。歳入についてであります。1款サービス収入は、1項予防給付費収入、1目予防支援サービス計画費250万2,000円を計上しております。

2款繰越金、3款諸収入は省略いたします。

歳出についてであります。1款サービス事業費、1項1目居宅介護支援事業費は、サービス事業委託料215万9,000円など、合計で250万4,000円を計上しております。

以上、歳入歳出合計250万4,000円となっております。

以上で平成29年度国民健康保険特別会計予算、後期高齢者医療特別会計予算、介護保険特別会計（事業勘定）並びにサービス事業勘定予算の提案理由の説明とさせていただきます。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（昆 暉雄）

次に、日程第6、議案第26号 平成29年度山田町漁業集落排水処理事業特別会計予算、日程第7、議案第27号 平成29年度山田町公共下水道事業特別会計予算、日程第8、議案第28号 平成29年度山田町水道事業会計予算について、提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（佐々木達彦）

議案第26号 平成29年度山田町漁業集落排水処理事業特別会計当初予算の概要についてご説明申し上げます。

当初予算の概要 1 ページをごらんください。総論についてであります。山田町漁業集落排水処理事業は、大浦地区と大沢地区の処理施設を管理運営しております。平成29年度予算につきましては、適切な維持管理及び経費の節減に努め、健全な事業経営を目指すことを基本として編成いたしました。

当初予算案の総額は歳入歳出それぞれ 1 億4,130万5,000円で、前年度と比較して14万5,000円の増、伸び率は0.1%となっております。

それでは、歳入の主なものについてご説明いたします。1 款事業収入、使用料収入は総額2,535万7,000円で、前年度と比較して伸び率は0.5%、11万5,000円の増となっております。大浦排水処理施設使用料は現年度分860万2,000円、大沢排水処理施設使用料は現年度分1,673万3,000円です。また、大浦、大沢両処理区とも滞納繰越分として1,000円ずつ計上しております。

2 款繰入金、一般会計繰入金は 1 億1,593万7,000円で、前年度と比較して 3 万円の増となっております。歳入不足を調整する財源であり、主に人件費、公債費に充当しております。

3 款繰越金、4 款諸収入は省略させていただきます。

2 ページをごらんください。歳出の主なものについてご説明いたします。1 款経営経常費は、漁業集落排水処理事業を運営するための人件費、各施設の維持管理費を計上しております。総額は4,656万円で、前年度と比較して伸び率は0.7%、31万1,000円の増となっております。

1 目総務費は前年度と比較して35万5,000円の増の1,269万4,000円を計上しております。人件費や公課費等の増によるものであります。2 目大浦排水処理区事業管理費は、前年度と比較して184万4,000円の減の1,129万5,000円を計上しております。汚泥運搬費の単価見直しによる役務費の減額等によるものであります。3 目大沢排水処理区事業管理費は、前年度と比較して120万円増の2,107万1,000円を計上しております。復興事業によりマンホールポンプ場が増設されたことから、維持管理費の増額を見込んだものであります。4 目整備事業費は、前年度と比較して60万増の150万円を計上しております。公共ます設置工事の需要増加による増額を見込んだものであります。

2 款公債費の総額は9,474万5,000円で、前年度と比較して伸び率はマイナス0.2%、16万6,000円の減となっております。2 目利子は、借入れを行った平成27年度までの確定分に係る償還見込額を計上しております。

以上、平成29年度山田町漁業集落排水処理事業特別会計当初予算の提案理由の説明といたします。

続きまして、議案第27号 平成29年度山田町公共下水道事業特別会計当初予算の概要についてご説明申し上げます。

当初予算の概要 1 ページをごらんください。総論についてであります。山田町公共下水道事業は、船越・田の浜地区の処理施設の管理運営を行いながら、新たな処理区である山田処理区の供用区域の拡大を目指し、整備を進めております。

平成29年度予算につきましては、山田処理区の下水道施設の整備と適切な維持管理及び経費の節減に努め、健全な事業経営を目指すことを基本として編成いたしました。平成29年度は、山田地区の復

興事業区域内において、復興事業にあわせて下水道の整備を進めるとともに、復興事業区域外においては長崎地区及び織笠地区の整備を進め、供用区域の拡大を図ります。また、山田処理区内の水洗化の促進を図るため、新たな制度として公共下水道接続促進事業を実施してまいります。

当初予算案の総額は歳入歳出それぞれ4億2,610万8,000円で、前年度と比較して7億1,567万6,000円の減、伸び率はマイナス62.7%となっております。

それでは、歳入の主なものについてご説明いたします。1款事業収入、使用料収入は総額3,599万8,000円で、前年度と比較して伸び率は8.5%、556万3,000円の増となっております。船越処理区下水道使用料は、現年度分2,970万7,000円、山田処理区下水道使用料は、現年度分628万9,000円です。また、船越、山田両処理区とも滞納繰越分として1,000円ずつ計上しております。

2款国庫支出金、1目下水道費国庫補助金は6,920万円の計上で、前年度と比較して伸び率はマイナス34.3%、3,618万7,000円の減となっております。山田処理区の下水道整備等に係る国庫補助金であります。

2ページをごらんください。3款繰入金、一般会計繰入金は2億3,129万9,000円で、前年度と比較して伸び率はマイナス71.9%、5億9,135万2,000円の減となっております。復興交付金対象事業費の減に伴い、復興交付金及び震災復興特別交付税分の繰り入れが減となるものです。

4款繰越金、5款諸収入は省略させていただきます。

6款町債、1目下水道事業債は8,960万円の計上で、前年度と比較して伸び率はマイナス46.4%、7,770万円の減となっております。山田処理区の整備に係る地方債借り入れです。

次に、歳出の主なものについてご説明いたします。1款下水道管理費は、公共下水道事業を運営するための人件費、各施設の維持管理費等を計上しております。総額は6,228万5,000円の計上で、前年度と比較して伸び率は20%、1,038万1,000円の増となっております。1目一般管理費は、前年度と比較して273万2,000円増の1,992万7,000円を計上しております。主に新規事業である公共下水道接続促進事業補助金の計上による増額であります。2目事業管理費は、前年度と比較して704万9,000円増の4,085万8,000円を計上しております。山田処理区の供用が始まり、下水道施設が本格的に稼働開始になったことから維持管理費が増加するものであります。3目整備事業費は、前年度と比較して60万増の150万円を計上しております。公共ます設置工事の需要増加による増額を見込んだものであります。

3ページをごらんください。2款下水道事業費、1目施設費は、山田処理区の下水管整備事業等に係る事業費であります。総額2億3,763万6,000円、前年度と比較して伸び率はマイナス75%、7億1,412万1,000円の減となっております。終末処理場建設が完了したことから、事業費が大幅に減額となるものであります。

3款公債費の総額は1億2,618万7,000円で、前年度と比較して伸び率はマイナス8.6%、1,193万6,000円の減となっております。2目利子は、平成27年度借り入れまでの確定分と平成28年度借り入れに係る償還見込額を計上しております。

以上、平成29年度山田町公共下水道事業特別会計当初予算の提案理由の説明といたします。

続きまして、議案第28号 平成29年度山田町水道事業会計当初予算案の概要についてご説明いたします。

当初予算の概要1ページをごらんください。総論についてであります。給水収益については、給水件数の増加により東日本大震災前の収益額まで回復してきましたが、今後人口の減少及び復旧、復興事業の終了による関連する従業員宿舍等の廃止に伴い減収していく見込みです。そのため、給水収益の大幅増額は見込めないことから、効率的な施設運営及び施設の維持管理に努めることで経営の健全化を図ってまいります。

投資的事業につきましては、感染性微生物対策として28年度に着工した豊間根水源紫外線滅菌処理施設を整備し、さらなる安全で安心できる良質な水道水の供給を図ります。また、町の復興事業の完遂時期に合わせ、被災した水道施設の復旧・復興事業に引き続き取り組んでまいります。

次に、主要な事業についてであります。1つ目は豊間根水源紫外線滅菌処理施設工事、2つ目は柳沢地区の配水管布設工事、3つ目は被災した水道施設の復旧や復興計画に係る水道管の管路見直しに伴う業務委託等で、復興事業の進捗に合わせ施設の復旧に努めてまいります。

2ページをごらんください。収入及び支出の収益的収入であります。1款水道事業収益、1項営業収益、1目給水収益の総額は3億800万5,000円で、前年度と比較して伸び率は1.7%、505万7,000円の増となっております。収入額につきましては、平成28年度の調定件数、使用水量の実績見込みを参考に算定しております。2目受託工事収益につきましては省略させていただきます。3目その他の営業収益は262万3,000円で、前年度と比較して伸び率は20.1%、43万9,000円の増となっております。住宅の新築に伴う給水申請手数料の増によるものです。

2項営業外収益、1目受取利息及び配当金については省略させていただきます。2目他会計補助金は231万6,000円で、一般会計からの企業債利息償還金補助金及び児童手当給付補助金の収入を見込んでおります。3目長期前受金戻入は、償却資産の取得のために充当した補助金等の収益化分で3,951万3,000円、前年度と比較して伸び率はマイナス10.9%、482万7,000円の減となっております。昨年度の災害復旧事業の減額に伴い国庫補助金等の収益化額が減額となったものです。4目雑収益の総額は1,037万5,000円で、前年度と比較して伸び率は2%、20万3,000円の増となっております。下水道使用料徴収事務受託料、兼務職員人件費負担金収入及び飲料水供給施設管理業務受託料の収入を見込んでおります。

3ページをごらんください。3項特別利益については省略させていただきます。

収益的支出についてであります。1款水道事業費用、1項営業費用は営業活動を行うための費用で、人件費、修繕費、動力費等が主なものであります。1目総務費の総額は5,382万4,000円で、前年度と比較して伸び率は4.8%、245万1,000円の増となっております。2目原水及び浄水費の総額は4,580万6,000円で、前年度と比較して伸び率は4.5%、195万6,000円の増となっております。3目配水及び給

水費の総額は6,963万9,000円で、前年度と比較して伸び率はマイナス3.4%、241万5,000円の減となっております。4目減価償却費は1億2,854万9,000円で、前年度と比較して伸び率はマイナス5.3%、718万6,000円の減となっております。5目資産減耗費は1,500万円で、前年度と同額を計上しております。配水管布設がえなどの復旧、復興事業に伴う除却費であります。6目受託工事費、7目その他の営業費用につきましては省略をさせていただきます。

2項営業外費用は、各種事業の財源とした企業債の利息並びに消費税及び地方消費税の納付が主なもので、1目支払利息及び企業債取扱諸費の総額は2,509万3,000円で、前年度と比較して伸び率はマイナス9.5%、263万8,000円の減となっております。2目雑支出については省略させていただきます。4ページをごらんください。3目消費税及び地方消費税は2,200万円で、前年度と比較して伸び率は120%、1,200万円の増となっております。増額の理由は、消費税等の額から控除される資本的支出、建設改良費分の課税仕入額の減額によるものであります。

3項特別損失については省略させていただきます。

次に、資本的収入についてであります。1款資本的収入、1項1目企業債の総額は8,230万円で、前年度と比較して伸び率はマイナス62.9%、1億3,980万円の減となっております。建設改良費の支出に係る国庫補助金等以外の町負担財源です。

2項他会計借入金については省略させていただきます。

3項1目他会計補助金は9,335万円で、前年度と比較して伸び率は49.1%、3,074万6,000円の増となっております。災害復旧事業費に対する震災復興特別交付税相当分の一般会計繰入分であります。

4項他会計負担金、5項工事負担金、6項寄附金につきましては省略をさせていただきます。

7項補助金、1目国・県補助金は4億9,817万1,000円で、前年度と比較して伸び率は28.2%、1億972万4,000円の増となっております。水道施設災害復旧事業の国庫補助金等であります。

8項固定資産売却代金につきましては省略させていただきます。

5ページをごらんください。9項他会計繰入金は831万6,000円で、前年度と比較して伸び率はマイナス13%、124万2,000円の減となっております。旧簡易水道事業の企業債元金償還に係る一般会計からの繰入金であります。

次に、資本的支出についてであります。1款資本的支出、1項建設改良費、1目配水施設拡張工事費は長林地区配水管布設工事で600万円を計上しております。2目施設費、3目土地購入費、4目固定資産購入費につきましては省略をさせていただきます。5目改良費は豊間根水源紫外線滅菌処理施設工事費で5,200万2,000円を計上しております。6目老朽管更新事業につきましては省略をさせていただきます。7目柳沢北浜地区配水管布設事業費は1,600万円を計上しております。8目災害復旧事業費の総額は5億9,998万8,000円で、前年度と比較して伸び率は41%、1億7,459万円の増となっております。被災した水道施設の復旧や、復興事業に伴う設計委託料及び工事費であります。

2項1目企業債償還金は9,300万3,000円で、前年度と比較して伸び率は1.7%、155万9,000円の増と

なっております。各種事業の資金として借り入れた企業債元金の償還金であります。

以上のとおり、平成29年度山田町水道事業会計当初予算の提案理由の説明といたしますので、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（昆 暉雄）

以上で説明が終わりました。

ここでお諮りします。日程第1、議案第21号から日程第8、議案第28号までは、山田町議会先例58により、議長を除く議員全員による予算特別委員会を設置し、委員会に付託することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、日程第1、議案第21号から日程第8、議案第28号までの予算は、議長を除く議員全員による予算特別委員会を設置し、委員会に付託することに決定しました。

なお、3月8日水曜日午前10時から、山田町中央コミュニティセンター2階集会室において予算特別委員会を開催いたします。

_____ ○ _____

○議長（昆 暉雄）

追加日程第1、報告第1号 公用車事故（物損事故）に係る損害賠償事件に関する専決処分の報告についてを議題とします。

報告を求めます。教育次長。

○教育次長（箱山智美）

報告第1号 公用車事故（物損事故）に係る損害賠償事件に関する専決処分についてご報告申し上げます。

本件は、平成28年11月18日午後2時ごろ、宮古市小山田2丁目1番1号先駐車場内において、公用車でありますスクールバスが安全確認不十分のまま後退した際、駐車していた相手車両に接触し損害を与えたものであります。

次に、参考資料の示談書をごらん願います。当事者甲は、山田町長であります。乙の車両の所有者は、岩手県胆沢郡金ヶ崎町西根西檀原4番地1、共栄運輸株式会社様であります。

本件事故につきまして、平成29年2月20日に示談を取り交わしております。

なお、損害賠償額7万1,161円は岩手県町村会加入の自動車共済保険から全額支給されることとなっております。

このような事故を起こしたことに深くおわび申し上げます。今後このようなことがないよう職員初め、公用バス運行委託業者には安全運転に心がけ、交通事故を起こさないようさらに指導を徹底

してまいります。

以上、公用車事故（物損事故）に係る損害賠償事件に関する専決処分について報告とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

ただいまの報告に対する質疑があれば質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑なしと認めます。

以上で報告第1号を終わります。

_____ ○ _____

○議長（昆 暉雄）

追加日程第2、議案第29号 小谷島漁港災害復旧（28災43号南防波堤）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。水産商工課長。

○水産商工課長（佐々木真悟）

議案第29号 小谷島漁港災害復旧（28災43号南防波堤）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて、その提案理由と工事の概要についてご説明申し上げます。

本工事につきましては、平成28年8月30日に上陸した台風10号の影響により被災した南防波堤の機能回復を図る災害復旧工事となります。

それでは、工事の概要について説明いたします。資料2をごらんください。赤で着色しているところが被災した南防波堤60.5メートルで、今回の施工箇所になります。

次に、資料3をごらんください。台風10号により消波ブロックが飛散したことから、消波ブロックの製作と据え付けを行い防波堤の機能復旧を図るものです。

次に、請負契約についてですが、資料1をごらんください。本工事は、条件つき一般競争入札により行うこととし、山田町営建設工事発注基準に基づき、1月31日に町ホームページ等に掲載し、入札公告を行ったものであります。その結果、大坂建設株式会社1社からの応札があり、2月21日に開札を行い、落札候補者に大坂建設株式会社を指名しました。その後資格の確認を行い、2月23日に落札者に決定し、2月27日に仮契約を締結したところです。

契約金額は、消費税及び地方消費税の額444万円を加えた金額5,994万円で、工期は平成29年3月13日から平成30年3月9日までとしております。

以上、提案理由と工事の概要について申し上げます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

質疑なしと認めます。

討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

討論なしと認めます。

これから議案第29号 小谷島漁港災害復旧(28災43号南防波堤)工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

異議なしと認めます。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

○

○議長(昆 暉雄)

追加日程第3、議案第30号 田の浜地区都市公園事業津波防災緑地公園新設工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長(川守田正人)

議案第30号 田の浜地区都市公園事業津波防災緑地公園新設工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて、その提案理由と工事の概要についてご説明申し上げます。

本工事は、田の浜地区の既存居住区域について、東日本大震災クラスの津波の浸水被害から守るため、津波災害の緩衝地帯として防災緑地を整備するものです。

それでは、工事概要についてご説明いたしますので、資料2をごらんください。盛り土造成により敷きならし整地を行い、整備面積3.1ヘクタール、天端高16メートルの堤体を整備するもので、盛り土工8万5,200立方メートル、植生工2万3,860平方メートル、側溝工2,188メートル、舗装工1,520平方メートルを施工するものです。

次に、請負契約についてですが、資料1をごらんください。本工事は条件つき一般競争入札により行うこととし、山田町営建設工事発注基準に基づき、1月31日に町ホームページ等に掲載し、入札公告を行ったものであります。その結果、奥井建設株式会社1社の応札があり、2月21日に開札を行い、落札候補者に奥井建設株式会社を指名いたしました。その後資格の確認を行い、2月23日に落札者に

決定し、2月27日に仮契約を締結したところです。

契約金額は、消費税及び地方消費税の額1,936万円を加えた金額2億6,136万円で、工期は平成29年3月13日から平成30年4月13日までとしております。

以上、提案理由と工事の概要について申し上げました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

質疑を許します。6番。

○6番木村洋子議員

1回目の提案というか、1年ぐらいたっていると思うのですけれども、それほど内容が、両脇の道路を広くしたとかという説明も受けましたけれども、それほど変わっていないと思うのですけれども、そういう変わっていないのに日数だけが経過したような気がしますし、そういう否決されたという、そういうことを受けとめるというか、改善しようと、そういう重く受けとめて改善しようとした努力という部分があったのかどうかお知らせください。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

改善の部分でございますけれども、住民説明会の意見も参考としながら、田の浜新開地1号線の部分、わかき線から取りつける道路の部分の拡幅、また寺家口線から田の浜新開地1号線のほうに取りつける部分の拡幅等を計画して、今回の工事のほうに盛り込んでございます。以前議会からも指摘がありました前須賀タブの木荘線の部分について、真ん中の道路を生かすような形というところについても検討はしてございます。その検討につきましては、事業費として堤体を下げて勾配を緩くした場合どうなるかというような検討と、このままの状態で陸開をつけて前須賀タブの木荘線、真ん中の道路を生かすような検討もしてまいりました。その部分については、金額が相当な金額になるということで寺家口線、それとわかき線、これを活用した計画としたものでございます。

○議長（昆 暉雄）

6番。

○6番木村洋子議員

真ん中の部分の通路というか階段の部分なのですが、やはりこれでは避難路、ほかのところを避難するよにという状況なのかもしれませんが、この田の浜地区って本当に甚大な被害があったところだからこそ、もう1分1秒でも高いところに逃げるとというのが私は復興の一番の基本だと思うので、この計画では住民の人とか漁民の方々の命守れないようなそういう、私はこう思うのです。ですから、前回もそれでここの部分を、ほかは置いておいてもとにかくこのメイン道路を充実させてほしいという、そういう住民の声も届けましたし、そういうこともあるのですが、そこは改善されなかったのでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

この部分につきましては、この計画で再度住民説明会を行っております。この計画で住民説明会でもよろしく事業のほうは早くやってくれと、こういうふうな理解は得られているというふうに考えております。

○議長（昆 暉雄）

6 番。

○6 番木村洋子議員

時間がたてばたつほど住民の方々は、もう本当に早くに、自分が生きているうちに何とかしてほしいという、本当その気持ちはわかるのですね。ですからこそ、否決されたらもう本当にどの部分で問題だったかということを目にやって、住民の人たち本当はこうなのだけれども、やっぱり一番近いところだという部分もあると思うのですね。私は個人的にというか、1 軒 1 軒回った部分もあるのですが、そこではやはりできれば本当に真ん中の道路が一番便利だし一番使いやすいから、ここを何とかしてほしいなという声が多かったものですから、その住民説明会のときはそうだったかもしれませんが、そういう声もあるということなのですから、どうでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

この防災緑地公園につきましては、津波の被害から既存住宅を守るというのが一番の目的として実施するものでございます。

○議長（昆 暉雄）

4 番。

○4 番黒沢一成議員

4 番。確認なのですから、コミセンの前の山ですから、去年削ったところなのですから、きのう人から聞いた話なのですから、去年ばかりではなくてことしもまた削るとかいう話を聞いたのですけれども、そこらあたりが事実がどうなのか、実際そういうことがあるのか。去年で山削ったのが終わりなのか、それともことしも削ってそこからまた土砂が出るのかどうか1 つ。

あとその資料2の図面で、これ私の思い込みかもしれないのですけれども、先日見たときは、わかき線が上のほうでつながるところが曲がってなくて真っすぐ上がっていたような図面も見たような記憶があるので、この図面が正規でいいのか、きょうの図面が、その確認をお願いします。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

県で実施しております急傾斜の崩壊対策事業につきましては、新年度についても土砂の掘削が行われるようだという事でございます。ですので、県と調整をして県で発生する土砂についても活用できるような形では協議しながら進めていきたいというふうに考えております。

わかき線の線形についてですけれども、前回土地の協力が得られなかった方が今回協力してくれるということですので、わかき線からつながる新開地1号線の部分についても道路を拡幅して通行の確保、より車が通れるような形での幅員としてございます。

○議長（昆 暉雄）

4番。

○4番黒沢一成議員

では、その土砂のほうですけれども、新年度、その山削った土砂が使える場合にはこの工事代金、これがその分減額になることが出てくるのかどうか1つ。

資料2の図面のほうは、真っすぐだったのが私の思い違いなのか、それともこれが正規でいいのかの確認です。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

県のほうで出る土砂が使えるということになれば、工事費のほうも設計変更しまして減額という形にはなります。

あとわかき線ですけれども、前回提案したときと同じ形の線形です。

○議長（昆 暉雄）

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑を終わります。

討論ございますか。

6番。反対ですか、賛成ですか。

○6番木村洋子議員

反対です。

○議長（昆 暉雄）

反対の討論。はい。

○6番木村洋子議員

緑地公園の計画自体には反対するものではないのですけれども、やはり真ん中を通る通路、階段に

については賛成はできません。道路にすべきだと思います。避難路として不十分、漁民の、住民の命は守れないと思います。生活道としても不便であります。被災者の願いが届いていないような計画なので反対いたします。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

次に、本案に対する賛成者の討論を許します。８番。

○８番関 清貴議員

８番関清貴です。私は、この出されています田の浜地区都市公園事業津波防災緑地公園の新設工事につきましては、前回否決されましてその間１年の年月がたちました。山田町全体見ましても、復興完遂に向けて町民、あと全ての方々が一日も早い復旧を望んでおります。なぜこの田の浜地区だけがこうして取り残されるのか、住民の説明会等においても十分町側は説明して理解を得て進めようとしております。そのような中でこれがいつまでも実施されないということは、田の浜地区住民はいつまでも復興から取り残され、悪くすればこの計画自体が危ぶまれるような状況も耳にいたします。その面におきましても、田の浜地区の方々が風光明媚な震災前の風景を早く取り戻して安定した生活、安心して生活できるように高台も造成されておりますし、そのような意味からも住民の皆様の意向として、私は早期にこの新設工事を発注して早く復興を完遂するように願うものである立場から、賛成討論といたします。

○議長（昆 暉雄）

ほかに討論者ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

これで討論を終わります。

間もなく昼食になります。この案件が終了するまでいたしますので、ご了解賜ります。

これから議案第30号 田の浜地区都市公園事業津波防災緑地公園新設工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（昆 暉雄）

起立多数であります。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

昼食のため休憩いたします。再開は午後１時といたします。

午前１１時５５分休憩

午後 1時00分再開

○議長（昆 暉雄）

会議を再開いたします。

休憩前に引き続き議案審議を行います。

○

○議長（昆 暉雄）

追加日程第4、議案第31号 山田町新斎場建設工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。建築住宅課長。

○建築住宅課長（佐々木政勝）

議案第31号 山田町新斎場建設工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて、その提案理由と工事の概要についてご説明申し上げます。

本工事は、新斎場建設を実施するに当たり、本施設を整備するものであります。

それでは、工事の概要について別紙資料によりご説明いたします。資料2をごらんください。図面右上が案内図で、図面左側が配置図であります。赤色で着色している箇所が今回建設する新斎場の位置となります。延べ床面積842.22平方メートルで、坪にしますと約255坪、構造は鉄筋コンクリートづくり、一部木造（小屋組）づくり2階建てであります。

次に、灰色で着色している箇所が今回整備する新斎場の外構工事であります。工事内容は、進入路整備、駐車場整備及び外構の植栽等を実施してまいります。

資料3をごらんください。左側が1階平面図であります。床面積は724.17平方メートルで、用途は告別室、炉前ホール、収骨室、炉室、待ち合いロビー、待合室1、待合室2、男子トイレ、女子トイレ、事務室等を計画しております。

右側が2階平面図であります。2階の床面積は118.05平方メートルで、炉機械室、電気室になっております。

資料4をごらんください。立面図であります。一番上が山田道路側から見た西立面図、2番目が東立面図、3番目が南立面図、一番下が北立面図であります。

次に、請負契約についてですが、資料1をごらんください。本工事は、条件つき一般競争入札により、資格審査委員会において決定した入札参加資格者として、1月31日に町ホームページに掲載し、入札公告を行ったものです。その結果、奥井建設株式会社、株式会社カガヤ山田営業所、株式会社菊地建設、株式会社佐々木組、陸中建設株式会社、5社の応札があり、2月21日に開札を行い、落札候補者に株式会社佐々木組を指名しました。その後、資格の確認を行い、2月23日に落札者を決定し、2月28日に仮契約を締結したところです。

契約金額は、消費税及び地方消費税の額3,552万円を加えた金額4億7,952万円、工期は平成29年

3月13日から平成30年2月26日までとしております。

以上、提案理由とその概要について申し上げました。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑なしと認めます。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これから議案第31号 山田町新斎場建設工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

○

○議長（昆 暉雄）

追加日程第5、議案第32号 山田町新斎場火葬炉設備設置工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。建築住宅課長。

○建築住宅課長（佐々木政勝）

議案第32号 山田町新斎場火葬炉設備設置工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて、その提案理由と工事の概要についてご説明申し上げます。

今回の新斎場整備にあわせて、平成27年度に行われた山田町新斎場火葬炉設備選定に係る指名型プロポーザルの審査結果を受け決定した火葬炉設備を、今回整備する新斎場に設置するものであります。

それでは、工事の概要について別紙資料によりご説明いたします。資料2をごらんください。図面右上が案内図で、図面左側が新斎場の配置図であり、着色している箇所が火葬炉部分になります。

資料3をごらんください。火葬炉部分の平面図となります。図面左上が1階平面図で、右上が2階平面図、左下が屋根伏図になります。

今回整備する火葬炉は、人体炉2基、主燃焼炉は密閉型セラミック炉で、台車は前入れ前出しとし、

冷却前室を備えた大型炉となります。また、炉の設置に伴い燃焼設備、灰ガス処理設備、通風設備、火葬炉附帯設備、電気計装設備、配管設備を整備するものです。

資料4をごらんください。火葬炉立面図であります。2階部分に灰風機、集じん装置、空気送風機等が設置されます。

次に、請負契約についてですが、資料1をごらんください。本工事は、新斎場の重要な位置を占める火葬炉設備について、すぐれた技術水準と実績を持ち、山田町の新斎場運営に熱意と責任を持って対応できる火葬炉設備業者を、指名型プロポーザル実施委員会において決定した株式会社宮本工業所から去る2月22日に見積書の提出書を受け、金額6,590万円に消費税及び地方消費税の額を加えた7,117万2,000円で随意契約を行い、2月28日に仮契約を締結したところです。工期は平成29年3月13日から平成30年2月26日までとしております。

以上、提案理由とその概要について申し上げます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

質疑を許します。7番。

○7番尾形英明議員

ちょっと確認ですけれども、建設部門と炉の部分に分けた理由は何なのですか。建築の中に含めて炉も含めた形の中で、これでいいよと、佐々木組の中に金額を導入して佐々木組と宮本との契約というような形にはならないのですか。

○議長（昆 暉雄）

町民課長。

○町民課長（中屋佳信）

火葬炉設備の設置工事とそれは火葬炉メーカーの発注となって何で建設工事と一体ではないかということですが、火葬炉のプロポーザル方式については随意契約を前提とした手続で採用したものですけれども、火葬炉設備についてはその特殊性から判断して、プロポーザル方式により業者を選定しました。選定されたメーカーによる責任施工を基本としておりますことから、建屋工事とは別に随意契約したものであります。当初一括発注についても考慮しましたが、一括にするとプロポーザルでの火葬炉部分の提案価格に建設のほうから経費が上乗せされるということで、工事金額が割高になるということで分けて発注するようにしたということでございます。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

7番。

○7番尾形英明議員

分けてやったほうが俺高くつくと思うのですよね、絶対に。考えてみたってわかるのではないですか。一括発注して、要するに建物の中で調整した形の中で炉をつくってくださいよという形になった

ほうが工事的にはスムーズにいくのです。自分たちは自分たちで上屋だけつくって、はい、あと工事は別に発注になっていますので、そっちは関係ございませんよになってしまうのではないのか。そういう発注の仕方ってあるのですか。そうすれば、工期がダブってなければこれは何とも言いません。建物が建った後に炉をつくるのだという流れであればいいのですが、一緒につくる、工期まで全く同じであって、そうしたら人がやっているとき入ってやれるのですか。そういう段取りの中でそういう調整はどういうような形で出てくるのですか。

○議長（昆 暉雄）

建築住宅課長。

○建築住宅課長（佐々木政勝）

工期が同じでラップするかというご質問だと思うのですが、駆体を先に建築工事のやりまして、炉についてはその工程の中で両者、工程会議を密にして進めますので、その中で炉は炉で工事を進めてもしょうがないということで、今回こういう形での発注となりました。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

7 番。

○7 番尾形英明議員

結果的にそうなっているからそうだとは思いますが、ゼネコンの中なのだからこれはできないという話ではないと思うのですよね。実質的に請け負ってそれを変な話、宮本に下請出すような形での入札だってできるはずなのです。やれないという業者ではないと思うのだね。そういう配慮というのは、俺はやっているうちに絶対問題起きると思うよ。後でこういう事情で工期内におさまりませんでした、はい、延長して変更したいと思います。そういうあれが出てくるのではないの。ここでオーケーしたから変更でそういうのが出てきてもオーケーするしかないのだけれども、最初からわかっていることだ。絶対あり得るから。同じ会社の中でやってゼネコンの1つ親分つくってやっていればそういうことはないのだが、別個にやったら必ずそういう問題出てくるから。そういうようなときどうするのだよ。経費的にも1つで発注したほうがずっと安いと思うのだよ。見積もりとったなら見積もりとったでそれはそのとおりで、そういう形で炉はこういう形でやるのですよというのは、いずれそれはそれでいい、見積もりは。ただ、必ずその人にやらなければならないということではないと思うのです。だから、そういう問題が出てきたときどういう解決をしようとしていますか。

○議長（昆 暉雄）

建築住宅課長。

○建築住宅課長（佐々木政勝）

工程会議等をより密にいたしまして、工程におくれがないように進めてまいりたいと思いますので、ご理解をお願いします。

○議長（昆 暉雄）

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

これで質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これから議案第32号 山田町新斎場火葬炉設備設置工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

————— ○ —————

○議長（昆 暉雄）

追加日程第6、議案第33号 山田町織笠地区復興整備事業に伴うＪＲ交差部におけるこ道橋整備業務の委託協定の締結に関し議決を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（川守田正人）

議案第33号 山田町織笠地区復興整備事業に伴うＪＲ交差部におけるこ道橋整備業務の委託協定の締結に関し議決を求めることについて、その提案理由と工事の概要についてご説明申し上げます。

協定締結の目的は、山田町織笠地区復興整備事業に伴うＪＲ交差部におけるこ道橋函体を整備するため、東日本旅客鉄道株式会社東北工事事務所に委託し施行しようとするものです。

次に、協定箇所を説明いたしますので、資料1をごらんください。青色で表示している部分が整備箇所、織笠地区土地区画整理事業区域南側の町道織笠南側線とＪＲ山田線が交差する箇所となります。

次に、施工内容についてご説明いたしますので、資料2をごらんください。計画平面図の赤色で囲んでいる部分が施工箇所となります。こ道橋函体(ボックスカルバート)を施工するもので、上底7.25メートル、下底17.15メートル、内空幅9.5メートル、内空高さ5.1メートルの断面とするものです。

次に、協定について説明いたしますので、議案本文をごらんください。協定の相手方は、東日本旅

客鉄道株式会社東北工事事務所、協定の期間は平成29年3月24日から30年3月30日まで、協定金額は1億7,029万2,000円となります。

以上、提案理由とその概要について申し上げました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

質疑を許します。7番。

○7番尾形英明議員

この断面図なのですが、幅が9.5、この形の中で織笠南側線、全幅9.5になっているのですが、この断面上の建築確認部分で幅員9.5になっているのです、断面的にはね。有効幅員はもっと狭くなるので、この道路の断面に合わないのではないかなと思うのですが、もっと広くしなければならないのではないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

織笠南側線の道路の断面9.5メートルに合わせた形での9.5メートル、ボックスの内空の断面となっております。このボックスについては、現場打ちで施工するという形になります。

○議長（昆 暉雄）

7番。

○7番尾形英明議員

話が返答になっていないのだけれども、建築確認、要するに直壁の部分だというと建築確認上問題があるというのは、要するに幅員構成の中で直の部分から若干離れなければ有効幅員に入らないわけだよね。そうでしょう。25センチ以上の高さがあれば、要するに歩車道境界ブロックみたいな形の中に、上に何かが出てくれば要するに道路幅として50センチ余裕をとらなければならない形になるのですよね、建築確認上。だから、9.5あっても実質的に有効幅員というのは、片っ方から50センチずつ差っ引かれて8.5しか有効幅員にならない可能性があるのではないかなという話です。だから、その断面それでいいですかということ。

○議長（昆 暉雄）

技監。

○技監（山下真徳）

今のご質問にお答えします。

議員おっしゃるとおり、織笠南側線の幅員構成は右下の図面、標準図面についているとおりでございます。ここなのですが、車道幅員、今3.5メートルということになっておりますが、この両端に側溝がつくということで車道の有効幅員は3メートルというふうな考え方をとっております。それで、このボックスの中に車道の舗装路盤、これが入りますので、ここのボックスの底板の部分は土に埋ま

るということで、建築限界上は問題がないというふうに考えております。

○議長（昆 暉雄）

7 番、いいですか。ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

これで質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これから議案第33号 山田町織笠地区復興整備事業に伴う J R 交差部におけるこ道橋整備業務の委託協定の締結に関し議決を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

————— ○ —————

○議長（昆 暉雄）

追加日程第7、議案第34号 小谷鳥漁港災害復旧（23災563号船揚場他3件）工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。水産商工課長。

○水産商工課長（佐々木真悟）

議案第34号 小谷鳥漁港災害復旧（23災563号船揚場他3件）工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについて、その提案理由と工事の概要についてご説明申し上げます。

本工事につきましては、平成27年第2回山田町議会臨時会において、議案第56号として請負金額5億1,667万7,400円で議決をいただき、その後2回の変更議決をいただき、請負額6億4,199万3,854円で大坂建設株式会社が施工中の工事であります。

施工箇所については、資料2をごらんください。今回の変更は、昨年8月30日に上陸した台風10号の影響により、本工事施工箇所北防波堤及び船揚場の一部が被害を受けたことによる変更と、物揚場復旧箇所に土砂の堆積が進行したことから、施工性を高めるため土どめする仮設鋼矢板工を増工するものです。施工が進んでいた箇所の被害となり、手戻りが発生することから国へ報告し認められたことによるものと、国と変更協議を進めていた仮設鋼矢板工の追加が認められたことから、今回変更す

るものです。

次に、資料３をごらんください。北防波堤船揚場、物揚場の各断面図になります。濃い赤色で着色されているところが変更箇所になります。

次に、請負変更契約についてですが、資料１をごらんください。変更前の請負金額６億４,１９９万３,８５４円に消費税込み金額３,２８５万４,０３６円を加えた金額６億７,４８４万７,８９０円で、去る２月２７日に請負変更仮契約を締結したところであります。

以上、提案理由と工事の概要について申し上げました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

質疑を許します。７番、いいですか。７番。

○７番尾形英明議員

ご指名ですので。大変私も一番心配していた部分の変更、大変ありがとうございます。これは本当にそのとおりだと思っていますので、矢板工法がプラスになった部分含めて、ただちょっと確認したいのは、北防波堤の斜めになったというか、下がった分のセルラー何だか工法なのかわからないですが、そのあれは全部撤去してというわけではなく壊して別な工法でやったような格好になっているのですか、確認したい。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（佐々木真悟）

ご質問ありがとうございます。ここの部分の復旧工事につきましては、この傾斜した水中コンクリートを利活用して復旧しようということで、当方の技師あるいは岩手県、あるいは７番議員からもアドバイスをいただきまして何度か復旧を試みたわけですが、下のほうの捨て石とか土砂の流出がとまらなくて、コンクリート自体がまだ傾いている状況で施工はちょっと危険を要するということで、この水中コンクリートについては壊して新たに設置するというふうなやり方にしております。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

これで質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これから議案第３４号 小谷島漁港災害復旧（２３災５６３号船揚場他３件）工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

異議なしと認めます。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

○

○議長(昆 暉雄)

追加日程第8、議案第35号 船越・田の浜地区復興事業浦の浜田の浜線及び第2団地他新設工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長(川守田正人)

議案第35号 船越・田の浜地区復興事業浦の浜田の浜線及び第2団地他新設工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについて、その提案理由と工事の概要についてご説明申し上げます。

本工事は、平成25年12月13日に開催された第4回山田町議会定例会において、議案第142号として議決をいただき、その後4回の変更議決をいただき、請負金額41億2,352万3,160円で株式会社奥村組、有限会社港建設、株式会社阿部組の特定共同企業体が施工中の工事であります。

それでは、変更の概要を説明いたしますので、資料2をごらんください。今回の変更は、当該工事に伴う残土について釜石市へ搬出する予定としていた土量が町内各工事との土量調整によって、34万6,000立方メートルから26万5,800立方メートルに減工となったことなどにより減額するものです。

次に、変更契約についてですが、資料1をごらんください。変更前の金額41億2,352万3,160円から1億778万7,240円を減額した金額40億1,573万5,920円で、平成29年2月14日に請負変更仮契約を締結したところであります。

以上、提案理由と概要について申し上げます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長(昆 暉雄)

質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

質疑なしと認めます。

討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

討論なしと認めます。

これから議案第35号 船越・田の浜地区復興事業浦の浜田の浜線及び第2団地他新設工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

異議なしと認めます。

よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

○

○議長(昆 暉雄)

追加日程第9、議案第36号 船越公園災害復旧工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長(川守田正人)

議案第36号 船越公園災害復旧工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについて、その提案理由と工事の概要についてご説明申し上げます。

本工事は、平成28年2月10日に開催された第2回山田町議会臨時会において、議案第9号として議決をいただき、請負金額5億8,525万2,000円で株式会社N I P P O・有限会社港建設の特定共同企業が施工中の工事であります。

それでは、変更の概要を説明いたしますので、資料2をごらんください。今回の変更は、芝生広場とあやめ園に敷く客土材、運動施設内の管渠工、休憩舎と1本脚シェルターのインターロッキングブロックを押さえるための縁石工の増工、隣接する県施工事業との工事調整により舗装工を減工するものです。

次に、詳細についてご説明いたします。客土材については、張り芝や種子の活着に適さない砂や瓦れき等が出土したことから、芝生広場とあやめ園に敷く数量がふえたことにより825立方メートルの増工、次に管渠工については図面中央の青色の枠で囲んだ部分の排水管渠について、公園内に埋設されている仮設水道管を迂回するため、青色から赤線のとおり変更したことにより28メートルの増工、次に黒色の枠で囲んでいる図面左側の日除け(1本脚シェルター)と、図面中央下側の休憩舎Bについて、インターロッキングブロック舗装を押さえるため縁石工179メートルの増工、次に黄色で囲む部分の駐車場の舗装について、隣接する県の防潮堤整備との工事調整により県施工となったことから、舗装工1,030平方メートルを減工するものです。

次に、変更契約についてですが、資料1をごらんください。変更前の金額5億8,525万2,000円に502万920円を増額した金額5億9,027万2,920円で、平成29年2月17日に請負変更仮契約を締結したところであります。

以上、提案理由と概要について申し上げます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長(昆 暉雄)

質疑を許します。2番。

○2番田村剛一議員

計画そのものについての異議はございませんが、ただ確認したい点が幾つかありますので、お願いしたいと思っています。

この船越公園は、山田の観光のメーンになり、かつまた町民の憩いの場になると、そういう意味では重要な場所だと思うのですよね。そこで、船越公園という名称は正式の名称として前から使われてきた名称でしょうか。何か都市公園とかなんとかというのがついたような記憶もあったような気がするのですが、条例とかなにかにはもう船越公園一本で来たかどうか。それが1つ。

もう一つは、この災害によって公園の区域が、さっき若干変わったようなニュアンスの言葉もありましたけれども、実際には変わったのかどうか。面積がですよ。

もう一つは、実は私気になっているのはこの入江田沼なのですが、その間が空白という形になっています。多分この入江田沼もいつかは手を加えないと雑草園みたいになって、こっちは手が加わってこっちは加わらないと。前に私が質問したときには、これは公園外だからなかなか手をつけるのが難しいというふうになっていますけれども、将来これを、船越公園を県外、県内、町内に売り出すために、この入江田沼も数少ない沿岸の沼になってきますから活用するような計画があるのかどうか、ひとつ説明をお願いしたいと思います。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

船越公園の名称ということですが、これは正式名称でございます。

次に、公園の区域が変わったかということでございますが、以前はマリンパーク山田があったわけですが、そのときに公園区域の変更をして縮小しております。それと防潮堤が公園側に入ってきておりますので、その関係でも公園の面積は減少しております。

次に、入江田沼の部分の護岸部分ですが、ここの部分については災害復旧の事業の対象とならないということで、この部分の護岸整備については別事業で検討していかなければならないというふうに考えております。入江田沼の整備、今後どのように活用していくのかということですが、その部分に関してはこれまで同様どのような活用があるのかというのは、観光事業等も含めた形で検討していかなければならないのだろうなというふうには考えております。

○議長（昆 暉雄）

2番。

○2番田村剛一議員

数少ない公園地になりますので、遊園地も兼ねて、観光地も兼ねて、やっぱり沿岸でこういうふうな公園を持っているというのはそうないわけですから、ぜひ山田の船越公園に行ってみようかという

ふうな声がかかるような整備の仕方をしていただきたい。

以上、要望して終わります。

○議長（昆 暉雄）

これで質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これから議案第36号 船越公園災害復旧工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

_____ ○ _____

○議長（昆 暉雄）

以上で本日の日程は全て終了しました。

なお、本会議は予算特別委員会の審議が終了するまで休会とします。

これをもって散会します。

午後 1時42分散会

平成29年第1回山田町議会定例会会議録（第26日）									
招 集 告 示 日		平成29年 2月 8日							
招 集 年 月 日		平成29年 2月13日							
招 集 場 所		山田町役場5階議場							
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告		開 議	平成29年 3月10日午後 2時00分				議 長	昆 暉雄	
		閉 会	平成29年 3月10日午後 2時50分				議 長	昆 暉雄	
応（不応）招議員 及び出席議員並び に 欠 席 議 員 出席 14名 欠席 0名 欠員 0名 凡例 出席 ○ 欠席 △ (不応招) ×		議 席 番 号	氏 名		出 席 等 の 別	議 席 番 号	氏 名		出 席 等 の 別
		1	阿 部 幸 一		○	8	関 清 貴		○
		2	田 村 剛 一		○	9	阿 部 吉 衛		○
		3	佐 藤 克 典		○	10	坂 本 正		○
		4	黒 沢 一 成		○	11	菊 地 光 明		○
		5	田 老 賢 也		○	12	山 崎 泰 昌		○
		6	木 村 洋 子		○	13	吉 川 淑 子		○
		7	尾 形 英 明		○	14	昆 暉 雄		○
会議録署名議員		6番 木 村 洋 子			7番 尾 形 英 明		8番 関 清 貴		
職務のため議場 に出席した者の 職氏名		事務局長		白 土 まさ子		書 記		鈴 木 廉 子	
地 方 自 治 法 第 1 2 1 条 により 説明のため出席 した者の職氏名 凡例 出席 ○ 欠席 △		職 名	氏 名		出欠	職 名	氏 名		出欠
		町 長	佐 藤 信 逸		○	国保介護課長	甲斐谷 芳 一		○
		副 町 長	甲斐谷 義 昭		○	健康福祉課長	菊 池 ひろみ		○
		副 町 長	鈴 木 裕		○	建設課長	川守田 正 人		○
		技 監	山 下 真 徳		○	建築住宅課長	佐々木 政 勝		○
		総務課長	花 坂 惣 二		○	上下水道課長	佐々木 達 彦		○
		総務課主幹	倉 本 收 郎		○	消防防災課長	上 沢 隆		○
		企画財政課長	上 林 浄		○	教育委員長	山 崎 喜 六		△
		復興推進課長	沼 崎 弘 明		○	教 育 長	佐々木 毅		○
		会計管理者兼 税 務 課 長	昆 秀 樹		○	教育次長	箱 山 智 美		○
		農林課長	古 舘 隆		○	生涯学習課長	白 土 靖 行		○
		水産商工課長	佐々木 真 悟		○				
		町民課長	中 屋 佳 信		○				
議 事 日 程		別 紙 の と お り							
会議に付した事件		別 紙 の と お り							
会 議 の 経 過		別 紙 の と お り							

平成 29 年第 1 回山田町議会定例会議事日程

(第 26 日)

平成 29 年 3 月 10 日 (金) 午後 2 時開議

- | | | |
|---------|-------------------------|--|
| 日 程 第 1 | 議案第 21 号 | 平成 29 年度山田町一般会計予算 |
| 日 程 第 2 | 議案第 22 号 | 平成 29 年度山田町国民健康保険特別会計 (事業勘定) 予算 |
| 日 程 第 3 | 議案第 23 号 | 平成 29 年度山田町後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日 程 第 4 | 議案第 24 号 | 平成 29 年度山田町介護保険特別会計 (事業勘定) 予算 |
| 日 程 第 5 | 議案第 25 号 | 平成 29 年度山田町介護保険特別会計 (サービス事業勘定) 予算 |
| 日 程 第 6 | 議案第 26 号 | 平成 29 年度山田町漁業集落排水処理事業特別会計予算 |
| 日 程 第 7 | 議案第 27 号 | 平成 29 年度山田町公共下水道事業特別会計予算 |
| 日 程 第 8 | 議案第 28 号 | 平成 29 年度山田町水道事業会計予算 |
| 追加日程第 1 | 議案第 44 号 | 町営住宅の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 追加日程第 2 | 議案第 45 号 | 山田町使用料の徴収に関する条例の一部を改正する条例 |
| 追加日程第 3 | 議案第 46 号 | 山田町山田地区復興整備事業業務委託の変更協定の締結に関し議決を
求めることについて |
| 追加日程第 4 | 議案第 47 号 | 財産の貸付けに関し議決を求めることについて (再議) |
| 追加日程第 5 | 議員派遣について | |
| 追加日程第 6 | 常任委員会の閉会中の所管事務の継続調査について | |

平成 29 年 3 月 10 日

平成 29 年第 1 回山田町議会定例会会議録

午後 2 時 00 分開議

(議事日程等別紙)

午後 2 時 00 分開議

○

○議長（昆 暉雄）

予算特別委員会の審議が終了しましたので、これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は 14 名であり、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

○

○議長（昆 暉雄）

ここで日程の変更についてお諮りします。

お手元に配付のとおり、追加日程として議案 4 件、議員派遣について、常任委員会の閉会中の所管事務の継続調査についてが提出されましたので、その日程のとおり変更したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、お手元に配付の日程のとおりとします。

○

○議長（昆 暉雄）

日程第 1、議案第 21 号 平成 29 年度山田町一般会計予算、日程第 2、議案第 22 号 平成 29 年度山田町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算、日程第 3、議案第 23 号 平成 29 年度山田町後期高齢者医療特別会計予算、日程第 4、議案第 24 号 平成 29 年度山田町介護保険特別会計（事業勘定）予算、日程第 5、議案第 25 号 平成 29 年度山田町介護保険特別会計（サービス事業勘定）予算、日程第 6、議案第 26 号 平成 29 年度山田町漁業集落排水処理事業特別会計予算、日程第 7、議案第 27 号 平成 29 年度山田町公共下水道事業特別会計予算、日程第 8、議案第 28 号 平成 29 年度山田町水道事業会計予算を一括議題とします。

以上 8 件は、議長を除く議員全員による予算特別委員会で審議したものでございますので、委員長報告を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、これより委員長報告を省略して、1 議案ずつ順に進めてまいります。

日程第 1、議案第 21 号 平成 29 年度山田町一般会計予算の採決に入る前に討論を許します。

まず、本案に対する反対者から討論を許します。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

次に、本案に対する賛成者の討論を許します。8 番。

○8 番 関 清貴議員

議席番号 8 番、政和会、関清貴、議案第 21 号 平成 29 年度山田町一般会計予算の賛成討論を述べさせていただきます。

あの東日本大震災から 6 年の歳月が流れようとしております。来る平成 29 年度は、山田町復興計画再生期の最終年度、山田町総合計画の 2 年目となり、復興事業も完遂に向け進んでおります。山田地区以外の高台移転引き渡し、新たな災害公営住宅への入居も始まり、被災した方々の新たな生活がスタートしております。一方では、応急仮設住宅で 6 年目を迎えようとする方々もおります。

産業面においては、なりわいの再生も進み、被災を受けた水産加工場、仮設から本設へと移った商業施設、県立山田病院も開業し道路網の整備も進みつつあります。平成 29 年度山田町一般会計予算は、歳入歳出 359 億 5,197 万 9,000 円と、前年度当初予算額と比較して 14.6%、61 億 2,780 万 9,000 円の減となりましたが、震災以降 6 年連続での大型予算となっております。

歳入では、町税は増となり、一般財源比率は 27.4%と前年度を 4.8 ポイント上回りましたが、地方交付税に頼るところが大きい構成内容となっております。歳出では、復興関連はもちろんのこと、防災、暮らしの安全、安心に配慮しコミュニティーの形成、老人福祉、子育て支援、町民の健康づくり、新斎場建築、基幹産業である漁業の振興、農林業の振興、堆肥センター機械設備改修、商工業観光の振興、町内の道路維持、新設改良、水路整備、消防の充実、学校給食センターの実施設設計委託、ラグビー・サッカー場の人工芝整備等が盛り込まれた予算となっております。

予算特別委員会での審議を通じ、復興完遂に向け住みよい町づくりに考慮した町民の負託を実現できる予算であると確認いたしました。震災から 6 年、県内外から山田町の復興を支援くださっている職員の方々に感謝申し上げるとともに、佐藤町長には町民の先頭に立ち、町政が立ちどまることなく、町民があしたに向け希望を持って笑顔で暮らすことができるような町づくりを進めていただきたいと思います。

以上、平成 29 年度山田町一般会計予算に対する私の賛成討論とさせていただきます。

○議長(昆 暉雄)

ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（昆 暉雄）

討論を終わります。

これから議案第 21 号 平成 29 年度山田町一般会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、議案第 21 号は原案のとおり可決されました。

日程第 2、議案第 22 号 平成 29 年度山田町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算の採決に入る前に討論を許します。討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これから議案第 22 号 平成 29 年度山田町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算を採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、議案第 22 号は原案のとおり可決されました。

日程第 3、議案第 23 号 平成 29 年度山田町後期高齢者医療特別会計予算の採決に入る前に討論を許します。討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これから議案第 23 号 平成 29 年度山田町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、議案第 23 号は原案のとおり可決されました。

日程第 4、議案第 24 号 平成 29 年度山田町介護保険特別会計（事業勘定）予算の採決に入る前に討論を許します。討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これから議案第 24 号 平成 29 年度山田町介護保険特別会計（事業勘定）予算を採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、議案第 24 号は原案のとおり可決されました。

日程第 5、議案第 25 号 平成 29 年度山田町介護保険特別会計（サービス事業勘定）予算の採決に入る前に討論を許します。討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これから議案第 25 号 平成 29 年度山田町介護保険特別会計（サービス事業勘定）予算を採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、議案第 25 号は原案のとおり可決されました。

日程第 6、議案第 26 号 平成 29 年度山田町漁業集落排水処理事業特別会計予算の採決に入る前に討論を許します。討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これから議案第 26 号 平成 29 年度山田町漁業集落排水処理事業特別会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、議案第 26 号は原案のとおり可決されました。

日程第 7、議案第 27 号 平成 29 年度山田町公共下水道事業特別会計予算の採決に入る前に討論を許します。討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これから議案第 27 号 平成 29 年度山田町公共下水道事業特別会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、議案第 27 号は原案のとおり可決されました。

日程第 8、議案第 28 号 平成 29 年度山田町水道事業会計予算の採決に入る前に討論を許します。
討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これから議案第 28 号 平成 29 年度山田町水道事業会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、議案第 28 号は原案のとおり可決されました。

_____ ○ _____

○議長（昆 暉雄）

追加日程第 1、議案第 44 号 町営住宅の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。建築住宅課長。

○建築住宅課長（佐々木政勝）

議案第 44 号 町営住宅の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例について、その提案理由と変更内容についてご説明申し上げます。

今回の条例の一部改正は、大沢小西団地、下条団地、大浦第 2 団地の完成及び長林第 3 団地、田の浜第 2 団地の一部完成により、UR 都市再生機構及び岩手県から町が財産購入することに伴い所要の改正をするものです。

最初に、資料 2 をごらんください。平成 29 年 3 月現在の災害公営住宅の整備位置及び戸数の案内図であります。

次に、資料3をごらんください。今回条例の一部改正に伴う長林第3団地及び田の浜第2団地の配置図であります。赤で表示した箇所が平成28年度完成分であります。青で表示した箇所が29年度完成分であります。

それでは、資料1をごらんください。新旧対照表によりご説明いたします。アンダーラインを引いている箇所を今回改正しようとするものです。別表第1中、栃木洞団地の次に団地名称、大沢小西団地、位置、大沢第6地割54番地25、28から31、33から36、40から41、43、47及び49から50、建設年度、平成28年度、戸数、1戸をそれぞれに加えるものです。

次に、団地名称、下条団地、位置、大沢第10地割25番地5から12、建設年度、平成28年度、戸数、1戸をそれぞれに加えるものです。

2ページをごらんください。次に、団地名称、長林団地の次に長林第3団地、位置、船越第6地割44番地16から17、21から24、建設年度、平成28年度、戸数、1戸をそれぞれに加えるものです。

次に、団地名称、山の内団地の次に田の浜第2団地、位置、船越第13地割6番地30から32及び39、建設年度、平成28年度、戸数、1戸をそれぞれに加えるものです。

3ページをごらんください。次に、団地名称、大浦第1団地の次に大浦第2団地、位置、船越第22地割106番地6から13、建設年度、平成28年度、戸数、1戸をそれぞれに加えるものです。

次に、別表第3中、山田中央団地駐車場の次に、名称、大沢小西団地駐車場、位置、大沢第6地割54番地25、28から31、33から36、40から41、43、47及び49から50、区画数、1区画をそれぞれに加えるものです。

次に、名称、下条団地駐車場、位置、大沢第10地割25番地5から12、区画数、1区画をそれぞれに加えるものです。

4ページをごらんください。次に、名称、長林第3団地駐車場、位置、船越第6地割44番地16から17、21から24、区画数、1区画をそれぞれに加えるものです。

次に、名称、田の浜第2団地駐車場、位置、船越第13地割6番地30から32及び39、区画数、1区画をそれぞれに加えるものです。

次に、名称、大浦第2団地駐車場、位置、船越第22地割106番地6から13、区画数、1区画をそれぞれに加えるものです。

条例本文に戻りまして、附則において、この条例は公布の日から施行しよとするものです。

以上、提案理由と改正内容についてご説明いたしました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

質疑を許します。11番。

○11番菊地光明議員

11番。確認ですけれども、この資料3ですが、こういうのでいいのかどうかかわからないですけれども、平成29年6月の末10戸完成って、これ予定、下は7戸完成って、これ予定ですよ。確認だ

け。

○議長（昆 暉雄）

建築住宅課長。

○建築住宅課長（佐々木政勝）

申しわけございませんでした。予定でございます。よろしくお願いします。

○議長（昆 暉雄）

そのように訂正願います。

ほかにありませんか。8 番。

○8 番 関 清貴議員

私は、位置のことなのですけれども、例えば大沢小西団地、大沢第 6 地割 54 番地 25 となっております。また、駐車場も同じ位置になるのですが、ほとんどが同じ宅地の中に駐車場があるということで解釈をそのようにしてよろしいですか。

○議長（昆 暉雄）

建築住宅課長。

○建築住宅課長（佐々木政勝）

はい、そのとおりでございます。

○議長（昆 暉雄）

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これから議案第 44 号 町営住宅の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、議案第 44 号は原案のとおり可決されました。

————— ○ —————

○議長（昆 暉雄）

追加日程第2、議案第45号 山田町使用料の徴収に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。建築住宅課長。

○建築住宅課長（佐々木政勝）

議案第45号 山田町使用料の徴収に関する条例の一部を改正する条例について、その提案理由と変更内容についてご説明申し上げます。

今回の条例の一部改正は、大沢小西団地、下条団地、長林第3団地、田の浜第2団地及び大浦第2団地の管理開始に伴い、駐車場の使用料を定めるため所要の改正をするものです。

それでは、条例案について新旧対照表により説明いたします。資料をごらんください。アンダーラインを引いている箇所が改正部分でございます。別表第2中、山田中央団地駐車場の次に、駐車場名称、大沢小西団地駐車場、建設年度、平成28年度、台数、15台、使用料、1台当たり月額1,000円、次に駐車場名称、下条団地駐車場、建設年度、平成28年度、台数、8台、使用料、1台当たり月額1,000円、次に駐車場名称、長林第3団地駐車場、建設年度、平成28年度、台数、6台、使用料、1台当たり月額1,000円、次に駐車場名称、田の浜第2団地駐車場、建設年度、平成28年度、台数、4台、使用料、1台当たり月額1,000円、次に駐車場名称、大浦第2団地駐車場、建設年度、平成28年度、台数、8台、使用料、1台当たり月額1,000円をそれぞれ加えようとするものです。

なお、1台当たりの駐車料金につきましては、町営住宅及び完成済みの災害公営住宅との均衡を考慮したものであります。

次に、条例本文に戻りまして、附則においてこの条例は公布の日から施行しようとするものです。

以上、提案理由と改正内容についてご説明いたしました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

質疑を許します。4番。

消防署長は確認してください。

○4番黒沢一成議員

4番。戸建て等集合団地の場合の違いなのですが、集合団地の場合の駐車場は、1台借りますとなればわかるのですが、戸建ての場合は1戸1戸駐車場がうちの前にあるわけです。その場合もやっぱり車ほとんどの方使うと思うのだけれども、使わないという方の場合は、うちでは駐車場使わないのという形で駐車料金は払わない。その戸建てのうちの前の駐車場はあいているという形になるのでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

建築住宅課長。

○建築住宅課長（佐々木政勝）

集合の場合は、駐車しないということであれば駐車料金はいただかないということですが、

戸建てに関しましては建物と駐車場一体で借りていただくということで進めております。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

暫時休憩をいたします。今消防署長が確認をとっていますので、それまで暫時休憩をいたします。

午後 2時24分休憩

午後 2時27分再開

○議長（昆 暉雄）

会議を再開いたします。

建築住宅課長より答弁を訂正したい旨申し出がございますので、許可いたします。建築住宅課長。

○建築住宅課長（佐々木政勝）

先ほどの答弁でちょっと間違いがありましたので、4番議員の方の質問ですけれども、戸建て住宅につきましても、車をもう使わないという方ありますと駐車料金はいただかないということで進めておりました。大変申しわけございませんでした。

○議長（昆 暉雄）

4番、よろしいですか。再質問ありますか。4番。

○4番黒沢一成議員

前の話であればわかるような、ないと思うのですけれども、ごまかすような方いないと思うのですけれども、チェックとかは特別したりはしないのですね。

○議長（昆 暉雄）

建築住宅課長。

○建築住宅課長（佐々木政勝）

駐車場を利用する方につきましては車庫証明を出していただきますので、それで確認しております。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これから議案第45号 山田町使用料の徴収に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

異議なしと認めます。

よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

○

○議長(昆 暉雄)

追加日程第3、議案第46号 山田町山田地区復興整備事業業務委託の変更協定の締結に関し議決を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長(川守田正人)

議案第46号 山田町山田地区復興整備事業業務委託の変更協定の締結に関し議決を求めることについて、その提案理由と概要についてご説明いたします。

本委託協定は、独立行政法人都市再生機構岩手震災復興支援本部と締結しているもので、本定例会の第23日、3月6日に議案第16号として議決をいただいたもので、復興交付金第17回の公布決定を受け、事業の進捗を図るため2事業について変更しようとするものです。

委託協定額について説明いたしますので、資料1をごらんください。1つ目の山田地区道路事業②は、変更前1億200万円に6億7,343万7,000円増額し7億7,543万7,000円とするものです。

2つ目の山田地区道路事業③は、変更前40億7,772万4,000円に22億7,318万円増額し63億5,090万4,000円とするものです。

次に、変更する事業箇所について説明いたしますので、資料2をごらんください。今回変更する事業区域を赤線を表示しております。山田地区道路事業②は、町道境田南線で道路線形見直しを含めて全体設計が整ったことから、道路築造工事に着手するため、道路築造費、のり面工などを増額するものです。

山田地区道路事業③は、町道細浦柳沢線のトンネルを含む北側部分で、液状化対策による地盤改良工、トンネルの湧水対策工、トンネル掘削方針の見直しなどにより増額するものです。

次に、山田地区道路事業②の境田南線の事業概要について説明いたしますので、資料3をごらんください。境田南線は、延長560メートル、幅員9.5メートルを整備するもので、道路線形の見直しを含めて全体設計が整ったことから、道路築造工事に着手するため、道路築造費、のり面工などを増額するものです。

次に、山田地区道路事業③の細浦柳沢線の事業概要について説明いたしますので、資料4をごらんください。赤線で囲んでいる部分が変更する箇所となります。地盤改良(液状化対策等)増と、橋梁工(杭工等)増についてですが、橋梁の周辺区域について液状化解析を行った結果、砂質土層があり、

地震により液状化することがわかったことから、液状化対策による地盤改良、橋梁の橋台支持ぐいの本数を増加するものです。

次に、トンネル工の増についてですが、掘削作業は昼夜施工で計画しておりましたが、周辺住宅などへの生活環境に配慮するため、夜間施工を取りやめ日中のみの掘削作業に変更するもので、掘削期間が6カ月から10カ月に延びることにより増工となるものです。

また、トンネル北側坑口付近の地盤が脆弱であることから、トンネル天端部分の湧水対策、地表面沈下のためのトンネル上部への鋼管打設及び薬液注入を行うため増工となるものです。

次に、掘削土工の増についてですが、トンネル土工において掘削土量が増加することにより増工となるものです。

次に、契約について説明いたしますので、議案本文をごらんください。変更前の金額489億5,003万円に29億4,661万7,000円を増額し518億9,664万7,000円とするものです。

以上、提案理由とその概要について申し上げました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

質疑を許しますが、この案件は全員協議会で皆さんに説明している案件でございます。それ以降にもし疑問が生じた場合については質問を許します。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑なしと認めます。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これから議案第46号 山田町山田地区復興整備事業業務委託の変更協定の締結に関し議決を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午後 2時35分休憩

午後 2時37分再開

○議長（昆 暉雄）

会議を再開いたします。

○

○議長（昆 暉雄）

追加日程第4、議案第47号 財産の貸付けに関し議決を求めることについて（再議）を議題とします。

ここで地方自治法第117条の規定によって、1番阿部幸一君、10番坂本正君、12番山崎泰昌君の退場を求めます。

（1番阿部幸一議員退場）

（10番坂本 正議員退場）

（12番山崎泰昌議員退場）

○議長（昆 暉雄）

本案は、3月6日の議決に関し町長から地方自治法第176条第4項の規定によって再議に付されたものであります。ここについて、再議に付した理由の説明を求めます。水産商工課長。

○水産商工課長（佐々木真悟）

議案第47号 財産の貸付けに関し議決を求めることについて（再議）に関して、その提案理由をご説明いたします。

本議案につきましては、本定例会3月6日の議案第15号に係る審議の際、議事に参与することができないものとして除斥していただくべき議員に対し除斥がなされないまま審議が行われたことから、地方自治法第176条第4項の規定に基づき再議を求めるものであります。

よろしくお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

以上で説明が終わりました。

本案については、質疑、討論を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

これから議案第47号 財産の貸付けに関し議決を求めることについて（再議）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（昆 暉雄）

起立多数です。

よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

ここで1番議員、10番議員、12番議員の入場を許可します。

(1番阿部幸一議員入場)

(10番坂本 正議員入場)

(12番山崎泰昌議員入場)

○議長(昆 暉雄)

1番議員、10番議員、12番議員に申し上げます。議案第47号は原案のとおり可決されました。

_____ ○ _____

○議長(昆 暉雄)

追加日程第5、議員派遣についてを議題とします。

ここでお諮りします。本件については、さきの全員協議会で既に協議いただいておりますので、提案理由の説明、質疑、討論を省略し、お手元に配付の資料のとおり、各種会議、議員研修等に派遣したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

異議なしと認めます。

よって、議員の派遣についてはお手元に配付の資料のとおり派遣することに決定しました。

_____ ○ _____

○議長(昆 暉雄)

追加日程第6、常任委員会の閉会中の所管事務の継続調査についてを議題とします。

申出書朗読。

○議会事務局長(白土まさ子)

平成29年3月10日、山田町議会議長、昆暉雄様。総務教育常任委員会委員長、山崎泰昌。

常任委員会の閉会中の所管事務の継続調査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、山田町議会会議規則第69条の規定により申し出ます。

1、事件、災害時における避難所について。地域コミュニティーづくりについて。学校教育環境について。町税収入について。

2、理由、本委員会の所管事務について、閉会中もなお調査が必要なため。

平成29年3月10日、山田町議会議長、昆暉雄様。産業建設民生常任委員会委員長、尾形英明。

常任委員会の閉会中の所管事務の継続調査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、山田町議会会議規則第69条の規定により申し出ます。

1、事件、道の駅について。

2、理由、本委員会の所管事務について、閉会中もなお調査が必要なため。

○議長（昆 暉雄）

本案は、山田町議会会議規則第 69 条の規定により、各常任委員長からお手元に配付のとおり閉会中の継続調査の申し出がございました。

ここでお諮りします。各常任委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続調査にすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

————— ○ —————

○議長（昆 暉雄）

以上で本定例会の全ての日程の審議が終了しました。

ここで3月末に退職する幹部職員の紹介を行いたい旨申し出がございましたので、これを許可いたします。甲斐谷副町長。

○副町長（甲斐谷義昭）

大変お疲れのところ時間をいただきまして、申しわけございません。今年度末で退職する幹部職員をご紹介させていただきたいと思います。

まず最初に、花坂惣二総務課長でございます。用地課長を歴任し総務課長ということで、今年度末に定年退職ということになります。

○総務課長（花坂惣二）

長い間、大変お世話になりました。山田町のますますの発展と、議員皆様のご健勝をご祈念申し上げ、お別れのご挨拶とさせていただきます。大変ありがとうございました。

○副町長（甲斐谷義昭）

続きまして、上林浄企画財政課長でございます。企画財政課長一本で今年度末までお勤めいただきました。

○企画財政課長（上林 浄）

貴重なお時間をいただきましてありがとうございます。思い出しますと、昭和 50 年、18 歳から山田町役場奉職させていただいております。その間、力不足の面多々ある中、皆様のご指導、ご鞭撻をいただきまして何とか勤め上げることができました。ありがとうございます。

○副町長（甲斐谷義昭）

続きまして、沼崎弘明復興推進課長でございます。被災以来ずっと復興推進一本で頑張っていたいただきました。

○復興推進課長（沼崎弘明）

ご紹介いただきました沼崎弘明でございます。貴重なお時間をいただき大変ありがとうございます。総務課長及び企画財政課長とともに山田町役場に入庁いたしまして、42年間勤めさせていただくことができました。特に後半の6年間は復興推進課長として、非常に濃密な時間を過ごさせていただきました。これもひとえに皆様のご指導のたまものと思っております。大変長い間ありがとうございます。

○副町長（甲斐谷義昭）

続きまして左側の席になります。昆秀樹会計管理者でございます。国保介護課長を歴任し、会計管理者で定年退職ということになります。

○会計管理者兼税務課長（昆 秀樹）

昭和54年の4月に役場に入りまして40年ということになります。この間、皆様方を初め、多くの皆さんにお世話になりました。大変ありがとうございました。山田町が今後ますます復旧し、復興し、発展することを祈念いたしまして挨拶いたします。長い間本当にありがとうございました。

○副町長（甲斐谷義昭）

同じく、佐々木達彦上下水道課長でございます。一本でこれまでやってまいりました。

○上下水道課長（佐々木達彦）

42年間お世話になりました。本当にありがとうございました。

○副町長（甲斐谷義昭）

続きまして、定年まで1年を残し勇退なさる白土まさ子議会事務局長でございます。議会事務局長一本で頑張ってくださいました。

○議会事務局長（白土まさ子）

議会事務局での3年間、議長を初め議員の皆様には大変お世話になりました。ありがとうございました。

○副町長（甲斐谷義昭）

以上で退職職員のご紹介を終わります。なお、今晚予定されております懇親会の席上で改めてそれぞれからコメント、挨拶をいただくことになっております。よろしくどうぞお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

以上で退職する幹部職員の紹介を終わります。退職される皆様に一言申し上げます。

皆様におかれましては、長年にわたり本町発展のためご尽力され、特に東日本大震災後は町の復旧、復興のため、幾多の辛苦に耐えその職務を果たしてこられました。これまでのご労苦に対し議会を代表して、心から敬意と感謝を申し上げます。

今後は、健康にご留意されまして、新たな人生、有意義に過ごされるとともに、町勢の発展のため、それぞれの立場からご支援いただきたいと思います。大変お疲れさまでした。

さて、本定例会は2月13日の開会以来26日間にわたりましたが、議員各位におかれましては平成29年度予算を初め、多くの重要案件について慎重かつ熱心にご審議いただくとともに、会議を通じて議事進行に格別のご理解とご協力を賜りました。議長として厚く御礼を申し上げます。

また、町長を初め執行部の皆様には、常に真摯な姿勢で審議にご協力いただきましたことに対し、深く敬意を表します。本会議あるいは委員会等において議員各位から述べられました意見、提言には特に意を用いられ、今後の行政執行に積極的に反映されるよう強く要望いたします。

結びに、議員各位及び執行部の皆さんにおかれましてはくれぐれも健康に留意され、山田町の復興完遂のためますますご奮闘されますようご祈念申し上げます。

以上をもちまして平成29年第1回山田町議会定例会を閉会いたします。

午後 2時50分閉会